

物

価

第一章 日華事変までの昭和年代における 物価変動

第一節 金融恐慌前後における物価変動

第一次大戦後大正年代の日本経済はおおむね不況状態のもとにあった。大正九年の恐慌が大戦中の好況から戦後の不況へのきっかけとなったのである。これにともなって大戦中に蓄積された資金はふたたび減少の一途をたどることとなり、ことに大正十二年関東大震災は復興にともなう輸入の激増をもたらし、年々の輸入超過によって対米為替相場は大正十三年三十八ドル台にまで低落したのである。かくて大正年代から昭和の金解禁にいたるまで、為替相場は低落動揺をつづけるのであるが、この原因となるのは輸入超過の継続にあるこというまでもない。しかし同時に、国内的にその原因をもとめると、政府日銀の救済政策である。日銀はじめ特銀の、いわゆる救済銀行化がはじまるのである。これについて、深井英五は次のごとく述べている。「所謂戦後反動の起った大正九年に日本銀行が増田銀行及び七十四銀行に対し、非常手段を以て援助を与えたのを発端として爾後非常の手段

でないようになり、日本銀行は財界殊に金融界を救済するの責務を有するが如き感想を社会に生じて仕舞いませした。其の以前にも救済的処置をなしたことがありましたけれども、概して担保の手心を幾分寛大にするとか、保証責任者を設けて融通を与えろとかいう程度に止まり、それも稀にあるだけのことでした。然るに大正九年以来……救済の手段も段々深入して、日本銀行の犠牲に於て財界の困難を解決せんとするような風潮を生じました。」

(1) 深井英五『通貨問題としての金解禁』一一八—一九頁。

ところでこうした救済は結局インフレーション手段によるものであって、それは日銀券発行高その他の指標からも充分推測されるところである。まず日銀券の年中平均発行高を大戦後大正年代についてみると第一表のごとく、大正八年好況の絶頂期における発行高をその後年々上回って増加しているのである。それでは事業活動はどうかといえば、大正九年以来新設拡張ともに激減しているのであって(第二表)、産業の要求にもとづいて通貨が

第一表 日本銀行券平均発行高

年次	百万円
大正8年	979
9年	1,192
10年	1,117
11年	1,175
12年	1,242
13年	1,260
14年	1,228

備考：日本銀行調。

膨張の傾向にあったとはいえないのである。さらに日銀の一般貸出高について、特別融通残高、外国為替貸付およびこの兩者をのぞいた一般貸出高についてみると次のごとく、国内の商業上の必要に応じて行われる一般貸出高は減退しており、他方特融残高が大きな割合をしめている。この傾向は昭和にはいってもつづくのである。ことに金融恐慌における特融救済がこれをいっそう助長

第二表 事業計画資本高調 (単位 百万円)

年次	新設	拡張	計
大正9年	3,048	2,066	5,114
10年	1,411	825	2,236
11年	953	538	1,492
12年	760	722	1,482
13年	373	631	1,004
14年	597	734	1,330
15年	758	920	1,678

備考：大蔵省『金融事項参考書』による。

第三表 日本銀行一般貸出高内訳 (単位 百万円)

年月	日銀特融残高	一般貸出高	外国為替貸付
大正12年12月	386	255	212
13年6月	266	134	91
12月	340	184	200
14年6月	262	98	64
12月	315	150	234
15年6月	300	91	53
12月	241	115	69

備考：大蔵省『金融事項参考書』による。

することとなるのである。たとえば昭和三年上半期末の日銀一般貸出残高は七億七千九百余万円であるが、そのうち六億八千五百余万円、すなわち八割以上が特別融通残高となっているのである(第三表)。

上述のごとく大戦後は不況のうちに輸入超過の継続とインフレーション的手段による救済策が行われるのであるが、国内における物価の趨勢

をみると第四表のごとくである。すなわち、物価は大正九年以後低落を続け大正十二、三年に回復を示すが、十四年から昭和二年にわたってふたたび低落している。大正十二、三年に回復傾向を示しているのは大震災後の復興景気を反映しているのである。このような物価の低落傾向はさきのインフレーション的救済手段からいって矛盾することく思われるのであるが、この当時の救済は不況のもとに破綻に瀕している企業への救済であって、のちにみるごとく政府の財政上(軍事上の要求から)から行われたインフレーションとは全く異なるものである。だ

第四表 物価・対米為替および日銀券発行高

年次	卸売物価	対米為替 (平均)	年末日銀 券発行高
大正8年	212	ドル 50 ⅔	百万円 1,555
9年	343	49 ⅔	1,439
10年	265	48	1,546
11年	259	48 ⅓	1,558
12年	263	48 ⅔	1,703
13年	273	42	1,662
14年	267	40 ¼	1,631
15年	237	46 ⅔	1,569
昭和2年	225	47 ⅓	1,682
3年	226	46 ⅔	1,739
4年	220	46 ⅔	1,642

備考：物価は明治33年10月基準，日銀調査指数，
為替相場横浜正金調，日銀券発行高は年末。

第五表 各国物価比較 (大正2年=100)

年度	日 本	英 国	米 国
大正13年	206.5	173.9	140.5
14年	201.7	160.9	148.3
15年	178.9	149.4	143.3
昭和2年	169.8	143.7	136.7
3年	170.9	140.9	140.0
4年	154.9	126.9	135.0

備考：日本銀行調。

となつている。第五表のごとくである。

ところで上記の卸売物価指数は昭和三年において若干の上昇傾向をしめすのであるが、これは昭和二年金融恐慌の跡始末が昭和三年下半期においてようやくみられ、これにもなつて物価の回復が生じたためである。この物価の回復傾向は昭和四年上半期まで続くのであるが、同年七月浜口内閣が成立して、金解禁断行の態度がはっきりするとともにふたたび低落へ転ずるのである。昭和二年から四年にわたる月別指数をみれば明白である。

第六表 卸売物価指数 (明治33年10月=100)

月 別	昭和2年	昭和3年	昭和4年
1月	224.4	224.1	227.9
2月	226.8	223.9	226.2
3月	226.6	223.9	226.2
4月	225.1	224.5	225.1
5月	226.2	226.9	223.0
6月	227.1	223.5	221.7
7月	224.6	223.2	219.6
8月	221.6	225.0	218.4
9月	223.6	229.8	217.5
10月	223.1	229.7	216.2
11月	222.9	229.1	211.1
12月	222.3	229.8	205.6

備考：日本銀行調。

第六表のごとくである。

ついで主要商品の卸売物価についてみると第七表のごとくである。いずれも昭和元年平均に対しては低落傾向をたどっているが、商品別に検討してみると、その低落度には差がある。米の価格低落がもっともはげしい。工業では価格低落に対して自衛的な措置を採ることが行われるのに対して、農産物はそのような手段もなく、かつ経営的に計算の基礎も明確でなく、家族労働力の酷使のうえに半ば自給する農村の生産物価格は、不況のもとでは底もなく低落することを示すものである。

であろう。銑鉄および銅が昭和三、四年にわたつて価格上昇を示している。これは主として海外の市況によるものである。銅についてみれば、日本の銅価格の変化は結局アメリカ銅の高低と為替相場の変動の組合せによる結果であるといつてよい。たとえば昭和三年は為替相場の動揺のはげしかった年であるが、その銅価格の上昇過程は全くアメリカ銅の歩調と同じで、米銅の高進に刺激された結果であった。そのうえまた実際国内需要も急増したのである。産銅額と輸入額の増加にもかかわらず、三年来滞銅額はわずかに三千トンにとどまった。このような銅界の好況は十数年来の現象といわれた。この主な理由は一般経済界の不況にかかわらず、各電力会社の拡張

設備、送電幹線の使用増加にあった。「電気事業関係に消費された銅は三年度において需要の約八割強に上っている¹⁾」といわれたことから推測される。

(1) 『朝日経済年史』昭和四年版、二五九頁。

鉄鋼についてみると銑鉄と鋼材では非常にちがっている。鋼材は昭和二年にはいって低落傾向を示し、五月鈴木商店の破綻による関西大手筋の投物輻輳して、一時トン八十円台割れの惨状を呈した(一月八幡製鉄所四月渡し払下値段を二四引下げて八十九円であった)。その後投物も一巡して市況安定するかにみえたが、川崎造船所の処分物が市場に殺到して市況の回復を妨げた。これに対して銑鉄においては金融恐慌の影響はあまりなく、ことに昭和元年カルテル銑鉄共同組合が成立して市況を維持したのである。なお鋼材についても関東鋼材販売組合が二年十二月一日創立され、即日業務を開始した。

またこの当時の鉄鋼政策について一瞥すれば、大正年代以来の不況下に鉄鋼業者は絶えず保護関税引上げや奨励金を要望してきたのであるが、大正末においても銑鉄関税引上案が上程されるところまでできていた。ところが震手問題の影響で議会へ提案不能となり、民間業者ははなはだしく失望したのである。鉄鋼業者はこれに代る手段として奨励金増額を求めたのである。ところが政友会内閣は奨励金制度を廃して、鋼材だけでなく銑鉄の関税も引上げて関税増徴を図り、地租委譲等の一財源としようとして、関税による製鉄奨励を行うことに決した。すなわち昭和二年十二月二十二日の商工審議会総会は、関税単行政策を可決したので、関税調査会幹事会は商工省

原案に従って関税改正率の協議を始めたのである。ところが第五十五議会は昭和三年一月二十一日解散となったので、関税改正はそのまま立消えの運命となった。しかし三年にはいると欧州で鋼材価格の高騰をみせ、それが日本にも刺激を与えることとなり、丸鋼現物一トン百四十円の高値をだし、このため優に採算がとれるようになり、関税の保護を必要としなくなったのである。この状況は昭和四年上半期においても続くのであるが、下半期にはいると世界的な生産過剰と金解禁断行を前提とする浜口内閣の出現によって市況は沈衰するのである。

ついで生糸についてみると、第七表に明らかごとく、昭和元年に対してかなりな低落ぶりである。昭和三年下半期からいくぶん持ち直しているが、元年平均千六百二十円七十五銭からみればいちじるしく落ちている。生糸業界は大正末以来不振であったところへ、昭和二年は金融恐慌の影響、北丹地方の激震による内地機業界への打撃、さらに対外的には中国動乱拡大の影響も重なって不振をいっそう深くした。七月末には最優等(横浜)千二百四十円の安値となり、業者は採算割れの不安に堪えず、糸価対策を協議した。その結果第三次帝蚕会社の設立をみることとなり、また糸価維持の徹底を期するため、さらに春挽糸の生産調節等も決議され、市況もようやく安定して年を越したのである。金融恐慌の影響は地方銀行の破綻から製糸家の金融をいちじるしく阻害し、ひいて春蚕に大きな影響を与えた。繭価ははなはだしい崩落をみせ、各地養蚕家は繭価救済運動を開始した。ついに政府も当業者の陳情をくんで、繭価安定策として五千万円の低利貸付を決定した。こうした対策の効果が昭和三年に現われ、前記のごとき回復傾向をしめしたのである。そして昭和三、四年において生糸業界は金解禁問題

に対しては積極的な支持者の立場にあった（昭和財政史「金融編」(上)参照）。為替相場の動揺は安定した採算を確立できないということが理由であった。金解禁による相場の低落があっても、採算の確立によって、これまでこらむってきたような損失を避けようというのである。

綿糸は昭和元年平均価格に対して昭和二年上半期には低落しているが、その後昭和四年上半期にわたって大体上昇を示している。この主要な理由はカルテルとしての紡連の統制によるものである。昭和二年金融恐慌において、とくに近江銀行の休業は綿糸界に大きな影響を与えた。一部機業界はこのため恐慌状態におちいり、モラトリアムの実施とともに、金融の不円滑と経済界の沈衰とは綿糸受渡しに問題を生ずるものと見られ、綿糸業界は非常な不安におそわれたのである。かくてこれに対する対策として四月末、五月一日から六ヶ月間一割五分操短を決議し、実施した。さらに十一月十五日から操短率拡張を行った。しかし綿糸布界にとって昭和二、三年は多難な年であった。中国の動乱と排日運動がそれである。昭和三年中二割三分の操短を継続した。こうした措置によって上記のごとく価格を維持したのであって、カルテル形成が価格維持の上でいかに大きな力をもっているかは、前述の農産物価格の低落と比べた場合明白である。

以上に考察したごとく、昭和金融恐慌前後においては経済界は一般的に不況であり、物価は低落の一途をたどるのであるが、そのなかで大企業の結合すなわちカルテル形成が行われ、市場対策がよく行われた部門では価格低落をくいとめることができたのである。いかに多くの産業部門で価格維持の対策が採られていたかを、金融恐

慌後から昭和三年にわたって摘記してみよう。

第七表 東京卸売物価

	米 (一石)	大豆 (一石)	生糸 (百斤)	綿糸 (百斤)	銑鉄 (一噸)	電気銅 (百斤)	石炭 (一噸)	燐寸 (一畝)	洋紙 (一封)	大豆糶 (10貫)
昭和元年平均	37.76	27.96	1,620.75	75.14	53.00	49.65	20.50	0.80	0.18	3.16
2年6月	37.23	32.04	1,420.00	71.77	53.00	45.50	20.00	0.78	0.16	3.06
12月	31.08	24.91	1,297.00	76.70	53.00	50.55	20.00	0.84	0.16	2.80
3年6月	31.29	27.49	1,275.50	78.07	54.25	52.54	20.42	0.82	0.16	2.98
12月	28.92	28.62	1,370.00	79.05	53.50	55.66	20.42	0.82	0.15	2.91
4年6月	29.54	27.91	1,339.00	77.60	53.41	59.67	19.75	0.83	0.14	3.15
11月	29.84	24.72	1,222.00	61.84	50.50	54.50	20.25	0.82	0.13	2.73

備考：『金融事項参考書』による。昭和4年12月から商品単位が一部変更しているため11月をとる。

- 昭和二年
- 五月一日 第十次紡績業操短実施。
- 五月五日 燐肥限産の拡張決定。
- 五月十七日 製粉連合会六割操短決定。
- 五月二十四日 絹糸紡十一社一割二分操短決議。
- 六月十三日 セメント連合会、六、七、八月中二割五分の限産を決定。
- 八月二十日 製紙連合会一割七分の限産継続。
- 八月十三日 セメント連合会、九、十、十一月中三割五分の限産を決定。
- 九月六日 過燐酸連合会限産率の拡張申合せ。
- 十月二十二日 羊毛工業会モスリン部会、明年三月末まで二割五分操短を決議。
- 十月二十五日 石炭連合会評議員会総会送炭制限を決定。
- 十月二十九日 紡連協議会、八分の操短増率を決定。
- 十一月五日 絹紡工業会操短継続を決定。
- 十一月十一日 セメント連合会委員会十二、一、二月三ヵ

月の限産（三割五分据置）を決定。

二十五日 蚕糸中央会糸価維持対策委員会製糸操短決議。

昭和三年

一月十二日 板紙連合会協議会、今年度の限産率を二割据置決定。

二十七日 紡連、五月以降半年間操短の延長を決定。

二十八日 砂糖水曜会、精糖および耕地白糖売値を協定。

二月一日 セメント連合会、操短率を最高三割五分据置に決定。

八月九日 人造肥料連合会、操短実施期限を延長、操短率三割に拡張。

八月十日 石炭鉱業連合会、送炭制限五分拡大を決議。

十月六日 晒粉連合会、販売協定価格の引上げを決定。

九日 火曜会、精糖二十二円五十銭以下売止めを申合せ。

十一月三十日 製粉三社協定価格、二等粉三円七十銭に引上げ。

第二節 金解禁期間の物価

昭和五年一月十一日金解禁が実施された。昭和四年七月浜口内閣は成立するとともに、金解禁断行をその綱領としてあげたのであり、このことは下半期にはすでに影響を現わしていた。すなわち金解禁への準備として政府のとった消費節約、国産奨励策は経済界に沈衰をもたらし、四年下半期の物価は前節に考察せるごとく低落を示したのである。

ところで、民政党内閣が金解禁を断行した主要な理由をなすものは、これによって国内における企業の立直しを行い、日本物価の国際的割高を是正して、海外競争力を強め、もって景気の回復を図ることが目的であった。すなわち合理化を促進する上で、金解禁に基づく金融、物価政策を展開することであった。ところが昭和四年（一九二九年）秋、ニューヨーク株式市場の崩壊を機として勃発したアメリカの恐慌は、やがて欧州はじめ世界に伝播して、世界大恐慌に発展したのである。このことは日本の金解禁実施に大きな影響を与え、政府のあらかじめ意図したとき効果は全く実現されえないこととなった。まず日本の物価はいうまでもなく下落した。しかし国際的にみれば依然割高であった。けだしアメリカやイギリスにおいても恐慌によって物価の低落をきたしたからである。第八表を参照されたい。すなわち東京物価は五年一月一六〇・一から十二月には一二七・八へ、六年

第八表 日英米三国物価指数 (大正3年7月基準)

年 月	東 京	ロンドン	ニ ュ ー ク
昭和4年10月	171.9	136.2	142.4
5年1月	160.1	130.0	132.2
6月	144.1	119.0	121.3
12月	127.8	103.7	109.2
6年6月	119.8	96.0	100.8
12月	120.1	99.4	99.8

備考：日本銀行、エコノミスト社、ブラッドストリート社調による。

六月には一一九・八に低落していったのであるが、同期についてロンドン物価は二三〇・〇、一〇三・七、九六・〇へ、ニューヨーク物価は二三二・二、一〇九・二、一〇〇・八と下落しているため、日本物価は依然割高に結果したのである。なお金解禁に伴う金の流出については、井上蔵相ははじめ巨額の流出はありえないという見解であり、次のごとくのべている。「翻って解禁直後生ずべき正貨流出について之を覩るに貿易の近状より推す時は通常の国際貸借決済の為に正貨の流出は左まで巨額に上ることなかるべく又資金の移動関係にありては為替思惑資金の流入せるもの比較的少額に止まり、海外金利も漸次低下の傾向にある

のみならず我民間大銀行は解禁問題の解決に当り政府及び日本銀行の方針に協力を与ふるの決意を有し内地資金を海外に移すが如きことを敢てせざる旨の諒解成り居れり、故に解禁に際し巨額の正貨流出し之が為直に内地金利の昂騰するが如き虞なしと信ず¹⁾。」

(1) 昭和財政史「金融」編(上)、二二九頁、なお金解禁および金流出については同編を参照されたい。

ところが実際には正貨流出は多額に上り、井上蔵相の予想したようには容易にやまなかつたのである。昭和五年上半期における総流出額は二億二千五百万円に上り、下半期にはいるとロンドン軍縮会議にからんで政局の不安が生じ、また恐慌状態からの金輸出再禁止論の台頭とともに資本の海外逃避を促したため、一時また激しい流出をみたのである。かくて昭和五年一年間における正味流出額は二億八千八百万円となった。このような流出の主な原因は入超決済、為替思惑資金の引上げ、外貨債買入れによる資本の逃避等であった。昭和六年にはいって国内の恐慌の発展のため大銀行は資金の利用先がなく、海外における金利高からますます資本の逃避が続き、九月イギリス金本位停止とともに、いわゆるドル買騒動となるのである。かくて昭和六年における正貨流出額は四億三千三百万円を算したのである。こうした事情はもちろん日銀券発行高を減縮せしめ、恐慌による物価低落を通貨の面から激化せしめるものであった。

いま日本銀行調卸売物価指数(大正三年七月基準)によってその足取りをみると、浜口内閣成立前の四年六月に一七六であった指数はその後低落歩調をたどって金解禁実施の五年一月には一六〇へ、すなわち一割方下落し、さらにその後も続落して一二八となり、内閣成立以来一年半のあいだに二割七分強という大正九年の恐慌時に次ぐ崩落をとげたのである。こうした物価の崩落にもかかわらず、国際的には前述のごとくなお割高であったから、政府の全解禁に伴ないとしてきた政策は、かえってますます恐慌を激化させるだけとなった。すなわち徹底的な緊縮方針をもって財政のバランスを合せることに努め、他方国産奨励によって輸入を防遏するとともに、いわゆる産業合理化を強行して商品原価の引下げによる輸出増進を目指したのであるが、貿易は延びず、かえって

著しく減退し、このため上述の諸方策は国民大衆の消費力を制限することによって、物価下落の傾向に拍車をかけることとなったのである。かくて昭和五年物価の続落するなかで、このような物価低落はどこまでが為替の回復によるものであり、どこまでが恐慌による部分であるかが論議されたが、結局「単に為替の回復に対応する低落ならば一割三分程度の低落に止まるはずなるに、かくその二倍余の暴落を演じたのは、金解禁のほかに世界的不景気の重圧を蒙ったためである。従って便宜上これを時期的に分けてみると、物価が恰度一割二、三分を低落せる五年三、四月頃までが金解禁単独の影響で、世界的不景気が激しく襲来せる四、五月以後を主としてその影響期と見ることが出来るわけである¹⁾」とみられた。

(1) 『朝日経済年史』昭和六年版、二頁。

いま重要商品十種についてその低落ぶりをみると第九表のごとくである。最低石炭の一割二分から最高生糸の五割二分にいたる平均三割三分の暴落を告げており、中でも農産物、繊維工業品および金物類がもっともはなはだしい。さきにも一言せるごとく、農産物および中小企業が生産あるいは企業規模において圧倒的な比重を示す業種ほど恐慌の打撃を強く受けるわけである。戦前(大正三年七月)と比較してみても、石炭が八割、洋紙が六割、木材が二割程度の高値を維持しているほかは、全部第一次世界大戦勃発前後の相場に復帰し、ことに生糸および鉄のごときは大正三年七月の相場を前者は四割、後者は一割五分も下回る惨落ぶりである。

こうした物価崩落に対して、各種産業においてはカルテル化が著しく促進された。政府もまた合理化促進の法

第九表 主要商品価格指数 (明治33年10月基準)

	大正 3年7月	昭和 4年6月	5年1月	5年12月	対4年6月 低落率%
米	135	250	229	151	39.6
小麦	135	205	218	135	34.1
小砂	221	294	271	248	15.6
生綿	130	168	150	80	52.4
木洋	128	255	187	145	43.1
材鉄	104	182	162	126	30.8
銅	69	116	92	60	48.3
紙炭	90	157	141	101	35.7
洋石	107	191	183	164	14.1
炭	142	287	278	253	11.8

備考：大蔵省『金融事項参項書』による。

第十表 昭和五年度主要産業操短率

	上 期 末	下 期 末
	%	%
紡 績	27.2	34.4
絹 織	30.0	35.0
過 洋	30.0	45.0
生 製	53.2	53.2
鋼 石	20.0	20.0
人 晒	35.0	35.0
麻 石	50.0	50.0
灰 窒	10.0	10.0
銅	20.0	20.0
	45.0	45.0
	30.0	30.0
	—	40.0
	12.0	12.0

十表のごとくである。

これらのうちでも製粉、鉄鋼、洋灰、石灰窒素などの事業では、そのカルテル化に一步を進めて共販組合を結成し、事業の徹底的統制による市価対策につとめた。しかしこれらの手段も結局においては十分な成果をあげる

的手段として「重要産業統制法」を実施し、カルテル化を奨励したのである。各種事業会の価格対策はカルテル化を通じての生産制限であり、共同販売であり、いわゆる産業合理化であった。昭和五年度中生産制限の行われた主要な事業をあげれば第

第十一表 東京卸売物価指数

年 度	平均物価	米	生 糸	綿 糸	鉄	石 炭
昭和1年	100	100	100	100	100	100
2年	94.9	93.4	84.5	94.3	95.3	107.3
3年	95.5	82.1	31.2	100.8	102.0	103.5
4年	92.9	77.1	80.7	98.8	103.9	100.0
5年	76.5	67.4	53.1	62.7	76.5	81.9
6年	64.6	48.9	36.7	53.3	61.4	81.9
7年	68.1	56.1	41.5	60.3	76.5	77.1

備考：日銀調査指数より換算。

ことができなかつたのであって、それは六年の物価の低落から看取されるわけである。しかしながらまたこれらの工業製品の価格低落に比べると農産物における暴落はさらに激しく、農家経済を破綻におとしいれたのである。ことに昭和五年は、内地、朝鮮、台湾を通じて米作は空前の大豊作であった。しかも価格崩落のために農家は窮乏の唯中におかれることとなったのである。豊作恐慌とよばれたゆえんである。昭和五年農林省へ陳情にきた農民が「實際私ども農民の生活は生か死か、助けるか殺すかの岐路に立つ実に涙に滲む苦難時代です。汗水たらして作ったキャベツ五十で、やっと敷島一つ（代価二十五銭）にしか当らず、蕪は百把なければバット一つ買えません、繭は三貫、大麦は三俵でたった十円です、これでは肥料代を差引き一体何が残りますか」といっているところからもその窮乏の深刻さが看取されよう。いま東京卸売物価指数（日銀調）をもって工業製品価格と農産物価格の低落度合をみると第十一表のごとくである。昭和元年を一〇〇とする指数の低落の足取りは米、生糸において顕著であり、ことに昭和五、六年の恐慌時における価格下落

第十二表 種類別卸売物価指数

	昭和5年12月	昭和6年11月	低落率%
穀物	65.2	60.4	7.4
燃料	78.2	73.5	6.1
食料品	80.4	71.2	11.4
紡織品	65.6	53.1	19.0
金物	66.0	56.9	13.9
肥料	65.6	58.7	10.5
建築材料	79.3	76.1	4.0
雑品	75.0	67.2	10.4

備考：朝日新聞社調，前五ヵ年平均を基準とす。5年12月分は6年指数基準に換算する。

も次のような特徴をもたらした。つまり貿易関係品の低落がもっとも大であったのである。これがひいて国内商品に影響をおよぼし、一般購買力を極度に減退せしめ、国際商品取引の狭少化の圧迫を受けて各商品も一斉に低落したのである。第十二表によつて考察してみよう。すなわち各類とも著しい低落であるが、なかでもはなはだしいのは紡織品の一九%、金物の二四%の下落、これに次いで食料品の一一%、肥料、雑品の一〇%などであるが、その他米穀、燃料なども激しい下落である。紡織品、金物の激落が日本の主要産業にとって重大なる打撃であ

の激しさをみる事ができる。したがって工業製品価格との間にいわゆる缺状価格差を生じているのがわかる。

以上のごとき経過をたどつた物価は昭和六年にはいっても世界恐慌の深化につれて、依然低落をたどつた。世界恐慌はこの年下半期にはいると欧州に激しい信用恐慌をもたらした。オーストリアの大銀行クレジット・マンシュタルトの破綻がきっかけとなり、やがてドイツ金融市場を混乱におとしいれた。これがやがてイギリスからの短期資金（主にフランスの）の引揚の契機となり、イギリスを金本位停止へ追いやることとなるのである。このような事情にあつたから、恐慌は世界的に深刻化し、このことはしたがって昭和六年における日本の物価低落に

第十三表 生産財・消費財および国内品・貿易品物価比較

年 月	生産財	消費財	国内品	貿易品
昭和6年 2月	110	109	165	105
4月	107	110	170	104
6月	97	109	167	98
8月	95	116	168	99
10月	90	103	165	95
12月	95	110	163	99

備考：三菱経済研究所調，明治36～大正3年基準。

ることはいうまでもないことであろう。次に五年から六年にわたる物価の崩落について別の観点から考察してみよう。すなわち、貿易品と国内消費品の低落率の差および生産財と消費財の低落率の差についてである。第十三表を参照されたい。国内消費品にくらべて貿易品の低落が激しく、消費財に比べて生産財の低落がひどいことがわかる。この生産財と消費財の価格低落について当時ダイヤモンド社の調査によれば、原料品の低下は昭和五年六月から六年六月までに二一・六％を、生産財は二九・三％を下落しているのに対して、消費財は一六・七％の下落にとどまっている。

以上のごとく昭和五、六年の物価は種々な相違を業種間に生じながらも、一般には暴落の一途をたどったのである。昭和六年六月末フーヴァー大統領のモラトリアム宣言が世界恐慌打開の鍵と期待され、世界の市場は興奮したのであるが、またたく間に消滅し、欧州の信用恐慌の激発に伴って、九月イギリスの金本位離脱が起り、日本の金本位停止も時期の問題と目されるにいたったのである。日本の金輸出再禁止は突発した満州事変とともに、インフレーション政策への転換を意味するものであり、したがってまた外国為替相場の低落と物価の上昇への道であった。

第三節 金輸出再禁止後の物価

昭和六年十二月若槻内閣の崩壊と犬養内閣の出現は、財政および経済政策の上で一大転換をなすものであった。財政緊縮、軍縮、為替高などのデフレーション政策から、高橋蔵相による膨張財政への転換であった。すなわち高橋蔵相は金輸出再禁止実施とともに前内閣計画の増税、行財政整理をとりやめ、非募債緩和の方針を採った。かくて七年度予算は議会解散のため、実行予算を歳出十四億五千四百万円、歳入十三億八千六百万円、差引歳入不足六千八百万円は公債によると決定した。犬養首相は五月十五日兇手にたおれ、年来主張してきた積極政策を実現するにいたらずに齋藤内閣となったが、高橋蔵相は留任して財政経済政策は変化なく、内外非常時局に対応する政策として軍拡、輸出貿易の振興救済事業による積極財政を展開した。これ以後日本の財政は軍事費を中心とするインフレーション政策をとることとなるのである。もちろん政府はインフレを抑制する政策をも他面でとるのであるが、日華事変にいたるまでの主要な抑制策は、高橋蔵相によって行われたオープン・マーケット・オペレーションである。しかしこの方法も日華事変の段階にはいると、膨大化する軍事費の前には無力となり、資金に対する直接的な統制をもってしなければ、インフレ物価の抑制は困難となるのである。

ともかく金輸出再禁止、満州事変の突発とともに、日本の政治的・経済的動揺が対外的に現われたのは円為替

相場は崩落であった。六年十二月政友会内閣によって金輸出再禁止が行われると、対米為替相場は四十九ドル台から一挙三十四ドル台にまで激落し、満州事変の拡大とともにさらに続落を続けて、七年秋には十九ドル四分の三という空前の安値が出現した。そして八年の半ばごろから為替相場は低落したまま安定するのである。すなわち対英は大体二シリング二ペンス見当、対米は二十九ドル見当に大体落着いたのである。

上述のごとく国内における積極財政への転換と対外軍事活動の開始によって、為替相場の崩落と国内物価の騰貴が始まったのであるが、為替相場の崩落の程度に比べては、物価の騰貴率は弱かった。したがって日本物価の対外的地位はかつての割高からいちじるしく低められることとなった。このことは世界市場における日本商品の安売りを結果し、輸出貿易を飛躍的に増進せしめることとなり、また国内的には軍需工業の好況に伴ない、日本の景気はいちはやく回復し始めたのである。十年秋深井日本銀行総裁は、関西銀行大会で日本の景気回復について次のように述べている。「為替相場が急落して一応安定しているのに、国内物価が未だその程度にまで騰貴していない点に日本の今日の好況は由来している。」このように指摘される日本物価と対外為替相場の関係を表示すれば第十四表のごとくである。

金輸出再禁止後における物価の変動は、昭和八年に次のような動向をもって現われた。すなわち、金再禁止直後から八年初頭にわたっては、物価は為替相場の低落を直接に反映していた。第十五表によって参照されたい。すなわち再禁止直前の六年十一月は一一・六・九と金解禁中の最低位を示した物価は十二月は二二〇・一に上り、七

第十四表 日本物価の国際的地位の変化

	日 本			英 国			米 国
	卸 売 価	対米為替相場	ド ル 価	卸 売 価	米英為替指数	ド ル 価	
大正2年基準							
大正9年平均	307.2	99.6	306.0	303.7	82.8	231.5	221.4
大正15年平均	179.2	94.0	168.4	157.0	99.7	156.7	148.4
昭和3年平均	170.2	93.2	158.6	141.9	100.0	141.9	143.6
昭和4年上期基準							
4年下期	94.8	95.1	90.2	91.0	99.9	90.9	97.2
5年上期	85.5	98.9	84.6	87.7	99.9	87.6	86.6
5年下期	74.3	99.1	73.6	77.9	99.9	77.8	79.2
6年上期	69.7	99.1	69.1	69.3	99.9	69.4	70.7
6年下期	65.0	96.9	63.0	68.7	86.4	59.4	64.5
昭和6年下期基準							
7年上期	106.6	65.9	70.2	98.4	74.0	72.6	85.8
7年下期	120.2	46.7	56.1	96.1	70.0	67.3	84.9
8年上期	132.6	44.8	59.4	95.5	74.9	71.5	86.7
8年下期	133.9	57.1	76.5	100.0	98.4	98.4	108.6
9年上期	133.2	60.2	80.2	101.6	104.4	106.1	111.5
9年下期	136.2	58.9	80.2	101.9	102.7	104.7	114.0
10年上期	136.1	57.0	77.6	104.0	100.0	104.0	119.2

備考：三菱経済研究所調。

年二月には一一・八・三にまた高騰した。しかしこの高騰は三月からは転じて下降をたどり、六月には一一・六・四に低落したのである。そして七月からふたたび上昇し、年末には一四六・八に上った。八年および九年は、大体この状態で安定している。十年にはいって、ことに下半期に物価の高騰傾向がふたたび強く現われ、十一年下半期から十二年にわたってかなり急騰勢をたどっている。物価が十年の下半期からふたたび顕著な騰勢を示す主要な原因はもちろん、イ

止後の卸売物価指数

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
150.6	144.1	140.4	139.6	136.3	130.9	129.0	127.8	143.9
122.5	119.8	121.5	120.7	119.0	116.8	116.9	120.1	129.7
119.5	116.4	117.5	123.9	133.1	134.5	141.5	146.8	128.1
140.6	142.8	144.8	143.1	145.0	143.5	142.1	139.6	142.7
140.1	138.8	138.8	140.7	142.5	144.6	144.0	144.0	141.3
145.0	143.3	143.3	145.4	150.2	154.3	154.0	152.6	147.5
153.0	154.0	157.0	159.6	159.8	159.4	161.8	170.7	157.0
191.8	189.3	—	—	—	—	—	—	—

る。

インフレーションの顕現化であるといえよう。いかえれば再禁止後七、八年に、低為替相場と軍事財政を支えとして景気上昇が始まるのであるが、この当時においてはなお恐慌以来の大きな失業者人口と未稼働生産設備が存していたので、これらの労働力と生産設備の動員によって生産増進、輸出伸張が行われ、金融政策（とくにオーブン・マーケット・オペレーション）とあいまって財政の膨張はそのま

まインフレーションの激化とはならなかった。ところが公開市場操作にしても、不況以来銀行の手許に堆積されていた遊資が存していた間は容易に手際よく行われるが、事業活動の旺盛となるにしたがって、この方面からの資金需要が増大してくると、一般の利子率の高騰も手伝い、公債消化に向けられる資金が減退するのは当然である。しかもこのことは好景気に伴う事業活動が盛んになるにつれて、大体十年には未稼働設備は減少し、生産増進にはあらたな投資による拡張を必要とする状態にたちいたったことによって促進されたのである。たとえば事業計画資本高をみても新設増資合計（払込）

第十五表 金再禁

年 度	1月	2月	3月	4月
昭和5年	160.1	158.8	155.8	153.3
6年	126.0	125.6	125.9	125.6
7年	126.8	128.3	126.0	122.5
8年	147.1	142.8	141.1	140.1
9年	139.6	141.2	140.7	140.7
10年	144.3	146.4	145.9	145.0
11年	152.5	151.9	151.7	153.0
12年	185.3	183.0	190.5	197.1

備考：日本銀行調、大正3年7月を基準とす

は、昭和六年に五億八千三百万円、七年四億四千一百万円であるのに、九年には十五億六千五百万円、十年十二億九千四百万円、十一年十六億八百万円と急増しており、労働人員指数（日銀調査、大正十五年基準）をみても、昭和六年七四・四に落ちていたのが、十年には九九・七に上昇している。

かく十一年から十二年にかけては、ようやく物価騰貴が目だってくるのであるが、その主原因は上述のごとく一方におけるインフレ政策の進行と他方軍需生産を中心とする景気の高揚に伴う生産の拡張に基づく諸商品相場の高騰であった。しかもこの時期にはいると、政府は生産力拡充を国家的政策としてかかげなければならぬ

内外の情勢におかれたから、為替相場下落の不安から商品相場の急騰をもたらす影響も見逃せない。いま十一年から十二年にわたる主要商品の相場の騰勢をみると第十六表のごとくである。すなわち十二年にはいって一月から五月にわたる相場は商品によって幾分下落しているものもある。たとえば小麦粉、綿糸、生糸、毛糸、人絹および揮発油である。これらが一月にくらべて低落したのは、為替低落不安から一月当時とくに思惑的に買いあ

おられたせいであって、為替管理法の強化（輸入為替の許可制実施）によって為替下落不安が薄らいだための下落

第十六表 重要商品相場の動き (単位 円)

	11年 4月4日	" 12月4日	12年 1月12日	" 4月6日	" 5月28日
米 (一石)	30.85	29.64	32.25	34.60	34.50
小麦粉 (一袋)	3.77	4.67	5.05	5.00	4.80
砂糖 (百斤)	14.63	17.00	18.80	20.10	20.00
豆粕 (一枚)	2.11	2.15	2.49	2.65	2.65
綿糸 (一捆)	196.1	217.0	283.0	274.8	259.1
生糸 (百斤)	595	830	937	874	821
毛糸 (一封度)	2.05	2.91	3.83	3.28	3.17
人絹 (百封度)	63.1	63.5	95.5	88.6	84.2
丸鋼 (百疋)	10.80	13.00	22.00	25.50	24.50
銅 (百疋)	75.95	96.70	112.50	141.60	124.65
石炭 (一噸)	16.00	17.45	17.95	18.40	19.10
揮発油 (一函)	7.80	6.80	6.80	6.60	6.70
洋紙 (一封度)	0.185	0.163	0.168	0.175	0.175
セメント (一袋)	1.09	0.91	0.91	0.93	0.93
硫安 (十貫)	4.10	3.22	3.45	3.55	3.70

備考：東洋経済調。

である。それにしても十一年の相場とくらべるときはなお四〇%ないし六〇%の騰貴に当たっている。他方十二年にはいっても一月から四月にわたって騰貴を続けているものは、セメント二%、硫安および石炭三%、洋紙、豆粕、米、砂糖各五%ないし七%の騰貴であるが、丸鋼および銅にいたっては、この間におのおの一六%および二六%の暴騰となっている。そしてこれらセメントから銅にいたる諸商品の騰貴を十一年四月とくらべると、いずれも二倍ないし二・五倍近い位置に上っているのである。

こうした高物価の出現にはまず政府自身が悩まされるところである。けだし予算のもとに軍事力の上からの諸事業を遂行しなければならぬのであるから、物価の騰貴は政府の政策遂行

上支障の原因ともなるわけである。そこで物価抑制の政策がとられるようになった。その第一に採り上げられたのが鉄鋼相場である。それは軍事上および産業上の基礎資材をなすものである点からも当然のことであろう。鉄鋼相場抑制策として、鉄関税免除に関する緊急勅令と鉄鋼在荷調整を目的とする商工省令が出された。関税免除案は特殊鋼をのぞく大部分の鋼材および銑鉄に対し、公布の日(四月十六日)より明年三月末日まで約一カ年間に輸入税を全免するというのである。これによって輸入銑鉄はトン六円、輸入鋼材は平均してトン二十円ないし三十円の下落となる。なお硫安についても四月八日価格公定が決定された。重要肥料統制法の制定以来懸案とされてきたのであるが、市場高騰のはげしいため、このときはじめて価格公定の決定となったのである。公定価格は一呎(十貫目)三円四十銭で、当時の市価三円六十銭にくらべて約五%方の下値にあっている。

十二年にはいると、こうした価格に対する個別的な統制措置がしだいにとられはじめるのであるが、同時に政府は五月臨時物価対策委員会を作った。しかし実際に対策を立てる暇もなく日華事変となり、ますます物価統制に対する現実的な要求が生じてきたわけである。

第二章 戦時物価統制政策と実情

第一章で考察したように満州事変にいたるまでの物価は不況のもとに低落の一途をたどり、企業の存立の基礎を揺るがすものとして経済上の問題となっていたのである。それが満州事変以来政府の財政膨張と輸出振興によってようやく不況から脱却することとなったのであるが、日華事変を機として物価問題はふたたび重大な国家的経済上の問題となるのである。かくて、この時を機として物価統制が戦後経済統制の重要な一環として採り上げられるのである。そこで以下昭和十二年から終戦までの物価統制の歴史と、その実情を考察することにする。その場合政府の行った統制の発展にしたがって五つの時期に分けてみることにした。

第一節 日華事変勃発当初の措置

一 暴利取締令の施設

政府はいわゆる暴利取締令（昭和十二年商工省令第一〇号）を昭和十二年八月三日に公布し、即日施行した。

そのおもなる内容は――

(1) 取締りをなす暴利行為の範囲

機械器具およびその部分品、糸(生糸を除く)および織物、医薬その他の衛生材料、麦および小麦粉、砂糖、建築材料というような特定の商品

- (イ) 暴利を得て販売し、もしくは販売せんとする者
- (ロ) 暴利を得るの目的をもってこれが買占めまたは売惜しみをなし、もしくはなさんとする者を取締る。

(2) 暴利行為が取締りを受ける商品は

- (イ) 金属およびその原料
- (ロ) 機械、器具、車両およびその部分品
- (ハ) 石炭、石油、コークス、木炭
- (ニ) 綿花、羊毛、麻、ステープルファイバー、糸(生糸を除く)および織物、被服
- (ホ) 紙類
- (ヘ) 染料、顔料および塗料、工業薬品、医薬その他の衛生材料
- (ト) 肥料および飼料

(チ) 油脂

(リ) 生ゴムおよびゴム製品

(ヌ) 皮革およびその製品

(ル) 麦および小麦粉、砂糖

(ヲ) 建築材料

(3) 取締りの方法

商工大臣または地方長官は、以上の行為をなす者、なさんとする者に対して期間を定めてその行為をなすべからざる旨を戒告し、かつ必要と認めるときは同一の物品の売買について条件を付することができる、そしてこの戒告に違反して買占め、売惜しみまたは販売をなしたる者、またはこの戒告に付したる条件に違反したる者は三月以下の懲役または百円以下の罰金に処する。

取締りの衝に当たるものは商工大臣と地方長官であるが、特定の物品に関する特定の場合には農林大臣も参加する。

しかし何をもって暴利と見なすか。その暴利の認定標準は、大体において「従前における平均利潤」をこえる利潤ということであって、昭和十二年八月十三日三重県より照会があったのに対して、商工省は

(イ) 購入当時ノ価格ノ何割高ヲ以ツテ暴利ト認メルカハ、物品ノ種類、地方事情、取扱業者ノ業態等ニヨツテ

異ナルヲ以ツテ一律ニ定メ難イ。暴利ナリヤ否ヤハ当該物品ノ通常仕入原価、従前ニ於ケル平均利潤等ヲ参酌シテ判定スベキデアル

(四) 運賃昂騰ノタメ販売価格ノ引上げヲ余儀ナクセラルル場合、ソノ利潤ガ従来ノ平均利潤ニ比シ多カラザルトキハコレヲ以ツテ暴利販売トハ認めナイ

(ハ) 市価昂騰ノタメ在庫品ヲ市価ヲ以ツテ販売スルニオイテハ従来ノ平均利潤ニ比シ多クノ利潤ヲ得ルコトナルトキハ、暴利販売ニ該当スルモノト認メル。但シ取締リヲ為ス場合ニハ悪性ト認めラレル者ニ対シテ行フヲ適当トスル

と回答した。

なお暴利取締令の実施に関連してある種の措置が講じられたが、その中には、後日、政府が最高販売価格を何らかの形式で指定するところの制度に伴なって実施したところのもの先駆が幾つか含まれていた。すなわち、「本令ノ実効ヲ挙グル為ニハ、民間各方面ニ於テモ充分其ノ趣旨ヲ理解シ自制自戒シテ暴利行為者ノ出ル事ナキ様協力スルノ必要アルヲ以テ……」という理由から、省令の公布実施と同じ日に商工次官名を以て、日本商工会議所、全国産業団体連合会、帝国農会というような主要民間団体に宛てて書面を送り、取締令の趣旨を所屬諸団体に告知すること、そして取締りに協力することを依頼した。特に、日本商工会議所以下六団体宛のものには

(1) 販売価格ニ関シ協定ヲ為シ居ルモノニ就テハ其ノ価格ヲ一層公正タラシムルコト

(2) 取引価格、需給状態等ヲ成ル可ク定期的ニ調査スルガ如キ物価監察制度ヲ設クルト共ニ其ノ調査結果中重要ナルモノハ遅滞ナク当省〔商工省〕ニ報告スルコト

(3) 別紙省令第一条ノ行為ヲ為シ又ハ為サントスル者アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ抑止シ之ヲ肯ゼザルトキハ当省又ハ地方庁ニ通知スルガ如キ自治的取締制度ヲ設ケルコト
を依頼したのであった。

この暴利取締令は、周知のように、大正六年農商務省令第二十号を新たなる事情に適應するように改正したものであるが、その改正の要点を挙げると――

(イ) 取締をなすところのいわゆる暴利行為の範囲を広くした。改正前には「急激ナル市価ノ変動ヲ誘起シ、因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ掲ゲル物品ノ買占メ又ハ売惜シミヲ為シ又ハ為サントスル者」を取締ることになっていたが、このたびは、第一に、買占めまたは売惜しみが狭い範囲に局限せられていたものを広げ、また第二に暴利を得て販売しまたは販売せんとする者を新たに追加した。

(ロ) 取締り品目の範囲をはるかに広くした。従来は八品種であったものを、今回は機械、器具、車両およびその部分品、生ゴムおよびその製品、皮革およびその製品、建築材料、石油、木炭、飼料、硝子等を加えて二十六品種とし、かつ各号の内容も以前より広範とした。

(ハ) 取締りの方法に新しく報告の徴取と販売価格の表示強制とを加えた。報告の徴取ということは、ある商品の価格が騰貴して、その原因が何人かの暴利行為に因るものではないかという疑いのある場合でも、これを適用して任意の人から報告を徴し、はたして暴利行為が行われているか否かの捜索に利用し、あるいは暴利行為を未然に抑止しようとする趣旨のものであり、販売価格の表示は、もって生産者、卸売商、小売商など商品を販売する者が一般から監督を受けるようにしたものであった。

さて暴利取締令を新しい事態に対処できるようにかく改正した当時の当局者の意図はどこにあったか——今日長い物価統制の経験を重ねた我々には、此のような疑問が湧いて来る。その目的が「全国各地ニ於テ暴利行為ヲ為スガ如キ者ノ発生ヲ未然に抑止スルニ在リ」、「暴利行為ノ処罰ニ非ズシテ、暴利行為ノ予防ニ在ル」ことは容易に推測することができるが、それは同時にまた物価騰貴抑制の策でもあった。「近時ニ於ケル物価暴騰ハ国民経済ノ健全ナル発展ヲ害スルノ虞アルヲ以テ曩ニ臨時物価対策委員会ヲ設置シ、之ガ適切ナル方策ヲ講ジツツアル処今回ノ北支事変ニ際シ各種不穏当ナル手段ニ依リ暴利ヲ得ントスル者ヲ生ジ、不自然ニ価格ヲ騰貴セシメ、物資需給ノ不円滑ヲ来スニ於テハ国民生活ノ安静ヲ害シ経済界ノ運行ヲ害スルノ弊洵ニ大ナリト認メラルヲ以テ、今後暴利取締ニ関スル省令ヲ別紙ノ通改正シ之ガ取締ノ徹底ヲ期スルコト相成候云々」と、当時商工・農林両次官の名をもって地方長官へ送った暴利取締りに関する改正省令の施行に関する通牒には記してあった。言い換えれば、当時の物価騰貴が買占め、売惜しみというような投機に関するものであると解釈し、この投機

行為を暴利取締令の改正によって強制的取締り、抑止することによって、物価騰貴を抑えようとしたものである。

政府がこの改正暴利取締令をどの程度まで実際に適用しようと考えていたかについては、必ずしもはっきりしないのであるが、当時「之（ハ）つまり暴利取締令」が運用を誤るに於ては却って商取引を阻害し物資の円滑なる需給に支障を生ぜしむる虞あり」という考え方もあり、事実省令の公布施行と同時に商工次官および農林次官の連名をもって地方長官あてに発した通牒には、

「苟クモ本令ヲ犯シ又ハ犯サントスル者アルトキハ速ニ相当ノ措置ヲ執リ以テ万一ノ違算ナキヲ期セラルト共ニ徒ラニ経済界ヲ刺戟シ健全ナル商取引ヲ害スルコトナキ様敵ニ配慮相成度」と慎重を期していたのである。

二 物 価 事 情

改正物価取締令と、これを支える各種の施設、政府がこれによって物価の騰貴を抑えようとしたときに、はたして物価はどのような動きを見せたのだろうか。

日本銀行で作成した東京卸売物価指数を見ると、総平均指数は、昭和十二年八月二三四・七から昭和十二年十一月二二七・六へ騰貴している。指数は昭和十二年四月に二四八・〇に騰り、その後漸次低下して昭和十二年八

月の二三四・七となり、あたかも暴利取締令が改正されたこの月からふたたび上昇しているのである（もっともまだ昭和十二年四月の水準に戻ってはいないが）。この時の騰貴率は一・一％であるが、前年同期は二〇〇・七から二〇三・五へ一・三％の騰貴、前々年同期は、一八二・九から一九三・六へ五・八％の騰貴であった。昭和十二年以降の騰貴はその後昭和十三年三月まで続いて、このとき二五一・五となり、昭和十三年四月にはわずかながら低下した。

昭和十二年八月から昭和十二年十一月までの間に騰貴のはなはだしかった品目を拾ってみると、

鉛（二九〇―四二五、四六・五％）（ただし前の数字は昭和十二年八月、第二の数字は昭和十二年十一月の指数、第三の数字はこの間の騰貴率である。以下同じ）

硝酸（八八一―一三二、五〇・〇％）

大麦（二八九―三五九、二四・二％）

錫（二五三―一九〇、二四・一％）

銅（二〇五―二五三、二三・四％）

木炭（二二―二四九、二三・一％）

外国材（一九三―二三五、二一・七％）

アルミニウム（一一五―二三〇、二〇・八％）

燐炭（二三五―一六一、一九・二％）

重油（二三八―一六四、一八・八％）

生ゴム（三一―三六八、一八・三％）

塩酸加里（七四―八六、一六・二％）

真鍮（一七〇―一九五、一四・七％）

裸麦（二九―三三二、一四・〇％）

亜鉛（一六九―一九一、一三・〇％）

揮発油（二八―一四三、一一・七％）

塗料（一三七―一五三、一一・六％）

内地小麦（二五六―二八三、一〇・五％）

石炭（一三七―一四八、八・〇％）

珪瑯鉄器（一〇―一〇九、九％）

小麦粉（二六四―二八三、七・一％）

亜鉛鍍板（二二九―一三八、六・九％）

塩酸（一〇七―一一四、六・五％）

などである。

これらのものの騰貴が、一方に於いて食塩、味噌、醤油、牛肉、豚肉、金巾、羅紗、莫大小、麻布、内地材などの価格が変わらず、また外国小麦、大豆油、茶、生糸、人造絹糸、米綿、印綿、麻、羽二重、縮緬、銘仙、銅、釘、苛性曹達などの価格が低下したにかかわらず、総平均指数を前記のように騰貴せしめたのである。

類別指数を見ると、類別十種中、食用農産物以外の食料および嗜好品、布帛類および繊維原料品の三者は下落

しているが、その他の七者はことごとく騰貴し、燃料（一三二・八一—一四九・八、一二・八％）、工業薬剤（九五・八一—一〇二・三、六・七％）、食用農産物（一四七・八一—一五五・一、四・九％）、金属類（一九六・二—二〇五・〇、四・四％）などの騰貴が著しい。

またこの制度は当の目的たる買占め、売惜しみ等の取締りに対しても決して完璧ではなかった。一例をあげると、綿糸については昭和十二年十一月一日より最高販売価格制が、また昭和十三年三月一日からは配給統制が実施された。これは物価統制にとっては一つの新たな段階であって、その詳細は後に記すが、この時期となっても「綿糸生産量ノ減少ト共ニ織布業者ノ買占メ、綿糸販売業者ノ売惜ミ等ヲ生ジ、一方ニハ原料入手難ノ為ニ休業ノ止ムナキモノアルニ、一方ニハ相当ノ原料ノ在荷ヲ有スルモノアル等綿糸ノ偏在ガ著シク、事变犠牲ノ平等負担ノ原則ニ反スル現象ヲ生ジタ」し、また闇取引を始め最高価格違反があらゆる方法で行われた。「斯ル事実ハ綿糸ノ配給統制ノ実施ニモ支障ヲ来タス点ガ多イノデ、コレニ対シテハ綿糸配給統制実施後モ、シバシバ警告ヲ発シタ」のであった。

政府に物価統制を強制した当時の物価騰貴の背後に、いわゆる支那事变の発生と国費および公債発行高の増加とがあったことは前に記したが、その後、予想に反して、戦争の短期的・局部的解決が望めなくなって、軍事費がずんずん増加して行った。すなわち政府は当初第二予備金一千万円を軍事費に充てたが、昭和十二年八月の第七十一回臨時議会で五億円、同九月の第七十二回議会で二十億円の軍事費の協賛を求めて、同年末の通常議

会にはかる前に合計二十五億四千万円の軍事費を使用しうることとなった。公債の発行予定額もこれに伴って二十四億三千四百万円を増加した。

詳細は次のごとくである。

臨時軍事費 第二予備金支出額

陸軍臨時軍事費	一〇、一九八千円
海軍臨時軍事費	—
合計	一〇、一九八千円

同第七十一回帝国議会分（昭和十二年七月二十五日—八月八日）

陸軍臨時軍事費	三〇三、一〇八千円
海軍臨時軍事費	一〇四、一〇〇千円
予備費	一〇〇、〇〇〇千円
合計	五〇七、二〇八千円

同第七十二回帝国議会分（昭和十二年九月四日—九月九日）

陸軍臨時軍事費	一、四二二、七二二千円
---------	-------------

海軍臨時軍事費	三四九、九五八千円
予備費	二五〇、〇〇〇千円
合計	二、〇二二、六七一千円

財源

第二予備金支出額

公債金	一〇、一九八千円
合計	一〇、一九八千円

第七十一回帝国議会分

公債金	四〇一、一八五千円
借入金	三六、五九一千円
他会計より繰入	一一、八八三千円
北支事件特別税	六六、五四八千円
合計	五〇七、二〇八千円

第七十二回帝国議会分

公債金	二、〇二二、六七一千円
合計	二、〇二二、六七一千円

事変費のこのような増加は、むしろ大陸における戦線の拡大によるものであった。日本軍は昭和十二年十一月十一日に上海を落し、昭和十二年十二月十三日には南京を落した。

三 最高価格制度への移行

いわゆる暴利取締令の実施によって物価の騰貴を抑制しようとする制度には、あまり大きな効果を望みうるものではない。この制度は、生産者や商人や消費者が政府の意のあるところを体して自制すること、あるいは少なくとも違反行為がかなりの範囲にわたって摘発抑止されることを予期するものであるが、この二つはいずれもさして期待しうることはない。

生産者や商人や、さらには購買者（この中には政府機関そのものを含む）が、政府の意向を了承し、または処罰を恐れて自制するということは、確かにありうることである。しかしそれでは騰貴するべき理由をもった物価を永続的に抑えることはできるものではない。

商品の価格が騰貴する場合、それは購買者とその騰貴に相応する購買力を持っていることを前提としている。

これは、その騰貴が永続的実質的な騰貴である場合はもちろんであるが、そうではなくて一時的投機的なる騰貴である場合、あるいは販売者が独占的組織である場合でもやはりそうであって、もしも購買者が十分なる購買力を持っていないと、投機は失敗に終わり、独占も効力をもたないことになるだろう。

しかしこのように購買者が購買力を備えているときに、もしも生産者や商人が一斉に自粛して、市場価格の騰貴にもかかわらず、それ以下のある価格をもって商品を販売したとすると、購買者がもしもこの過剰の購買力を放棄して購買した商品をもって満足するならば問題は起らないが、さもなくして、生産を継続し、生活を維持してゆくことの不便を避けるために、この購買力を使用しようとしたとすると、生産者や商人の店頭には先頭を争う購買者の行列が発生して、たまたま行列の先頭に立った者は満足するが、遅れた者は満足せず、結局少なくとも一部の販売者において価格の引上げ——したがって通例の利潤をこえるといういわゆる暴利の成立——を不可避ならしめる。このような事態は販売者と購買者との間に情実関係を介在させ、また真に生産または生活を維持するための購買者ばかりでなく、投機的商人をも購買者の行列の中に加えることになる。したがって商品の価格の実勢が騰貴したにもかかわらず、生産者や商人が通例の利潤をこえる暴利を得ることを避けるために市場価格以下の一価格をもって商品の販売をするということは、市場価格の騰貴を抑えることにはならないで、ただ購買者の間に僥倖を得たる者と、これを得なかつた者との差別を作り、政府の意を受けて自制した販売者に不当なる損失を負わせ、ときにかえって中間の一部の商人に利得を得させるだけである。

この制度はまた販売者の暴利行為が少なくともかなりの範囲にわたって摘発されることを予想している。暴利行為の摘発は確かに少なくともある程度までは行われるであろう。しかし余り多くを期待することはできない。

暴利行為を摘発するのに最も適切な地位にある者はもちろん購買者自身である。しかし購買者も、本来できる限り低い価格をもって購買しようとしており、販売者の暴利行為によってただちに被害者となることは確かであるが、しかしまた余剰の購買力を持ち、これによって生産または生活を維持する上での不便を及ぶ限り避けようとし、これによって自ら価格の實力を引上げているのである。購買者自身以外は、第三者か政府自身が摘発するよりほか方法がないわけであるが、毎日幾回となく全国各地に分散して種々様々な商品について行われるところのありとあらゆる取引を監視するということは、事実上行いいうることではない。したがってこの制度は、一時的部分的なる価格の騰貴に対して大いなる効果を期待しえず、たまたま摘発された、いわば不運なる販売者を処罰することとなるに過ぎない。ただ政府自身が各種の商品を購入する場合には、暴利行為の監視摘発が容易であるから、この制度も有効であろう。しかしこの場合でも、各個の商品と各個の生産者とについていちいち原価と適正なる利潤とを立証することは必ずしも容易でなく、また場合によっては販売者は架空の仲介者数人を介在せしめることにより、容易に取締法の適用を免れることができ、さらにもしも取締りが厳密に行われたとすれば、——ことに持続的なる物価騰貴の際には——政府機関に対する販売者をようやく少なからしめるであろう。

この制度が真に目的を達成するには、購買者（この中には政府自身も含まれる）の手に生ずる余剰の購買力を吸

収し、かつこれを真に無効とするところの方法を講じ、これによって物価の実勢そのものの騰貴を抑えるか、さもなくば少なくとも売買の偶然性を排除するところの商品の配給等の統制の組織を設ける必要がある。しかしこの両者はともに単なる暴利行為の取締りの能力をこえたことがらであって、暴利行為の取締りそのものは、このいずれをもなしうるところではない。この点は、後に実施された最高販売価格の制度と同じであって、このような措置を講じないと、この制度自身からはほとんど効果を期待することができないのである。

要するに暴利行為の取締りによって物価の騰貴を抑制しようとする制度は、商品の原価に、通例の暴利ならざる利潤を加えたるものをもって価格たらしめんとするところの制度である。しかし価格は決してこのように人為的に決定しうるものではない。価格は、それを上下に振動せしめるところの原因が作用するに伴って自由に振動するものであって、暴利ならざる利潤を原価に加えたるものをもって価格とせんという、単純なる政府の命令は、この原因——当時有力に作用していたものは、政府資金の中に含まれていた、兌換を停止された銀行券を減価せしめる原因となるところの特殊な資金であるが——を除くものではない。

この点は、後に採られた最高販売価格の制度と同じである。ただそれは、原価に、通例の、暴利ならざる利潤を加えたるものをもって価格とせよと命令する点において、その価格そのものはいくばくであるとするところの最高販売価格制度の簡明なものには及ばなかった。もっとも一方において指定の場合には取締りが簡便であるという長所、および少なくとも自主的の最高販売価格の制度に比すれば、政府の権威をもってこれを支持しているとい

う長所はあったのである。

同じ昭和十二年の十月二十三日に商工省では綿花および綿糸に対して自主的に最高標準価格の制度を採用することとした。商工省ではさきに東洋紡績株式会社の関桂三氏外五氏を専門委員に選任し、綿業統制に關連せる諸種の案件につき諮問し、その遺漏なきを期していたが、当時綿花の輸入を制限し、紡績会社の操短率を増し、綿糸の生産を減少せしめると、綿糸の価格の高騰を見、綿製品の輸出を阻害せんことをおそれて、専門委員に諮った上で、この制度を採ることとしたのであった。

第二節 昭和十二年十一月より十三年四月までの

物価統制施設とその実情

一 自主的の最高価格制度

その自主的の最高販売価格制度のもとにおける綿花および綿糸の最高販売価格は、昭和十二年十月二十三日に決定発表され、同年十一月一日から実施された。その概要は次のとおりである。

(1) 綿糸価格は当分のうち

○東洋紡績株式会社 二〇番手 金魚標、赤三標。○富士瓦斯紡績株式会社 二〇番手 赤富士標に対する最高価格を

第二節 昭和十二年十一月より十三年四月までの物価統制施設とその実情

発表する。

その他の銘柄および二一番手、二二番手については、別に格付けを定めその格付けに従って当該銘柄につきその最高価格を算出する。格付けの発表なきものは、商工省に申請して格付けを受けたるのちでなければこれを取引することを得不い。前項以外の綿糸については必要に応じてこれを発表する。

(四) ここに最高価格というのは生産者が市場に供給する最高限度をいう。

最後の消費者に供給せらるる価格は、中間に經由する人数の一人なると数人となるとを問わず、最高価格にその百分の二を加えたるものを超えることを得ない。ただし商慣習上通常売手の負担となるべき諸掛りを超えたる運賃、保険料、倉敷料はこれを売約者に明証して加算することを得る。

(イ) 最高標準価格は毎土曜日之を発表する。発表の当日が休日なるときはその前日に発表する。

(ロ) 最高標準価格発表ののち棉花相場に変動があった場合、これに応じて自動的に日々の最高価格を算出しうるため、価格発表と同時に一定の方式を示す。たとえば発表の形式が、金魚二〇番手最高価格二百三十円、基準紐育定期十二月大引相場八仙三〇、十ポイント変動ごとに一柵一元五十銭であるとする、発表当日の紐育大引相場が八仙四五となったときは最高価格は自動的に二百三十一円五十銭となる。さらに翌日紐育大引相場が八仙三九となりたるときは、その日の下落は十ポイント以内なるも、基準大引相場八仙三〇に比し、九ポイント高となるをもって最高価格はふたたび二百三十円に復帰するものとする。すなわち当時においては日々綿糸の最高価格に変化があったわけである。

(ハ) 最高価格は十月二十五日までに翌年一月渡しおよび二月渡しについてこれを発表、十一月二十五日までに三月渡し最高価格を発表し、爾後これに倣う、発表は商工省より、大日本紡績連合会に到達し、大日本紡績連合会より即日これを発表する。

(ニ) 形式の如何を問わず、実質上最高価格を超過する代金を授受するとき方法をもって取引をなすことを得ない。

以上が綿糸最高標準価格の概要であるが、この最高価格は発表せる当該限月の清算取引相場にも適用することになっていった。またこの最高標準価格は民間団体の自治的統制にまっしてこれを守るといふ方針を採り、商工省より綿業関係各団体に通達し、民間各団体において必要な手段を採ることとなっていた。

綿業関係の団体が価格の統制を企てたのは、これが最初ではない。たとえば昭和五年十一月一日、日本綿織物工業組合連合会が中心となって縞三綾の統制を実施し、綿業の不況に対処しようとしたが、その中には特定の機関を通じて市場の状況に応じ売止めその他需給の調節に必要な方法を講ずるほか、最低価格の決定ということも含まれていた。しかしこれは通例のカルテル的統制であり、このたびの統制は性質がまた違っているのである。

なお綿花についても最高標準価格が同時に同様の方法で決定された。また綿織物においても、日本綿織物工業組合連合会の提議により最高標準価格を決定すべく研究をすすめ、昭和十二年十一月二十七日差し当りジンスおよび縞三綾について最高標準価格の決定発表をみたのであった。

ある商品の最高価格をなんらかの形で規定して、しかもそれがその商品の価格の実勢力——端的にいえば不換銀行券の減価に照応するところの市場価格——よりも低い場合、その最高価格を維持励行するために集荷配給の統制を実施しなければならないことは理論的にいって当然のことであり、また今日われわれにとって常識となっていることからである。綿糸についても昭和十三年三月一日すなわち最高価格制を採用して四ヵ月後に切符制に

よる配給統制を行うことになった。(もつともこの配給統制は必ずしも最高価格制の維持励行を目的としたものではなく、当時の綿業に対する一般的統制の一部として実施したものであるが。)

綿業配給統制規則(昭和十三年三月一日公布、即日施行)がその根拠であるが、それによると――

- (イ) 綿糸を原料または材料とする製品の製造または加工を業とする者、この配給統制規則にいわゆる工業者は地方長官か、あるいは商工大臣の指定したる団体が割当てたる数量を超えて綿糸を原料または材料に使用することを得ない。ただしここにいる綿糸の中には綿とステープルファイバーとの混紡糸を含む。
- また輸出品(満州国および関東州に輸出するものを除く)の製造または加工のために使用する場合、または輸出品の原料もしくは材料の製造または加工のために使用する場合はこの限りにあらず。
- (ロ) 地方長官または前記の団体は、前記の規定による割当の総数量について商工大臣の承認を受けなければならない。また綿糸を原料または材料とする製品の製造または加工を業とする者に対して、その者の割当数量(委託による製造または加工のため使用する綿糸の割当数量を除く)に相当する割当票を交付しなければならない。
- (ハ) 工業者は割当票と引換うるに非ざれば、その使用する綿糸(輸出品または輸出品の原料もしくは材料の製造または加工のため使用するものを除く)を買い受けることを得ない。
- 工業者に対して前記の綿糸を販売するものは割当票と引換うるに非ざればこれを販売することを得ない。
- (ニ) 工業者は割当票と引換えに買い受けたる綿糸を他人に譲渡することを得ない。
- 工業者はその製造または加工したる製品の数量および原料または材料について地方長官または前記の団体の検査を受けなければならない。

等となっていた。そして、工業者に対して綿糸の割当をなすところの団体としては、大日本紡績連合会を始め日本綿織物、日本タオル、大日本莫大小製造、大日本毛織物、日本網綱、全国電線等の各工業組合連合会、全国購買組合連合会等十九団体を同じ日に指定したのであった。

したがって、一部の商品につき当事者にまづ自主的に決定実施せられるところの最高標準価格、これをささえるところの配給集荷の統制、および暴利取締令とその付属施設、商品によって事情が違ふけれども、この三者がこの段階における物価統制の施設だったわけである。

二 物 価 事 情

昭和十二年十一月から十三年五月まで、すなわち政府が綿糸その他特定の商品につき営業者をして最高販売価格を決定励行せしめたる制度と、集荷配給の統制と、暴利取締令およびこれが実施のための措置と、これらのものによって物価の騰貴を抑制しようとしていた時期における物価の実際の動きをみよう。

日本銀行の東京卸売物価指数の総平均指数を見ると、それは昭和十二年十一月の二三七・六から十三年五月の二四八・九に騰貴している。もつとも一様に上昇しているわけではない。十二年十一月から十三年三月までは騰貴して、このとき二五一・五となったが、翌四月には若干低下し、五月にふたたび上昇に転じた。

そして昭和十二年十一月ないし十三年三月の騰貴は、十二年八月(二三四・七)に始まった騰貴の延長であり、

十三年五月の騰貴は、翌十三年六月および七月(二五四・三)と続き、十三年八月にいったん低下したのち(二五一・八)また騰貴の傾向を続けている。十二年十一月より十三年五月に至る期間の騰貴率は四・七%である。前年同期は十一年十一月の二〇三・五から十二年五月の一九二・四へ〇・七%の騰貴、前々年は十年十一月の一九三・六から十一年五月の一九二・四へ〇・七%の下落であった。

この六ヵ月間に騰貴のはなはだしかった品目を拾ってみると、布帛類では、天竺(一二三―一二一、七一・五%―ただし三つの数字はそれぞれ昭和十二年十一月の指数、十三年五月の指数、およびこの間の騰貴率を示す)、白木綿(一一四―一七七、五五・二%)、綿朱子(一二四―一七四、四〇・三%)、麻布(一一一―一四九、三四・二%)、羅紗(二三五―一七八、三一・八%)、毛斯綸(二六三―二〇八、二七・六%)、莫大小(一〇四―一二四、一九・二%)、絹裏地(八九―一〇六、一九・一%)など、建築材料では内地材(一二二―一四〇、二五・〇%)、石材(一三一―一五八、二〇・六%)、外国材(二三五―二八三、二〇・四%)など、その他では燐寸(一四八―二五〇、七八・五%)、真鍮(一九五―二六七、三六・九%)、ゴムタイヤ(一六五―二二四、二九・六%)、麻糸(一二九―一六四、二九・二%)、毛糸(二二〇―二八七、三六・六%)、皮革(四三五―五二六、二〇・九%)、印刷紙(一二二―一三五、二〇・五%)、苛性曹達(一五八―一九〇、二〇・二%)などである。これらのものの騰貴があったために、一方において銑鉄や揮発油、醬油、塩酸加里などの価格は、まったく変わらず、また麦類、大豆、生糸、綿糸、羊毛、羽二重、綾木綿と粗布、硫酸、硝酸、パルプ、更紙、銅などの価格は多かれ少なかれ下落し、

たにかかわらず、一般指数の上昇を来たしたのである。

商品類別の指数を見ると、十類中金属類が下落している(二〇五・〇―一九九・六、マイナス二・七%)ばかりで、他は多少とも騰貴し、布帛類(一〇二・八―一二三・四、二〇・五%)、建築材料(一三七・五―一五五・九、一三・三%)、燃料(一四九・八―一六六・二、一〇・九%)および燐寸、紙類、染料、皮革などを含む「その他」(一四八・九―一五四・六、三・八%)の騰貴が著しい。

綿糸の価格は下落した。綿糸相場表を見ると、左二十番手は昭和十二年四月には、二百七十七円七十八銭、同六月には二百七十八円八十銭であったが、十一月には二百三十七円九銭、その後翌十三年二月にはいったん二百三十九円六十五銭とわずかに騰貴したが、五月最高価格が法定されることとなったときには、二百七十七円九十一銭と下落した。しかし一方では最高価格違反があらゆる方法で行われた。抱合わせ(最高価格の定めるものと定めなきもの、またはスフ糸、最高価格の定めある限月のものと定めなき限月のもの)、ポケット、三転売買、買戻約款等付の売買、染上げ取引、綿糸織布(最高価格の定めなし)の売買等が、その脱法行為の主なるものであった。そしてかかる事実は綿糸の配給統制にも支障を来たさせることが多かった。工業者が綿糸割当票を携えて販売業者のもとに綿糸購入に行った場合、切符があっても品物がないという状態、最高価格以外の何ものかがなくては綿糸を入手し得ないという状態にあった。割当票そのものがプレミアム付で売買された。とくに十三年二月一日よりスフの混用が強制されるようになった結果、純綿布に対する需要が増加し、その価格が著しく騰貴したため、商工省

の警告にもかかわらず純綿糸の最高価格に対する違反行為がにわかに増加し、輸出数量の激減と輸出向け綿糸布の内地流入を見ることとなった等。

政府がいわゆる暴利取締令一本で物価の騰貴に対抗しようとしていたその期間中にも、大陸における作戦に原因する軍事費が増大し、公債の発行額が増加したが、この時期中にも政府は第七十三回帝国議会（会期昭和十二年十二月二十六日より翌十三年三月二十七日まで）の協賛を得て、一般会計において三十五億一千四百五十二万円、臨時軍事費特別会計において四十八億五千万円、純計八十億四千六百二十二万円を使用しうることとなった。このうち十六億九千七百十四万円は租税を通じてこれを調達したが、公債の発行予定額も、他の諸特別会計をあわせて五十六億二千八百五万円に上った。詳細は左のとおりである。なお昭和十三年（暦年）における公債の消化額は三十七億八千九百四十一万円、消化率は八七・五％であった。

支 出

昭和十三年度一般会計歳出予算

経 常 部	一、七六七、四四六千円
臨 時 部	一、七四七、〇七四千円
計	三、五一四、五二二千円

臨時軍事費特別会計第七十三回帝国議会分

陸軍臨時軍事費	三、二五七、〇〇〇千円
海軍臨時軍事費	一、〇四三、〇〇〇千円
予 備 費	五五〇、〇〇〇千円
計	四、八五〇、〇〇〇千円
純 計	八、〇四六、二二〇千円

収 入

昭和十三年度一般会計歳入予算

経 常 部	
租 税	一、五七七、一四一千円
印紙収入	一〇〇、〇五六千円
官業および官有財産収入	三二七、〇八一千円
その他とも計	二、二〇三、七六一千円
臨 時 部	

物品税その他	一一〇、九七七千円
公債金	一、〇〇八、〇六二千円
その他とも計	一、三一〇、七五九千円
総計	三、五一四、五二一千円

臨時軍事費第七十三回帝國議會分財源

公債金	四、四五三、四八九千円
北支事变特別税	九、〇二三千円
他会計より繰入	四二三、〇七七千円
その他とも計	四、八八六、五九一千円

昭和十三年度公債発行予定額

一般会計	一、〇〇八、〇六二千円
特別会計	一六六、五〇〇千円
臨時軍事費	四、四五三、四八九千円
計	五、六二八、〇五二千円

このような政府予算の増加によって可能となった作戦その他、あるいはその背後にあってこれを必然ならしめた政治情勢の推移をしめす三、四の事実を拾ってみよう。

昭和十二年十月二十六日 大場鎮および閩北占領

昭和十二年十一月六日 日独伊三国防共協定成立

昭和十二年十二月十三日 南京占領

昭和十三年一月十六日 わが政府、爾後國民政府を相手とせずとの声明発表

昭和十三年三月二十八日 中華民國維新政府成立

昭和十三年五月十九日 徐州占領

昭和十三年五月二十六日 近衛内閣改組、宇垣一成が外務大臣、荒木貞夫が文部大臣、池田成彬が大蔵大臣として入閣した。ヨーロッパではこの年の三月十四日、ヒトラーがオーストリアの合併を宣言している。

三 中央物価委員会の業績

昭和十二年十一月から実施した制度（それは綿糸その他特定の商品につき当業者をして自主的に最高販売価格を協定せしめ、政府自身は一部の商品につき配給統制を実施し、また暴利取締令をもってこれを支持するという制度であった）については、つぎの点に注意すべきである。

一、この制度も、兌換を停止された銀行券の減価の原因となるところの特殊な資金が流通界に出て作用し、その

結果として不換銀行券の減価を来たし、物価がそれに相応して騰貴するのを防ぎうるものではなく、また事実防ぐこともできなかった。

二、価格の実勢力が騰貴して、当事者が協定し、所管官庁が承認した最高販売価格以上となると、この最高販売価格は一般に守られ難くなる。

三、最高販売価格を維持励行するには、実質的には集荷配給の統制を実施し、かつ関連せる商品を含めて総合的に統制する必要がある。暴利取締令による物価統制の場合と同じ、ただ形式が明瞭であり、それだけに欠陥も明瞭となるという相違はある。

四、また形式的には、単に当業者の団体の権威では足りず、はるかに強い権威、結局は政府の権威をもってこれを支持しなければならぬ。

商品の価格は前にも記したように需要者の購買力を背景として市場によって与えられるものである。これは当時のように一般的持続的な価格騰貴を生ぜしめるところの特殊な資金が流通界に出て作用するために起こる場合はもとより、投機による一部の部分的なる場合でもそうである。この制度の根本思想は、価格はこれを構成することができるものである、高い価格は業者がこれを主張するが故に成立する、この高い価格は業者の自粛自戒によってこれを抑えることができるというにあるが、この根本思想は誤っている。しかして、価格の実勢力がもしも最高価格以下であれば、最高価格が睡り込むのみで問題にならないが、もしも最高価格以上となると、商品が

市場から隠れ、最高価格あるいはそれ以下の価格をもって市場に現われる商品は、多かれ少なかれ品質が低下しており、ときおり市場の片隅に現われる正規の品質の商品はいわゆる闇価格をもち、かつ縁故関係をたどって売買されることになる。良心的な販売者が最高価格を守ろうとすると、購買者が所要の商品を入手しうるか否か、いわゆる偶然の玩弄物となるのみならず、また狡猾なる商人が介在してこの良心を致富の手段とする等、これらのわれわれの熟知せる現象が現われて来る。これらの困難な問題は、第一に配給等の統制によって救いうる。しかし配給等の統制の違反も行われるようになり、また騰貴は、そして統制の必要は他の商品に波及してゆく。そして結局は、全面的な価格ならびに配給等の統制と違反との競争となる。

原因は資金関係にあり、この原因が作用する限り、対抗の関係も持続するのであるが、最高価格制はこの原因を除く力をもたないのである。

またこのような事態においては、統制は第三者的権威的要素をもたなければならぬ。この制度ではさしあたり営業者の団体の権威がこれに当たっている。この制度を前期の制度と比較すると、各個の業者と各個の商品とについていちいち原価と適正利潤とを審査せずとも適正なる価格が与えられているという、簡明な点においてはるかに進歩である。しかし政府ではなくして、営業者の団体の権威が最高価格励行の支柱となっている点において欠陥があった。

昭和十二年十一月一日から実施されたこの制度の不備を補うために、政府は昭和十三年五月二十日より綿糸そ

他の商品に対して逐次公定価格（停止価格をふくむ）の制度を採用していったが、その間に中央物価委員会が設けられて、当時の物価事情ならびに物価政策を反省して、新たに採るべき一定の方策を立案し、これを答申した。この委員会は活動の時期からいえば、公定価格制度の実施と重なり、事実またその業績も一部はこの制度の実施に直接に関係するものであるが、また一部は後日における物価統制方法の完成に寄与したところが少なくなかった。公定価格制度の実施に言及するまえに、当時の問題の解決方法の研究として、ここに触れておかなければならない。

中央物価委員会は、昭和十三年四月二十二日に商工省に設けられた。それは商工大臣の監督の下に、物価に関する重要事項について調査審議することを目的とし、またこれについて関係行政庁に建議しうることとなっていた。商工大臣の会長の下に関係官庁の高等官および学識経験ある者の中から二十五名以内の委員を内閣において任命することになっていたが、実際には大蔵、商工、農林、陸軍、海軍、内務、厚生の各省次官のほかに井坂孝、山室宗文、小川郷太郎、大口喜六、下村宏、河上丈太郎、石橋湛山、高橋亀吉、谷口吉彦、金原賢之助、山田わか等の諸氏が任命された。また商工大臣は、特別の事項について中央物価委員会の諮問に応ぜしめるため専門委員会を設けることとなっていた。

中央物価委員会には、金属品、繊維品、食料品等の専門委員会が設けられ、公定価格の制度の発足に貢献するところがあった。また中央物価委員会のほかに地方物価委員会が各道府県に設けられ、地方における物価統制の実施に功績があったが、ここには中央物価委員会の業績中、昭和十三年四月ないし八月の間に仕上げられた一般物価政策に関するものを摘録することにする。

- (1) 中央物価委員会は、第一に物価騰貴抑制の必要なることを力説し、「我国物価ノ現状ニ鑑ミルトキハ之ガ騰貴抑制ハ断乎タル方針ヲ以テ行フノ要アリ。政府ニ於テハ速ニ此ノ方針ヲ闡明シ、国民一般ニ全面的協力ヲ要請スベキモノト認ム」と主張した。
 - (2) 第二に委員会は公定価格制度を推薦した。公定価格の制度を採るべきことを明言をもって主張したのは、むしろ第二期の中央物価委員会の「物価統制ノ大綱」であるが、このときにもすでに公定価格制度の細目を闡明することによってこの制度の採用を主張している。
 - (3) 第三に委員会は、公定価格制度の細目の一部を明らかにした。すなわち公定価格、基準価格等は小売、卸売および生産の各段階につきこれを決定するを原則とすべきである。
 - (4) 原材料品に関しては、これを主原材料となすところの製品にも及ぼすべきである。
 - (5) 現在の為替相場を堅持し、軍需資材の供給を確保し、輸出の振興に資しうるとともに現下の情勢に順応せる国民生活の安定に資しうる範囲内に抑制することをもって物価騰貴抑制の目標とすべきである。
- 公定価格、基準価格等を決定する場合、その価格は商品それぞれの事情に応じて考慮決定すべきものであるが、大体において左の価格を標準とすべきである。

1 輸入品——輸入価格

2 輸出品——海外市場価格

3 生活品その他国内生産一般物品——少なくとも現在以上に価格を騰貴せしめざることを前提となし、個々の事情に応じ日華事変前を目標とし引下げを行うべきである。

(6) 第四に委員会は公定価格制度実施に伴なう諸施設を企画した。まず公定価格、基準価格等を実施するにあたっては、もちろん政府において必要な措置を講ずるとともに、営業者もそれぞれその業態に応じて組織化せしめ、実施に必要な措置を講ぜしめるべきである。

(7) 物価の監視取締りのため特定商品の価格ならびに需給事情の調査、店舗倉庫その他の実地査閲、販売価格の公示方法の実施、物価対策の周知徹底等を行うべきである。

(8) (イ) 営業者の組織化、(ロ) 買占め、売惜しみ、買溜めの防止、(ハ) 切符配給制度等の採用の三方法により配給の改善を図るべきである。

(9) さらに、(イ) 生産の増大、(ロ) 輸入力の増進、(ハ) 代用品の奨励、(ニ) 廃品または不用貯蔵品の利用の四方法により供給の確保を図るべきである。

(10) また、(イ) 消費の節約、(ロ) 材料消費の節約、(ハ) 政府消費の調整の三面での消費の調整を図るべきである。

(11) 国民の購買力の異常なる増加をその源泉において抑制するよう適切なる方策を講ずるとともに、国民に対し

極力貯蓄を奨励し、その購買力の吸収に努める必要がある。

(12) 国民をして現下における物価問題の特異性と重要性とを充分に認識せしめ、積極的に物価問題の解決に協力せしめるために国民精神運動との連繋を密にし、物価騰貴抑制運動を組織化し、その普及徹底を図らなければならない。

要するに、物価騰貴抑制の必要を力説したこと、政府においてはなんらかの形において最高販売価格を指定する方法を推薦したこと、そしてこの制度の細目およびこの制度の実施上必要な措置の若干を提案したことが、この委員会の業績だったのであって、その後の政府の物価政策はこの線に沿って展開されたのであった。

第三節 昭和十三年五月より十四年八月までの

施設とその実情

一 二種の販売価格取締規則

昭和十三年五月二十日政府は綿糸販売価格取締規則を公布して、綿糸の最高販売価格を指定し、これが維持励行の責任を自らとることとした。

さきに昭和十二年十一月二十日、営業者が綿糸の最高販売価格を協定したおり、政府はこれに関係してはいた

が、この価格の維持励行ということは、これを業者の自主にゆだね、政府はただ暴利行為を発見した場合にのみこれを処罰することによって、その維持励行の責任をとり、これによって物価の騰貴を抑制することとなったのである。

これは後にめざましい発展を遂げた公定価格の制度、または広くいって統制価格の制度の発足であって、このとき以後の物価統制の歴史は、つまりこの制度の進化の歴史となるわけである。そしてこの進化はおよそ四つの方面に現われる。

- 1 いかなる商品または給付の価格の騰貴を抑えるかという、いわば対象の拡張
- 2 公定価格、協定価格その他いかなる形で抑えるかという統制方法の完成
- 3 いかなる点に抑えるかという統制基準の研究
- 4 統制価格を維持するために価格の表示や罰則の整備や、配給等の統制や官民統制機構の整備などいかなる方法を講ずるかという付属措置の研究整備

の四面がこれである。そしてこのような価格統制の進化の背後にわれわれはいつも一方では物価騰貴を抑えなければならぬ強い必要と、他方にはそれにもかかわらず物価の実勢力の騰貴と、それにもとづく闇価格および闇取引の跳梁を認めるのである。ここにまず新しい時期における政府の施策そのものを回顧してみよう。

綿糸の公定価格を指定した「綿糸販売価格取締規則」は昭和十三年五月二十日に公布され、十三年五月二十二日に施行された。その内容を見ると、

- (1) 綿糸は(ただし輸出品または輸出品の原料もしくは材料に用いるものを販売する場合を除く)何らの名義をもってするを問わず最高価格を超える対価をもってこれを販売するを得ない
前項の綿糸の種類および最高価格は商工大臣がこれを告示する
- (2) 前項の種類綿糸を販売するに当っては、その最高価格を超える対価をもってこれを販売したると同一の利益を挙げる目的をもって買戻約款を付し、他の商品を併せ販売し、その他これに類する行為をなすことを得ない
- (3) 前記の種類綿糸は(ただし輸出関係のものを除いて)その販売をなす月より八月日ないし五月日以後において受渡しをなすことを条件としてこれらを販売することを得ない
- (4) この規則は輸入品等に関する臨時措置に関する法律に基づく省令であるから、これに対する違反行為は一年以下の懲役または五千元以下の罰金という、臨時措置法の罰則(それは褫利取締令のそれよりはるかに重い)が課せられる

となっている。

しかして最高価格の形式は、

イ 特定の品種のものにつき綿糸を製造または加工する者が販売する場合の最高価格を公表し

ロ 他の品種のものは、これより〇円上げまたは〇円下げとなっている

ハ 綿糸を販売する者（綿糸を製造または加工する者を除く）が消費者に対し販売する場合は、綿糸を製造または加工するものが販売する場合の最高価格にその百分の二を加えたる価格とする

ニ 右の価格は一月二十六日、米綿ニューヨーク取引所定期取引三月限大引相場八セント三八を基準としてその相場が十ポイントまたは二十五ポイント変動することに一円ないし五円を上下せしめたるものとなっている。

政府は、この五月二十日の綿糸を発端として、公定価格の制度を、まもなく繊維製品その他の商品の上に押し広げて行った。すなわち当時価格騰貴のはなはだしかったこれらの商品を探り上げ、物価委員会の審議を続け、大体において綿糸の場合と同じような規則を次のように制定して行った。

ステープルファイバーおよびステープルファイバー糸 昭和十三年六月十五日

繊維製品 昭和十三年六月二十九日

皮革および皮革製品 昭和十三年七月一日

人造絹糸 昭和十三年七月二十三日

毛糸 昭和十三年八月二十四日

農林水産物および農林水産業用品 昭和十三年九月六日

絹 紡 糸

昭和十三年十月七日

指定された価格は、あるときは一定期の価格を最高価格とするところの、後日にいわゆる停止価格制を、あるときは主務大臣の指定する価格を最高価格とするところの公定価格制を、またあるときはその両者を併せて採用していた。

昭和十三年七月九日には、物品販売価格取締規則を公布施行して、販売価格の最高限度を政府の手で決定励行するの制度を一般化する態勢を整えた。時期からいえば、皮革や皮革製品の最高価格が指定された七月一日と人造絹糸のそれが指定された七月二十三日との間、綿糸の最高価格の指定に遅れること約五十日である。その物品販売価格取締規則によると、

(1) 商工大臣が指定する物品を販売する者は（輸出する場合などを除いて）何らの名義をもってするを問わずその指定の際商工大臣の指定する年月における販売価格を、商工大臣または地方長官が販売価格を指定したるときは、その販売価格を、超える対価をもって当該物品を販売することを得ない。

(3) そしてこの命令に違反したものは一年以下の懲役または五〇〇〇円以下の罰金に処せられる。この物品販売価格取締規則も、綿糸販売価格取締規則と同じように輸出入品等臨時措置法に基づく命令だからである。

もし特定の、少数の商品の市場価格が例外的に騰貴するのであれば、それらの商品に対していちいち販売価格取締規則を制定してもよいであろう。しかしもし価格の騰貴がある程度以上に広い範囲に及び、しかもこれに対

して最高価格を指定しなければならぬとなると、いちいち臨時措置法に基づく省令を出すのは、はなはだ煩わしいことである。この物品販売価格取締規則はいかなる商品に対しても告示一本をもって最高価格を設定しうる態勢を整えたものであって、当時の全般的な価格騰貴の中においては、一般的統制価格制を基礎づける重要な法令となり、価格等統制令の公布施行に至るまでの間わが国の物価統制の根幹を成してきたのであった。

この物品販売価格取締規則が施行されると同時に、繊維製品、皮革製品の販売価格取締規則はこの中に吸収された。その後に人造絹糸や毛糸等の販売価格取締規則が制定されたのは、関係行政庁の事務上のつごうによるものであった。

綿糸等の販売価格取締規則や物品販売価格取締規則、あるいは政府がこれに続いて商品の最高価格を命令するの制度は、付属施設または支柱をもっていった。配給等の統制と暴利取締令と物価委員会および物価調査委員会制これである。

そのうち暴利取締令は、昭和十三年七月十四日物品販売価格取締規則実施後まもなく改正されて、新たに、

(イ) 不当の報酬を得て特定の物品の販売を媒介しまたは媒介せんとするものと認めるときにも戒告等をなしうることになり、

(ロ) また取締品目が広げられて、金属製品、黒鉛、雲母等の製品、陶磁器および陶磁器等の製品、セルロイド

およびその製品、煉炭と薪、羊毛以外の鳥獣毛、身辺細貨類、紙製品、農業用薬剤、蠟、油脂蠟およびその製品、調製薫香類、鳥獣肉、鳥卵、バター、紅茶、コーヒーその他の穀物以外の飲料品、木竹類およびその製品、マッチ、氷などが追加された。

(ハ) それから特に物品の販売をなす者は、その価格を物品の見やすき部分に記載し、その他容易にこれら了知しうる方法をもって表示しなければならないこととなった。

暴利取締令はなお特殊な立場をもっていた。最高販売価格を決定すれば、仕入価格のいかんにかかわらずその価格をもって販売してよいというわけのものではなく、かりに十円で仕入れた商品を最高価格十八円で販売すれば、暴利取締令違反となりうるのであった。

ある商品の価格がある水準に立っているときに、政府がなんらかの方法でこれ以下の点に最高販売価格を決定し、これを守るよう命令すると、購買者が余剰の購買力を持つことになるから配給関係に混乱を来すことは理論的にいって当然のことであり、また今日のわれわれにとって長年の経験により明らかなるところである。これは当然に闇価格を誘発して、政府の命令する価格を有名無実なものとする。この商品の集荷配給の統制は、この欠陥を救い、統制価格の維持励行を保障するものであって、そういうものとして最高販売価格制度の欠くべからざる支柱となるものである。綿糸の最高価格が自主的に決定励行されることになったときに、政府が国内向け綿糸の配給統制を実施して価格制度維持の支柱としたことは前に記したが、この配給統制はこのたびの新しい制度

のもとでもこれを継続してこれを支持し、昭和十四年一月二十三日には糸配給統制規則により綿糸のみならず、毛糸、人絹糸、ステープルファイバー糸をも含めて総合的に配給統制を実施することになった。これらの繊維のほか、鉄鋼、工作機械、アルミニウム、石油、石炭、銅、化学薬品、ゴム、皮革、木材等にも順次大なり小なりの配給、さらに進んでは生産消費の統制を実施して行った。

綿製品（同販売制限ニ関スル件）	昭和十三年六月二十九日施行
鉄鋼（同配給統制規則）	昭和十三年七月一日施行
輸出綿製品（同配給統制規則）	昭和十三年七月一日施行
ゴム（同使用制限ニ関スル件）	昭和十三年七月九日施行
米松（同販売取締規則）	昭和十三年七月九日施行
鉛・亜鉛・錫等（同使用制限規則）	昭和十三年七月十五日施行
工作機械（同供給制限規則）	昭和十三年七月二十日施行
皮革（同配給統制規則）	昭和十三年八月一日施行
鋼製品（同製造制限ニ関スル件）	昭和十三年八月十五日施行
石炭（同配給統制規則）	昭和十三年十月一日施行
鉄屑（同配給統制規則）	昭和十三年十二月一日施行
銅・鉛・錫等（同配給統制規則）	昭和十三年十二月一日施行
肥料（同配給統制規則）	昭和十四年四月十五日施行

石油（同配給統制規則）	昭和十四年九月二十三日施行
機械（同設備制限規則）	昭和十四年九月三十日施行
铸铁（同配給統制規則）	昭和十四年十月一日施行

中央物価委員会が新たななる制度の採用に当って功績があったことは前に記したが、それは新たななる制度の実施後はまた新たななる機能を営むこととなった。すなわちそれは価格を統制するか否か、統制するとすればいかに統制するか、政府の指定する最高価格を維持するにはいかなる措置を講じなければならないか等を各個の商品について研究審議して、政府の物価統制の案内役をつとめたのである。

物価調査委員は昭和十三年八月九日に公布施行された勅令により設けられたもので、

- (イ) 地方長官の指揮監督を受け、物価統制に關し必要なる事項の实地調査に従事する
- (ロ) 地方長官がこれを選任する。名誉職で任期は原則として一年とする
- (ハ) 地方長官の定めた調査地区ごとに物価調査委員会を置く。物価調査委員会は物価調査委員をもって組織し、物価調査委員の職務の連絡をはかる

(ニ) 地方長官必要ありと認めるときは關係市町村長、商工会議所役員、その他適當なる者をして、物価調査委員会の組織に加わらしむることを得る。また關係各庁官吏は物価調査委員会に出席しかつ意見を述べることを得る

ということになっていた。

さて政府は物品販売価格取締規則によって非常に多数の商品について最高販売価格を決定した。それは昭和十三年七月二十八日の繊維品等から十四年八月十九日の鑄物、合成染料等にまで及んだ。その中には機械、燃料、衣料品、食料品、日用品等広範に含まれている。あるものは停止価格を与えられ、あるものは公定価格を与えられた。

二 物 価 事 情

東京卸売物価の総平均指数は、昭和十三年五月には、二四八・九であったが、昭和十四年九月には二八七・八へ上昇した。この間昭和十三年六月および七月には二五四・三となったものが八月および九月にはいったん二五一・八に低下したが、十月以降ふたたび騰勢に転じて、以後月々騰貴している。昭和十三年中の騰貴は緩やかなもので、一般的には大体安定していたといえるが、同年末から十四年全般にかけての騰貴はかなり著しい。この一年五ヵ月間の騰貴率は一五・六％である。これに対して昭和十二年五月ないし十三年九月の一年五ヵ月間の騰貴は二四一・四から二五一・八へ四・三％、十一年五月から十二年九月への一年五ヵ月間の騰貴は一九二・四から二三八・五へ二三・九％であった。当時価格騰貴のはなはだしかった品目は、

輸出向け縮緬(八九―二〇三、一二八・〇％)(三つの数字はそれぞれ昭和十三年五月の指数、十四年九月の指数およびその

間の騰貴率を示す)

紡績絹糸(一〇九―一二三、九五・四％)
 絹裏地(一〇六―二〇二、九〇・五％)
 富士絹(一一〇―二〇八、八七・〇％)
 輸出向け羽二重(一二二―一八九、六八・七％)
 銘 仙(一二五―二一〇、六八・〇％)
 メリンス(二〇八―三三九、六三・九％)
 人造縮緬(五四―八八、六二・九％)
 内地向け縮緬(九二―一四七、五九・七％)
 天 竺(二一一―三三七、五九・七％)
 綿朱子(一七四―二三〇、三二・一％)
 人絹平織(六五―九二、四一・五％)
 内地向け羽二重(九六―一四九、五五・二％)
 白木綿(一七七―二一七、二二・五％)
 羅 紗(一七八―二〇八、一五・七％)
 生 糸(八六一―一九三、一二四・四％)

というような布帛や繊維原料品、

経 節(七〇―一五九、一二七・一％)

第三節 昭和十三年五月より十四年八月までの施設とその実情

小豆(一一一―二二一、九九・〇%)
 大豆油(一二五―二二〇、九一・三%)
 満州大豆(二三三―二二七、六三・一%)
 内地大豆(一九一―一九四、六三・〇%)
 種子油(一一一―一八一、六三・〇%)
 果実罐詰(二二〇―一八八、五六・六%)
 茶 (一四三―二〇五、四三・三%)
 魚類罐詰(二二〇―一八八、五六・六%)
 裸 麦(三三四―四三八、三六・一%)
 鶏 卵(二二九―一七四、三四・八%)
 内地小麦(二八九―三七六、三〇・一%)
 大 麦(三三一―四〇三、二一・七%)
 台湾米(一六八―二〇四、二一・四%)
 などの食料品、その他、
 生ゴム(二二二―四〇一、八九・一%)
 内地材(二四〇―二四一、七二・一%)
 畳 表(一七〇―二八七、六八・八%)
 塩 酸(二二六―二二一、六七・四%)

大豆粕(一四九―二三八、五九・七%)
 瓦 (一一五―一七四、五一・三%)
 魚 肥(一八一―二六二、四四・七%)
 硬化油(二三二―一七五、三二・五%)
 木 炭(二四三―一八〇、二五・八%)
 などである。

当時、食塩、板硝子、銑鉄、硫酸、更紗などの価格は変わらず、また銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、真鍮、重油、石炭、コークス、羊毛、麻布、皮革、外国小麦、外国材、苛性ソーダ、過磷酸、石灰窒素、硝酸、パルプ、珪瑯鉄器などは多かれ少なかれ下落したが、それにもかかわらず前記諸商品が騰貴したために全体としての価格の水準は、一五・六%に騰貴したのである。

商品類別指数を見ると、十類中金属類(一九九・六一―一六八・九、マイナス一五・四%)、燃料(一六六・二―一六三・一、マイナス一・九%)は低下しているが、他の八類は、繊維原料品(一〇二・四―一四二・四、三九・〇%)、布帛類(一二三・四―一六二・九、三三・〇%)、肥料(二三九・五―一七三・五、二四・三%)、建築材料(一五五・九―一八六・一、一九・三%)、食用農産物(一五八・四―一八六・七、一七・八%)などは騰貴した。

昭和十四年度の歳出は、一般会計が四十八億円、臨時軍事費が四十六億円、純計八十八億七千万円となった。これに対して租税収入も総計二十二億円強となったが、公債発行予定額は五十九億円に上った。

昭和十四年度一般会計歳出予算

經常部	二、〇七八、一五二千元
臨時部	二、七二六、三九二千元
計	四、八〇四、五四三千元

臨時軍事費第七十四回帝国議会分（昭和十三年十二月二十六日—十四年三月二十六日）

陸軍臨時軍事費	三、一四三、〇〇〇千元
海軍臨時軍事費	八一二、〇〇〇千元
予備費	六五〇、〇〇〇千元
合計	四、六〇五、〇〇〇千元
純計	八、八七四、三五六千元

昭和十四年度歳入予算

經常部	二、三七八、〇三八千元
内租 税	一、七四五、九三七千元
印紙収入	九〇、七三二千元

官業および官有財産収入

官業および官有財産収入	三七一、九七七千元
臨時部	二、四二六、五〇五千元
内臨時利得税等	四九九、六八六千元
公債金	一、七二七、七三二千元
計	四、八〇四、五四三千元

臨時軍事費財源

公債金	三、九二四、〇七〇千元
他会計より繰入	六六一、八五三千元
その他とも計	四、六〇五、〇〇〇千元

昭和十四年度公債発行予定額

一般会計	一、七二七、七三二千元
特別会計	二七三、六六八千元
臨時軍事費	三、九二四、〇七〇千元
計	五、九二五、四七一千元

当時の国際および国内の政治軍事経済上の重要な事件は次のごとくであった。

昭和十三年七月五日	日独伊通商協定調印
同 年八月十日	張鼓峰日ソ停戦協定
同 年十月十日	独軍ズデーテン地区占領
同 年十月十二—二十一日	バイヤス湾上陸より広東入城
同 年十月二十七日	武漢三鎮完全攻略
同 年十一月三日	近衛(第一次)東亜新秩序建設声明
同 年十二月二十二日	日支国交調整方針声明
同 年十二月三十日	汪精衛和平声明
昭和十四年一月五日	平沼内閣成立(蔵相石渡荘太郎、商相八田嘉明、農相桜内幸雄)
同 年二月十日	日本軍海南島に上陸
同 年三月十五日	独チェコ合併
同 年八月二十三日	独ソ不可侵協定モスクワにて調印
同 年八月三十日	阿部内閣成立(蔵相青木一男、商相兼農相伍堂卓雄、農相後に酒井忠正)
同 年九月二日	第二次大戦始まる
同 年九月四日	政府欧州戦争不介入を声明
同 年九月十八日	価格停止の日

昭和十四年十月五日	独軍ワルシャワ入城
同 年十月九日	汪精衛新生支那建設を声明
同 年十一月三十日	ソ軍フィンランドに侵入

三 物価統制の大綱

政府が騰貴してゆく物価に対抗するために昭和十三年五月から実施したところの制度(それはかなり広い範囲にわたる商品に対して最高販売価格を指定し、価格違反は自らこれを処罰するという制度を中心として配給等の統制と暴利行為の取締り等をもってこれが支柱としていた)の特質を簡単に要約すると、次のようにいいうる――

一、それは、インフレーションの原因となるところの特殊な財政資金が使用され、その結果として不換銀行券の価値が下落し、物価の実勢力がそれに応じて騰貴するのを妨げるものではない。政府が指定した価格が精密なる原価計算にもとづき、適正なる利潤を加えて決定されたものであったとしても、それは、しょせん価格そのものではなく、価格はこれこれであるという政府の命令または希望に過ぎない。この政府の希望または命令が実現するか否か、実行されるか否かは、インフレーションの原因となるところの、かの特殊な資金が使用されるか否かによって定まり、この資金の運動を調節するものは物価統制そのものではなくて資金の調節である。これらの点は、この新たな制度も、暴利行為の取締りを内容とする前期の制度や、自主的最高価格の制度を

内容とする前期の制度と同じである。

二、インフレーションの原因となるところの資金が流通界に出て作用し、その結果不換銀行券の減価を生じ、物価の実勢力が騰貴すると、政府が命令する最高価格は維持せられ難くなる。種々様々な形式の価格違反が種々の方面で行われ、政府の命令を遵守せんとする生産者や商人の正直なる行為は不徳なる商人を利するだけとなり、はなはだしい場合はその破産をすら招来することとなる。

三、このような事態のもとで、なお政府の指定する価格を励行するには、多かれ少なかれ嚴重なる集荷配給の統制、さらに進んでは生産消費の統制をもってこれを支持しなければならぬ。この方面の統制が成功する場合にのみその限度内で、最高価格制度も維持せられる。しかし一方において最高価格の水準が不変なる際に、物価の実勢力の水準が騰貴して、その間の差額がある程度以上に大きくなると、集荷配給の統制も行われ難くなり、したがって價格統制も有名無実なものとなるおそれがある。これらの点も、この制度は前期および前々期の制度と同じであって、そういう意味において意義をもつものである。

四、しかしこの制度は、物価統制の方法としては、はるかに進歩したものである。第一に價格統制の目標がはっきりしている。暴利取締令の場合は、原価に通例の利潤を加えたるものという、はなはだしい場合は商人により商品によって区々たりうる、不明瞭なるものが基準とされていたが、このたびは前期と同じように価格の大きさがはっきりした。第二に、物価統制を支持する権威が強い。価格違反に対し制裁を加える必要上、この権

威は大なることを必要とする。このたびは、前期と異なり、前々期と同じく、政府そのものがこれを引受けている。要するにこのたびの制度は、前期および前々期の制度の各々の長を採り短を棄てて総合したものと見ることができる。

この制度には、その公定価格を決定するための資料の蒐集が困難であったこと、これに企業経理と原価計算の制度が未発達である上に、当業者の利害問題が介在するという事情が加わったこと、取締りの衝に当たる経済警察が未熟であったことなどという困難な点加わった。そして物価の実勢力の漸進的騰貴はこれらの困難をもちろん加重した。

政府が騰貴してゆく物価に対抗するために昭和十三年五月より実施したところの制度——それはかなり広い範囲にわたる商品に対して最高販売価格を指定し、価格違反は政府がみずからこれを処罰するの制度を中心とし、配給等の統制と暴利行為の取締り等をもってこれが支柱とするものであった——は、その後種々な困難な点が現われてきたが、政府はこれらの困難な点を反省し、物価統制を継続すべきか否か、この制度を維持すべきか否か等の問題を審議解決するために、昭和十四年三月一日公布の勅令により物価委員会令を改正して、中央物価委員会を拡充した。この委員会は物価に関する重要事項を調査審議するために設けられ、公定価格制度の創始と初期の運用に偉大なる功績を挙げたものであった。

改組後の中央物価委員会は、従来商工大臣が会長に当たっていたのを改めて、商工大臣の奏請により内閣におい

て任命することとした。また委員の数も倍加して五十人以内とし、さらに必要あるときは臨時委員を置いて特別の事項を調査審議せしめうることにした。そして会長には池田成彬氏が就任し、委員には各省次官と従来の委員のほか明石照男、安宅弥吉、有馬頼寧、賀屋興宣、千石興太郎、津島寿一、南郷三郎、村瀬直養、村田省蔵の諸氏が加わった。

有名な「物価統制ノ大綱」および「物価統制実施要綱」はこの委員会の審議研究の産物であって、前者は昭和十四年四月二十七日の総会において、また後者は同年八月三十日の総会において決定答申され、その後長く政府の物価政策の指針となったものである。

ここにその要旨を摘録すると――

一、戦時物価問題の解決は、生産力拡充の問題と並んで支那事変の推移および長期建設の進展に対応すべき戦時経済の運営上特に現下最大の急務である。

二、総合的な物価対策が必要である。政府は事変発生以来物価騰貴抑制のために、つとに応急的の措置を講じてそれぞれ効果を挙げてきたが、今後の事態に備えるためには単に物価現象ばかりでなく、根本的に財政経済の全分野に亘り総合的対策を確立しなければならぬ時期に到達している。

三、物価統制方法の根幹は公定価格の制度である。一定の物価基準のもとに価格を公定することは現下の物価統制施設の根幹をなすものであって、物価相互の関連性にかんがみ、できるかぎり普遍的に公定価格を形成する

必要がある。

四、価格を公定すべき品目の範囲は原則として戦時国民経済の運営上特に必要なものとし、軍需資材、輸出资材、生産力拡充資材および戦時下における国民生活必需品につきその品目を選定すべきである。しかして価格公定の対象となる品目についても、全体の価格形成上重大なる影響ある重要品目を先にして公定する等、着手すべき順位を定める必要がある。

五、価格の公定は、原則として生産者ないし輸入者より最終消費者に至るまでの各段階における価格についてこれをを行うべきである。

六、公定価格は戦時下において適正とする規準および方法により算出したる「戦時適正価格」でなければならない。

七、戦時適正価格の決定については、原価計算によるを原則とし、その計算方法および運用手続を定める必要がある。ただし原価計算に当っては中庸生産費主義をもって原則とするも、特殊な場合においては適当なる調整を加えなければならない。なおこの場合機械的原価計算主義によるときはあるいはかえって物価の高位をもたらすの傾向あるべきをもって、同時にこれに客観的検討を加えること、また価格公定ののちに原価にある程度をこえる変化を生じた場合には、一定の準則に基づいてその価格を改定することが必要である。

八、価格統制の基準は国際物価水準にこれを置かなければならない。したがって価格の形成に当っては、およそ左の三点を考えて現在の物価を検討し、極力この水準に到達せしめるよう低下を図らなければならない。

- (イ) 輸入品については、輸入価格を基礎とし、同種の国内生産品ある場合には適當なる調整を加える。
- (ロ) その他の一般物品については軍需の充足、生産の拡充、国民生活の維持を目標とし、兼ねて輸出品、原材料等の価格上の権衡を考慮する。

九、公定価格の決定を見ざる非公定価格品については、これをそのままに放置すると必然に当該商品およびその原材料等の価格の騰貴を来し、当業者に不当の利益を与え、ひいては公定価格品の価格の維持を困難ならしめる場合が多いであろうから、次のとき対策を講じなければならない。

- (イ) 非公定価格品の生産に対し原材料等の使用を制限しまたは禁止する。
- (ロ) 過大利得は賦課金等の方法によりこれを適当に調整する。

十、物価対策は需給の調整に重点を置かなければならない。この点については、すでに物資動員計画、物資原料の配給調整、臨時資金調整法の運用、国民貯蓄奨励運動その他の対策が実施せられているけれども、なおこの際各種対策相互間にいっそう密接なる連繫を図るとともに物資および資金の需給について根本的計画を樹立して、需給適合の完璧を期する必要がある。

十一、物価統制の励行につき政府の率先垂範、国民協力の要請、特に物価統制協力会議の組織、制裁および罰則の強化整備等の特別の方策を講じ、また官民物価統制機関の整備協調を図る必要がある。

以上が中央物価委員会の二回の答申の骨子であって、それに公定価格制度を核心とする物価統制を励行し、わが国の物価水準を国際物価水準まで低下せしめるの必要が力説され、その運用上の細目が闡明されているのを認めることができる。

しかし中央物価委員会が指示したこのような方向が物価統制の新しい段階となって現われるには、なお若干の動機があった。そのころ、昭和十四年六月十四日には、日本軍による天津租界の封鎖とこれをめぐる日英会談の不調、七月二十六日にはアメリカの日本に対する通商航海条約の廃棄通告というように、極東における国際政治のあわただしい推移を見たが、西ヨーロッパでも、八月二十一日に独ソ不可侵条約の後をうけて九月二日ついに第二次大戦の勃発を見ることとなった。そしてこれによってわが国の工業生産、通商の事情も物価事情もはなはだしい変化を遂げることとなった。わが対外貿易事情はにわかに変化する。物資動員計画や生産力拡充計画はこれを改訂していっそう困難な条件を忍んで実施しなければならなくなった。輸入原材料の逼迫が予想せられて価格が騰貴したが、これはわが国内物価一般に対して影響を与えずにはいない。これらの事情は大戦景気到来という気運とあいまって投機を誘発し、物価は奔騰の気配も見せるに至った。もしこれをこのままに放置するならば、物価騰貴の勢いは停止するところを知らない有様となろう。しかし同時に国際物価を標準としてわが国内物価の調整を図るといふ「物価統制ノ大綱」に示された方針も第二次大戦の勃発およびわが貿易事情の変化によってもはやこれを維持してゆくことが不可能となり、もっぱら新しく国内事情に立脚した独自の物価規準を発見して行かなければならなくなった。

昭和十四年十月十八日に勅令第七百三三号をもって公布せられ、同月二十日より施行せられた価格等統制令と、これを中心とする諸施設は、この新しい段階に対処する政府（平沼内閣）の施策であった。政府はこれより前、昭和十三年四月一日に国家総動員法を制定公布して、商品の価格その他に関しについても必要な命令を発しうることとし、物価統制の新しいかつ強力な法的根拠を準備していたが、第二次大戦の勃発により、従来の物価政策が輸出入品等に関する臨時措置法を根拠法とするの欠陥を改める機会を捉えてこれを発効することとし、昭和十四年九月十九日の閣議において、総動員法にもとづき価格等の一般的引上禁止の措置を執ることと決定し、同月二十四日にこれに関する勅令案要綱を決定して価格等統制令を制定したのであった。

第四節 昭和十四年十月より十八年四月までの施設とその実情

一 施設

昭和十四年十月十八日に公布され、翌々日の同月二十日から施行された価格等統制令のおもなる内容は、

一、単に商品の価格ばかりでなく、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料、加工賃も統制を受ける。これらのものを統制令は価格等という言葉をもって一括している。

二、価格等は、この価格等統制令施行後は、昭和十四年九月十八日、すなわちこの方針を最初に決定し発表したその前日の額をこえて

- (1) 契約することができない
- (2) 統制令施行前の契約にもとづく支払いもできない
- (3) 統制令施行前の契約にもとづく受領もできない

ただし注文生産品の価格について生産者がすでにその注文品の生産に着手したとか、その他の価格について買主その他の支払者が目的物の引渡しを受けたとか、運送賃について運送人または加工者が目的物の引渡しを受けたとかいうように、契約の存在が外部的にも明らかである場合、また保管料、損害保険料、賃貸料の支払いが滞っている場合は除外される。

三、九・一八価格は価格等の受領者（つまり商品販売者等）についての額であって受領者別に定まる。そして当日に契約があった場合はその契約額が、そして同じ事情の下において数種の契約があった場合はその最高額が九・一八価格となり、たまたま指定期日に為した契約がなかった場合は、契約を為したるべき額が九・一八価格となる。

九・一八における額がない場合

- (1) 季節品については、最近の季節の市場価格、またはこれに準ずるものを、その後九月十八日までの期間

の一般物価の変動を考慮して加減したる額

(2) 新製品については、これに類似する物の九月十八日における市場価格またはこれに準ずるものにつき原価の差異を参酌したるもの

(3) それ以外の物、つまり新規に開業する者の価格とか、すでに営業している者が初めて取扱う商品についての価格などは、九月十八日における市場価格またはこれに準ずるものをもって九月十八日における価格とする。

なお右のようにして定まった価格が当業者において不安であるというような場合には、地方長官なり主務大臣が指定する法人または団体なり、ときには主務大臣自身なりが申請によってその額を指定する。

四、この一般的引上げ停止には若干の除外例がある。有価証券の価格および賃貸料、土地および建物の価格、財団、営業および無体財産権の価格および賃貸料、書画骨董の価格、鮮魚介類（ただし冷凍魚介類および鰻を除く）、生蔬菜および生果実の価格、家畜の価格および賃貸料、家禽および立木竹の価格、輸出品たる綿糸および輸出品の原料もしくは材料に用いる綿糸（ただし関東州、満州および支那向けのを除く）の価格、生糸（ただし玉糸および野繭糸を除く）および繭（玉繭および屑繭を除く）の価格がこれである。もっとも土地および建物、生鮮食料品、家畜、家禽、書画骨董などをこのように除外したのは、有価証券の価格および賃貸料以外はこれらのものの価格が騰貴するのを自然に放任するという趣旨ではない。すべての価格等を九・一八の水準に抑えるとい

う根本方針には変わりはなく、ただこれらの品目は機械的停止の対象とするには適しないから、むしろ別途の方法によって一貫した対策を講ぜんとするものであって、調査することもできるし、出荷配給の統制を加えることもできるばかりでなく、また自粛価格、さらに公定価格を設けることもできるのであった。

また価格等統制令の適用を受けないものも若干あった。取引所または米穀市場における売買、第三国との間の輸出入取引の価格および運送賃、その他これである。

五、他の法令との関係

この価格統制令よりも前に、綿糸、ステープルファイバーおよびステープルファイバー糸、農林水産物および農林水産業用品などの販売価格取締規則や、物品販売価格取締規則などがあって、物価騰貴を抑制すべき基礎となっていたことは前に記したが、これらの命令はこの統制令の中に吸収された。

他方、米穀統制法および米穀配給統制法、煙草専売法および煙草売捌規則、鉄道営業法および鉄道運輸規程、重要肥料業統制法と臨時肥料配給統制法と硫酸アンモニヤ増産及配給統制法、製鉄事業法、工作機械製造事業法など、他の法令で価格等の額の定められているものは、その法令で定められた額を超過することを得ないこととなった。ただし罰則はこの統制令の罰則が援用され、右の法令に違反した場合には、価格統制令違反となり、国家総動員法の罰則が適用される。

六、九・一八価格は四つの場合に修正される。

(1) 九月十八日における額が著しく不当と認められるとき、たとえば同じ業種を営んでいる者の間に非常な差異があり、一方の者の額が特に高いという場合などには、本来ならば速かに後に記す公定価格を定めるべきであるが、それまでの暫定的措置として行政官庁はその額を引き下げさせることができる。

(2) 価格の支払者または受領者において特に行政官庁の許可を受けた場合は、九・一八価格によらなくともよい。

(3) 商工農業者等の組合その他これに準ずるカルテル団体や申合団体のごときものが九月十八日の額に代わる額を定めて行政官庁の認可を受けた場合は、その組合その他これに準ずるものおよびその構成員についてはその額をもって九月十八日における額とみなす。なおこの協定価格は同じ地区内のアウトサイダーにも適用される。

(4) 行政官庁が特に価格の額を指定した場合は、この額が公定価格として九・一八価格に代わって支配する。

七、脱法行為の禁止

単に価格等の額の引上げが禁止されたばかりでなく、従来は半期半期に支払っていたものを現金払に改めるとか、従来は売主において持込んでいたものを店頭売に改めるとかというような支払条件、受渡条件その他の契約条件の変更にして支払者に不利となるものも禁止された。また抱合せ販売、品質の変更、買戻し約款なども禁止され、これに対する違反も処罰される。

八、罰則

この統制令では価格等の受領者ばかりでなく、その支払者も罰せられることになっている。ただし一般の消費者は、営利を目的としないかぎり買主としても売主としても処罰されない。そして処罰は三年以下の懲役または五千元以上の罰金という国家総動員法のそれである。

以上が価格等統制令の骨子である。この価格等統制令は、昭和十四年十月十八日に公布され、内地においては十月二十日より施行された。そして停止関係の規定は翌十五年十月十九日まで一カ年間効力を有することになっていた。

要するに価格等統制令は、価格統制の対象を個々の商品に局限せず、若干の除外例を除いて一応全般の商品に拡張し、かつ価格統制の基準をとりあえず昭和十四年九月十八日当日のいわゆる九・一八価格に採って、一方では日華事変発生以来この日に至るまでの騰貴はこれを承認するとともに、その後における騰貴、さしあたってはヨーロッパ戦争の勃発による半ば投機的なる価格の上昇を抑えておき、しかる後にその基礎の上に新しく国内事情を基礎として適正なりと認められる価格を標準として鋭意公定価格の拡充整備および協定価格の設定促進に努め、これによって低物価政策の完遂を期せんとしたものである。それはわが国の物価政策を改めて本格的軌道に載せ、その後二度にわたる延長を通して長くわが物価統制の枢軸をなして来た。

価格等統制令もいくつかの並行的ならびに補完的なる施設と支柱をそなえていた。

並行的施設のおもなものは

地代家賃統制令（昭和十四年十月十八日公布、内地では昭和十四年十月二十日施行）

賃金臨時措置令（同右）

会社職員給与臨時措置令（同右）

である。

価格等統制令を中心とする新たな物価統制は、もちろん、物品販売価格取締規則にもとづく物価統制がそなえていた各種の支柱をさしあたりそのまま継承した。暴利取締令、商工省物価局をはじめ物価委員会、物価調査委員会その他の機構、それから配給、さらに進んでは生産、消費の統制がそれである。このうち暴利取締令は、昭和十四年十二月四日に拡充され、または昭和十四年十一月二十四日には物価統制協力会議が設置された。

暴利行為等取締規則は昭和十四年十二月二十六日公布、即日施行されたが、従来の暴利取締令からの改正の要点を挙げると――

一、取締品目の制限の廃止

暴利取締令には取締品目に制限があった。品目は支那事変発生以来種々追加されて来たが、最後のものにすら米、麦、雑穀、魚介類、蔬菜類というような食料品が欠けていた。このたびの改正ではこのような制限がまったく廃棄されて、あらゆる物品について暴利行為を取り締ることとなった。

二、処罰の簡易化

従来は地方長官なり商工大臣なりからいったん戒告を発するなり取引に条件を付するなりして、その戒告に違反した場合に始めて処罰することになっていた。そしてそのためにかえって戒告を受けるまではいくら高く売ってもよいように取られていたが、将来は戒告を省いて、違反があればただちに処罰することになった。

三、その他

停止価格を有する商品を、その九・一八価格で販売する場合、公定価格のある商品とその公定価格で販売する場合などは、たとえ暴利が得られても、暴利販売禁止の規定は適用されない。

なお暴利を得るの目的をもってするところの買占め、売惜しみ、物品の販売の媒介が処罰されることは従来と変わりはない。これは公定価格でも適用される。

それからこの取締りは業者を対象とするものであって、一般の消費者には適用されないことになっていた。

物価統制協力会議は、昭和十四年十一月二十八日に発足した。物価統制に関係ある各種の団体が相集まって、その当時計画された国民精神総動員運動の一翼として政府の物価統制に参加協力するという趣旨のもとに、さきに中央物価委員会が答申した「物価統制実施要綱」の提唱にもとづいて結成されたものである。中央物価統制協力会議では郷誠之助、有馬頼寧、岡部長景の三氏が正副会議長、八田嘉明氏が常任委員長となり、常任委員の中には結城豊太郎、千石興太郎、石黒忠篤、古野伊之助、青木得三の諸氏が名をつらね、すべての有力なる全国的

経済団体および営業者団体が加盟した。そして政府と協力して物価統制の確保をはかることをもって目的とし、また営業者の間に協定価格の決定を促進するとか、公定価格および協定価格の実施状況およびその影響を調査してその改善に資するとか、公定価格および協定価格の勵行に協力するというような「物価統制実施要綱」に定める各種の事業その他、その目的を達成するに必要な事業を行うことになっていた。

価格等統制令を根幹とするわが物価統制は、その後わが国の対内対外政治事情および財政経済事情の変化と、これを反映する物価事情の変化とにより若干の修正ないし補強策を講ずるのやむなきに至った。公定価格の引上げまたは補給金の交付の承認採用がこれであって、それはやむを得ざる必要に迫られて部分的にかつ試験的に実行されたのち昭和十六年八月十二日物価対策審議会の是認を得、さらに昭和十七年十二月十一日価格形成は中央委員会の是認を得て、多かれ少なかれ大規模に実施されることになり、これとともにわが物価政策は一つの新しい段階にはいることになったが、その後も昭和十八年初めまでにも価格等統制令を中心とする政策は若干の変容を遂げたのであった。

まず統制令そのものにおいては昭和十五年九月十九日および翌十六年九月三日の改正があった。

価格等統制令は、制定の当初には停止価格および協定価格に関する規定の有効期間を一ヵ年と限っていた。これはその間に鋭意公定価格の設定に努めるという意向に出たものであるが、複雑極まる経済機構のもとでこのような短期間に所期の目的を達することはとうてい望みうべくもなかったため、昭和十五年九月十六日の改正にあってさらにその有効期間を昭和十六年十月十八日まで一ヵ年間（ただし例外許可は半年またはそれ以下）延長したが、同十六年九月三日の改正の際にはさらに期限を付せず当分のうち有効と改めて終戦期に至った。

統制の対象も漸次拡大して行った。おもなるものを拾ってみると――

不当の利得を得て物品の購買の媒介を為すことの禁止（昭和十五年六月二十四日、暴利行為等取締規則改正）

蔬菜類の価格の統制（昭和十五年八月）

取引所における売買取引における価格等統制令適用除外物資の制限（昭和十五年九月十六日、価格等統制令中改正）

生鮮魚介類の価格の統制（昭和十五年九月二十一日）

宅地建物等の価格の統制（昭和十五年十一月二十一日、同価格統制令）

農地価格の統制（昭和十六年二月一日、臨時同統制令施行）

買占め、売惜しみ一般の禁止（昭和十六年七月十日、暴利行為取締規則改正）

負担付販売の禁止（同右）

不動産ブローカーの禁止（同右）

修繕料等の統制（昭和十六年九月三日、価格等統制令改正）等

地代家賃統制令は、昭和十四年十月十八日、価格等統制令と同じ日に公布せられ、内地では十月二十日から翌昭和十五年十月十九日まで一ヵ年間効力を有するものとして施行された。

これによって建物所有の目的をもって賃借せられたりまたは地上権を設定せられた土地、および賃借せられた建物

または建物の一部たる室（すなわち下宿屋、アパート、ビルディング等の貸室や賃間など）は、貸主が土地の改良工事を施したとか、建物を増築したとかいうような特別の事由がある場合に地方長官の許可を受けたときのほかは、契約期間の満了や貸主借主等の変更のいかにかわらず、貸主は、次のごとき地代、家賃をこえて地代、家賃を定めることができないこととなった。すなわち、

- (一) 昭和十三年八月四日に地代等には家賃のあった借地または借家については、同日の地代または家賃
- (二) 昭和十三年八月五日以後同十四年十月二十日前に地代または家賃が新しく定められた借地または借家については、同日以後の最初の地代または家賃

- (三) 右の二つに該当しない場合において、本令施行の昭和十四年十月二十日以後に地代または家賃ができた借地または借家については本令施行後における最初の地代または家賃

そして貸主はいかなる名義であっても、本令の適用を免かれるために、借主に対して借地または借家の契約に定めない財産上の利益を求めることができない。敷金、修繕費の負担、畳建具その他の造作に要する費用の負担、地代または家賃の支払条件および借主が貸主に給付する権利金その他の財産上の利益に関する条件というような借地、借家の契約に伴う条件も、地代、家賃そのものと同様の制約を受ける。また地方長官は、一定の場合には地代、家賃の減額を命令することができ、また増額を許可することができるのである。

賃金臨時措置令と会社職員給与臨時措置令とは、ともに昭和十四年十月十八日公布、内地では同年十月二十日より施行、翌十五年十月十九日まで効力を有するもので、労務者の賃金、手当等や、会社の役員および職員の給料、手当、賞与、交際費等を、昭和十四年九月十八日の水準に停止せんとするものである。

統制の方法も進化した。昭和十四年十月、価格等統制令が制定せられた当初においては商品の価格をひとまず同年九月十八日の水準に停止し、その後公定価格なり協定価格なりの設定を拡大促進して適正と見られる価格水準を作っていくという方針であった。この方針は、その後ももちろん鋭意押し進められたが、それとともにまた価格統制の方法にも進化が見られた。

- (イ) 生鮮食料品の価格をも統制しうる方式を立案（昭和十五年九月二十一日）
- (ロ) 指示価格に法律上の承認を与えたこと（昭和十五年九月十六日、価格等統制令改正）
- (ハ) 特殊の商品について認可価格の制度を設けたこと（同右）
- (ニ) 協定価格に形成的効力をもたせたこと（昭和十六年九月三日、価格等統制令改正）

これらがそのおもなるものである。

物価統制を支える支柱も整備されていった。昭和十四年十二月二十六日に暴利取締令を改正して暴利行為等取締規則を制定したことは前に記したが、その後、

- ㊦等の形式および商品の等級等の表示（昭和十五年七月十八日、暴利行為等取締規則改正施行）
- 罰則の強化（昭和十六年三月三日、国家総動員法の改正）

がある。

商品を販売する者は、価格の大きさを表示すると同時に、その価格が停止価格、協定価格、公定価格、許可価格、新製品というように価格等統制令のいずれに該当するかを表示することになった。従来の規定では、商品を販売するものは単に価格のみを表示していたが、これでは統制令の適用を受ける商品の数が非常に多いにかかわらず、その価格がいずれに該当するかわからず、一般の購買者も取締当局も不便を感ずることが多いというので改正したものである。また商品の販売に際して、その価格と同時にその商品の銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量、数量の表示を主務大臣または地方長官は命令しうることになった。従来これらのものは主として購買者の便宜のために一部実施せられていたが、価格等統制令のもとでは商品の品質の低下を防ぎ、あるいは容量の減少を防ぐには、これを表示する必要が起りうるので、この規定を設けたものである。

それから統制機構の整備がある。昭和十四年十一月二十八日、物価統制協力会議、同年十二月四日、物価局拡充の後、

物価対策審議会、中央および地方の価格形成委員会の設置（昭和十五年四月一日）

物価局の一部権限の農林省への移管（昭和十六年一月二十一日）

物価局の職員充実（昭和十六年三月二十二日）

物価対策審議会の強化（昭和十六年五月十四日）

等である。

配給——一般的に商品の流通——や、さらに進んでは生産、消費の統制も漸次整備されて行った。政府が種々の形式をもって商品の最高価格を命令しはじめたことから、あるときはこの価格を維持し励行するために配給等の統制を実施し、またあるときは他の目的のために創始したこれらの統制が、最高価格制の維持に役だったことは前に記したが、この統制は価格等統制令にもづく物価統制の時期にももちろん維持され、のみならず加速度的に拡大され強化されて行った。いまその主要なる品目とその根拠法規の施行期日とを拾って見ると次のとおりである。

兎毛皮（同使用制限規則 十四年十一月十日）

屑紙（同配給統制規則 十四年十一月二十四日）

カーバイド（同 十四年十二月二十六日）

木炭（同 十四年十二月二十五日）

生糸（同 十五年一月二十日）

マッチ（同製造及配給に関する件 十五年二月十日）

繊維品（同配給統制規則 十五年二月二十六日）

ソーダ、工業薬品（同 十五年三月二十日）

白金等（同 十五年五月十四日）

第二章 戰時物価統制政策と実情

二九二

アルミニウム屑(同 同 十五年五月十四日)
麦類(同 同 十五年六月十五日)
製鉄用輸入原料(同配給等統制令 十五年七月一日)
繊維屑(同配給統制規則 十五年八月一日)
青果物(同 同 十五年七月十日)
石炭(同配給調整規則 十五年八月一日)
小麦粉等(同配給統制規則 十五年八月二十日)
薬工品(同 同 十五年八月十五日)
魚油(同 同 十五年八月二十五日)
米穀(臨時米穀配給規則 十五年九月十日)
鉱石(同配給統制規則 十五年九月十四日)
自転車並に同部分品及附属品(同 同 十五年十月一日)
砂糖(同 同 十五年十月十五日)
マッチ(同 同 十五年十月十五日)
鶏卵(同 同 十五年十月二十五日)
大豆及大豆油(同 同 十五年十月二十八日)
農機具(同 同 十五年十二月五日)
輸出品及輸出品用原材料(同 同 十六年一月六日)

黒糖(同集荷統制規則 十六年一月十五日)
木材(同統制法 十六年三月十二日)
蚕糸(同業統制法 十六年三月十三日)
鮮魚介(同配給統制規則 十六年四月一日)
満庵鉾(同 同 十六年五月二十日)
医薬品及衛生材料(同生産配給統制規則 十六年五月七日、十六年七月一日)
硬化油等(同配給統制規則 十六年六月一日)
硫黄(同 同 十六年六月一日)
自動車修理用部分品(同 同 十六年六月一日)
小麦粉等(同製造配給統制規則 十六年七月十五日)
諸類(同配給統制規則 十六年九月十一日)
雑穀(同 同 十六年十月十日)
食肉(同 同 十六年十月二十日)
紙(同 同 十六年十二月一日)
原料生漆(同 同 十六年十二月二十九日)
水産物(同 同 十七年一月七日)
特殊鋼(同需給統制規則 十七年一月二十日)
味噌醤油等(同配給統制規則 十七年二月一日)

第四節 昭和十四年十月より十八年四月までの施設とその実情

二九三

植物油脂原料及植物油脂等(同 同 十七年九月十五日)

動物油脂(同 同 十七年九月十五日)

軽金属(同 同 十七年十月二十三日)

螢石(同 同 十七年十月二十九日)

磷鉱石(同 同 十七年十一月十八日)

このように特定の商品を取り上げて、これが流通なり生産、消費なりを統制するという場合に、その商品の流通関係の急激なる変化と、これにもとづく購買者の不安や要求がその動機となるが多かったことはいうまでもない。しかし配給上の不円滑が同じ程度に生じても、一方の商品は配給等の統制が容易であるが、他方の商品は統制が困難であるために、一方の商品がまず統制されるということもあった。またしかし場合によっては、統制が技術的に困難であるかどうかという点には差はないが、他の何らかの事情によって一方のみがまず統制されるということもあった。そして統制が困難であるかどうかということは、その商品が腐敗しやすいかどうか、品種が多様であるかどうかというような、その商品そのものの性質によることもあり、またその商品の生産者なり配給業者なりが多数集中されているかどうかというような生産、配給事情によることもあった。

しかしまず価格統制を実施し、しかる後に、むしろその価格統制そのものが配給統制の前提条件をつくるということも少なくなかった。たとえば生鮮魚介類の場合などがそうであった。生鮮魚介類は当初価格等統制令の適用から除外されていたが、その後著しい価格の騰貴を見たので方針を改め、一時協定価格の設定で対処しようとしたが、昭和十五年九月二十七日、結局公定価格を設けることにした。しかるに公定価格を設けてみると、陸揚げされた魚は市場に現われることなくして各方面に流れてしまい、大消費地の一般消費者の手にはいらぬというような、配給の不円滑を生じ、一般消費者の不安を醸した。これは公定価格が市場価格より低いことから生ずる当然の結果であるが、これによってその配給統制が不可避となり、昭和十六年四月一日より実施されることとなったのであった。

ある商品の統制が他の商品の統制の動機となったこともあった。鮮魚介類の配給統制が実施されても、鮮魚は必ずしも消費者の希望するとおりの潤沢に配給されるというわけに行かなかったため、塩乾物に対する需要が増大した。このことが、鮮魚介、青果物の統制の後をうけて塩乾物に対する統制も遠くないという思惑から売惜しみ、買溜めが業者の間にも、また消費者の間にも行われたという事情と結合して、昭和十七年一月七月塩乾魚介類の統制となった。

政府が正式に配給統制に着手する前に、一般消費者が業者をまじえて自主的に局地的な配給統制を実施したと、またときに地方庁がこれに参加していたこと、そしてこの経験が政府の統制の手本となったことも少なくなかった。ことに魚介類や蔬菜類はそうであった。また一方、政府の統制も事情の変化とともに広くなり強くなりなってきた。たとえば蔬菜類は昭和十五年七月ひとまず九品目について出荷を統制することより着手したが、後にこれを十五品目に広げ、昭和十六年八月にはさらに四十五品目に広げるとともに、消費市場のほうの統制も

強化して行った。

さらに奢侈品等製造販売制限規則（昭和十五年七月六日公布、翌七月七日施行）によって、

(イ) 公定価格が設定せられたる種類の物品について主務大臣が特に物品を指定したときは当該公定価格において定められたる規格または品質以外のものの販売は輸出その他やむを得ざるものとして特に許可された場合を除いて禁止されることになった。また公定価格の設定せられたる物品以外の物品についても主務大臣が物品の規格または品質を指定したときは、当該規格または品質に該当するものを除いてこれの販売を禁止されることになった。

(ロ) 不急不要品や奢侈品にして主務大臣の指定したるものの販売は、輸出その他やむを得ざるものとして特に許可された場合を除いて禁止されることとなった。また物品の性質上全面的禁止を不相当とするものにあつては主務大臣の指定したる一定の販売価格をこえたものの販売が禁止されることとなった。さらに他の法令によつて製造を禁止せられたる物品については、その販売を禁止しうることになった。第一群に加えられたものには高級織物、指輪、腕輪、首飾、耳飾、人造または模造宝石、銀製の飲食用具、文房具等、象牙製品があり、第二群に加えられたものには一反につき五十円をこえる白生地羽二重、一着八十円をこえる既製品の背広服三つ揃冬物、五十円以上の時計、二十五円以上の洋傘、七円以上の下駄、十円以上の玩具、五円以上の万年筆、同じく五円以上のダイヤモンド、ルビー、サファイヤ等の宝石などがはいり、第三群には銅、白金、銑鉄、鋳物、

皮革、鋼製品、ゴム、繊維製品、鉛、亜鉛、錫等の使用なし制限規則に規定されたものはいった。

(ハ) 製造および販売を禁止された不急不要品、奢侈品であっても、すでに製造せられたるものおよび製造中のものは、主務大臣の指定する一定期間——事実において三ヶ月——を限つて販売することを許された。

(ニ) 委託製造、委託販売その他いかなる名義をもつてするを問わず、この規則の製造または販売禁止の規定を免かれる脱法行為をなすことを得ない。

以上が奢侈品等製造販売制限規則の内容である。当時政府が規格を定めて公定価格を設定しても、一部にはもちろん規格のある公定価格品が生産されていたが、そのかたわらにはことさらに規格をはずし、公定価格を避けた製品を作って高く売ることが少なくなかった。また生活必需品を中心とする国民生活に必要な物資においては、大体公定価格が設けられ、また公定価格の性質上過大な利潤が認められていなかったが、奢侈品はその性質上公定価格を設定しがたいために放置されていたので、価格が騰貴し、業者は公定価格のある必需品を避けて公定価格のない奢侈品を好んで作るという傾向が生じ、奢侈品は市場にあるが、必需品はないという現象が見られるようになっていた。これは国民が購買力を持っていること、その結果物価の実力が上昇しつつあったことを物語るものであるが、この奢侈品の製造販売禁止や規格外品の販売禁止はこれらの傾向を抑えて、公定価格制度を維持しようとするものであった。

このような商品の配給、さらに進んでは生産、消費を統制する各種の措置の根拠となるところの法令も漸次整

備されて行った。

商品の流通の統制は、いわゆる支那事変が始まって以来、前に記したようにもっぱら輸出入品等の臨時措置に関する法律によって行われた。この法律は、成立の当初においてはその名の示すように輸出入品に関する臨時措置を主眼とし、これに派生する需給の調整を目的としたものであったが、実際に発動を見るに及んでは直接に輸出入に関連するよりも、むしろ輸出入品以外のものへ、しかも急速に広げられて行った。公定価格制度の最初の根拠となった法規であった、さきに記した物品販売価格取締規則も、右の奢侈品等製造販売制限規則も、みなこの臨時措置法を母体とするものであった。

しかるに戦争が長期化し、経済統制を拡大強化する必要が強くなるに伴って、もっと完備した法律の上に総合的な経済統制体制を構成運用する必要が生じ、国家総動員法を臨時措置法に代えて商品の生産、配給の統制の根拠として使うようになった。

それら生活必需物資統制令および物資統制令はこれにもとづいて制定したものである。

物資統制令は、国家総動員法の第八条および第五条にもとづき昭和十六年二月十五日に公布、即日施行されたものであるが、これにより

(イ) 物資の生産、修理、譲渡、配給、使用、消費のほか、政府はその寄託、保蔵、保有などに関する命令をもなしうるようになった。

(ロ) 担保権の目的たる物資または所有者不明の物資などを活用するの途を講じて、たとえば統制命令が発せられた物資が担保にはいつている場合には、譲受人が一定の金額を供託すれば、担保権は消滅して担保権者はただ供託金にのみ権利を行使しうるようになった。

(ハ) 物資の在庫管理を実施するに必要な諸般の措置を講じうるようになった。

(ニ) 政府は、通常生ずべき範囲内で、臨時措置法に欠けていた損失の補償をなしうるようになった。

(ホ) 政府は個人、法人その他の団体に対し統制に対する協力命令を発しうることとなった。

(ヘ) 罰則が七年以下の懲役から十年以下の懲役に強化された。

要するに将来優秀なる生産設備を備える者に資材を集中して高度の生産能率を発揮すること、配給統制を強化していわゆる緊急部門への資材の補給を確保すること、また不急不要方面における資材の使用消費を制限すること、それから物資の計画的貯蔵を実施して在庫品の増強と管理の徹底をはかること——これが当時の商工当局の談にもあったように、この統制令の主眼であった。

そこでたとえば、昭和十七年末における食糧の配給統制を例にとって見ると、

(イ) 米・麦等は食糧管理法により

(ロ) 砂糖、牛乳および乳製品、鶏卵、澱粉類、水産物罐詰、および農産物罐詰は輸出入品等臨時措置法を母法とする配給統制規則ないし販売制限規則により

(イ) 青果物、諸類、鮮魚介、食肉、麦類、小麦粉等、雑穀などは総動員法を母法とするところの生活必需物資統制令にもとづく配給ないし製造配給統制規則により

(ニ) 水産物、鉱物油脂原料および植物油脂原料、動物油脂、味噌醤油等は同じく総動員法を母法とするところの物資統制令にもとづく配給統制規則により

統制された。

そして違反に対しては、第一群においては食糧管理法により、十年以下の懲役または五万円以下の罰金、第二群においては臨時措置法により七年以下の懲役または五万円以下の罰金、第三群と第四群においては総動員法により十年以下の懲役または五万円以下の罰金を課せられることになっていた。

二 物 価 事 情

つまり政府は昭和十四年十月以降、価格等統制令とその並行的なる施設、暴利行為等取締規則、これを実施する諸機関、この直接的なる価格統制を支えるところの商品の流通ないし生産、消費の統制——これらのものをもつて物価の騰貴に対抗しようとしたわけである。この時期はおよそ昭和十八年四月まで続き、このとき政府は統制価格の引上げないし補給金の交付を大規模に実施しはじめて、物価統制の新しい局面にはいつて行ったが、この十四年十月より十八年四月に至るおよそ三ヶ年半の物価の推移を見ると次のごとくである。

日本銀行の東京卸売物価指数の総平均は昭和十四年九月には、二八七・八であったものが、十八年四月には三七三・五へと上昇した。もっともこの間昭和十五年一、二、三、五、六、七月には多少低下して、同年七月には三〇五・八となったが、その後ふたたび騰勢に転じ、翌十六年三月には三三二・七と十五年一月の水準を突破し、十七年一月には三五一・二となった。同年七月および十月を除いて大体安定、十二月には三五七・七であった。十四年九月より十五年一月に至る間の騰貴は、十三年八月に始まる騰貴の延長である。十七年十月以後の騰貴は、十八年四月をこえて、同年九月まで続いている。同年十月わずかに低下したが、その後また騰勢を持続した。

昭和十四年九月より十八年四月に至る三年五ヶ月間の騰貴率は二九・七%、年平均八・七%の騰貴である。騰貴した品目を拾って見ると、食糧品ないし嗜好品では

豚肉（一六八―二八六、七〇・二%）（ただし第一の数字は昭和十四年九月の指数、第二の数字は十八年四月の指数、第三の数字はこの間の騰貴率を示す、以下同じ）

分蜜糖（二二〇―一六八、四〇・〇%）

茶（二二〇―二九二、三九・〇%）

鶏卵（一七四―二四〇、三七・九%）

外国小麦（一一八―一五七、三三・〇%）

日本酒（一九一―二五七、三四・五%）

牛肉(二六二―二一五、三二・七%)
 麦酒(一一八―二七二、三〇・五%)
 巻煙草(三五六―八一六、二九・二%)
 など。布帛および繊維原料品では

綾木綿(二〇〇―三一五、二一五・〇%)
 粗布(二〇八―三二九、二〇四・六%)
 人造絹糸(六七―一六五、一四六・二%)
 米綿(二一〇―二二五、九五・四%)
 羊毛(七一―一二五、七六・〇%)
 富士絹(二〇八―三四三、六四・九%)
 銘仙(二一〇―三三四、五四・二%)
 綿糸(二二三―三三九、五二・〇%)

など。金属類では

錫(一二五―二五五、一〇四・〇%)
 電気銅(一六八―二八二、六七・八%)
 銑鉄(一九三―三二〇、六〇・〇%)
 亜鉛(一四五―二三一、五九・三%)

鉛(二〇四―三二三、五八・三%)
 真鍮(二六六―二三一、三九・一%)

など。建築材料では

瓦(二七四―三六四、一〇九・一%)
 内地材(二四一―三一、二九・〇%)

その他

燐寸(二五二―五五一、一一八・六%)
 塩酸加里(九六一―一八〇、八七・五%)
 揮発油(二四七―二六二、七八・二%)
 木炭(二五〇―二二四、四九・三%)
 重油(二三八―一九四、四〇・五%)
 塗料(二六九―二三七、四〇・二%)
 魚肥(二六二―三四三、三〇・九%)

などである。もっともこの騰貴の中に物品税、酒税、砂糖・織物等の消費税による騰貴がふくまれている。これに対して朝鮮米、台湾米、大麦、裸麦、内地大豆、味噌醤油、生糸、モスリン、印綿、麻糸、輸出向け縮緬、人絹縮緬、天竺、綿朱子、白木綿、羅紗、メリヤス、麻布、鋼、アルミニウム、ブリキ、石炭、硫安、石灰窒素、染料、パルプ、印刷紙、模造紙、更紙、生ゴム、セルロイド、珐瑯鉄器などの価格は、ほとんどあるいは全く変

らず、内地小麦、食塩、皮革、豊表、コークス、菜種油、過燐酸、硝酸、ゴムタイヤ等の価格は多かれ少なかれ下落した。もっともこれは政府の命令する統制価格のことであって、品目によっては、供給が全くなかったものもあり、闇取引に回ってしまったものもあった。これらの点については後に記す。

商品類別指数は十類ともことごとく上昇しているが、中でも著しいものは、食用農産物以外の食料および嗜好品（一三四・九—二二・九、五七・八％）、布帛類（一六二・九—二三五・五、四四・六％）、繊維原料品（一四二・一—一八五・六、三〇・六％）などである。

九・一八停止令後、政府の希望と努力にもかかわらず物価の実勢力は徐々に上昇して行った。公定価格の水準さえも以上のように多かれ少なかれ騰貴せざるを得なかったのは、実勢力の上昇によるものである。しかし公定価格の騰貴は、その性質上物価の実勢力の水準の上昇よりも遅れた。そこでその差額があらゆる形態の闇価格となった。

「高過ぎる乾野菜」

最近さといも、にんじん、ごぼう等の乾燥野菜が二十匁セロハン包で五十銭、或いは百匁二十円という法外な値段で売られているが、生で百匁六銭のさといもを乾燥したからといって二円で売るとは、明かに暴利なので警視庁経済部では断乎取締ることになった。これら乾燥野菜は新製品のため最高価格も協定価格もなく、そこをねらって暴利をむさぼるわけだが、同じ乾燥野菜でも大根切干は百匁十七銭（生は五銭）、芋切干は十四銭（生は

四銭六匁）と公価が定まっているので、警視庁でも取締と共に関係当局と連絡をとり至急協定或いは公価を決定することになった。（東京朝日新聞、昭和十七年五月二十四日）

「石鹼に切符制」

ちかごろ店頭からすっかり姿を消した石鹼について警視庁経済部で調査したところ、製造元からはどんどん出荷されているが、卸売、小売商が値上げを予想して売惜しみ、横流しをしている実情なので嚴重に取締る一方、日本石鹼工業組合連合会を指導して近く切符制を実施するはずである。（同上、昭和十七年八月八日）

市場で公然と販売される商品は品質が低下して行った。この面から公定価格はくずれ、価格の実力が自らを貫徹した。

「半分しかない井御飯に非難」

天井、鰻井などいわゆる井御飯の量が、最近目に見えて少なくなり、甚だしいのは井の半分ぐらいしか御飯が入っていないのがあり、非難的になっている。

外食券と引換えに販売する場合には井の米量が公定されているのはもとより、外食券を要しない場合でも九・一八によるその後の店の実績量が存在するわけで、警視庁当局の嚴重な取締と再三の警告を無視した業者の違反は遺憾とされている云々。（同上、昭和十七年一月三十日）

「燃えぬ煉炭で暴利」

警視庁経済部では向島区某を検挙、十七日書類送局した。同人は一昨年十一月頃から粗悪な煉炭を造り、無切符しかも一個につき五銭から十六銭の闇値で百八十二トン、約八万個を売捌き暴利をむさぼっていたもので、不当利得だけでも千円に上り、煉炭配給統制違反にかかったもの。」(同上、昭和十七年三月十四日)

公定価格の励行をはかるために配給統制を実施したその統制機関も無事故ではなかった。

「どしどし槍玉に——まだある不正配給所

警視庁経済部では、深川、本所、渋谷方面の木炭配給所数箇所、および足立、葛飾、荏原方面の酒、味噌、醤油の配給所員を不正配給の嫌疑で摘発取調を進めている。……摘発された配給所の行状は、酒、味噌、醤油の配給所では余った配給酒を闇で料理屋に流したり、あるいは水を割っていたものが多く、一方木炭配給所では切符なしで料理屋方面に流したり、あるいは余った木炭薪を余分に配給し、酒、弁当などをお礼にもらっていたもので、いずれも近く送局される。」(同上、昭和十七年六月十二日)

このような闇価格は決して偶発的なものではなかった。

「利慾に走るもの五割——殖えた闇取引の累犯

帝都における闇取引については東京地方検事局が中心となってこれが絶滅を期し鋭意摘発を続け特に歳末は警視庁各警察署と緊密なる連繋の下に仮借なく剔抉する方針であるが、本年一月来十一月迄起訴者六千二百十五名に対し、その犯行の原因動機に関する調査を行ったところ、次のような統計を見るにいたったが、その中で五割

以上を占めている利慾にからむ違反については、今後特に嚴罰を以てのぞむはずである。なお本年になってから累犯も増加し、既に四百名を突破し、四犯は二名、三犯は三名、法人二、再犯は四百三十一名、法人三十二という有様である。起訴者六千二百十五名中の犯行原因は次の如くである。△利慾によるもの二千九百八名。」(同上、

昭和十七年十二月十五日)

それでは国民の経済生活は——消費生活ばかりでなく、生産方面をも含めて——果してどの程度まで闇価格に依存していたらうか。この点に関する包括的な資料は存在しない。しかし中央物価統制協力会議が昭和十七年十二月から一カ年間の予定をもって実施した「生活必需物資配給実態調査」は

(イ) 現実価格指数、すなわち公定価格を一〇〇とするわれわれの購入価格指数をさらにわれわれの購買量を一〇〇とする実測量の指数をもって除したものを、換言すれば正確な量目について計算した現実価格の指数

(ロ) 闇価格の度数割合、すなわちわれわれが百回購買するうち闇価格は何回現われているかその百分比の算出を内容とするもので、われわれ国民の消費生活への闇価格の侵入状況を示す恰好の資料であるから、時期がかたよりすぎる嫌いはあり、また商品の範囲も白米、大根、蜜柑、鮭、牛肉、海苔、沢庵、味噌、日本酒、干菓子、木炭、薪など農林水産物に限られているが、ここにその結果の概要を紹介しよう。

昭和十七年十二月、全国二千世帯弱の申告者は月央にたとえば人參を合計二百二十七回購入して報告しているが、そのうち三七％は公定価格、一三％は公定価格以下の価格をもって購入し、公定価格以上の高値をもって購

入したものは五〇%であった。そしてその価格は公定価格を一〇〇として一三九、つまり三九%高となっている。同じようにして牛肉は申告件数四百四十九、内高値買は一一%（公定価格七八%、安値買一一%）、価格の指数は一〇一、また日本酒は価格申告件数四百八、内高値買は三六%（公定価格五三%、安値買一一%）、価格指数は一〇三となっている等、購入価格の申告件数中、高値買の割合が高くなっているものは生魚介類、乾物類、蔬菜類で、食料品および燃料十類の平均は三六%、また購入価格指数の高いものは生魚介類、乾物類、穀類で、十類の総平均は一三二であった。つまり当時われわれの生活は食料品および燃料を購入するに当り公定価格より平均して二二%高い価格を支払い、また百回購入するうち平均三十六回は闇価格を支払っていたことになる。購入価格指数は十七年十二月の一三二から十八年五月の一四一へ漸次低下している。高値買の割合は、三〇—三六%で、十七年十二月と十八年三月とが高く、十八年一月、二月および四月、五月は低くなっている。この数字を見るにあたって注意すべきことは、二千世帯弱の申告者中、年々三千元以上の所得を取って総合所得税を納めるものは二〇%で、残る八〇%はそれ以下の、国民のおそらく大部分を占めるとはいえ、所得が少額で闇価格を支払う能力の小なる階層であったということである。

第十七表 購入価格指数

年月	昭和17年 12月	昭和18年 1月	2月	3月	4月	5月
穀類	124	119	129	127	123	125
蔬菜類	119	118	118	119	116	117
果実類	110	125	114	110	113	109
生魚介類	141	135	133	118	119	118
肉乳類	113	114	109	111	109	105
乾物類	134	140	128	137	115	120
佃煮漬物類	110	111	111	110	111	108
調味料	112	108	108	106	105	105
嗜好品	105	106	104	106	105	104
燃料	105	109	104	115	104	103
総平均	122	122	120	119	114	114

第十八表 購入価格申告件数中高値買の割合 (%)

年月	昭和17年 12月	昭和18年 1月	2月	3月	4月	5月
穀類	36	31	32	34	29	29
蔬菜類	45	47	42	48	51	42
果実類	37	35	37	41	51	39
生魚介類	49	51	50	51	48	47
肉乳類	18	18	19	19	17	15
乾物類	48	46	48	46	38	40
佃煮漬物類	38	36	34	31	27	25
調味料	27	25	20	22	25	22
嗜好品	33	30	30	29	29	21
燃料	26	25	22	27	24	20
総平均	36	34	32	34	33	30

昭和十五年度一般会計歳出予算（単位千円）

經常部	二、七四七、九八五
臨時部	三、三四九、三四五
計	六、〇九七、三三一

臨時軍事費特別会計第七十五回帝國議會分（昭和十四年十二月二十六日—十五年三月二十七日）

陸軍	二、九七三、〇〇〇
海軍	七三七、〇〇〇
予備費	七五〇、〇〇〇
計	四、四六〇、〇〇〇
純計	九、九五七、三三一

昭和十六年度一般会計歳出予算

經常部	三、六三四、三五九
臨時部	四、三六〇、七五〇
計	七、九九五、一一〇

臨時軍事費特別会計第七十六回帝國議會分（昭和十五年十二月二十六日—十六年三月二十六日）

臨時軍事費	五、一〇〇、〇〇〇
予備費	七八〇、〇〇〇
計	五、八八〇、〇〇〇
純計	一三、二〇五、一一〇

臨時軍事費第二予備金繰入（昭和十六年十月二十八日閣議決定）

陸海軍	七四、六九〇
予備費	—
計	七四、六九〇

予備金外予算超過支出分

臨時軍事費	一九三、四九〇
計	一九三、四九〇

臨時軍事費特別会計第七十七回帝国議会分（昭和十六年十一月十六日）

臨時軍事費	二、六〇〇、〇〇〇
予備費	一、二〇〇、〇〇〇
計	三、八〇〇、〇〇〇

臨時軍事費特別会計第七十八回帝国議会分（昭和十六年十二月十二日）

臨時軍事費	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	八〇〇、〇〇〇
計	二、八〇〇、〇〇〇

昭和十七年度一般会計歳出予算

經常部	四、二三三、四八六
臨時部	四、六〇四、二五一
計	八、八三七、七三八

昭和十五年度一般会計歳入予算

經常部	二、六〇六、八八四
租 税	一〇七、〇八八
印紙収入	四五六、二六三
官業および官有財産収入	三、三六四、四一七
その他とも計	五五七、四六三
臨時部	一、九〇六、五四二
臨時利得税	二、七三二、九一四
公債金	六、〇九七、三三一
その他とも計	
合 計	

臨時軍事費特別会計財源第七十五回帝国議会分（昭和十四年十二月—十五年三月）

公債金	三、六七三、八七二
他会計より繰入	七五八、六三九

第四節 昭和十四年十月より十八年四月までの施設とその実情

その他とも計

四、四六〇、〇〇〇

昭和十六年度一般会計歳入予算

経常部

租 税

二、九〇五、二八七

印紙収入

一四二、三五二

官業および官有財産収入

五一五、六七一

その他とも計

三、七九〇、五二〇

臨時部

臨時利得税

七八四、一五九

公 債 金

三、〇〇三、九五〇

その他とも計

四、二〇四、五九〇

合 計

七、九九五、一一〇

臨時軍事費特別会計第七十六回帝国議会分財源（昭和十五年十二月―十六年三月）

公 債 金

四、九七四、八二七

他会計より繰入

八九一、五八八

その他とも計

五、八八〇、〇〇〇

第二予備金繰入

他会計より繰入

七四、六九〇

合 計

七四、六九〇

臨時軍事費特別会計第七十七回帝国議会分財源（昭和十六年十一月十六日―）

公 債 金

三、五七〇、〇三〇

他会計より繰入

二二八、九〇六

その他とも計

三、八〇〇、〇〇〇

臨時軍事費特別会計第七十八回帝国議会分財源（昭和十六年十二月十二日―）

公 債 金

二、八〇〇、〇〇〇

合 計 二、八〇〇、〇〇〇

昭和十七年度一般会計歳入予算

経常部

租 税 四、五五〇、七〇〇

印紙収入 一六〇、四一五

官業および官有財産収入 七一七、三四七

その他とも計 五、七三三、九三八

臨時部

臨時利得税 一、二〇五、六三五

公 債 金 一、五二六、二七七

その他とも計 三、一〇三、八〇〇

合 計 八、八三七、七三八

このころヨーロッパでは独軍が昭和十四年十月にワルシャワ、十五年六月にはパリを占領し、さらに十六年六月には対ソ攻撃を開始したが、東アジアでも昭和十五年十一月に汪精衛が南京の国民政府主席に就任して、日華

基本条約が締結され、十六年七月には日本軍が仏印に進駐して、米、英、オランダの各国が日本資産の凍結を行い、十六年十二月にはついに開戦して日本軍は十七年一月にはマニラ、同年二月にはシンガポール、同年三月には蘭印を占領した。詳細は次のとおりである。

昭和十四年九月一日 独軍、ポーランドへ侵入

同年 十月五日 独軍、ワルシャワへ入城

同年 十一月三十日 ソ軍、フィンランドへ侵入

昭和十五年一月七日 米内内閣成立（蔵相桜内幸雄、商相藤原銀次郎、農相島田俊雄）

同年 一月二十六日 日米通商条約更新交渉不調、無条約状態に入る

同年 三月十三日 米内首相、汪精衛政権承認を声明

同年 五月十日 独軍、ベルギーおよびオランダへ侵入

同年 六月十四日 独軍、パリへ入城

同年 六月二十二日 ペタン仏内閣対独降伏

同年 七月二十二日 第二次近衛内閣成立（蔵相河田烈、商相小林一三、後に豊田貞次郎、農相石黒忠篤、後に井野碩

哉）

このころ社会大衆党、政友会、民政党解党

同年 九月十四日 アメリカ、海軍拡張声明

同年 九月二十七日 日独伊三国同盟調印

昭和十五年十月六日	独軍、ルーマニアに侵入
同年 十月十二日	大政翼賛会発足、米大統領援英支継続強化声明
同年 十一月二十九日	汪精衛国民政府主席就任、日華基本条約締結
昭和十六年四月十三日	日ソ中立条約成立
同年 六月六日	独軍対ソ攻撃
同年 六月十八日	対蘭印交渉打切
同年 七月十二日	英ソ軍事協定成立
同年 七月十八日	第三次近衛内閣成立（蔵相小倉正恒、商相左近司政蔵、農相井野碩哉）
同年 七月二十五日	米英等、対日資産凍結
同年 九月二十二日	日本軍、仏印進駐
同年 十月十八日	東条内閣成立（蔵相賀屋興宣、商相岸信介、農相井野碩哉、後に山崎達之輔）
同年 十二月八日	対米英開戦
昭和十七年一月二日	日本軍、マニラ占領
同年 二月十五日	シンガポール占領
同年 三月九日	蘭印占領

三 物価対策審議会の二つの答申

価格等統制令とその並行的施設において、物価統制を全面化し、同時に物価を統制すべき基準を明確にしたこと、統制令や暴利行為等取締規則の罰則をもってこれを支え、また商品の流通等の統制をもってこれの実質的支柱としたこと、政府が昭和十四年十月以降三年半にわたって騰貴して行く物価に対抗するために採った制度はこれであるが、いまこの制度の功罪を要約すると、

- 一、この制度もやはり物価の実勢力が騰貴するのを抑止しえなかった
- 二、しかしそれは政府機関が予算を執行してゆくのにあたり、また国民が生産を更新し生活を継続してゆくにあたって、ある程度まで価格の実勢力以下の一価格をもって商品を購入することを得しめた
- 三、しかしそれはまた商品の一部が価格ならびに配給統制の外にそれるのを抑えることができなかったということができる。

前に記したように、統制価格の水準は十四年九月から十八年三月に至る三年五ヵ月の間に三〇%弱の引上げをみたが、しかしそれにもかかわらず種々の形の闇価格が種々様々な商品において発生した。この二つの事実は次の三つの事実を示している。

- 一、物価統制にもかかわらず、物価の実勢力が騰貴したこと
- 二、物価の実勢力の水準と統制価格の水準との間に一般的にも開きが生じたこと
- 三、政府の統制に事実上限界があったこと

がこれである。

もしも物価の実勢力の水準が十四年九月十八日の水準以上に上昇せず、統制価格の水準との間に較差が生じなかつたならば、闇価格は、商品により地域によって偶然的に生まれることはあつても、あれほど広く、あらゆる商品につき、あらゆる地方で、恒常的に生ずることはなかつたはずであり、またもしも物価の実勢力の水準が十四年八月十八日の水準以下に、したがって当初の統制価格の水準以下に低下したならば闇価格はまったく発生せず、最高価格の制度は完全に勵行されると同時に、また意味のないものとなつたはずである。低物価の方針を採りながらなお統制価格の水準が上昇したこと、それにもかかわらず闇価格が各方面に行われたこと、この二つの事実は物価の実勢力が十四年九月以降一般に騰貴したことを意味する。そしてこれはインフレーションの原因となるところの特殊な資金が作用したことを物語っているものであつて、この資金が流通界に出て作用し、兌換を停止された銀行券の価値が低下したから、政府の物価統制にかかわらず物価の実勢力は騰貴したのである。

しかし物価の実勢力の水準が騰貴したとしても、もしも統制価格の水準がこれと並行して引き上げられたならば、闇価格があれほど広くかつ深く行われることはないはずである。闇価格の普遍化は、統制価格の水準の引上げが、物価の実勢力の水準の上昇におくれて、その間にある程度の差を生じたことを物語っている。

物価の実勢力の水準が騰貴し、統制価格の水準との間に開きを生ずると、統制価格の維持勵行ということとは困難となる。忠実に政府の命令に従おうとする正直な生産者や商人や購買者と並んで、必ずしもそうでない者が現

われる。そして全国で毎日幾度となく行われる種々様々な商品の売買をいちいち監視し抑止することは、罰則でも経済警察でもなしうるところではない。このような状態のもとで統制価格を維持勵行するには必ず集荷配給の統制を、さらに進んでは生産消費の統制を実施しなければならない。この統制機関は統制価格を維持勵行している。しかしそれも無条件ではない。第一に統制機関が腐敗していないこと、第二に真剣かつ巧妙に活動すること、この二つが必要である。このような統制機関でも、統制価格と価格の実力との差がある程度以上に大きくなると集荷が困難となる。統制価格が価格の実力以上であつたならば、統制機関は全生産量を入力するはずである。しかし反対の場合は、商品の性質や商品の生産事情によって区々であるが、集荷が多かれ少なかれ困難となる。そして統制機関以外の場所で行われる価格は、このような状態のもとでは統制価格ではないのである。

以上に記したように、このような形式の物価統制は決して物価の実勢力の水準の上昇を抑えるものではなく、また物価の実勢力の水準が上昇して、統制価格の水準との間にある程度以上の較差を生ずると、統制価格は漸次統制機関の売買でしか守られないようになり、また統制機関の集荷もむずかしくなるから、この制度の合理性は次の点に求められる。

- 一、配給統制の機構を整備して行ったこと
- 二、物価統制の基準を明確に国内の需給事情に置いたこと
- 三、この基準によって統制価格を設定し改訂して行ったこと

種々様々な商品に対して集荷配給、さらに進んでは生産消費の統制が行われたことは前に記した。この統制は決して常に成功したわけではなく、場合によっては有名無実となったものもあった。しかしそれが多かれ少なかれ成功したことは、さきに引用した中央物価統制協力会議の調査の示すとおりであって、その限りでは、購買者に市場価格、あるいは物価の実勢力以下の価格をもって商品を購入できるようにしたのである。

統制価格が価格の実力と一致し、あるいはこれ以上となるのは無意味である。しかしはなはだしく価格の実力以下となると、統制機関は（商品の生産が行われなくなるか、生産された商品が闇に隠れるかして）集荷配給できなくなつて、やはり統制価格は無意味となる。この間のどこに統制価格を定めるかは、国内の需給事情を基準とし、なんびとにいかなる商品をいくばく量だけ政府、あるいは統制機関の手を通して配給すべきか、そして統制機関はこれだけの量を集荷配給するにはいかなる価格を支払えばよいかを見てこれを定めるべきである。もちろん、十四年九月十八日の物価水準がそれだとはいえない。しかしそれは前期の国際物価水準よりもはるかに合理的である。そして政府はその後の改訂を言明し、また実行してきたのである。

この制度の不合理な点は次のとおりである。

- 一、物価水準そのものを抑えようとしたこと
- 二、配給等の統制の限界を自覚しなかったこと
- 三、価格水準の意味を明確にしなかったこと

統制機関への売買以外の場合には、統制価格は守られるものではない。これは致し方のないことであり、またそれでよいのである。十四年十月当時は大体当時の市場価格をそのまま承認して統制価格としたのであるから、そのまま守られたまでのことである。

政府があらゆる生産物の全生産量を管理するということは、抽象的にいえば不可能事ではないが、事実上は、ことに当時においては、望みえないことであった。そしてそれは日を経て、統制価格の水準が物価の実勢力の水準から昇り遅れるにつれてむずかしくなつて行つた。これは統制機関の売買以外の売買を承認すること、および価格ならびに配給等の統制を重点的に実施する必要があることを教える。

統制価格は、統制機関が集荷配給すべき数量を定め、この数量を集荷配給しうる価格でなければならない。これは物価の一般的水準ばかりではない。商品によっては地域別、季節的の価格差、規格間の価格差をも考慮しなければならぬことである。この点は、この時期にはかなりはっきりしてきたが、まだ不十分であったことは、配給統制の不成功がこれを示すとおりである。

したがって物価統制を実施して行くとすれば、次の事項が問題となるわけである。すなわち、

- 一、集荷配給の統制を整備改善すること
- 二、商品の需給事情をみ、物価の実勢力の水準の変化を防ぎながら統制価格を改訂して行くこと
- 三、その際価格の統制方式そのものを改善すること

の三点である。

価格等統制令が施行されて三ヵ月ほど経て、昭和十五年一月中旬、米内内閣が阿部内閣に代わり、翌二月第七十五回帝国議会の開会をみたころから、早くもこれらの問題が世人の注意をひくようになった。とくに論議の中心となったのは、低物価政策と生産力拡充政策との矛盾という問題であった。その当時生産力の拡充を阻んできたものは、必ずしも低物価政策ではない。さしあたってはむしろアメリカのわが国に対する屑鉄輸出の禁止であるが、これが低物価政策の矛盾として表現されたのである。

政府が昭和十五年四月一日、物価対策審議会官制を制定し、従来の物価委員会を解消し、これに代わるべきものとして内閣直属の物価対策審議会を設けて、根本的物価対策を樹立するための諮問機関としたことは前に一言したが、それは結局この問題の解決方法を研究発見しようとするものであった。

その物価対策審議会は、昭和十五年六月五日の第二回総会において、答申第一号を決定して、当面の物価対策の重点を闡明し、この基本方針のもとにまず生活必需物資の需給対策について答申するところがあった。その要点は次のとおりである。

- 一、当面の物価対策の重点は
 - (イ) 低物価の方針により必要物資の価格公定を促進すること
 - (ロ) 不急不要物資の生産に対して原料・材料の使用を制限または禁止し、進んで必要物資需給の調整を図ること

と

- (ハ) これによって闇取引等統制違反行為を絶滅するの方途を講ずることにある。

二、これがためには生産配給消費ならびに資金経済の各分野にわたって総合的な対策を樹立する必要があるが、とくに

- (イ) 極力、政府予算の緊縮を図り、一般購買力を全面的に抑制すべき強力なる実施方策を定めること
 - (ロ) 配給機構を整備して、物資の偏在を是正し、またその流通を適正ならしめること
 - (ハ) 生産の維持増強を図るため、資材等配給の適正化、生産能率の増進、経理統制の強化、ときに企業の整理を考慮すること
 - (ニ) 消費規正を断行し、同時に生活必需物資の需給対策を樹立すること
 - (ホ) 日満支を通ずる物価および物資の交流を調整する措置を講ずること
- を刻下の急務と認める。

三、これらの方策を実行するには戦時経済道徳の作興、経済統制体制の整備、統制違反制裁の強化等により国内体制を引き締める必要がある。

換言すれば、物価対策審議会は、

(4) 物価統制は、目下困難なる問題に直面しているが、それは従来の物価政策を清算することによって解決すべきものではなくて、現状どおり低物価の方針と公定価格の制度とを強力に推進することによって解決すべきである。

(5) 低物価政策の方針と公定価格の制度とを維持しつつある当面の問題を解決するには、一方において資金面の対策を進めるとともに、配給、さらに進んでは生産、消費の統制を強化すべきである。としているのである。そして答申の後半、「生活必需物資ノ需給対策ニ関スル件」では、米、麦、味噌、醤油、砂糖、木炭、燐寸、魚介類および蔬菜、医薬品および医療用品、労働作業衣、軍手、地下足袋、ゴム靴というような生活用品における問題を解決するための具体案を提出しているが、木炭における原木価格、魚介類および蔬菜類における配給費、運搬費などのような若干の点を除けば、大体以上の方針に従って配給ならびに生産消費の統制の問題に限っているのである。

換言すれば、当時大体においてすでに明らかにされ実施されつつあった政策を、そのまま強力に押し進めることによって問題は解決できるし、また解決すべきであったのであった。

しかし物価対策審議会が翌十六年八月十二日の第四回総会において決定発表した答申第二号になると、事情が違っている。それは一方において従来の政策の継続強化を主張すると同時に、他方においてときに価格の引上げまたは補給金の交付によって生産の増強確保を図るということを承認したのであった。この答申は、銀行券の減

価とそれに照応する物価の実勢力の騰貴を承認すること、そして政府の物価政策は新たなる一要素を導き入れることによって低物価政策を補強し、新しい環境の中にそれを維持すべきことを提案したものと注目しなければならない。政府はすでに前年末、昭和十五年十一月一日より石炭に対し買収価格補償金の制度を実施していたのであるが、この答申を受けた直後、米穀と銑鉄に対して補助金の制度を開始し、その後この制度は低物価政策を補強する重要な要素として発展することになったのであった。

その物価対策審議会は、翌十六年五月十四日に官制の改正を見て拡充された。昭和十六年の前半は日ソ中立条約の成立や独ソ開戦等、国際政治関係のあわただしい動きを見た時期であるが、これを背景としてわが政府も国家総動員法を改正して労働統制に関する条項や金融統制に関する条項を強化し、技術および企業設備等の集中利用、重要産業の統制に関する規定を強化し、価格統制に関する条項を拡充する等、国内体制の刷新を強力に進めたのであった。物価対策審議会はこのような雰囲気の中に拡大されたのであるが、この拡大された物価対策審議会が改めて低物価政策と生産増強との調整等の問題を取り扱うについては、一般に物価事情が変化し、公定価格の水準が相対的に不変であるのに対して物価の実勢力の水準が上昇したというほかに、なお特殊な動機があった。イギリス、アメリカ等の対日資産凍結がすなわちそれである。当時の政治日誌をひもといてみると、昭和十六年七月十八日第三次近衛内閣成立、同月二十六日、日仏伊共同防衛協定成立、同月二十九日、日本軍仏印進駐となつて、その間に同月二十六日にはアメリカ、イギリスの対日資産凍結およびインド、ビルマの対日通商条約

廃棄、二十八日には蘭印の対日資産凍結と輸出入制限断行、同年八月一日にはアメリカの対日石油禁輸声明となっている。対外貿易が遮断されてわが国の再生産はここに改めて生産増強の問題、したがってこれと低物価政策との調整という問題に直面することとなった。これが唯一の原因ではなくして、単なる動機に過ぎないことは同時に米穀に対する生産奨励金が問題となっていたことでもわかる。

さて昭和十六年八月十二日、物価対策審議会の答申第二号「低物価と生産増強との調整に関する件」はこのよ
うな環境の中で成立したが、もっとも事実は、政府が企画院物価委員の協力を得て具体的解決策の研究を進め、
成案を得たものを物価対策審議会に諮問して決定をみたのであるが、そのおもなる内容は次のごとくである。

一、当面の一般的物価対策

(イ) 低物価政策堅持の方針に基づいて、価格構成の基礎は主要生活必需物資価格、基礎的生産資材の価格、動力、運賃ならびに労働賃金について現在の水準を厳重に確保し、さらに進んでこれが低下を図ること

(ロ) 統一的なる原価計算制度を確立励行することか、高能率企業を中心とする企業の整理統合を促進することか、労働者の移動防止を徹底することか、輸送力の増強を図ることか、配給機関の整理統合を行うとかの方法によって、生産配給の各方面にわたり徹底した合理化を行うとともに、重要物資の生産についてはこれを積極的に助成して、生産の増強と生産費および配給費の低下を図ること

(ハ) 消費者組織を強大するとか、生活必需物資の重点配給を徹底する等の方法によって、国民消費生活の合理化を促進し、消費規正をいっそう強化するとともに適正なる戦時生産の最低限を確保すること

(ニ) 最高販売価格相互間の不均衡を是正する措置を講ずること、また最高販売価格の範囲内において規格、品質等に照応する価格を励行せしめる措置を講ずること

(ホ) 生産の確保増強を緊要とする重要物資にして、生産輸送配給の各部面における合理化を行うも、なお現行価格の据置が生産に支障を来たすことが明らかなるものある場合には、左の措置を講ずること

(甲) 当該物資の値上げが一般物価に悪影響なきものについては適當なる範囲および方法において価格の是正を認める

(乙) その他のものについては補助金の交付その他適當なる方法によってこれが採算を可能ならしめた価格の引上げはこれを抑止する

以上の場合においては配給機構の整備を行い、できるかぎりプール平準価格を設定する

(ヘ) なお各種産業の合理化を行うにあたって

(甲) 未働設備および遊休設備の整理活用をはかる場合には原則として企業相互の共助によらしめたるも、必要に応じて政府において補償、援助の措置を講ずること

(乙) 技術者および労務者、あるいは工場、事業場の能率増進に対しては特別賞与、表彰その他積極的な奨励施設を講ずること

(丙) 各企業における原材料消費および動力使用の合理化、労務管理の改善および冗費の節約を徹底する場合、優良企業およびその経営者等に対し報償の道を考慮すること

(丁) 購買力発生の根源を及ぶかぎり規正するとともに浮動購買力を吸収すること

二、米価対策

政府はこの際米穀生産者に対し奨励金を交付するとともに政府の買入価格を引き上げることとし、他方、消費者に対する販売価格は現在の程度にこれを据え置くこと

三、鉄鋼価格対策

政府はこの際各般の措置を講じ銑鉄製造業者の採算を可能ならしめるとともに鋼鉄価格は現在の程度にこれを据え置くこと

要するに物価対策審議会は

(イ) 従来のいわゆる低物価政策を堅持することを主張している。わが物価政策は目下たたび生産増強との矛盾という困難な問題に当面しているが、この問題は今日までの物価政策を放棄することによって解決すべきではなくして、従来どおり低物価政策を継続しつつ解決すべきであるというのである。

(ロ) この方針のもとに当面の問題を解決するには、浮動購買力の処理をはかるとともに、生産配給消費の各部分における統制を強化すべきであるとし、そのための新たな具体的方策を提案している。

これらの点は、ただ従来実施されて来た物価政策を是認し、その継続をあらためて主張しているだけである。もっとも生産、配給、消費の統制方法において、新しい側面を強調している功績はたしかに認めなければならぬといへども。

しかしこの答申には新しい主張が含まれている。

第一は最高販売価格間の不均衡の是正である。各個の商品の生産事情および需給事情は絶えずかつ不均衡に変化するから、それらの商品の価格の相対的關係も絶えず変化してゆく。最高販売価格の体系がこの変化を反映していないこと、それは各個の商品の需給事情を絶えず攪乱してゆくことになるわけであるが、その上政府の指定する最高価格が相対的に不変であるのに対し、物価の実勢力の水準は銀行券の価値の低下とともに上昇してゆくという状態のもとでは、後の時期に最高価格を指定された商品に対し、前の時期にそれを指定された商品は比較的安く評価されることになりがちであって、このために需給事情を攪乱することがある。したがってこの制度のもとでは、絶えず最高価格間に不均衡を生ずるのであって、政府はそのときどきに各個の商品の需給事情を見て、この不均衡を是正してゆく必要があるわけである。答申はこの当然の必要を明確にしたものである。

しかしそれよりも偉大なこの答申の功績は、第二の価格の引上げまたは補助金の交付の提議である。政府が何らかの形である商品の最高販売価格を指定する場合、たとえこの最高価格は指定の日にはその商品の価格の実勢力に合致していたとしても、その後この実勢力の銀行券の価値の低下とともに上昇したとすると、そこに多かれ

少なかれ差額を生ずることになる。しかるに商品の価格の実勢力というものは、生産者が従来の規模において生産を続行するための条件であるから、もしその生産者がこの差額を闇価格としておさめる機会に恵まれているならば問題はないが、出荷配給の統制が嚴重となるといような事情のためにこれをおさめることができなくなる。従来、従来の規模において生産を続行することができなくなる。かくして低物価政策は生産量の維持に支障を来たすことになるのである。この障害はもちろん生産者に対して何らかの方法によってこの差額を補給することによってこれを取り除くことができるのであって、この方法には答申がいつているとおりに価格の引上げと補給金の交付とがあり、これによって一方では物価統制が補強されるとともに、生産の維持も可能となるわけである。どこまで価格を引き上げなければならぬか、あるいはいくばくの補助金を交付しなければならぬかは、第一には、かの差額の大きさが決定するはずである。しかし第二には、これはその商品の生産量が従来の水準に維持されなければならないか、あるいはまたそれ以上とならなければならないかによって修正されるべきである。いずれにせよ、この方法によって物価統制の補強と生産維持とを説いた答申の功績は大きいものといわなければならない。第三に、特定の企業ないしその関係者に対する報奨の制度の提唱も、理論的にいえば価格の一つの性質を見て、これら最高販売価格を政府が命令するところの制度の上に模倣しようとする賢明なる提案であって、事実、後日実施せられて効果をあげた制度を予言したものである。

四 価格形成中央委員会の答申

昭和十六年末いわゆる大東亜戦争が勃発して、日本軍が東アジアの各地を占領すると、ただちにこの広大な占領地の経済建設がさしあたって解決しなければならぬ問題として現われて来た。東アジア各地の豊かな自然条件を利用してそれぞれ地域の再生産および国民生活を維持しつつ、同時にわが軍に対し軍需品の最大限度の補給を可能ならしめるように、東アジア各地の経済開発を図らなければならなかった。この問題の解決にどの程度まで成功するかは、戦争の遂行と帰結とを左右するところの重大事項であった。ここにおいて政府は内閣に大東亜建設審議会を設け、民間有識の士の専門的意見を徴し、その協力を得て施策の万全を期せんとした。しかるに東アジア各地の通貨間には、あらかじめわが円を中心として一定の交換比率が決定せられ、もちろん一定の限界内においてではあるが相互に交換されうることになったのに対し、各地の物価水準はそれぞれの地域の通貨の減価に応じて高低の差があり、かつ水準の推移も区々であったために、東アジア圏内の物資交流と関連して必然的に東アジア圏内の物価をいかに処理するかが大きな問題となってきた。よって価格形成中央委員会（これは昭和十五年四月一日、従来の中央物価委員会に代って商工省に設けられ、低物価主義にもとづく適正価格を迅速に形成するための諮問機関となっていたものである）は総務部会の中に小委員会を設けてこの問題に関する審議を遂げ、昭和十七年十二月十一日「大東亜共栄圏建設ニ関連シ価格形成上採ルべき方策」を答申したのである。

この答申の重点は、当然にむしろ東亜圏内各地における物価政策および東亜圏を通ずる価格調整方策にあるのであるが、それは同時に「皇国ニ於ケル価格形成方策並ニ之ニ関連シ考慮スベキ方策」を含んでいた。わが国の物価事情は、昭和十七年中、比較的安定していたが、決して樂觀すべきものではなかったのである。答申のわが国内に関する部分を要約すると――

(一) 低物価維持

「皇国ニ於イテハ支那事变勃発以来ノ低物価堅持ノ方針ヲ持続スル必要ガアル。大戦争ヲ完遂スルガ為ニハ強大ナル生産力ヲ有スル米英ニ拮抗シ軍需資材ノ補給ヲ完璧ナラシムルガ如ク生産力ノ飛躍的増大ヲ図リ以テ経済戦力ヲ極度ニ昂揚スルノ要アルコトハ言フヲ俟タザルトコロナルモ、之ガ円滑ナル遂行ハ経済活動ノ基底タル価格ノ低位安定ヲ基礎トシテ可能ナルモノニシテ之ガ為ニハ官民相協力シテ凡ユル方策ヲ講ズルノ要アルハ勿論ナリ。」

(二) 総合的対策

「之等ノ二要請ニヨリ生ズル低物価ト生産増強トノ調整ハ、昭和十六年八月物価対策審議会決定ノ『低物価ト生産増強トノ調整ニ関スル件』ノ示ス如ク総合的対策ヲ徹底セシムルコトニヨツテノミ望ミ得ルモノニシテ、政府ハ爾來右ニ基キ着々実施ニ努メツツアリタルモ今日ノ生産増強ニ対応スルガ為ニハ既定ノ方策ヲ更ニ強力ニ遂行スルノ要アリ。」

(三) 生産統制の前進

「差シ当タリ特ニ生産増強ヲ必要トスルコロノ生産基礎資材ト国民生活必需基礎物資トニ関シテハ、官民ノ戦時責任意識ヲ昂揚セシメツツ計画生産確保ノ措置ヲ講ズルトモニ、徹底セル生産ノ合理化ヲ図ルコトガモツトモ肝要デアル。ソレヲ生産ノ合理化ヲ図ルタメニ特ニ留意スベキ点ハ、生産増強ヲ必要トスル物資ノ生産ニ対シ資材、労務、運輸、燃料、電力、資金等アラユル生産要素ノ配当ヲ時期的数量的ニ均衡ナラシメルコト、高効率工場、事業場ニ対シテ完全操業ヲ為サシメルヤウニ生産割当ヲ行ヒ且ツ生産要素ヲ集中スルコト、政府ニオイテ原価ノ分析検討ヲ行ッテ設備、資材、労力等ノ合理的効率的使用ヲ徹底セシメルコト。」

(四) 二重価格制

「生産ノ合理化ヲ図ツタ上デ、差シ当タリ特ニ生産増強ヲ必要トスル生産基礎資材並ビニ国民生活必需物資ニツイテハ、各々ソノ生産条件ニ適合スル価格ヲ設定スルノ要アルモノト認メラレル。タダシ之等ノ物資ノ価格ハ価格全般ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ其ノ安定ハ低物価政策遂行上ノ絶対的要件ナリ。依ツテ之等ノ物資ノ価格ハ之ヲ生産者販売価格ト対需要者価格トニ分離シ、前者ニ付テハ経済的経営ニ於テ必要ナル価格ハ之ヲ保障シ後者ニ付テハ原則トシテ現行価格体系ノ安定ヲ図ルト共ニ生産増強ヲ可能ナラシムルコト肝要ナリ。而シテ生産者価格ト対需要者価格トノ差額ハ之ヲ政府ニ於テ補償スルカ又ハ之ヲ調整スルノ機構ヲ設クル等適當ナル方法ヲ講ズベシ。」

(五) 賃金等騰貴の抑制

「低物価堅持ニハ、『価格形成ノ基礎的要素』タル運賃、賃金、電力料金等ノ安定ガ絶対的要件トナッテイルカラ、輸送、労働力、電力等ノ統制ヲ強化シ、賃金等ノ現行水準ノ維持ヲ図ラナケレバナラヌ。」

(六) 購買力ノ吸収

「以上ノ措置ト並行シテ通貨面ニ対スル施策ヲ強化シ、通貨ノ不当膨脹ヲ抑止シ、余剰購買力ノ吸収ヲ図リ、コノ方面ヨリスル物価ヘノ影響ヲ絶無ナラシメル様ニ施策ヲ行フ必要ガアル。」

この答申は、なお日用品と食料品、なかんずく生鮮食料品について特別に統制策を提案しているが、その一般的物価政策に関する意見を昭和十六年八月十二日の物価対策審議会の答申と比較して見ると――

- (イ) 低物価政策維持の必要をあらためて宣言していること（その理由は軍需品生産の維持増強の一本となっている）
- (ロ) そのために従来採られて来た方策をいま一度是認し、かつ新しい事情に即応した新方策を提議していること
- (ハ) 物価対策審議会が始めて提唱し、その後政府において実施して来た補助金制度を推薦し、かつ二重価格の制度として明確化していること

その後、昭和十八年四月十六日、政府は緊急物価対策要綱を決定発表した。これは当時の物価水準はこれを及ぶ限り維持しながら、いわゆる緊急物資ならびに戦時生活必需物資の生産者に対しては適正なる価格を保障してゆくという、二つの要請を同時に実現せんとするものであった。

すなわち鉄、石炭というような戦争を遂行してゆく必要上計画生産を行っているところの基礎物資や米、麦のごとき生活必需物資において、生産者に対しては必ず適当なる価格を保障してゆくが、一方、需要者に対する価格は、これを改訂してもいわゆる循環的の悪影響を遮断することができると見られるものについては、生産者価格の引上げに依じて需要者価格を改訂してゆくが、しからざるものについては原則として当時の水準に据え置いて、その差額は政府がこれを負担し、価格差調整補給金として交付する――というものであった。この緊急物価対策の詳細なる内容はすぐ後に記すが、それはつまり物価対策審議会や価格形成中央委員会の上に記した答申の主張を政府が本格的に実施せんとする意向を表明したものであった。

当時、政府の物価政策は対内的にも対外的にもかなり困難な状態に当面していた。またこの困難を指摘して、政府の低物価政策を攻撃する声もかなり高かった。緊急物価対策要綱は、この困難を処理し、この攻撃にこたえんとする政府の新しい物価対策を盛ったものであった。

対外的な困難は、わが軍が占領していた大陸、南方の各地のインフレーションの進行がわが国内のそれよりも速かであったにもかかわらず、政府はこれを承認しようと思わず、飽くまでも通貨の交換比率を固定しておくという政策を執っていたところから生じた。その結果わが国がこれらの地域から輸入する原料の価格は日ましに高くなるに對して、国内の完成品の価格はそれほど高くならず、この矛盾が生産増強に對して障害となつて来た。政府はしかし従来の物価ならびに為替政策を捨てず、昭和十八年冬の議会にはかつて交易営団および為替交易調整

特別会計を設け、これによってこの問題を解決しようとした。

対内的問題は、わが国内のインフレーションが進行しようとしたところから来た。インフレーションが進行するために、製品の統制価格が相対的に変わらないのに対して生産費のみが騰貴することとなった。

第一に、原料、資材が騰貴した。原料の価格も統制されてはいたが、価格を改訂することに多少ずつ騰貴していった。また賃金も騰貴した。賃金の騰貴も抑制されてはいたが、実際問題として抑え切れないものがあった。資材の配給量ないし入手量が減少して、製品一単位あたりの費用が高くなるということもあった。それに生産のいわゆる自然的条件の悪化ということも現われた。原料の品質が低下し、たとえば銅の鉱石のごとき、いわゆる大東亜戦争開始前に使用していたものはおよそ百分の十くらいの品位のものであったが、このころには百分の一以上の品位のものは少なく、大部分は百分の一以下の品位のものとなった。労働の能率も低下した。すべてこれらのことは、それ自身としては決して一般的物価騰貴の原因ではない。むしろ物価の実勢力の一般的騰貴の結果として現われたものであるが、それでもこれを表面に顕現せしめる作用をしたのであった。

しかし製品の価格は相対的に低い、生産費が騰貴してくるとなると、生産の拡張が妨げられることになる。しかし戦争を遂行するには生産の増強が第一の緊急の条件であった。

これを根拠として、政府の政策に対し当面もつとも必要なことは生産の増強であるから、むしろ価格を引き上げて、政府が必要とするところの物資を生産しているものに対し利潤を多からしめて生産の増加を図るのが有利

ではないかという批評も出てきた。政府はしかし生産増強上必要なことは価格の騰貴ではなくして、価格の安定である、ただし価格が採算に合わないような価格では困るから、まず及ぶかぎり企業の能率増進を図り、経営の合理化を図って原価の切下げに努め、それでもなお生産費の騰貴したものに対しては適正なる価格を支払うことにするという方針を採ることにしたのである。

第五節 戦争末期の物価施設とその実情

一 緊急物価対策要綱

さて昭和十八年四月十六日に決定発表され、政府の新しい物価対策の根本を盛った緊急物価対策要綱の骨子を挙げる――

(一) 低物価政策

一般商品については(後に挙げる特別な場合を除き)原則として現行価格水準を維持する、ただしとくに製品規格の簡素化、公定価格相互間の不均衡の是正の措置を講ずる。

(二) 生産者価格の保障

国家の要請に基づいて計画生産を遂行すべき緊要物資ならびに戦時生活必需物資については、その増産を強行

し、生産所要量を確保しようとするために生ずるところの生産費の高騰に対処して適正なる生産者価格を保障する。ただしこの場合の生産者価格は適正生産費に適正利潤を加えたるものとし、これを決定する際には原価計算制度の活用によって迅速的確を期することとする。

(三) 補給金制度

計画生産を遂行すべき緊要物資ならびに戦時生活必需物資の需要者価格は、原則として（次に掲げる場合を除いて）これを現行水準に据え置くこととする。そして据置きとなった需要者価格と引き上げられた生産者価格との差額は、補助金制度の活用等によってこれを調整するものとする。ただし補助金制度によって価格調整をなすことのような場合には、この制度の運用を刷新して、生産者価格の決定を敏速的確にし、生産者をして生産の増加に熱意を振起せしめるようにし、また物資別価格調整機構の整備、現行各種補助金の整理等を実施してその効率発揮に努めることとする。

(四) 需要者価格の引上げ

計画生産を遂行すべき緊急物資ならびに戦時生活必需物資のうち「需要者価格の改訂を為すも其の循環的影響を遮断し得ること明らかなる場合」については、生産者価格の改訂に応じて需要者価格を改訂することとする。

(五) 価格報奨制度

特定の緊要物資につき創意と工夫とによって計画生産量をこえて増産をなしたる生産者等に対しては特別なる

報奨的措置を講ずるの道を開く。そしてこの価格報奨制度には特別および一般の二種を設ける。

特別価格報奨は、(イ)基準生産量をこえて増産を遂行したる場合、(ロ)生産期間を短縮したる場合に基準生産量をこえる増産部分に対し増産の度に応じて割増価格を認める等の方法によって実施する。

一般価格報奨は統一原価計算に基づき個別価格を形成する場合に適用するもので、(イ)能率向上によって生産品原価を低落もしくはその増大を抑制したる場合、および(ロ)生産品原価が当該業種の基準原価に比して低位なる場合に、製品価格形成を行う際に、原価に付加すべき利潤を算定するときに原価を低落もしくはその増大を抑制したる部分または生産品原価が基準原価に比べて低位なる部分の一定割合を特別利潤として賦与するという方法によって行う。

そして特別価格報奨は一般価格報奨と並行して適用する。

以上が緊急物価対策要綱およびこれに付属していた価格報奨制度要綱の骨子である。

この緊急物価対策要綱はなおとくに生鮮食料品および輸入物資に関する措置を含んでいたが、それを割愛して、その一般の方針を従来の提案に比較してみると、

- (イ) 低物価政策を維持していること
- (ロ) 規格の簡素化および公定価格間の不均衡の是正を図らんとすること
- (ハ) 特定の場合に補助金の交付を考えていること

これらの点は従来と変わるところはない。変わった点は、

- (イ) 補助金運用の刷新を企てていること
 - (ロ) 需要者価格の引上げを承認したこと
 - (ハ) 価格報奨の制度を考案したこと
- である。

補助金制度に対しては従来生産者側より金額が少ないとか、交付手続が煩わしく遅れがちであるとかいう非難が少なくなかったが、この新しい方針は補助金の名称を価格調整補給金と変えるとともに交付手続を変更し、この制度を適用すべき商品ごとに価格統制機関を整備し、この機関を通じて従来の欠陥を救おうとするものであった。すなわち例を電気銅にとってみると、日本金属配給株式会社というものを設けて、これが一切の電気銅を一手に買い取り一定の方針に従って需要者に販売する。会社は各生産者の生産条件を見、各生産者ごとに収支相償うところの価格をもって買い取るのである。この価格は銀行券の減価や生産条件の変化とともに騰貴して行くが、一方需要者に対して販売するところの価格は、従来の水準に据え置いて、その差額が配給会社の欠損として現われるものを政府において補償するのである。これによって生産者は従来の価格と補助金とが一個同一の価格として支払われることになり、換言すれば補助金が本来の意味における価格の性質を模倣することによってその機能を十分に発揮することになるのである。

需要者価格の引上げは、米を例にとってみると、次のようにして行われる。すなわち米の生産者価格が従来は一石につき四十九円であったものを六十二円五十銭に、十三円五十銭だけ引き上げたが、このうち十円五十銭は補助金により、残る三円を消費者の負担とするのである。銀行券の減価、それを映し出す価格の実勢力の騰貴の中には需要、したがって購買力が現われている。購買力が増加したからこそ価格の実勢力が騰貴するのである。したがって価格の実勢力の騰貴が持続的であるところへ、需要者価格がいつでも不変の点に据え置かれるということは、補助金の額を無限に大ならしめるばかりでなく、また無意味でもあるわけである。そこで需要者価格の引上げは合理的措置でありうるわけであるが、ただ銀行券の減価の進行はあらゆる商品、あらゆる収入に対して一様というわけにはゆかないから、ときにその実情を見ながら、これら補助金によって修正してゆく必要が生ずるのである。価格報奨の制度は、本来の価格の性質を統制価格の上に移したものととして、換言すれば統制価格の形式を本来の価格に近づけることによって、その作用を強化したものととして一つの進歩である。

いかなる価格が適正であるかという、その適正を判断する基準も明瞭となった。適正価格の基準は計画生産である。大体において政府が必要とするところの生産物量、それを入手するために是非とも支払わなければならぬ価格——が原価との大小関係やその中に含まれている利潤量の大小にかかわらず適正なのである。

いわゆる価格差補給金の制度、すなわち石炭、銑鉄、米というような特定の商品の価格の実勢力が騰貴して、統制価格との間の差額がある程度以上に大きくなり、その結果、生産費は高くなったが、製品の価格は依然とし

て低いという状態が現われて生産を阻害し、政府が必要とする量を購入することができない場合を切り抜けるために、統制価格を引き上げる代りに補助金を交付するという制度——を政府が実施しはじめたのは昭和十五年一月である。つまり政府は事実上一方では物価対策審議会や価格形成中央委員会を通してこの制度を研究しつつ、他方では徐々にこれを実施してゆき、ついに昭和十八年四月緊急物価対策要綱の策定を通じてかなり大規模に実施することとしたのである。もっとも一部の商品に対しては補助金を交付する代りに、直接に価格を引き上げたのであり、ともかくこの二つの方法を採用することによって一方では物価の実勢力の騰貴——それは不換銀行券の減価に対応するものである——を承認するとともに、他方ではいわゆる低物価政策を維持貫徹しようとした。

補給金の制度を各種の商品に対して実施して行った跡を年代順に並べると次のとおりである。

昭和十五年一月	硫安等無機質肥料に対する助成金
同 年十一月	石炭に対する買取価格補償金
昭和十六年十二月	銑鉄に対する買取価格補償金
同 年十二月五日	米穀に対する生産奨励金
昭和十八年四月一日	電気銅に対する価格調整補給金
同 年同月同日	普通鋼、鋼材および半製品に対する補給金
同 年同月同日	石炭鉱業、銅鉱業および化学肥料製造業、造船業、鉛・亜鉛鉱業、および鉄・砂鉄鉱業に対する特別価格報奨制度

昭和十八年五月六日	麦類に対する供出奨励金
同 年十一月一日	アルミナ、アルミニウム、マグネシウム、水晶石、弗化アルミニウムに対する特別価格報奨制度
昭和十九年九月一日	航空機整備機体、アルミニウム、銑鉄、鋼材等に対する原単位切下報奨制度

これらの補給金の二、三についてその概要を記してみよう。

肥料の価格に対しては、政府はすでに昭和十二年春から干渉していた。すなわち重要肥料業統制法（昭和十一年制定）にもとづいて硫安、石灰窒素、過磷酸石灰について各肥料の種類別に設立された肥料製造業組合の決定せる価格を承認したのであった。これが肥料の価格に対する政府の干渉の端緒であるが、昭和十四年にはさらに肥料の公定価格を設定した。その後生産費や輸入価格の騰貴をみたために、昭和十五年一月硫安等無機質肥料の公定価格はこれを据置きとするともに、価格引上げを適当と認める金額を目安として助成金を交付することとした。

石炭に対する補給金は、日本石炭株式会社が業務を開始し、プール平準価格制を採ると同時に、これを実施した。昭和十三年の後半、中央物価委員会を中心に各種の商品の公定価格制度を実施しはじめたころ、石炭については、家庭用ならびに浴場用の石炭の一部に対して公定価格を設けたばかりで一般工場用石炭については公定価格を設けず、昭和石炭株式会社を中心とする炭鉱業者の自治的価格統制が行われているに過ぎなかった。これは

石炭の炭種銘柄が複雑なること、規格品位が区々であること、生産事情や労力、輸送の関係も種々様々でかつ変化しやすいこと、増産の急務が叫ばれていたことなどによるものであるが、しかし当時同じ石炭の価格が、昭和石炭系といわゆるアウトサイダー系とで大なる差があり、これは生産確保という点よりするも不合理であり、また一般物価改革の見地よりしても好ましくなかった。そこで昭和十四年八月中央物価委員会は石炭の生産配給の統制を強化すること、およびプール平準価格制度を採用することを提案し、政府はこれにもとづいて石炭配給統制法を制定、日本石炭株式会社を設立し、昭和十六年十月一日業務を開始させた。この会社は炭鉱業者より炭鉱の生産事情を考慮して種々の価格で石炭を買い上げ、販売価格はこれをプール平準価格となし、同一品位の石炭は同一市場では同じ価格をもって販売することとした。そしてこれと同時に買取価格補償金制度を採用した。

銑鉄も同様であった。銑鉄の価格も、いわゆる市販銑鉄の大宗たる日鉄銑と鞍山銑とは昭和十二年十一月以降釘付けとなっていたが、中山製鋼、寿重工業、尼崎製鉄等の生産物には特別の販売価格が認められていた。そこへその後原料の品質の低下や数量の不足、貨銀の騰貴というような事情が生じたが、さらに昭和十五年九月、日独伊三国同盟の締結とともにアメリカの屑鉄、南洋・フィリピンの鉄鉱石、インドの銑鉄・マンガンの輸入が途絶して銑鉄の自給を図る必要が生じ、またそのため新たな価格対策を立てなければならなくなった。そこで昭和十六年八月、物価対策審議会の研究答申となり、鉄鋼業者の経営状況調査や予算の計上等の経手を経て同年末、昭和十六年度下期分二千七百万円の予定をもって補給金を交付することとなった。この補給金の実施要領は次の

ごとくであって、鉄鉱の統制会社の統制規程に準拠して運用されることになっていた。

I 銑鉄の売買は、特定の場合を除いて、鉄鋼原料統制株式会社がこれを独占する

II 同会社の銑鉄買取および売渡は左の方法による

(1) 会社は銑鉄の製造業者から生産費を基礎とせる適正価格をもって銑鉄を一手に買取する

(2) 会社は右の銑鉄を左の方法によって売渡す

(イ) 外壳製鋼用銑 当時現行の銑鉄外壳価格（指定河岸着毎トン八十一円）を維持する

(ロ) 製鋼用自家用銑 売渡価格は各社の収支状況を勘案して適当なる配当、償却および社内保留をなしうる

ごとく適正価格を定める

(ハ) 外壳鑄物用銑 当時現在の日満鉄鋼販売株式会社扱い鑄物用銑鉄の価格をプール平準化したる価格を基準として定める

(3) 前各項による買取、販売による価格操作の結果、会社に生じたる損失は政府よりこれを補償する

特別価格報奨制度は石炭鉱業、銅鉱業、化学肥料製造業、造船業に対しては昭和十八年八月三十一日の閣議において鉛・亜鉛鉱業および鉄・砂鉄鉱業に対しては昭和十八年十二月三十一日の閣議において昭和十八年四月一日にさかのぼってこれを実施することにした。またアルミナ、アルミニウム、マグネシウム、水晶石、弗化アルミニウムについても昭和十八年下期（十月）からこれを実施した。

特別価格報奨制度実施上の細目は業種によって多少の差異はあるが、骨子は次の二点にある。

(1) 基準生産量はおおむね六ヵ月ごとに各工場事業場別に物資動員計画によって割当てられた数量を基準として決定し、それをこえる増産分について逓増的に高い価格を支払う。

(2) 報奨金の総額は当該物資生産部門の人件費総額の一割以内とする。

そして石炭では各炭鉱が割当てられた数量を確保した場合にはおおむね人件費総額の五分、割当数量を一割超過した場合には人件費の一割程度に相当する金額を交付することに、また化学肥料等では基準生産量を第一、第二、第三の三基準生産量に分ち(ただし第二は第一のおおむね一割増、第三は第二のやはり一割増とする)逓増的に交付金を増額して行くのである。

報奨金は全額国庫負担とし、原則として各物資の価格調整機関を通じ、また原則として六ヵ月ごとに(造船業においては一隻ごとに)精算の上交付する。そして特別価格報奨によりある企業が取得すべき金額は企業者がもっとも生産増強に寄与することく処分することを政府は期待していた。

報奨金を人件費の一割と定め、資本金や総生産額を基準としなかったのは、増産に対する人の努力、とくに労働者の努力に対して酬いんとする政府の意向を表わしたものであって、もちろん報奨金の処分は事業主に一任されたことになっており、実地の上では一部が留保金となることもあり、株主に配当されることもあろうが、主たる目標は勤労に対する報奨ということであった。

造船の場合は、長さ五十メートル未満の計画造船の船舶(小型汽船ならびに木船、ただし長さ十五メートル未満の漁船を除く)にして昭和十八年四月一日以後に起工または着工されたものに対して適用する。そして船舶を船体、主機(軸系、軸管、推進機をふくむ)、汽缸、主機用鍛造品について実施し、造船業者に対して政府からあらかじめ基準生産期間を設定し、この期間を短縮して製造した場合に、その短縮した日数に応じて契約価格に対する一定率の報奨金を交付するのである。

特別価格報奨制度と関連して当然に品質低下の問題が起って来るが、この点石炭においてはカロリーの点を重視して上級炭を重視すればするほど手取りが増加するとともに、上級炭を減産し下級炭の増産をもってこれを補わんとすれば、手取りが漸次悪くなるとともに、場合によっては報奨金が受けられないような仕組みになり、また化学肥料にあっては単に肥料を増産するばかりでなく、硫安の場合にはこれと関連するアンモニア、石灰窒素の場合にはカーバイドの生産量をも併せ考慮することになっていた。

原単位切下げに対する報奨制度は昭和十九年一月十一日の閣議決定により

航空機関係 機体、発動機

鉄鋼関係 銑鉄、普通鋼、特殊鋼、フェロアロイ

軽金属関係 アルミニウム、マグネシウム、水晶石、ピッチコークス

等に対して同年四月一日よりこれを適用した。それは、これらの生産物を生産するときに使用する主要原材料や

適用生産要素

	物資名	生産要素名
航空機関係	航空機整備機体 航空機発動機	アルミニウム合金板 アルミニウム鋳物類 主要鍛造品
軽金属関係	アルミニウム アルミナ 水晶石 弗化アルミニウム ピッチコークス マグネシウム	アルミナ, 水晶石, ピッチコーク } ボーキサイト, 石炭, ス, 電力 } 螢石 螢石 ピッチ 「塩素, 電力, 石炭」 苦汁, 塩化カリ, マグネシウム, }
鉄鋼関係	鉄塊 普通鋼塊 普通鋼材 特殊鋼塊	コークス 鉄源塊 鉄源, 電極, 電力
	特殊鋼材塊 鍛鋼塊 鍛鋼品 フェロアロイ	鋼塊 鉄源, 電極 鉄源, 電極 原鉱石, 電極, 電力

電力等の生産要素の原単位を基準原単位量以下に切下げた場合に交付するところの報奨金である。

航空機の機体と発動機、鉄鋼、アルミニウム、マグネシウム等のごとき、当時のいわゆる緊要物資の主要原材料の生産が減退し、輸送が困難となって、資材の節約と使用効率の向上とがいつそう喫緊の急務となった。そこで原単位計算にもとづいて原単位切下報奨制度を制定し、生産能率の向上を図ろうとしたものである。物資量を基礎とする原単位計算と価格計算を基礎とする原価計算とは本来表裏一体を成しているはずであるから、各産業にわたって統一原価計算制度が完全

に行われ、正確な標準原価が算定されるようになれば、当然に正確な物量計算が行われるわけであるが、しかし当時の事情ではこれを待っておられず、生産能率増進の要請に応ずるためには簿記技術と貨幣計算のみに依存しては所期の目的を達しえないので、原価計算制度とは別に原単位計算制度を実施することにしたものである。

(1) 適用生産要素（前頁表参照）

(2) 適用範囲

航空機の機体や発動機、アルミニウム、鋼材等の指定物資の生産をなす重要工場・事業場にして政府の指定するものにつき、その使用する主要原材料、電力等各生産要素の原単位を基準原単位量以下に切下げたる場合に適用する。

ただし基準原単位量は各工場・事業場ごとにその主要原材料および電力等の使用実績を基準とし、主要原材料および電力等の需給状況、各工場・事業場の生産設備、生産予定量、生産方法、能率状況、使用原材料の品質等を考慮してこれを決定し、かつ一定期間ごとにこれを更新し、当該工場・事業場に指示する。

(3) 報奨の方法

国庫より一定の報奨金を交付するとともに、政府において褒賞状を授与する等適切なる表彰措置を講ずる。

報奨金額は一定期間内において各工場・事業場につき基準原単位量以下に切下げたる原単位量の総価額を基礎とし、その一定割合に相当する金額とするが、その一定割合は各工場・事業場の優秀度、原単位切下げの難易に

応ずることと逡増的に、かつ切下げられる各原単位の緊要度に応ずることと各原単位間の比重を加味して定める。なお報奨金額の決定にあたっては、生産品の品質、前数期の成績および当該工場・事業場の属する企業の総合的成績等をも斟酌する。それら報奨金は一定期間ごとに決定し、当該期間経過後速かに交付する。報奨金として交付せられたる金額は、原単位切下げ等に関する施設および研究費等に充当せしめる等、最も生産効率の向上に寄与することと処分せしめる。

(4) その他

この制度は価格報奨制度要綱（昭和十八年三月三十日閣議決定）による価格報奨とあいまってこれを実施するといふことになっており、資材の節約を建前とする関係から一般価格報奨制度の目的とする経費節約と矛盾することもあるが、また両面の切下げが行われれば両方の報奨を受け、そればかりでなく原単位切下げ、一般および特別価格の三様の報奨を受けることもあることになっていた等。

以上が原単位切下げ報奨制度の概要である。

価格調整補給金がいわゆる需要者価格が引上げられない限り、価格の実勢が高くなるにつれて増大してゆくことは見やすい理である。石炭を例にとってみると、それはトン当りで次のごとく増大していった。そして生産量または需要量がとくに減少しない限り、補給金の予算額も増大して行った。別に石炭に対する特別価格報奨金は次のごとくであった。

第十九表 石炭価格調整補給金の推移

年度期	石炭買取補償金		販売価格 据置補給金	合計
	トン当り	金額		
15年度 下期	円 1.40	円 22,400,000	円 —	円 22,400,000
16年度 年間	2.20	110,100,000	—	110,100,000
17年度 上期	3.27	} 174,402,000	—	174,402,000
17年度 下期	4.40			
18年度 上期	6.25	} 407,374,556	下期より 19,447,287	426,823,843
18年度 下期 10~12月	7.78			
18年度 下期 1~3月	9.72			
19年度 上期	12.61	} 928,915,812	172,163,401	1,101,079,213
19年度 下期	23.13			
20年度 年間	23.13	1,308,695,400	215,246,261	1,523,941,661

石炭に対する特別価格報奨金

昭和十八年度予算

十八年度上期分

契約額

一六、九三九、〇六六円

予算および支払額

一四、四〇八、九八三円

昭和十九年度予算

十八年度下期分

契約額

二〇、五一四、五六〇円

予算および支払額

一八、六一二、八五〇円

十九年度上期分

契約額

一六、七八九、一三四円

予算および支払額

一三、三七〇、七〇八円

予算外契約額

十九年度下期分

予算および支払額

一〇、八四五、〇八九円

もっとも産業に対する補助はもちろんこの価格調整補給金ばかりではなかった。石炭を例にとってみると、終戦の当時それは以下のごとく多種類に上り、しかもこれは日本石炭株式会社扱いのものばかりで、このほかになお同社の取扱いにからぬ新坑開発助成金などがあり、一部はある意味において価格差補給金の作用を営んでいた。

- 一、石炭買取価格補償金
- 二、販売価格据置補給金
- 三、特別価格報奨金
- 四、製鉄用石炭特別増産損失補償金（昭和十八年度以降）
- 五、炭鉱統合補助金（同 右）
- 六、炭鉱統合利子補助金（同 右）
- 七、炭鉱整理補助金（同 右）
- 八、釧路、樺太炭鉱整理補償金（昭和十九年度以降）
- 九、炭鉱勤労者援助事業補助金（同 右）
- 十、石炭鉱業金融損失補償金

二 物 価 事 情

政府は、緊急物価対策要綱の策定発表以来一部の商品に対しては直接に公定価格を引き上げ、また他の商品に対しては補給金を交付することによって必要な供給量を確保しようとした。この制度はこれを九・一八停止令に比べると、全面的に統制価格の制度を採って物価統制の根幹とするという点では一致しているが、しかし十四年九月の物価水準を維持し、可能ならばそれ以下に物価水準を引き下げようとする努力はこれを放棄している。それは、物価の実勢力がこの間に騰貴して、政府もこれを統制価格の上に承認せざるを得なくなったことを意味するものであり、また政府がこれを承認して、いま一度九・一八停止令当時の物価の実勢力の水準と統制価格の水準との間にあまりはなはだしく較差の存しない状態を再現して、物価統制の再建を図ろうとしたことを意味するものである。

しかし政府のこの新しい方針も、実地の上ではそれほど成功しなかった。国民の主食たる米麦の集荷は、価格の引上げや補給金の交付にもかかわらずようやく困難となって、農村には米麦があっても、都市ではいわゆる代用食の配給が多くなった。副食物の集荷配給はさらにひどく、都市に住む者は次第に政府関係の配給機構に期待をかけ得ないようになった。それら政府関係の機関以外の場所で行われる価格は、統制価格よりもはるかに高いいわゆる闇価格であった。しかし国民ばかりではなく、政府自身も直接に市場価格、いわゆる闇価格を支払うの

でなければ必要な商品を購入し得ない状態となり、兵器やその原料、部品とくに緊急を要するものに対しては、闇価格を支払うようになった。当初「闇」の中で行われていたこのような状態は、アメリカ空軍の空襲が激化するにつれて漸次表面化し、二十年八月の降伏とともにほとんどそのまま表面に現われることとなったのである。

まず統制価格の推移を見よう。

日本銀行の東京卸売物価指数の総平均は昭和十八年四月の三七三・五から昭和二十年一月には四四四・一に上昇した。これは明治三十三年を基準とする指数であるが、資料のつごうによってその後はやはり日本銀行で作成した昭和八年を基準とした指数を採ると二十年一月は二四五・五、戦争が終って二十年八月は二九九・五となっている。すなわち昭和十八年四月より二十年一月までは一八・九%の騰貴、二十年一月より八月までは二二・〇%の騰貴である。

終戦の月の商品別指数を昭和十四年九月、価格停止の指定の月と比較して騰貴の模様を見ると、騰貴のはなはだしいのは食料・嗜好品(三四五・一、一一四・五%——ただし前の数字は昭和二〇年八月の指数、後の数字は昭和十四年九月以降の騰貴率、以下同じ)、繊維原料・布帛(二八八・九、九一・七%)、燃料(二七二・一、六六・八%)、金属類(二二五・一、二七・四%)、その他(二九一・五、六八・六%)で、総平均二九九・五%、騰貴率は八七・六%である。

公定価格の引上状況は以上のとおりであるが、一方、闇取引はこの間日とともににはなはだしくなり、闇価格も高くなった。というよりも、前期中の闇取引が、むしろ偶然的な性格を帯びていたのに対して、この時期の闇取引は生産資材および生活資料の両面において本格的必然的な性格を帯びて来た。この時期の闇取引についても、広範な精密な資料は存在しない。ただ中央物価統制協力会議が生活資料の闇取引について二種の調査を実施、その報告書を出しているから、それを通して闇取引の実情をうかがって見よう。

中央物価統制協力会議では、昭和十八年八月以降当時の大日本婦人会の会員で東京付近に在住する人たちをわずらわし年々四回ずつ食料品、日用品、衣料品等の闇価格の実例を蒐集して来た。それによると――

一、公定価格に比較して闇価格の高いものは、十八年秋は、

浴用石鹼	一個	二円五〇銭	公定価格の二五倍
砂糖	一貫	五五円	一三三倍
小豆	一升	七円	一二倍

等で、主要生活物資の闇価格は相対的に低く、米は四・二倍、馬鈴薯は三・一倍、蔬菜類は二・二倍、調味料は二・九倍等であった。しかるに翌十九年夏には、

砂糖		九八倍
石鹼		五五倍
ミシン針		四五倍

米	一八倍
甘 藷	一七倍
馬鈴薯	一五倍
カタン糸	一五倍
小麦粉	一四倍

等で、主要な生活資料の闇価格もかなり公定価格から離れている。

二、同じ時期の同じ商品をとって見ても、闇価格は区々である。これはその性質上公開の市場をもたなかったことと、取引数量が限定されていること、さらに縁故関係が闇取引の一つの有力な経路となっていることによるものと思われる。しかしそれでも少なくとも日を経るにつれて中位的な闇価格が形成され、国民公定価格または闇の公定価格などと呼ばれた。十八年秋から一例を挙げると、

砂 糖	一貫	最高五五円	最低二〇円
米	一升	三円	二円
馬鈴薯	一貫	二円	六〇銭

十九年夏には、

米	一升	最高二〇円	中値一四円	最低二円
---	----	-------	-------	------

小麦粉	一貫	三〇円	一六円	五円
馬鈴薯	一貫	一〇円	五円	一円

等となっている。

三、闇価格は公定価格以上の速度をもって日ましに高くなっていった。昭和十八年九月と翌十九年九月とを比較すると、米一升は一円ないし三元（公定価格の二倍ないし六倍）から、二円ないし二十円（公定の価格四倍ないし四十倍）、小麦粉一貫は、四円ないし五円（同三倍ないし四倍）から十円ないし三十円（七倍ないし二十二倍）、砂糖一貫は三十五円（同十六倍）から二百円ないし三百円（同八十倍ないし百三十倍）、浴用石鹼一個は六円（同二十五倍ないし六十倍）となっている等。

四、季節的商品においては闇価格も季節的な変化をした。甘藷、馬鈴薯、蔬菜、魚介などそうで、季節の初めは高く、出盛り期となると多かれ少なかれ安くなった。また年末などには一般に高騰の速度が大きくなった。また公定価格の引上げが行われると、同時に闇価格も高くなり、公定価格の引上げは、物品税の賦課増徴によるものをも含めて闇価格を高からしめる効果しかないといわれた。

この時期には、生産材でも、生活資料でも、闇のブローカーが著しく目につくようになった。工場、会社に勤めるもので、これによって生活費の補充を図ることも少なくなかった。

この間、政府は昭和十八年度には一般会計において百三十二億円、臨時軍事費特別会計において二百七十億円、

重複額を控除して五百九億円、昭和十九年九月の第八十五回臨時議会では軍事費二百五十億、二十年春の第八十六回議会では昭和二十年度一般会計において二百八十九億円、臨時軍事費特別会計において八百五十億円、重複額を控除して千三十八億円の、それぞれ協賛を得た。これに対して租税収入も十八年度は七十五億円、十九年度は百六億円、二十年度は百三十二億円と増加したが、公債の発行予定額も一般会計、臨時軍事費特別会計その他の各特別会計をあわせて十八年度は二百十八億円、十九年度は三百三十七億円、二十年度は四百八十億円と増加した。詳細は次のとおりである。

支 出

昭和十八年度一般会計歳出予算

経 常 部 五、八六三、三四二、〇四七円

臨 時 部 七、四一一、八〇九、二二三円

計 一三、二七五、一五一、二七〇円

臨時軍事費特別会計第八十一回議会追加予算額

臨時軍事費 二一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

予 備 費 六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

計 二七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

総 計 四〇、二七五、一五一、二七〇円

通り抜勘定 四、二三九、一七〇、七三六円

差引純計 三六、〇三八、九八〇、五三四円

昭和十九年一般会計歳出予算

経 常 部 八、〇一九、〇五七、二四三円

臨 時 部 一一、一五四、〇一九、〇七二円

計 二〇、一七三、〇七六、三一五円

臨時軍事費特別会計第八十四回議会追加予算額

臨時軍事費 三一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

予 備 費 七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

計 三八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

総 計 五八、一七三、〇七六、三一五円

通り抜勘定 七、二〇五、六四一、五三二円

差引純計

五〇、九六七、四三四、七八三円

臨時軍事費特別会計第八十五回議会追加予算額

臨時軍事費 二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
 予備費 五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
 計 二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十年度一般会計歳出予算

經常部 九、九〇一、九五八、八一三円
 臨時部 一九、〇四九、〇六八、二五二円
 計 二八、九五一、〇二七、〇六五円

臨時軍事費特別会計第八十六回議会追加予算額

臨時軍事費 六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
 予備費 二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
 計 八五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

総計

一一三、九五一、〇二七、〇六五円

通り抜勘定

一〇、一一三、五八三、九二九円

差引純計

一〇三、八三七、四四三、一三六円

収入

昭和十八年度一般会計歳入予算

經常部

租税 六、〇六〇、二一九、〇〇〇円
 印紙収入 一五七、四九〇、九六七円
 官業および官有財産収入 一、二四〇、一七二、三〇六円
 その他とも計 七、七六三、九二三、〇七二円

臨時部

臨時利得税等 一、五二九、八二四、〇〇〇円
 公債金 三、二〇六、三七〇、八〇四円
 その他とも計 五、五一一、二二八、一九八円

第五節 戦争末期の物価施設とその実情

第二章 戦時物価統制政策と実情

合 計 一三、二七五、一五一、二七〇円

臨時軍事費特別会計財源第八十一回議会分

公 債 金 一七、一六三、八〇二、〇〇〇円
 他会計より受入 四、九一六、一九五、二七六円
 その他とも計 二七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

昭和十九年度一般会計歳入予算

経 常 部

租 税 八、六八九、九七八、〇〇〇円
 印紙収入 二一八、七七一、六六〇円
 官業および官有財産収入 一、九七〇、〇六七、三五五円
 その他とも計 一一、四一一、〇六八、二九〇円
 臨 時 部
 臨時利得税等 一一、〇七二、六八八、〇〇〇円

公 債 金 六、〇八九、八六一、六五七円
 その他とも計 八、七六二、〇〇八、〇二五円
 合 計 二〇、一七三、〇七六、三一五円

臨時軍事費特別会計財源第八十四回議会分

公 債 金 二〇、八〇九、七五一、七八三円
 他会計より受入 八、五二〇、二二三、五一五円
 その他とも計 三八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

同第八十五回議会分

公 債 金 五、一九七、七七七、〇八〇円
 他会計より受入 〇円
 その他とも計 二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十年度一般会計歳入予算

経 常 部

第五節 戦争末期の物価施設とその実情

租 税	一〇、七三六、六二六、〇〇〇円
印紙収入	二七九、八八九、〇〇〇円
官業および官有財産収入	二、七三〇、三五〇、八八一円
その他とも計	一四、五二二、〇八九、〇七九円
臨時部	
臨時利得税等	二、六五九、七九〇、〇〇〇円
公債金	一一、二三一、七八二、八〇三円
その他とも計	一四、四三八、九三七、九八六円
合 計	二八、九五一、〇二七、〇六五円

臨時軍事費特別会計財源第八十六回議会分

公債金	三五、二九八、五七七、七九四円
他会計より受入	一一、六七〇、二一一、八二四円
その他とも計	八五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

公債発行予定額

昭和十八年度	
一般会計	三、二〇六、三七〇、八〇四円
各特別会計	一、〇五〇、八〇五、二八七円
臨時軍事費特別会計	一七、一六三、八〇二、四二八円
計	二一、四二〇、九七八、五一九円

昭和十九年度

一般会計	六、〇八九、八六二、六五七円
各特別会計	一、六八八、四九一、二九二円
臨時軍事費特別会計	二六、〇〇七、五二九、八六三円
計	三三、七八五、八八二、八一二円

昭和二十年度

一般会計	一一、二三一、七八二、八〇三円
------	-----------------

各特別会計 一、五一七、八九四、三五四円

臨時軍事費特別会計 三五、二九八、五七七、七九四円

計 四八、〇四八、二五四、九五二円

この時期はアリューシャン列島と濠北でしばらく押し合った後、戦局がようやくわれにとって不利に転じた時期であった。それでも昭和十八年はブーゲンビル島からの撤退や、アッツ島守備隊の不幸なる結果等本土を遠く離れた出来事であり、また中国とビルマでは陸軍部隊が従来どおり戦果を挙げていたが、昭和十九年になると二月にクエゼリン、ルオットの二島、七月にサイパン島を失って、六月には九州に、十一月には東京にアメリカ空軍が来襲するようになった。またアメリカ軍は十月にはレイテ島に上陸し、二十年一月にはルソン島、四月には沖縄島に上陸した。戦局が不利になるにつれて、その不利なる態勢を挽回しようとして政府は軍事的、政治的、経済的のあらゆる動員方策を実施したが、同時にヨーロッパ戦争の進展も日本にとって好ましくなく、十九年一月にはアメリカとイギリスの連合軍は南部イタリヤ、六月には北部フランスに上陸した。その後はドイツ降伏、ポツダム宣言の発表、ソ連の対日宣戦を経て、昭和二十年八月十五日終戦の詔書の渙発となったのである。

昭和十八年

二月 九日 ブナ島、ブーゲンビル島守備隊の転進発表

三月二十四日 技術院第一回試験研究令書を伝達

三月二十六日 第八回日ソ漁業暫定取極の調印発表さる

四月二十八日 国務大臣鈴木貞一氏による第一回行政査察

五月三十日 アッツ島守備隊玉砕

六月 二日 政府より戦力増強企業整備要綱を発表

六月十六日 第八十二回臨時議会開かる。東条首相より日華条約の改訂、フィリピンの独立、インドネシア民族の政治的権利伸長を声明

七月二十六日 イタリヤ首相ムッソリーニ失脚、バドリオこれに替る

九月 三日 イタリヤ政府無条件降伏を声明

九月二十八日 軍需省の設置等につき閣議決定

十月 五日 関釜連絡船崑崙丸、敵潜水艦の雷撃を受けて沈没

十月十六日 米英ソ三国間のモスクワ会談

十一月 五日 東京に大東亜会議開催、満州国、中華民國、タイ国、フィリピン国、ビルマ国参加

十一月二十五日 タラワ、マキン両島守備隊玉砕

十一月二十八日 ルーズヴェルト、チャーチル、スターリン三国代表テヘランに会談

十二月十一日 ヨーロッパ東部戦線ゴメリ、キエフ、西部ドニエプル彎曲部において激戦

昭和十九年

一月 八日 赤軍、旧ポーランド国境突破

第五節 戦争末期の物価施設とその実情

- 一月十八日 閣議において緊急国民勤労動員方策、緊急学徒動員方策を決定
- 二月 四日 ビルマ方面陸軍部隊アキャブ、プチドン正面に敵軍の反攻を邀撃
- 二月二十一日 東条陸軍大臣および嶋田海軍大臣それぞれ参謀総長および軍令部総長に親補
- 二月二十五日 マーシャル群島クエゼリン、ルオットを失う
- 三月三十日 閣議において勤労動員の強化、疎開の促進、高級享樂の停止等決戦非常措置要綱を決定
- 北樺太石油、石炭利権の委譲に関する議定書と漁業条約の五ヵ年延長に関する日ソ間協定に調印
- 四月 九日 京浜地域人員疎開の措置要領発表
- 四月 十日 ドイツ軍オデッサより撤収
- 六月 六日 イギリス、アメリカ連合軍北部フランスに上陸
- 六月十六日 在支アメリカ空軍北九州に来襲
- 七月十八日 サイパン島を失う
- 七月二十二日 小磯内閣組織、石渡莊太郎大蔵大臣、藤原銀次郎軍需大臣、島田俊雄農商大臣にそれぞれ親任
- 八月 五日 最高戦争指導会議設置
- 八月二十三日 ルーマニア対ソ降伏
- 八月二十九日 パリ陥落
- 九月二十七日 グアム島、テナアン島を失う
- 十月二十一日 アメリカ軍レイテ島に上陸
- 十一月二十四日 アメリカ空軍東京西郊の工場地帯に来襲

昭和二十年

- 一月 六日 アメリカ軍ルソン島に上陸
- 一月十七日 ドイツ軍ワルシャワより撤収
- 四月 一日 アメリカ軍沖繩本島に上陸
- 四月 七日 鈴木内閣組織、広瀬豊作、石黒忠篤、豊田貞次郎それぞれ大蔵、農商、軍需大臣に親任さる
- 八月十四日 終戦の詔書渙発

三 物価統制の混乱

政府は前期中、価格等統制令によって物価の騰勢を全面的に抑え、昭和十四年九月十八日の水準を維持し、できるならば水準以下に物価を引き下げようとしたのであるが、政府の希望は満たされず、物価の実勢力の水準は次第に騰貴して行き、かえって政府の物価統制そのものを覆してしまふような勢いとなった。そこで政府は緊急物価対策要綱において新しい物価統制策を採ることとし、統制価格の制度はこれを維持するが、前期中における物価の実勢力の騰貴はこれを承認して、公定価格の引上げまたは補給金の交付を行うことにした。この新しい方策は正当であった。しかしその運用は必ずしも適当でなかった。

価格等統制令が施行された当時から昭和十八年四月まで、あるいはそれ以後に至る期間において、政府が物価統制を実施したにもかかわらず、物価の実勢力が騰貴したことは、次の二つの事実を示されている。

一、政府が統制価格を引き上げざるを得なかったこと

二、政府が統制価格を引き上げたにもかかわらず、なお闇価格が絶えず、広く、深く行われたこと
政府が統制価格を徐々に引き上げざるを得なかったことは、物価の実勢力が騰貴しつつあったことを物語るものである。統制価格は本来価格の実力よりも低かるべきものであるから、価格の実力が騰貴し、これがために統制価格をもってする集荷配給が著しく困難となって、統制価格そのものが実質のない、無意味のものになるのではないかぎり、統制価格を引き上げるといふことは意味のないことである。

闇価格が恒常的に行われるといふことは、もちろん集荷配給機構の不備を物語るものである。しかしもしも物価の実勢力の水準が上昇せず、統制価格の水準と一致し、またはこれ以下であるといふような場合には、集荷配給の機構にいかなる欠陥があつたとしても、闇価格というものは発生する余地がないはずである。そして物価の実勢力の水準が上昇して、統制価格の水準との間にある程度以上の開きが生ずると、それは逆に集荷配給の機構を不具ならしめ、闇価格の行われる地域を広げて行つた。

九・一八停止令のもとで統制価格の引上げが行われ、それにもかかわらず闇価格が偶然的でなかつたといふことは、この当時物価の実勢力の水準が騰貴したことを示すものである。

しかし物価の実勢力の水準がこのように上昇して、これがために物価統制そのもの——集荷配給の統制を含む——まで危うくなつたこの当時の事情のもとで、政府の採りうる方策は二つある。

一、物価統制を全く放棄し、物価の実勢力の上昇をそのまま承認すること

二、もしも物価統制を継続するとすれば、統制価格の水準を引き上げて、物価の実勢力の水準に近からしめること

がこれである。

しかし当時政府は第一の方法を採ることはできなかった。当時の兵器の生産の増加をはかるといふ問題は、物価統制の放棄によって解決しうる問題ではなかつた。またその必要もなかつた。物価の実勢力の水準は上昇したが、なお政府はそれ以下の価格をもって各種の商品を集荷配給しうる地位にあつたからである。物価の実勢力の水準をそのまま承認しなければならぬのではなかつた。ただ実勢力以下のある統制価格が、当時の統制価格よりも若干高くなければならないといふだけのことであつたのである。

しかし統制価格の水準を引き上げ、それを物価の実勢力の水準に近づける——そしてもう一度九・一八当時のこの二つの水準の差がさほど著しくなく物価統制が支障なく行われていた状態を新しい水準の上に再現する——にも、そこに一つの基準がなければならぬ。その基準は要集荷量である。つまり兵器等では、軍需動員計画に予定した数量であり、国民の生活資料等では政府が管理しなければならぬその数量、集荷配給しなければならぬその数量である。政府は集荷配給の機構を通してこれらの商品のそれぞれの数量を取得し、配給するが、目だつて増加することなく、ただ闇価格のものが移入せられただけであつた。

政府が一部の兵器またはその部分品に対して直接に闇価格を支払ったのは、これと正反対の失策であった。この場合、政府は市場価格以下の、価格の実力以下の、一価格をもって商品を購入しうる特権を放棄したものである。右に記したような物価統制の失策を、政府自身において裏返しとしたものであった。これに反して、当時、日ましに深刻になって行った闇取引をもって政府の物価対策の失敗をうんぬんするのは、必ずしも当をえたものではない。

物価の実勢力の水準が騰貴するにかかわらず、公定価格の水準が据置きとなっていて、その間の較差がある程度以上となると、闇価格が行われることは避け難いことである。この場合には、生産者と商人、商人と消費者とというような国民と国民との間の取引は大体において価格の実力に対応した価格、つまり闇価格をもって行われざるを得ないようになる。ただ政府自身、または政府が直接不断に監督しうる集荷配給機関のみは統制価格をもって集荷配給しうる（役職員の腐敗は別として）が、第一に日々、全国のあらゆる地点で、多数の生産者によって生産されるあらゆる商品の生産量のすべてを政府または政府関係の機関が集荷し配給するということは事実上不可能のことであり、また第二に、かりにこれが行われたとしても、生産者または消費者に割当配給した生産用または消費用の資材の一部がその生産者や消費者の手から高い価格をもって転売されるのは、防ぎ難いことである。しかしこのような事実が行われたとしても、生産された商品のこれ以外の部分は確実に統制価格をもって集荷配給されたわけである。したがってその際は非とも支払わなければならない価格、これが新しい統制価格である。

この価格は物価の実勢力の水準が変化し、集荷配給上の条件が変化するにつれて変化しなければならない。ただし統制価格の引上げには種々の形式が可能である。

- 一、直接に統制価格を引き上げること
- 二、補給金を交付すること
- 三、両者を併用すること

この三つの方法は商品の需給事情を勘案して選択すればよい。

したがって政府が緊急物価対策要綱において声明し、その後実施した物価対策は、一般的にいえば正当な方法であったといえる。

事実、政府はこの方針によって、鉄、石炭のごとき兵器の原料や、味噌醤油、さらに米麦、甘藷、馬鈴薯のごとき国民の生活資料の集荷配給にかなりの成功を示し、また軍需品の調弁に成功した。この点は、前に記したとおりである。

しかし政府の態度は不徹底であった。公定価格を引き上げるにあたっては、必要量を集荷しうるほどには引き上げず、補給金を交付するにも、それほどの補給金は交付せず、その結果、公定価格を引き上げ、あるいは補給金を交付しながら、集荷し配給しうる量にはあまり増加を見ず、価格の引上げまたは補給金の交付が無効果となるということが少なくなかった。

生鮮食料品について採用したいいわゆる監督価格の制度がその例であって、それは地方では生鮮食料品の不当に多量のを大都市へ奪い去るものとして非難されながら、大都市への供給量は次第に減少していった。政府の物価統制に対する批評は、闇取引が行われたという事実からこれを試みるべきではなく、政府が集荷配給すべき各種の商品のそれぞれの量を確実に適当なる統制価格をもって集荷配給したか否かということから試みるべきである。魚や蔬菜の闇取引が行われたことは、政府の物価統制の失敗を意味するものではない。大都市の人口に一人当たり百匁なり八十匁なりの野菜を配給しえたか否か、山村の人口に一日一人当たり二十匁の魚介を配給しえたか否か、これが物価統制の功罪を判断する材料である。

この期の終りに発生した戦局の不利なる展開とアメリカ空軍による激しい本土爆撃とは、物価統制にとってまことに不幸なる条件であった。

戦局の展開が日本軍にとって不利となるにつれて、政府は軍需品をとくに航空機とその部分品を調達するため、まったく物価統制を無視した価格を支払い始めた。その結果、これらの商品の価格が急激に騰貴するとともに、これらの商品の原材料や、従業員の——したがって一般国民の——生活資料の価格も目に見えて騰貴して行った。このような物価に対する政府の態度やその結果は、政府の政策に対する国民の信頼を弱からしめた。一般に戦局の不利なる展開そのものも同じような作用をもった。物価統制も、その成否が一部は国民の政府に対する信頼にかかっているかぎりには、その影響を受けた。

空襲は、まず第一に輸送事情を一変させた。一部の地域では、一部の原料品、燃料品、部品の入手が困難となり、大都市ではとくに副食品の欠乏がはなはだしくなつて、これらのものの闇価格が高くなった。それら闇価格が高くなるにつれて、政府に対する国民の信頼、経済道義と遵法精神はますます低下して行った。国民が物価統制を無視したばかりでない、政府もまた価格と需給の統制を事実上ほとんど放棄しなければ何事もできないという状態をもって終戦にいたつたのである。

資料 I

通貨関係法令・演説ならびに報告書

一 通貨関係法令

(一) 通貨発行制度関係

兌換銀行券条例(明一七・五太政官布告一八)

沿革 明一八太政官布告九、二一太政官布告五

九、二三法三四、三〇法一八八、三二法五

五、昭七・六法九、一七・二法六七廢止

兌換銀行券ノ保証發行限度ノ臨時拡張ニ関スル法律(昭一

三・三法六四)

沿革 昭一四・三法五八、一六・三法一四

兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律(昭一六・三法一四)

沿革 昭一七・二法六七廢止

兌換銀行券ノ發行限度(昭一六・四大告一〇八)

沿革 昭一七・四大告一五〇

銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件(昭六・一二勅二九一)

小額紙幣ノ發行銷却及損傷紙幣ノ引換ニ関スル件(大六・一

〇大省令三〇)

沿革 大七・六六省令二五、昭一三・六六省令三

二廢止

小額紙幣發行及引換規程(昭一三・六六省令三二)

沿革 昭一八・一二大省令一二五

日本銀行小額紙幣引換準備預金取扱規程(昭一三・六六省令

三一)

損傷日本銀行券引換規程(昭一七・五大省令三三)

沿革 昭一九・一一大省令一〇一

(二) 通貨形式関係

貨幣法(明三〇・三法一六)

沿革 明三九法二六、四〇法六、大五法八、七法

四二、九法五、一一法七三、昭八・八法五

八、一七・二法六七

貨幣ノ形式ヲ定ムルノ件(明三〇・五勅一四四)

沿革 明三一勅二一七、三九勅一〇九、四〇勅三

二、大五勅三五、七勅一一一、九勅三三
四、一一勅二四〇

貨幣形式令 (昭八・八勅二三二)

臨時通貨法 (昭一三・五法八六)

沿革 昭一七・二法九

臨時通貨法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件 (昭一三・五勅三八七)

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件 (昭一三・五勅三八八)

沿革 昭一三・一一勅七三四、一五・三勅一一

三、一五・七勅四七六、一五・一二勅九〇

六、一六・八勅八二六、一七・一〇勅六八

八、一八・二勅六〇、一九・三勅一一二

貨幣形式 (兌換銀行券)

明一八・一大告一二 (十円券)

明一八・八大告一九 (十円券、百円券)

明一八・二大告一六六 (五円券)

明二一・一大告一四〇 (五円券)

明二二・三大告二七 (十円券)

明二三・三大告三三 (十円券)

明二四・一大告三六 (百円券)

明三二・三大告一〇 (五円券)

明三二・九大告五一 (十円券)

明三三・二大告五五 (百円券)

明四三・八大告一〇七 (五円券)

大四・四大告四四 (十円券)

大五・一二告一六三 (五円券)

大六・一一告一七六 (二十円券)

昭二・四大告六六 (二百円券)

昭二・四大告六七 (五十円券)

昭二・五大告八五 (二百円券)

昭四・二大告二二四 (百円券)

昭五・二大告三六 (五円券)

昭五・五大告一〇二 (十円券)

昭六・七大告一七七 (二十円券)

昭一七・一大告一 (五円券、二百円券)

昭一七・四大告一七八 (千円券)

貨幣形式 (日本銀行券)

昭一八・二大告五八 (十円券、五円券、一円券)

昭一九・三大告一〇七 (百円券)

昭一九・一〇大告四八九 (十銭券、五銭券)

昭一九・一一大告五二五 (十円券、五円券、一円券)

昭二〇・八大告三三二 (百円券、十円券)

日本銀行金買入法 (昭九・四法四四)

沿革 昭一〇・三法四、一二・三法三八、一二・八法六二廢止

日本銀行金買入規則 (昭九・四大省令一四)

沿革 昭一二・七大省令二五、一二・八大省令三六

金準備評価法 (昭一二・八法六〇)

沿革 昭一七・二法六七廢止

金準備評価換ニ関スル件 (昭一二・八大省令三四)

沿革 昭一七・六大省令四四廢止

産金法 (昭一二・八法五九)

沿革 昭一四・四法八〇

産金買上規則 (昭一二・八大省令三二)

沿革 昭一三・五大省令二五、一四・三大省令八

臨時金地金買上規則 (昭一四・六大省令二九)

沿革 昭一八・二大省令一二二廢止

金買上規則 (昭一五・一〇大省令七三)

金資金特別会計法 (昭一二・八法六一)

(三) その他

兌換銀行券整理法 (昭二・三法四六)

沿革 昭一四・三法九

銀貨幣又ハ銀地金輸出取締等ニ関スル件外二件廢止 (昭四・一一大省令二七)

金貨幣又ハ金地金輸出、販売等ノ取締ニ関スル件 (昭六・一一大省令三六)

銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件 (昭六・一二勅二九一)

昭和六年勅令第二百九十一号ノ効力ヲ将来ニ失ハシムルノ件 (昭七・一勅三)

沿革 昭一三・三法三六、一四・三法二四、一五・

三法七八、一八・三法三五

造幣規則(明三〇・五勅一三八)

沿革 明三二・二勅三六、大四・一二勅二三四、

昭八・九勅二三三

金銀地金精製及品位証明規則(明三〇・五勅一三九)

沿革 明三二・二勅三七、三七・四勅一〇〇、三

七・一〇勅二二四、四〇・五勅一九九、大

七・一〇勅三七二、昭八・九勅二三四、一

二・八勅四五四、一三・三勅一一七、一

三・五勅三二六

貴金屬製品品位証明規則(昭四・六六省令一一)

沿革 昭七・六六省令一〇

補助貨幣ノ蒐集鑄潰又ハ損傷ノ取締ニ関スル件(昭一五・六

大省令四〇)

兌換銀行券發行税納税ニ関スル法律(明三二・三法五六)

沿革 昭七・六法一〇廢止

兌換銀行券發行税ノ納期等ニ関スル件(昭七・九六省令二一)

沿革 昭一七・四六省令三二

日本銀行納付金法(昭七・六法一〇)

沿革 昭一〇・三法二三、一五・三法五九、一

七・二法六七廢止

日本銀行参与会法(昭七・六法一一)

沿革 昭一二・三法三三廢止

二 通貨発行制度關係主要法令 ならびに演説

兌換銀行券条例

明治一七年五月二十六日
太政官布告 第一八号
(昭和二年一月一日現在)

第一条 兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ
於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及
地金銀ヲ置キ其ノ引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ
引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

日本銀行ハ前項ノ外特ニ壹億式千万円ヲ限リ政府發行ノ公
債証書大藏省証券其ノ他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証
トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項壹億式千万円ノ
内式千七百万円ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル国立銀
行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ム

二 通貨発行制度關係主要法令ならびに演説

ルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府
發行公債証書大藏省証券其ノ他確實ナル証券若クハ商業手
形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テ
ハ其ノ發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ
發行税ヲ納ムヘシ但其ノ割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ為メ式千式百万円ヲ限リ無
利子ヲ以テ政府ヘ貸付スヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三条 兌換銀行券ノ種類ハ壹円五円拾円貳拾円五拾円百円

式百円ノ七種トス但ハ大藏卿ハ各種ニ付テ其發行高ヲ定

ムヘシ

第四条 兌換銀行券ハ租税海關稅其ノ他一切ノ取引ニ差支ナ
ク通用スルモノトス

第五条 兌換銀行券ハ〔大藏卿〕ノ指定スル書式図形ニヨリ
日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ〔大藏卿〕ニ上
申スヘシ但其ノ見本ハ發行期日前〔大藏卿〕ヨリ告示スヘ
シ

第六条 兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店

及支店ニ於テ営業時間中何時ニテモ兌換スヘシ但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ兌換ヲ延期スルコトヲ得

昭和七年六月一七日
法律 第九号

兌換銀行券条例中改正

第七条 金貨ヲ持参シテ兌換銀行券ニ引換シコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス

第二条第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ同条第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六項トス

第八条 日本銀行ハ兌換銀行券発行額及交換準備ニ関スル出納日表及毎週平均高表ヲ製シ之ヲ大蔵大臣ヘ進達シ且毎週平均高表ハ官報ニ広告スヘシ

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備発行高ノ外十億円ヲ限り政府発行ノ公債証書大蔵省証券其ノ他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得

第九条 「大蔵卿」ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券発行ノ件ヲ監督セシムヘシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及帖簿ヲ検査スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル発行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ発行ヲ継続セン

第十条 兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ

日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後八十億円ヲ超過スル保証発行額ニ対シ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ以テ発行税ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ズ

附則

「大蔵卿」之ヲ定ムヘシ
第十二条 兌換銀行券ノ偽造変造ニ係ル罪ハ刑法(偽造紙幣)ノ各本条ニ照シテ処断ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ
関スル法案提案理由説明

政府委員 中村三之丞

昭和十三年三月二四日
於第七三議會貴族院委員会

兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律案に付て御説明申し上げます、本法律案の趣旨は、本會議に於きましても御説明致しました通り、今回の事変に關聯致しまして、兌換銀行券発行高の増加する趨勢に対処する臨時的措置としましては今後当分の間兌換銀行券の保証発行限度を七億円だけ拡張し、之を十七億円となさんとするものであります、兌換銀行券条例に依る現行の保証発行限度十億円は、昭和七年七月に一億二千万円の限度より拡張せられたものであります、爾來我が国經濟界は、各方面共漸次發展を続け、之に對応して通貨の需要も次第に増加し、兌換銀行券の発行高も、昭和七年以降逐年増加の傾向を示して参つたのであります、然るに昨年、殊に支那事變勃發以後に於きましては、需要の急増に伴ひまする一般經濟活動の急激なる膨脹に依りまし

て、兌換銀行券発行高は著しく増加し、制限外発行を頻發するに至つたのであります、即ち昭和七年以降昭和十一年末迄の間は、大体に於て毎年年末より年初に掛け、数日乃至十数日の制限外発行を見るに過ぎなかつたのであります、昨年よりは、年末年始以外に於きましても、制限外発行の出現を見るに至つたのであります、而して今後に於ける兌換銀行券発行高の趨勢を推測致しまするに、事變に關聯して、諸般の經濟活動は、依然膨脹の勢を続け、之に伴つて、通貨の所要量も増大し、延いては兌換銀行券の発行高も尚増加するものと考へられるのであります、斯かる次第でありますから、此の際臨時に保証発行限度を相当拡張するを適當と認めまして、本案を提出致した次第であります、

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ
関スル法律

昭和十三年三月三十一日
法律 第六四号

兌換銀行券条例第二条第二項及第四項中十億円トアルハ当分ノ内之ヲ十七億円トス

二 通貨発行制度關係主要法令ならびに演説

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事変終了後一年内ニ之ヲ廃止スルモノトス

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ

關スル法案提案理由説明

政府委員 矢野庄太郎

昭和十四年三月十五日
於第七四議會衆議院委員會

支那事変勃發以來軍需の急増に依りまして一般經濟活動は急激なる膨脹を來し、之に伴ひまして兌換銀行券の發行高も増加し、屢々制限外發行の出現を見るに至りましたので、昨年四月政府は兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に關する法律を施行致しまして、兌換銀行券の保証発行限度を当分の内十七億円と致したのであります、然るに其の後の経過を見まするのに、事變の進展と共に一般經濟取引の膨脹に依り兌換銀行券の發行高は依然増加して參つたのであります、其の平均發行高に於きましても、昭和十三年は前年に比し三億八千四百万円を増加して十九億一千九百万円と相成つたので

あります、又昨年七月には日本銀行の正貨準備より三億円を割き新に外國為替基金を設定致した結果として、右臨時拡張の效果は同金額だけ減殺された關係もありまして、昨年十一月以降には屢々制限外發行を見るに至つたのであります、而して今後に於ける兌換銀行券發行高の趨勢を推測致しまするに、事變に關聯して諸般の經濟活動は依然伸張を続け、之に伴ひまして通貨の所要量も増大し、延いては兌換銀行券の發行高も尚ほ増加するものと考へられるのであります、斯る次第でありますから、此の際曩に臨時に拡張せられました兌換銀行券の保証発行限度を更に五億円拡張して之を二十二億円と爲し、以て通貨の供給を円滑ならしめて、金融の疏通と財政の運営に支障なからしめ、併せて制限外發行の頻發に伴ふ無用の刺戟を除去することを必要と認めまして、本法律案を提出した次第であります。

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ

關スル法律中改正

昭和十四年三月三十一日
法律 第五八号

「十七億円」ヲ「二十二億円」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

兌換銀行券條例ノ臨時特例法案提案理由

説明

大藏次官 広瀬豊 作

昭和十六年二月八日
於第七六議會衆議院委員會

兌換銀行券條例の臨時特例に關する法律案に付いて説明致します、現行の兌換銀行券發行制度に依りますれば、兌換銀行券の發行は之を正貨準備に依る發行と、保証に依る發行とに区分する建前でありますが、近年我が國に於きましては、昭和七年金の自由兌換及び自由輸出を停止致しまして、爾來外國為替の管理を逐次強化して參りまして、殊に昭和十二年日本銀行金買入法を廃止致しまして、資金特別會計を設置致しまして、金を日本銀行に集中する従来の政策を改めまして、之を國に集中することと致しました結果、今日我が

聯を持ちませぬで、政府の為替政策によつて決定せらるる所と相成り、又国内通貨量の調節、随つて通貨の価値の維持も政府の金融政策に委ねられて居るのであります、正貨準備の増減に依り通貨量の自動的調節を圖らんとする現在の發行制度は、既に其の意義を失ひまして、我が國今日の通貨は管理通貨の實體を備ふるに至つて居るのであります、斯かる事態の下に於きまして、現行の兌換銀行券發行制度を依然として存続せしめて置きますことは、實に兌換銀行券發行の實情に副ひませぬばかりでなく、動もすれば世人をして或は現在の管理通貨の体制を以つて臨時的の不合理、又は不健全なる措置であるかの如く誤認せしめ、或は兌換銀行券の健全性を正貨準備の増減に依つて判断する等の錯覺に陥らしめる危険を残しまして、我が國今後の通貨政策遂行上却て障礙となるものと認められますので、この際發行制度を改正致しまして、正貨準備發行と保証發行との区分を停止するのを適當と認めたのであります。

國通貨の対外価値は、日本銀行の保有する正貨とは直接の關

次に右の如く、管理通貨を前提とする兌換銀行券發行制度を採ると致しましても、尚何らかの方法に依つて基準となる

べき発行の限度を設定することが適當であると考へます。が、近年の如く我國の經濟界が飛躍的に發展しつつありまして、その所要通貨の量も短期間に著しき変化を示して居る時に於きましては、頻繁に之を変更する必要が生じますことは、現に昭和十三年以來兩度に亘て保証発行限度擴張の爲め、法律の制定を必要とした事實に徴しても明かであり、隨て発行限度額を法律上に規定して置きますと、徒らに煩瑣なる手續を繰返す必要を生じますのみならず、事態に依りて臨機の措置を執り得ない欠陥がありますので、発行の限度額は之を法定致しませぬで、政府の諸般の經濟金融政策と睨合はせまして、大蔵大臣が決定することとするのを時宜に適當するものと認めた次第であります、而して右の如く兌換銀行券發行限度に付て弾力性ある制度を採ります時は、之に依りて其の制限外發行に付きましては、厳格なる取扱ひをなすのが至當と認められますので、十五日を超えて制限外發行を継続する場合に於て、初めて大蔵大臣の許可を受けさせ、且つ發行税を課する所の現行制度は改めるのが適當であると認めた次第であります。

次に兌換銀行券の種類は現在法律に列挙せられて居りますが、今後經濟取引の推移に依りまして、隨時之を追加し得ることとする必要が生じますので、兌換銀行券の種類は、兌換銀行券條例第三条に規定するものの外、大蔵大臣に於て之を定むることとするのを適當と認めたのであります。

次に兌換銀行券發行高に関する公告は、今後事態の推移に依り、精粗の程度を按配する等、其の方法を変更し得ることとする必要が生じますので、其の公告は大蔵大臣の定むる所に依りてなされる必要があると考へるのであります、而して右の諸点に関する改正を、兌換銀行券條例改正の手續に依りて恒久的立法として行ひますことは、現下諸般の情勢に照らしまして、未だ其の時期にあらざるものと認められますので、此の際と致しましては、本案の如く臨時的措置として之を行はんとするものであります。

兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和一六年三月一日
法律第一四号

第一条 日本銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル金額ヲ限り兌換銀行券

ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ金額ヲ超エテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ズ

大蔵大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スベシ

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ保証トシテ同額ノ金銀貨、地金銀、政府發行ノ公債証券、大蔵省証券其ノ他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

第三条 兌換銀行券ノ種類ハ兌換銀行券條例第三条ニ規定スルモノノ外大蔵大臣之ヲ定ム

第四条 日本銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ兌換銀行券發行高ヲ官報ニ広告スベシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年法律第六十四号(兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律)ハ之ヲ廢止ス

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス
兌換銀行券條例第二条及第八条ノ規定ハ当分ノ内ニ之ヲ適用セズ

兌換銀行券ノ發行限度

昭和一六年四月一日
大蔵省告示第一〇八号

昭和十六年法律第十四号(兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル件)第一条第一項ノ規定ニ依ル兌換銀行券ノ發行限度ハ之ヲ四十七億円ト定ム

昭和一七年四月一日
大蔵省告示第一五〇号

昭和十六年大蔵省告示第百八号中「四十七億円」ヲ「六十億円」ニ改ム

日本銀行法案提案理由説明 (抄)

大蔵大臣 賀屋 興 宣

昭和十七年一月二二日
於第七九議會公衆議院本會議

日本銀行法に付きまして説明申上げます、我が國通貨並に

金融制度の中核であります日本銀行をして、中央発券銀行として国家経済総力の適切なる發揮を図る為め、政府と一体的關係に立ちまして通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に任せしめ得るが如き体制を整備致しまして、以て大東亜戦争の完遂と高度国防国家体制の完成に資し、進んでは大東亜共栄圏の確立と将来久しきに亘る是が維持発展に寄与せしむることは、刻下緊急の要事と信ずるのであります、抑て現行の日本銀行制度はそれ〴〵明治十五年及び同十七年の制定に係る日本銀行条例及び兌換銀行条例を基本の法律と致して居るのであります、其の後若干の修正を加へられて参つたのであります、其の基本的建前は殆ど六十年前と何等変更せらるることなく今日に及んで居るのであります、其の結果今や日本銀行の現行制度は、同行運営の實際に副はざるに至りましたのみならず、今後其の使命を全うせしむる為には少からず障碍となるのであります、仍て茲に日本銀行制度の全般に亘り根本的改正を行ふことと致した次第であります。(中略)

とするものであります、今日右の制度は全く其の意義を喪失するに至りました為め、昨年法律第十四号を以て之に代る制度を設けたのであります、同法は臨時的な特例に止まるものでありますから、之に代へ管理通貨制度を基礎とする恒久的なる新発券制度を設けることと致したのであります。(中略)

本法案の要点は以上申述べた通りでありまして、之に依り今後日本銀行は我が国中央発券銀行と致しまして遺憾なく其の使命を果し得ることとなり、又国家の同行に対して与ふる無限の援助と相俟つて、同行の信用の基礎は愈々鞏固を加へ、同行は新しき事態に相応はしき中央発券銀行となるものと確信致す次第であります。

日本銀行法 (抄)

昭和十七年二月二三日
法律第六七号

第一章 総則

第一条 日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持

育成ニ任ズルヲ以テ目的トス

日本銀行ハ法人トス

第二条 日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ

第三条 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ関スル國ノ事務ヲ取扱フモノトス

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ハ本令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ負担トス

第九条 日本銀行ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

六 業務及其ノ執行ニ関スル事項

七 銀行券ノ発行ニ関スル事項

第三章 業務

第二十条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引

二 手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保

トスル貸付

三 預り金

四 内国為替

二 通貨発行制度關係主要法令ならびに演説

五 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ売買

六 地金銀ノ売買

七 手形ノ取立、保護預り其ノ他前各号ノ業務ニ附随スル業務

第二十二条 日本銀行ハ政府ニ対シ担保ヲ徴セズシテ貸付ヲ為スコトヲ得

日本銀行ハ国債ノ応募又ハ引受ヲ為スコトヲ得

第二十三条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外国為替ノ

売買ヲ為スコトヲ得

第二十四条 日本銀行ハ国際金融取引上必要アリト認ムルト

キハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外国金融機関ニ対シ出資ヲ為シ

若ハ資金ヲ融通シ又ハ外国金融機関ト為替決済ニ関スル取

引ヲ為スコトヲ得

第二十五条 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保

持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第二十六条 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国庫金ノ取扱

ヲ為スベシ

第四章 銀行券

第二十九条 日本銀行ハ銀行券ヲ発行ス

前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス

第三十条 主務大臣ハ前条第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ム

ベシ

主務大臣前項ノ発行限度ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

第三十一条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ

認可ヲ受ケ前条第一項ノ発行限度ヲ超エテ銀行券ヲ発行ス

ルコトヲ得

第三十二条 日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保

有スルコトヲ要ス

前項ノ保証ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス

一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形

二 第二十条第二号又ハ第二十二条第一項ノ規定ニ依ル貨

付金

三 国債

四 第二十条第五号ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券

五 外国為替

六 地金銀(金銀貨ヲ含ム)

前項第一号、第二号及第五号ノ手形、貸付金及外国為替ハ

三月以内ニ満期ノ到来スルモノナルコトヲ要ス但シ主務大

臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四条ノ規定ニ依リ外国金融機関ニ対シ出資ヲ為シタ

ル場合其ノ他特別ノ必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ

受ケタルトキハ第二項各号ニ該当セザル有価証券又ハ債権

ヲ以テ第一項ノ保証ニ充ツルコトヲ得

日本銀行ハ第二項各号及前項ノ保証ノ価格ヲ定メ主務大臣

ノ認可ヲ受クベシ

第三十三条 銀行券ノ種類及様式ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣前項ノ種類及様式ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

第三十四条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ銀行券発

行高ヲ公告スベシ

第三十五条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ本店、支

店又ハ出張所ニ於テ染汚、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ通用シ

難キ銀行券ヲ無手数料ニテ引換フベシ

第三十六条 日本銀行ハ銀行券ノ製造及銷却ノ手續ヲ定メ主

務大臣ノ認可ヲ受クベシ

附則

第四十九条 本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 日本銀行ノ成立ニ因リ旧日本銀行ハ之ニ吸収セ

ラルモノトシ旧日本銀行ノ一切ノ権利義務ハ日本銀行ニ

於テ之ヲ承継ス

第六十条 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外旧日本銀行ガ日本

銀行ト為ルニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 日本銀行条例、昭和十六年法律第十四号其ノ他

ノ法令ニ依リテ為シタル許可、認可、処分其ノ他ノ行為ハ

本法中ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リ之ヲ

為シタルモノト見做ス

第六十三条 旧日本銀行ノ発行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依

リ日本銀行ノ発行シタル銀行券ト見做ス

日本銀行ハ当分ノ内第三十三条第一項ノ規定ニ拘ラズ旧日

本銀行ノ発行シタル兌換銀行券ト同一ノ種類及様式ノ銀行

券ヲ本法ニ依ル銀行券トシテ発行スルコトヲ得

第七十五条 日本銀行ハ第三十二条第二項ノ規定ニ依リ保有

スル金地金及金貨ノ価格ヲ定ムルニ付テハ当分ノ内貨幣法

第二条ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

朝鮮銀行又ハ台湾銀行ハ昭和十六年法律第十五号第二条第

一項ノ規定ニ依リ保有スル金地金及金貨ヲ当分ノ内貨幣法

第二条ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル価格ヲ以

テ評価スベシ

第七十六条 貨幣法第十四条ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ

第七十七条 朝鮮銀行法第二十一条第二項中「金貨又ハ日本

銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第二十二条第一項

中「日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、台湾銀行法第

八条第二項中「金貨又ハ兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ、

同法第九条第一項及昭和十六年法律第十五号第二条中「兌

換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ改ム

第七十八条 日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金

法、昭和十六年法律第十四号及金準備評価法ハ之ヲ廃止ス

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

貨幣法

明治三〇年三月二十九日
法律第一六号
(昭和二年一月一日現在)

法文中「」を附したものは法令の改正によつて自然消滅したもの

第一条 貨幣ノ製造及発行ノ權ハ政府ニ屬ス

第二条 純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト為シ之ヲ円ト稱ス

第三条 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣

二十円

十円

五円

銀貨幣

五十銭

二十銭

白銅貨幣

十銭

五銭

青銅貨幣

一銭

五厘

第四条 貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一円以下ハ一円ノ百分ノ一ヲ錢ト稱シ錢ノ十分ノ一ヲ厘ト稱ス

第五条 貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分

二 銀貨幣 純銀七百二十分參和銅二百八十分

三 白銅貨幣 「ニッケル」二百五十分參和銅七百五十分

四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亜鉛十分

第六条 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十円金貨幣 四匁四分四厘四毛四

二 十円金貨幣 二匁二分二厘二毛二

三 五円金貨幣 一匁一分一厘一毛一

四 五十銭銀貨幣 一匁三分二厘

五 二十銭銀貨幣 五分二厘八毛

六 十銭白銅貨幣 一匁

七 五銭白銅貨幣 七分

八 一銭青銅貨幣 一匁

九 五厘青銅貨幣 五分六厘

第七条 金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス銀貨幣ハ十円マテ白銅貨幣ハ五円マテ青銅貨幣ハ一円マテテテ限リ

法貨トシテ通用ス

第八条 貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一銀貨幣ハ一千分ノ三トス

第十条 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

- 一 金貨幣二十円ハ每片八毛六四一千枚毎ニ八分三厘十円ハ每片六毛零五二千枚毎ニ六分二厘五円ハ每片四毛三三二千枚毎ニ四分二厘トス
- 二 銀貨幣五十銭ハ每片一厘七毛一二千枚毎ニ一匁零分六厘六毛六二十銭ハ每片一厘零毛七一千枚毎ニ五分三厘三

厘六毛六二十銭ハ每片一厘零毛七一千枚毎ニ五分三厘三

毛三トス

第十一条 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣四匁四分二厘十円金貨幣二匁二分一厘五円金貨幣一匁一分零厘五毛トス

第十二条 金貨幣ニシテ磨損ノ為通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣白銅貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ

其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換フヘシ

第十三条 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ為シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ効用ナキモノトス

第十四条 金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ応スヘシ

附則

第十五条 從來発行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ発行スル金貨幣ノ倍位ニ通用スヘシ

第十六条 「從來発行ノ一円銀貨幣ハ金貨幣一円ノ割合ヲ以テ政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換フヘシ」

〔前項引換ノ終了マテハ金貨幣一円ノ割合ヲ以テ無制限ニ
法貨トシテ其ノ通用ヲ許シ通用禁止ノ場合ニ於テハ六箇月
以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布スヘシ通用禁止ノ翌日ヨリ起算
シ滿五箇年内ニ〕引換ヲ請求セサルトキハ爾後地金トシテ
取扱フヘシ

第十七条 従来発行ノ五錢銀貨幣及銅貨幣ハ従前ノ通り通用
スヘシ

第十八条 此ノ法律發布以後ハ一円銀貨幣ノ製造ヲ廢ス但シ
右期日以前ニ政府ニ輸納シタル銀地金ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条 此ノ法律ニ抵触スル従前ノ法令ハ總テ之ヲ廢止ス
第二十条 此ノ法律ハ第十八条ヲ除ク外明治三十年十月一日
ヨリ施行ス

附 則 (明治三十九年法律第二十六号)

本法ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ銀貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

附 則 (明治四十年法律第六号)

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ十錢銀貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

附 則 (大正五年法律第八号)

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

附 則 (大正七年法律第四十二号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ銀貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

附 則 (大正九年法律第五号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ十錢銀貨幣及五錢白銅貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

附 則 (大正十一年法律第七十三号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従来発行ノ銀貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

貨幣法中改正

昭和八年八月三十一日
法律第五八号

第二条中「二分」ヲ「七百五十ミリグラム」ニ改ム

第三条中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

第五条第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 ニッケル貨幣 純ニッケル

三・九九九七五グラム二十錢ハ每片〇・〇四〇一二グラ
ム一千枚毎ニ一・九九九八七グラムトス

一 二十円金貨幣 一六・六六六六グラム

第十一条 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣一六・五七

二 十円金貨幣 八・三三三三三三グラム

五グラム十円金貨幣八・二八七五グラム五円金貨幣四・一

三 五円金貨幣 四・一六六六六六グラム

四三七五グラムトス

四 五十錢銀貨幣 四・九五グラム

第十二条中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

五 二十錢銀貨幣 一・九八グラム

附 則

六 十錢ニッケル貨幣 四グラム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 五錢ニッケル貨幣 二・八グラム

従来発行ノ白銅貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

八 一錢青銅貨幣 三・七五グラム

貨幣ノ形式ヲ定ムルノ件

第七條中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム
第十條 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一 金貨幣二十円ハ每片〇・〇三二四グラム一千枚毎ニ

明治三〇年五月一三日
勅令第一四四号
(昭和二年一月一日現在)

三・一一二五グラム十円ハ每片〇・〇二二六八グラム一

本位金貨

千枚毎ニ二・三二五グラム五円ハ每片〇・〇一六二グラ

二十円

ム一千枚毎ニ一・五三七五グラムトス

徑 九分五厘
尺曲

二 銀貨幣五十錢ハ每片〇・〇六四一二グラム一千枚毎ニ

量目 四匁四分四厘四毛四

三 通貨形式關係主要法令ならびに演説

資料 I (通貨)

十円	性合	純金 九百分 参和銅 一百分	量目	二匁二分二厘二毛二	径 尺曲	七分
五円	性合	純金 九百分 参和銅 一百分	量目	一匁二分二厘二毛一	径 尺曲	五分六厘
補助銀貨	性合	純銀 九百分 参和銅 一百分	量目	一匁三分二厘	径 尺曲	七分七厘五毛五
五十銭	性合	純銀 七百二十分 参和銅 二百八十分	量目	一匁三分二厘	孔径 尺曲	一分三厘
補助白銅貨	性合	ニッケル 二百五十分 参和銅 七百五十分	量目	一匁	孔径 尺曲	一分五厘
二十銭	性合	純銀 七百二十分 参和銅 二百八十分	量目	一匁	孔径 尺曲	一分三厘
十銭	性合	純銀 七百二十分 参和銅 二百八十分	量目	一匁	孔径 尺曲	一分五厘

補助青銅貨

一銭	径 尺曲	七分六厘
量目	一匁	
性合	銅 九百五十分 錫 四十分 亜鉛 十分	
五厘	径 尺曲	六分二厘
量目	五分六厘	
性合	銅 九百五十分 錫 四十分 亜鉛 十分	

貨幣形式令

昭和八年八月三十一日
勅令第二三二二号

貨幣法第八條(貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ規定ニ
依リ貨幣ノ形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図)(口絵参照)

本位金貨	二十円	径	二八・七八ミリメートル
	十円	径	二一・二一ミリメートル
	五円	径	一六・九六ミリメートル
補助銀貨	五十銭	径	二三・五ミリメートル
	二十銭	径	一七ミリメートル
補助ニッケル貨	十銭	径	二二ミリメートル
	五銭	径	一九ミリメートル
補助青銅貨	一銭	径	二三・〇三ミリメートル
	五厘	径	一八・七八ミリメートル

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

臨時通貨法案提案理由説明

政府委員 中村三之丞

昭和十三年三月一七日
於第七三議會貴族院委員會

臨時補助貨幣の發行でございますが、御承知の通り現在十錢及五錢の補助貨幣は「ニッケル」を以て、一錢の補助貨幣は銅、錫及亜鉛の合金である青銅を以て製造發行を致して居るのでありますが、此の中「ニッケル」及錫は我が国に其の生産少く、需要の大部分を輸入に俟つ状態でございまして、國際収支の現状より見ましても、此の際成るべく之が使用を節約する為、其の製造發行を差控ふることを適當と認めるのであります、而して之に代るべきものとしては、小額紙幣を考へ得るのでありますが、十錢、五錢及一錢の如き特に小額のものに付ては、流通激しき為其の損傷し易く、又公衆電話、自動販売機等に使用し得ざる欠点があり、流通上不便多きものと認められますので、我が国に於て相当多量に生産せられ、且貨幣材料として適當なる金屬を以て十錢、五錢及一錢の臨時補助貨幣を製造發行することと致したのであります

す、尚其の素材品位及量目は時局の推移に依り適當に之を決定し、場合に依りましては之を改定する必要があると考へるものであります、次に五十錢の小額紙幣の發行に付きましては、最近に於ける補助貨幣の需要の増加に伴ひ、五十錢銀貨の需要も相當著しき増加の傾向を示して居るのであります、之に依りては、相當多額の材料銀地金を必要とするのみならず、造幣局に於ける製造能力関係もあり、更に五十錢に付ては銀に代るべき適當なる金屬資材がなく、且小額紙幣でありまして、流通上左したる不便のないものと認められますので、今後に於ける需要増加の趨勢如何に依りましては、五十錢銀貨の代用として五十錢の小額紙幣をも發行し得るの途を開き置くことを適當と認めるのであります、

臨時通貨法

昭和十三年五月三十一日
法律 第八六号

第一条 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第三条ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得

第二条 臨時補助貨幣ノ種類ハ十錢、五錢及一錢ノ三種トス

シタル後ハ之ヲ發行セズ

第三条 十錢及五錢ノ臨時補助貨幣ハ五円迄、一錢ノ臨時補助貨幣ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

臨時通貨ノ形式等ニ關スル件

第四条 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年五月三十一日
勅令 第三八八号

第五条 政府ハ必要アルトキハ臨時補助貨幣ノ外五十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

小額紙幣ハ十円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

(見本略図)(口絵参照)

小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

十錢
素材 アルミニウム青銅

第六条 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ区分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ

品位 アルミニウム五十分銅九百五十分

小額紙幣ハ他ノ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

量目 四グラム
形式 径 二二ミリメートル

第七条 小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

五錢
素材 アルミニウム青銅

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

品位 アルミニウム五十分銅九百五十分

臨時補助貨幣及小額紙幣ハ支那事變終了ノ日ヨリ一年ヲ經過

量目 二・八グラム
形式 径 一九ミリメートル

三 通貨形式關係主要法令ならびに演説

資 料 I (通貨)

四〇四

孔径 四ミリメートル

模様 暗緑色

一銭

附則

素材 黄銅

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

品位 銅九百分亜鉛百分

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

量目 三・七五グラム

形式 径 二三・〇三ミリメートル

昭和一三年一月二八日
勅令第七三四号

第二条 臨時通貨法第五条第三項ノ規定ニ依リ小額紙幣ノ形

第一条中一銭ノ項ヲ左ノ如ク改ム

式ヲ左ノ通定ム

(見本略図):(口絵参照)

寸法

一銭

縦 六五ミリメートル

素材 アルミニウム

横 一〇五ミリメートル

品位 純アルミニウム

用紙 浪形凹漉

量目 〇・九グラム

表面

形式 径 一七・五ミリメートル

文字及上模様 黒

附則

地紋 上半部 橙黄色

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

下半部 青色

印章及記号 赤色

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件中改正

裏面

昭和一五年三月二七日
勅令第一一三三号

昭和十三年勅令第三百八十八号中左ノ通改正ス

第一条中十銭ノ項ヲ左ノ如ク改ム

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

量目 一・五グラム

形式 径 二二ミリメートル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和一五年七月一八日
勅令第四七六号

臨時通貨法第四条(臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号ニ定ムルモノノ外五銭臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図):(口絵参照)

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

量目 一・二グラム

形式 径 一九ミリメートル

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和一五年一月一七日
勅令第九〇六号

臨時通貨法第四条ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号ニ定ムルモノノ外一銭臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図):(口絵参照)

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

量目 〇・六五グラム

形式 径 一六ミリメートル

附則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和一六年八月二六日
勅令第八二六号

四〇五

臨時通貨法第四条ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号及昭和十五年勅令第四百七十六号ニ定ムルモノノ外臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図)：(口絵参照)

十銭

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

量目 一・二グラム

形式 径 二二ミリメートル

五銭

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

量目 一グラム

形式 径 一九ミリメートル

附則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和十七年一月二二日
勅令第六八八号

臨時通貨法第五条第三項ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号ニ定ムルモノノ外小額紙幣ノ形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図)：(口絵参照)

五拾銭

寸法

縦 六五ミリメートル

横 一〇五ミリメートル

用紙 浪形凹漉及50ノ文字凸漉

表面

文字及上模様 黒

地紋 中央部 橙黄色

左右部 緑色

印章及記号 赤色

裏面

模様 緑色

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和十八年二月四日
勅令第六〇号

臨時通貨法第四条ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号及昭和十六年勅令第八百二十六号ニ定ムルモノノ外臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ヲ左ノ通定ム

(見本略図)：(口絵参照)

十銭

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

量目 一グラム

形式 径 二二ミリメートル

五銭

素材 アルミニウム

品位 純アルミニウム

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加

昭和十九年三月七日
勅令第一一二号

臨時通貨法第四条ノ規定ニ依リ昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号、昭和十六年勅令第八百二十六号及昭和十八年勅令第六十号ニ定ムルモノノ外臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ヲ左ノ通定ム

十銭

素材 錫合金

品位 錫九百三十分亜鉛七十分

四〇七

量目 二・四グラム
 形式 径 一九ミリメートル
 孔径 五ミリメートル

明治三三年一月一九日
 大蔵省告示第五五号

五銭

素材 錫合金
 品位 錫九百三十分亜鉛七十分
 量目 一・九五グラム
 形式 径 一七ミリメートル
 孔径 四ミリメートル

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ
 発行スル兌換銀行券ノ内百円券ヲ改造シ本年十二月二十五日
 ヨリ発行ス

一銭

素材 錫亜鉛合金
 品位 錫五百分亜鉛五百分
 量目 一・三グラム
 形式 径 一五ミリメートル

(見本略図)：(口絵参照)
 兌換銀行券百円
 寸法 縦 三寸四分四厘
 横 五寸九分五厘

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

表面

文字竝上模様 黒色
 地模様 橙黄色
 印章 赤色

裏面

文字竝模様 紫色
 截切模様竝製造年及印章 赤色
 製造年ハ製造ノ年ヲ刷入ス

裏面

文字竝ニ上模様 赭色
 地模様 暗緑色
 印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

大正四年四月二四日
 大蔵省告示第四四号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ
 発行スル兌換銀行券ノ内拾円券ヲ改造シ本年五月一日ヨリ發
 行ス

貨幣形式

大正五年一月一日
 大蔵省告示第一六三号

(見本略図)：(口絵参照)
 兌換銀行券拾円
 寸法 縦 二寸六分二厘
 横 四寸六分

(見本略図)：(口絵参照)
 兌換銀行券五円
 寸法 縦 二寸四分三厘
 横 四寸三分一厘

用紙 桐凸漉
 表面 文字竝ニ上模様 黒

用紙

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

資料 I (通貨)

日本銀行ノ四文字 凹凸漉
網 凹漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 緑色暗紫色茶褐色

印章 赤色

裏面

文字竝ニ上模様 縹栗色

地模様 淡紫色

印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

大正六年一月九日
大蔵省告示第一七六号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ

発行スル兌換銀行券式拾円券来ル十一月二十日ヨリ発行ス

(見本略図):(口絵参照)

兌換銀行券式拾円

寸法

縦 二寸八分六厘
横 四寸九分三厘

用紙

日本銀行ノ四文字 凹凸漉

亀甲形 凹漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 淡黄色紫色

印章 赤色

裏面

文字竝ニ上模様 暗紫色

地模様 淡茶褐色

印章 赤色

貨幣形式

昭和二年四月二四日
大蔵省告示第六六号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ

発行スル兌換銀行券ノ内式百円券ヲ製造シ本年四月二十五日

ヨリ発行ス

(見本略図):(口絵参照)

兌換銀行券式百円

寸法

縦 七三ミリメートル

横 一一三ミリメートル

用紙

日本銀行徽章及「銀」ノ文字 凹漉

表面

文字及上模様 黒

印章及記号 赤色

裏面

刷入ナシ

貨幣形式

昭和二年四月二四日
大蔵省告示第六七号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ

発行スル兌換銀行券ノ内五拾円券ヲ製造シ本年四月二十六日

ヨリ発行ス

(見本略図):(口絵参照)

兌換銀行券式五拾円

寸法

縦 六三ミリメートル

横 一一三ミリメートル

用紙

日本銀行徽章及「銀」ノ文字 凹漉

表面

文字及上模様 黒

印章及記号 赤色

裏面

刷入ナシ

貨幣形式

昭和二年五月一〇日
大蔵省告示第八五号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ

発行スル兌換銀行券ノ内式百円券ヲ製造シ本年五月十二日ヨ

リ発行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券式百円

寸法

縦 九七ミリメートル

横 一八八ミリメートル

用紙

日本銀行徽章及「銀」ノ文字 凹漉

表面

文字及上模様 黒

地紋 青色

印章及記番号 赤色

裏面

上模様及印章 赤色

貨幣形式

昭和四年二月二八日
大蔵省告示第二二四号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ

発行スル兌換銀行券ノ内百円券ヲ改造シ昭和五年一月十一日

ヨリ発行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券百円

寸法

縦 九十三ミリメートル

横 百六十二ミリメートル

用紙

天平時代ノ裂ノ文様 凹凸漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 黒、淡紫色及橙黄色

印章 赤色

裏面

文字竝ニ上模様 暗褐色

地模様 淡橙黄色及暗緑色

印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

昭和五年五月一五日
大蔵省告示第一〇二号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ
発行スル兌換銀行券ノ内五円券ヲ改造シ本年三月一日ヨリ發
行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券五円

寸法

縦 七十六ミリメートル

横 百三十二ミリメートル

用紙 漉入

梅花紋及ヒ篆書「五円」ノ文字 凹凸漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 黄色、暗緑色及ヒ赭色

印章 赤色

裏面

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説

資料 I (通貨)

四一四

地模様 緑色、赭色及ヒ暗紫色
印章 赤色
裏面

文字竝ニ上模様 暗緑色
地模様 淡赭色
印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

昭和六年七月一五日
大蔵省告示第一七七号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ
発行スル兌換銀行券ノ内式拾円券ヲ改造シ本年七月二十一日
ヨリ発行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券式拾円

寸法

縦 八十七ミリメートル
横 百五十二ミリメートル
用紙 漉入

桐模様及ヒ「20」ノ数字 凹凸漉
表面

文字竝ニ上模様 黒
地模様 紫色、緑色及淡褐色
印章 赤色

裏面

文字竝ニ上模様 暗褐色
地模様 青色
印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

昭和一七年一月四日
大蔵省告示第一号

明治十七年第十八号布告兌換銀行券条例ニ依リ日本銀行ヨリ
発行スル兌換銀行券ノ内五円券及式百円券ヲ改造シ本年一月
六日ヨリ発行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券五円

寸法

縦 七十六ミリメートル
横 百三十二ミリメートル
用紙 漉入

古代鳥模様 凹凸漉
表面

文字竝ニ上模様 黒
地模様 淡紫色、淡橙黄色、緑色及赭色
印章 赤色
記番号 黒

裏面
文字竝ニ上模様 赭褐色
地模様 淡暗紫色
印章竝ニ截切文字 赤色

兌換銀行券式百円

寸法

縦 九十七ミリメートル
横 百六十五ミリメートル
用紙 漉入

桐模様及ヒ「200」ノ数字 凹凸漉

表面
文字竝ニ上模様 黒
地模様 淡橙黄色、淡紫色及緑色
印章 赤色

裏面
文字竝ニ上模様 濃青色
地模様 淡紫色
印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

昭和一七年四月一六日
大蔵省告示第一七八号

昭和十六年法律第十四号第三条(兌換銀行券ノ種類ハ兌換銀
行券条例第三条ニ規定スルモノノ外大蔵大臣之ヲ定ム)ノ規
定ニ依リ兌換銀行券条例第三条ニ規定スルモノノ外日本銀行
ノ発行スル兌換銀行券ノ種類ニ千円券ヲ追加シ本年四月二十
日ヨリ之ヲ発行ス

(見本略図)：(口絵参照)

兌換銀行券千円

寸法

縦 百ミリメートル

横 百七十二ミリメートル

用紙 漉入

表面 鳳凰模様及ヒ「1000」ノ数字 凹凸漉

裏面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 黄色、淡紫色、淡褐色、淡緑色

印章 赤色

記番号 黒

裏面

文字竝ニ上模様 赭褐色

地模様 橙黄色、淡紫色

印章竝ニ截切文字 赤色

貨幣形式

昭和十八年十二月十五日ヨリ発行スベキ日本銀行券拾円券、
大蔵省告示第五五八号

昭和十八年十二月十五日ヨリ発行スベキ日本銀行券拾円券、
同五円券及同壹円券ノ様式略図ハ左ノ通トス

(見本略図)：(口絵参照)

日本銀行券拾円

寸法

縦 八十一ミリメートル

横 百四十二ミリメートル

用紙 漉入

表面 古瓦文様及篆書「拾円」ノ文字 凹凸漉

裏面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 青色、赭色及老緑色

印章 赤色

記番号 黒

裏面

文字竝ニ上模様 暗紫色

地模様 橙黄色

日本銀行券五円

寸法

縦 七十六ミリメートル

横 百三十二ミリメートル

用紙 漉入

表面 古代鳥模様 凹凸漉

裏面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 淡黄色、藤紫色、褐色暈刷又暗青色

印章 赤色

記番号 黒

裏面

文字竝ニ上模様 老緑色

地模様 淡褐色

日本銀行券壹円

寸法

貨幣形式

昭和十九年三月一八日
大蔵省告示第一〇七号

昭和十九年三月二十日ヨリ発行スベキ日本銀行券百円券ノ様
式略図左ノ通トス

(見本略図)：(口絵参照)

日本銀行券百円

寸法

縦 九十三ミリメートル

横 百六十二ミリメートル

用紙 漉入

表面 天平時代ノ裂ノ文様 凹凸漉

文字竝ニ上模様

黒

地模様 緑色、橙黄色

印章 赤色

記番号 黒

裏面

文字竝ニ上模様 縹栗色

地模様 淡暗紫色

印章 赤色

貨幣形式

昭和一九年一〇月二五日
大蔵省告示 第四八九号

日本銀行券ノ種類ニ拾銭券及五銭券ヲ加ヘ昭和十九年十一月一日ヨリ之ヲ発行ス其ノ模様略図ハ左ノ通トス

(見本略図)：(口絵参照)

日本銀行券拾銭

寸法

縦 五十一ミリメートル

横 百六ミリメートル

用紙 漉入

表面 桐紋章白漉チラシ

輪廓、文字及景色

黒

地模様 赤紫色

印章及記号 赤色

裏面

模様 赤紫色

日本銀行券五銭

寸法

縦 四十八ミリメートル

横 百ミリメートル
用紙 漉入

桐紋章白漉チラシ

表面

輪廓、文字及景色 黒

地模様 橙黄色

印章及記号 赤色

裏面

模様 赭色

貨幣形式

昭和一九年一月一七日
大蔵省告示 第五二五号

昭和十九年十一月二十日ヨリ発行スベキ日本銀行券拾円券、同五円券及同壹円券ノ様式ヲ左記略図ノ通定メ従来ノ日本銀行券ト共ニ之ヲ併用ス

(見本略図)：(口絵参照)

日本銀行券拾円

寸法

昭和十九年十一月二十日ヨリ発行スベキ日本銀行券五円券

寸法

縦 七十六ミリメートル

横 百三十二ミリメートル

用紙 漉入

表面 古代鳥模様 凹凸漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 淡黄色、藤紫色、褐色、暈刷及暗青色

印章 赤色

記号 赤色

裏面

文字竝ニ上模様 老緑色

地模様 淡褐色

日本銀行券壹円

寸法

縦 七十ミリメートル

横 百二十二ミリメートル

用紙 漉入

桐折枝及「壹円」ノ文字 凹凸漉

表面

文字竝ニ上模様 黒

地模様 淡青色、赤紫色及橙黄色

印章 赤色

記号

赤色

裏面

文字竝ニ上模様 褐色

地模様 赤紫色

貨幣形式

昭和二十年八月一七日
大蔵省告示第三三二号

昭和二十年八月十七日ヨリ発行スベキ日本銀行券百円券及拾
円券ノ様式ヲ左ノ略図ノ通定メ従来ノ日本銀行券ト共ニ之ヲ
併用ス

(見本略図ハ略ス)

日本銀行券百円

寸法

縦 九十三ミリメートル

横 百六十二ミリメートル

用紙 漉入

唐草ヲ圖案化セルモノ

表面

輪廓、文字及肖像 黒

地模様 暗緑色及鼠色

印章 赤色

記号 赤色

裏面

模様 暗緑色

日本銀行券拾円

寸法

縦 八十一ミリメートル

横 百四十二ミリメートル

用紙 漉入

唐草ヲ圖案化セルモノ

表面

輪廓、文字及肖像 黒

地模様 紫色及暗緑色

印章 赤色

記号 赤色

裏面

四 その他通貨関係法令・演説ならびに報告書

兌換銀行券整理ニ関スル調査

(金融制度調査準備委員会決定案)

昭和二年二月一日
金融制度調査会提出

日本銀行カ兌換銀行券条例ニ依リ兌換銀行券ヲ発行シタルハ明治十八年五月ニ始マリ爾來既ニ四十有余年ノ星霜ヲ閱シ其ノ間発行シタル様式十七種新券発行額累計約五十七億円ニ上レリ而シテ大正十二年関東地方ニ於ケル大震災ノ如キ場合ハ勿論年々歳々全国各地ニ發生セシ天災事故ニ因リ滅失セシタルヘキヲ疑ハス

現在日本銀行カ発表スル兌換銀行券発行高ハ此ノ滅失ニ歸シタル數額ヲ含メルヲ以テ實際流行圈内ニ存スル兌換銀行券ノ數額ト一致セサルモノアルニ至レリ依テ此ノ際兌換銀行券ノ流通額ヲ明確ナラシメ其ノ発行高ヲ實際流通高二一致セシ

ムルハ經濟界ノ実勢ヲ確認シ延イテ金融政策ヲ決定スル上ニ於テ必要ナリトス

加之滅失兌換銀行券ノ総額確定ノ曉ニハ日本銀行ノ保有スル正貨準備中實際上過当ナリシ部分ヲ解放シ之ヲ適當ニ利用スルコトヲ得ヘシ

而シテ滅失兌換銀行券ノ整理ニ依リ生スヘキ利得ハ其ノ性質上之ヲ國庫ニ歸屬セシムヘク又之ヲ適切且有益ナル費途ニ充ツルコトトセハ財政上ニ貢獻スルコトコト尠カラサルヘシ

依テ一方國民經濟上重要事項タル兌換銀行券ノ流行額ヲ明確ナラシメ他方日本銀行正貨準備ノ利用ヲ完カラシムル為諸外國ニ於ケル事例ヲモ参照シ左ノ通調査決定セリ

尚尙尙兌換銀行券カ其ノ發行ノ法律上ノ根拠並兌換銀行券トシテノ性質不明確ニシテ幣制上頗ル変態ノモノニ屬シ之カ整理ハ多年ノ懸案タルニ鑑ミ上記滅失兌換銀行券ノ整理ヲ機トシ適當ノ整理方法ヲ講スルコトヲ最機宜ヲ得タルノ措置ト認メ左ノ通調査決定セリ

目次

第一項 滅失兌換銀行券ノ整理方法

第二項 尙尙兌換銀行券ノ整理ニ関スル件

第三項 滅失兌換銀行券並尙尙兌換銀行券ノ整理ニ依リ國庫ニ歸屬シタル利得ノ処分方法

第一項 滅失兌換銀行券ノ整理方法

本項ハ左ノ通定ムルヲ適當ナリト認ム

一、日本銀行ヲシテ新様式ニ依ル兌換銀行券ヲ發行セシメ現在流通セル各種様式ノ兌換銀行券(尙尙兌換銀行券ヲ除ク)ハ昭和十二年三月末迄ニ之カ回収ヲ図ラシムルコト

二、現様式ノ兌換銀行券ハ前記期限ヲ經過スルトキハ強制通用ノ効力ヲ失フコト但シ政府ノ收納ニ充ツル場合及日本銀行ニ於テ受入ル、場合ハ其ノ限ニ非サルコト

三、日本銀行ハ前記ノ期限到来ノ時ニ於ケル現様式兌換銀行券ノ發行残高ヲ精査シテ之ヲ其ノ兌換銀行券發行高ヨリ除去シ其ノ引換義務ヲ國庫ニ引継キ同時ニ之ニ相当スル金額ヲ國庫ニ引渡スコト

四 その他通貨関係法令・演説ならびに報告書

(理由)

一、滅失兌換銀行券ノ整理ヲ為スカ為ニハ現在流通セル各種様式ノ兌換銀行券(尙尙兌換銀行券ヲ除ク)ニ代ヘ新様式ノ兌換銀行券ヲ發行スルコトトスヘク且此機會ニ於テ其ノ偽造ヲ防止スル為印刷方法ニ諸種ノ改良ヲ加フルヲ可トスヘシ從テ現様式ノ兌換銀行券ノ回収ヲ一挙ニシテ断行スルコトハ印刷局能力ノ現状ニ鑑ミ實行困難ナルノミナラス多大ノ費用ヲ要スヘキヲ以テ日本銀行ハ今後新規ニ發行スル兌換銀行券ニ順次新様式ノモノヲ用ヒ昭和十二年三月末迄ニ極力現様式ノ兌換銀行券ノ回収ヲ図ルコトトスルヲ適當ナリトスヘシ

二、前号ノ整理回収ヲ促進セシムル為現様式兌換銀行券ニ對シ一定期間後兌換ノ義務ヲ免除スルコトモ一方法ナルヘキモ此ノ方法ハ各國ノ事例ニ徴スルニ妥當ナラサルヲ以テ単ニ前記期限ノ經過ヲ以テ現様式兌換銀行券ヲ強制通用カラ失ハル、ニ止メ尙尙國庫ニ收納スルヲ適當ナリト認ム

三、前記ノ期限到来ノ時ニ於ケル現様式兌換銀行券ノ發

行残高ハ一応減失セシモノトシ日本銀行ヲシテ之ニ相当スル額ヲ兌換銀行券發行高ヨリ除去セシムルコトトスヘシ然レトモ之ニ依リテ生スヘキ利得ハ其ノ性質上一般国民ノ損失ニ於テ發生シタルモノナルノミナラス
 一、政府ハ左ノ要項ニ基キ
 二、從來發行ノ日本銀行券ハ左ノ要項ニ基キ整理スルコト

第二項 壹円兌換銀行券ノ整理ニ関スル件

本項ハ左ノ通定ムルヲ適當ナリト認ム

一、政府ハ壹円兌換銀行券整理ノ為左ノ要項ニ基キ壹円券面ノ政府紙幣ヲ發行スルコト

(イ) 發行現在高ハ法律ヲ以テ五千万円ヲ超ユルヲ得サル旨ヲ規定スルコト

(ロ) 發行高ト同額ノ金銀貨及金銀地金ヲ以テ發行準備ト

シ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシムルコト但シ銀貨及銀地金ハ發行準備總額ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得サルコト

(ハ) 政府紙幣ハ百円迄ヲ限リ法貨トシテ通用スルコト

(ニ) 政府紙幣ニ対シ引換ノ請求アリタルトキハ日本銀行

本支店ニ於テ五十錢銀貨ト之ヲ引換フルコト

整理スルコト

(イ) 日本銀行ハ政府紙幣法施行ノ日ヨリ壹円兌換銀行券ノ發行ヲ廢止スルコト

(ロ) 從來發行ノ壹円兌換銀行券ハ政府紙幣法ニ依リ政府ノ發行シタルモノト看做シ該法ヲ適用スルコト

(ハ) 日本銀行ハ前記(イ)ニ該当スル壹円兌換銀行券ノ發行残高ニ相当スル金貨又ハ金地金ヲ政府紙幣法施行ノトキ政府ニ納付スルコト

(ニ) 前記(イ)ノ壹円兌換銀行券ノ通用力及發行高除去ニ関シテハ第一項ニ定ムル所ニ準スルコト

(理由)

一、現行日本銀行券面ノ政府紙幣ヲ發行ノ法律上ノ根拠並兌換銀行券トシテノ性質不明確ニシテ幣制上頗ル変態ノモノナルヲ以テ其ノ整理ハ多年ノ懸案ニ屬セリ而シテ其ノ整理案トシテハ

(甲) 壹円兌換銀行券ヲ廢止シ且之ニ代フル通貨ヲ發行セサルノ案

(乙) 壹円兌換銀行券ノ法制上ノ欠陥ヲ補ヒ日本銀行ヲシテ其ノ發行ヲ繼續セシムルノ案

(丙) 壹円補助銀貨鑄造案

(丁) 政府紙幣壹円券發行案

等存スレトモ(甲)案ハ壹円通貨需要ノ現状ニ適應セス(乙)案ハ現行法制ヲ何如ニ改正スルモ五枚未滿ノ壹円兌換銀行券ニ付テハ金貨兌換制ヲ採用シ得サルヲ以テ兌換制度上ノ完備ヲ期スルヲ得サルノミナラス日本銀行發行ノ兌換銀行券ニ制度上ノ統一ヲ欠ク嫌アリ加之壹円兌換銀行券ハ小額面ニシテ其ノ流通ノ実状ニ鑑ミルトキハ補助貨ノ職能ヲ有スルモノト云フヘク從テ幣制上中央銀行ヲシテ發行セシムルコトハ適當ナラスト認メラレ又(丙)案ハ携帯使用上ノ便否其ノ他ノ事情ニ基キ適當ナラスト認メラルヲ以テ何レモ之ヲ採用スルヲ得ス依テ(丁)案ヲ採用スルヲ最適當ナリト認ム

四 その他通貨関係法令・演説ならびに報告書

第三項 減失兌換銀行券並老円兌換銀行券ノ整理ニ依リ国庫ニ
ニ帰属シタル利得ノ処分方法

本項ハ左ノ通定ムルヲ適當ナリト認ム

一、減失兌換銀行券並老円兌換銀行券ノ整理ニ依リ国庫ニ
帰属シタル利得ハ適當ノ時期ニ於テ特ニ之ヲ国債整理基
金特別会計ニ繰入レ主トシテ震災手形損失補償公債法及
震災手形善後処理法ニ依リ発行シタル公債又ハ其ノ借換
公債ノ償還ニ使用スルコト

(理由)

減失兌換銀行券並老円兌換銀行券ノ整理ニ依リ国庫ニ
帰属シタル利得ハ其ノ性質ニ鑑ミ且我國財政ノ現状ニ
照シ之ヲ国債整理基金特別会計ニ法定繰入額以外トシ
テ繰入レ且主トシテ震災手形損失補償公債法及震災手
形善後処理法ニ依リ発行シタル公債又ハ其ノ借換公債
ノ償還ニ使用スルコトヲ適當ナリト認ム

兌換銀行券整理法案提案理由説明

大藏大臣 片岡 直温

昭和二年三月一日
於第五二議院衆議院本會議

只今上程になりました兌換銀行券整理法案に付き御説明を
申し上げます、日本銀行が兌換銀行券条例に依り初めて兌換
銀行券を発行致しましたのは、明治十八年五月であります
が、爾来既に四十有余年の長年月を経まして、其間に発行せ
られました兌換銀行券の様式は十七種の多きに上り、新券発
行高の累計は五十七億円以上に達して居ります、然るに此の
兌換銀行券の中、彼の大正十二年度関東地方に於ける大震火
災の如き場合は勿論のことでございますが、其外年々歳々
全国各地に発生する天災事故に依り、又個人が亡失紛失した
等の事由に依りて減失致しました兌換銀行券は、今其數額を
明かにすることはできませんが、蓋し相当巨額に達して居る
ことと思ふのでございます、而して現在日本銀行が発表致し
て居ります同行の兌換銀行券發行高の中には、これ等の減
失に帰しました兌換銀行券の數額を含んで居るのであります

す、随つて日本銀行の發表します兌換銀行券發行高は、其
實際の流通額と一致して居ない訳であります、而してこの不
一致は年數を重ねるに連れて、兌換銀行券の減失の高の増加
するに従ひ、益大となるのであります、然るに兌換銀行券の
流通額は、經濟界の實勢を知る上に於て最も重要な事項の
一でありまして、同時に一國の金融政策を決定する上に於て
も、大切な基礎數字でありますが故に、兌換銀行券を整
理し、其發行高の數字を兌換銀行券の實際の流通額に一致せ
しむることは、最も緊要のことであると信ずるのでございま
す、加之減失兌換銀行券の總額を明白に之を日本銀行の兌換
銀行券高より除去致しますときは、日本銀行の保有して居
る正貨準備の中から實際上従來過當でありました部分を解放
し、之を適切有効に利用することができるのであります、か
ら、我國財政經濟の現状より見ましても、兌換銀行券の整理
は此際必要な施設と考へられるのであります、但し政府は
以上の整理を為すに方りまして、一挙にして之を断行するこ
とは印刷局の兌換銀行券製造能力其他に鑑み、実行上困難な
る關係がありますので、政府は諸種の事情を斟酌致しまし

て、之が整理期限を定めた次第であります、以上の整理に依
りまする利得は、其の性質上一般國民の損失に於て発生した
るものでありますから、全部之を国庫に帰属せしむること
と致しました、而してこの国庫に帰属しました利得は之を国
債整理基金特別会計法に依る法定繰入額の外、同会計に之を
繰入れ、国債の償還に充てるやう法律を以て定めて置くこと
が最も適當であると考へます、右繰入に依り償還する国債は
主として震災手形整理の爲め發行せる国債と爲す方針であり
ます、終りに日本銀行の従來發行致しました一円兌換銀行券
に付ては、従來種々の議論がありますので、之が整理に付て
は慎重に考慮を要するものがあります、而してこの問題は兌
換銀行券条例の改正問題と併せて、金融制度調査会に於て尚
ほ攻究を遂げることとなつて居ります、随て一円兌換銀行券
の減失に帰したるものの整理に付ても、其際之が方策を講ず
ることを適當であると考へまして、本案よりは之を除外致し
た次第であります、尚ほ本法案は兌換銀行券整理に關し、最
に金融制度調査会に於て調査決定を致しました趣旨に基き、
立案を致したものであることを附言致して置きます、何卒御

審議の上速に御協賛あらんことを希望致します、

兌換銀行券整理法

昭和二年三月三十一日
法律第四十六号

第一条 日本銀行が発行シタル左記種類ノ兌換銀行券ハ昭和十四年三月三十一日限り強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ政府又ハ日本銀行ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一 五円券

- 一 明治十八年十二月大蔵省告示第六十六号ノ分
 - 二 明治二十一年十一月大蔵省告示第四百十号ノ分
 - 三 明治三十二年三月大蔵省告示第十号ノ分
 - 四 明治四十三年八月大蔵省告示第七号ノ分
 - 五 大正五年十二月大蔵省告示第六十三号ノ分
- 第二 拾円券
- 一 明治十八年一月大蔵省告示第十二号ノ分
 - 二 明治二十三年七月大蔵省告示第三十三号ノ分
 - 三 明治三十二年九月大蔵省告示第五十一号ノ分

- 四 大正四年四月大蔵省告示第四十四号ノ分
- 第三 貳拾円券
- 一 大正六年十一月大蔵省告示第七十六号ノ分

第四 百円券

- 一 明治十八年八月大蔵省告示第十九号ノ分
- 二 明治二十四年十一月大蔵省告示第三十六号ノ分
- 三 明治三十三年十二月大蔵省告示第五十五号ノ分
- 四 大正六年八月大蔵省告示第三十六号ノ分

第二条 日本銀行ハ昭和十四年三月三十一日ニ於ケル前条ノ兌換銀行券ノ発行高ヲ同年四月一日ニ於ケル兌換銀行券発行高ヨリ除去シ且其ノ除去シタル発行高ニ相当スル金額ヲ即日国庫ニ納付スベシ

第三条 第一条ノ期限経過後政府ハ同条ノ兌換銀行券ノ引換義務ヲ承継ス

前項ノ承継後ニ於ケル引換ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ取扱フ

第四条 第二条ノ規定ニ依リ日本銀行ノ納付スル金額中減失ノ為前条ノ引換ノ請求ナシト認ムル兌換銀行券ノ額ニ相当

スル金額ハ国債整理基金特別会計法第二条ノ規定ニ依ル繰入ノ外之ヲ国債償還ニ充ツル為漸次一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入レ其ノ残余ニ相当スル金額ハ前条ノ規定ニ依ル引換ノ準備金トシテ日本銀行ヲシテ之ヲ保管センムベシ

兌換銀行券整理法中改正

昭和十四年三月一五日
法律第九号

第四条ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行金買入法案提案理由説明

大蔵大臣 高橋是清

昭和九年三月八日
於第六五議会議院本會議

只今議題となりました日本銀行金買入法案に付き、提案の理由を説明致します、政府は昭和七年三月以来外国為替を買入れて海外送金を為して居りましたが、今其代りに国庫の勘

定を以て、内地産金を買上げることとして、之を海外に現送して、政府の海外支払に充当し、以て金輸出再禁止後に於ける我国産金業者の困難を緩和し、産金奨励に資して来たのであります、此所作は偶々政府海外払の為替相場に及ぼす影響を低減する結果となつたのであります、然るに最近に於ける国際経済の情勢は、著しく変化致しましたのみならず、我が国際収支は顕著なる改善の跡を示して居ります、さう云ふ実情に鑑みまして、金は成べく之を国内に保有して正貨準備の充実を図ることが適當と認められるに至つたのであります、然るに現行の金の買入方法に依りますれば、金は之を海外に現送することを要しますので、この方法では金を国内に保有するの目的は達成せられないのであります、仍て金の保有高の増加を図り、併せて産金奨励に資する為に、日本銀行をして金の買入を為し、之を保有せしめ、是が為め政府は日本銀行に対し当分の間一億円を限り債務を負担する必要があります、茲に本法案を提出致した次第であります、御審議の上御協賛を与へられんことを希望致します。

日本銀行金買入法

昭和九年四月六日
法律 第四四号

第一条 政府ハ金ヲ国内ニ保有スル為大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ金ヲ買入レ之ヲ保有セシムルコトヲ得

第二条 日本銀行ハ本法ニ依リ買入ルル金ノ買入価格ニ付大蔵大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三条 本法ニ依リ買入レタル金ハ之ヲ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツベシ

第四条 政府ハ本法ニ依リ日本銀行ガ買入レタル金ノ買入価額ト其ノ金ヲ純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価シタル金額トノ差額ニ相当スル金額ヲ補填スル為同行ニ対シテ同額ノ債務ヲ負担シ借入金証書ヲ交付ス前項ノ債務ハ無利子トシ一億円ヲ限度トス

第五条 政府ハ海外払其ノ他特別ノ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ対シ本法ニ依リ買入レタル金ヲ其ノ買入価格ヲ以テ同行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ移スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ国庫金ノ勘定ニ移シタル金ニ付其ノ買入価額ト其ノ金ヲ純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価シタル金額トノ差額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第六条 日本銀行ハ本法ニ依リ買入保有スル金ニ付利益ヲ生ジタルトキハ其ノ利益ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第七条 第四条第一項ノ政府ノ債務ハ第五条第二項及前条ノ納付金ノ納付ノトキニ之ヲ償還ス

第八条 政府ハ日本銀行ニ対シ同行ガ本法ニ依ル金ノ買入ノ為ニ発行スルヲ要シタル兌換銀行券ノ発行額ニ対シ納付シタル発行税額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ交付ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ日本銀行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ属スル金ヲ政府ガ同行ニ移ス場合ニ於テハ同行ノ受入ルル金ハ之ヲ本法ニ依リ買入ルルモノト看做ス

金準備評価法案提案理由説明

大蔵大臣 賀 屋 興 宣

昭和十二年七月二十九日
於第七一議会議院本會議

金準備評価法案提案の理由を説明致します、現在兌換銀行券、朝鮮銀行券及び台湾銀行券の金準備に充当せらるゝ金は、時価の著しき昂騰にも拘らず、依然貨幣法第二条の定むる所に依り、純金の量目七百五十庭に付き一円の割合を以て評価せられて居るのであります、此際同等の準備に充当せらるゝ金を国際的時価に近い程度に評価換し、金準備の実際を其儘表示致しますことは、洵に適切なる措置であると考へるのであります、唯貨幣法を改正し、所謂平価の切下を為して我国通貨の価値を確定致しますことは、尚ほ未だ其時期でないと思はれますので、此際は金を發券の準備に充当する場合の充当価格に付てのみ一応の改正を加ふるを適當と認め、現在の金の時価に約一割の余裕を置いて、純金の量目二百九十庭に付き一円と云ふ割合を以て評価換を行ふことと致したいと思ひます、此評価換の結果生ずる日本銀行、朝

鮮銀行及び台湾銀行の評価益は政府に納付せしむることとし、之を以て特別の資金を設け、後に申上げますやうに特別会計と致しまして、日本銀行所有の金地金の一部を本会計に移し、又今後の新産金は此会計にて買上げ、外国為替資金を調整する為め必要に応じ金を現送する考であります、又朝鮮銀行及び台湾銀行に付ては、強ひて金を準備に充当するの必要もありませんので、此際両行の保有する金を日本銀行に集中する途を開き置くことを適當と認めます、以上の趣旨に依り茲に本法律案を提出致した次第であります。

金準備評価法

昭和十二年八月一〇日
法律 第六〇号

第一条 日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ヲ当分ノ内貨幣法第二条ノ規定ニ拘ラズ純金ノ量目二百九十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価スベシ朝鮮銀行又ハ台湾銀行ガ朝鮮銀行券又ハ台湾銀行券ノ仕込準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同シ

前項ノ評価ノ方法ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第二条 日本銀行、朝鮮銀行及台湾銀行ハ前条ノ規定ニ依ル
 評価換ニ因リテ生ジタル利益額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣
 ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ但シ日本銀行ガ日本銀
 行金買入法ニ依リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法第六
 条ノ規定ニ依ル

第三条 政府ハ日本銀行ニ対シ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ其
 ノ保有スル金地金ノ一部ヲ第一条ノ規定ニ依リ評価シタル
 価格ヲ以テ同行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ移スベキコトヲ命
 ズルコトヲ得

政府ハ朝鮮銀行及台湾銀行ニ対シ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依
 リ本法施行ノ際其ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一部
 ヲ第一条ノ規定ニ依リ評価シタル価格ヲ以テ日本銀行ニ引
 渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四条 兌換銀行券条例第六条及貨幣法第十四条ノ規定ハ当
 分ノ内之ヲ適用セズ

朝鮮銀行及台湾銀行ハ朝鮮銀行法第二十一条第二項又ハ台
 湾銀行法第八条第二項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内朝鮮銀行券
 又ハ台湾銀行券ノ金貨引換ヲ為スコトヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 昭和七年勅令第四号(銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件)ハ之ヲ
 廃止ス

第一条ニ規定スル評価ノ割合ヲ後日変更スルコトアル場合ニ
 於テハ日本銀行ハ其ノ変更ニ因リ兌換銀行券ノ引換準備ニ充
 ツル金貨及金地金ニ付生ズル利益又ハ損失ニ付大蔵大臣ノ定
 ムル所ニ依リ其ノ利益額ニ相当スル金額ヲ政府ニ納付シ又ハ
 政府ヨリ其ノ損失額ニ相当スル金額ノ補填ヲ受クルモノトス
 朝鮮銀行又ハ台湾銀行ガ朝鮮銀行券又ハ台湾銀行券ノ仕込準
 備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同シ

兌換銀行券発行税納税ニ関スル法律

明治三二年三月一〇日
 法律第五六号
 (昭和二年二月一日現在)

日本銀行ハ兌換銀行券条例第二条第二項ニ該当セル保証ニ拠
 リ発行スル兌換券ノ每一箇月ノ平均発行高ニ対シ其ノ発行税
 トシテ一箇年千分ノ十二半ノ割合ヲ以テ政府ヘ納付スヘシ但

シ政府ノ特命ニ依リ一箇年千分ノ十若ハ其ノ以内ノ利息又ハ
 無利息ヲ以テ政府又ハ其ノ他ヘ貸付ケタル兌換券ニ対シテハ
 其ノ納税義務ヲ免除ス

本法納税ノ義務ハ日本銀行カ既ニ負担シ及将来ニ於テ負担ス
 ヘキ他ノ義務ト関係ナキモノトス

納税期限ハ一箇年ヲ兩度ニ区分シ前半季分ヲ八月三十一日後
 半季分ヲ翌年二月二十八日限り収ムルモノトス

兌換銀行券発行税ノ納期等ニ関スル件

左ノ通定ム

昭和七年九月二一日
 大蔵省令第二一号

兌換銀行券発行税ハ日本銀行ノ事業年度ニ依リ区分シ毎年左
 ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス

前事業年度分 其ノ年八月三十一日限
 後事業年度分 翌年二月末日限

日本銀行ハ每事業年度終了後十五日内ニ当該事業年度分兌換
 銀行券発行税額算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スベシ

昭和十七年一月一日ヨリ同年四月三十日迄ノ期間ニ於テ發行
 スル兌換銀行券ノ発行税ハ昭和十七年五月三十一日限之ヲ徴
 収ス

日本銀行ハ前項ノ発行税ニ付其ノ算出ノ基礎ヲ詳記シタル申
 告書ヲ昭和十七年四月三十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資料 I

物価関係法令

一 物価に関する法令

(一) 物価関係機関法規

物価委員会令(昭一三・四勅二七六)

沿革 改正||昭一三・六勅四三一、一四・三勅二六

廃止||昭一五・四勅二〇一

地方物価委員会規則(昭一三・四商省令一六)

沿革 廃止||昭一五・四商省令二〇

商工省物価事務官等ノ特別任用ニ関スル件(昭一三・八勅五四八)

沿革 改正||昭一五・三勅九七

廃止||昭一七・一一勅七七五

物価調査委員会(昭一三・八勅五八二)

沿革 改正||昭一四・三勅三六

物価局官制(昭一四・六勅三九一)

沿革 改正||昭一四・一二勅八一三、一五・八勅

五三九、一六・一勅六六、一六・三勅
二四三、一六・一一勅九五八、一八・

七勅五七七

廃止||昭一八・一一勅八二四(農商省官制

制定ニヨリ内局へ)

農商省官制(物価局)(昭一八・一一勅八二二)

沿革 廃止||昭二〇・三勅一一一(資材局設置)

物価対策審議会官制(昭一五・四勅二〇〇)

沿革 改正||昭一六・五勅五五一

廃止||昭一八・一一勅八七七

価格形成委員会官制(昭一五・四勅二〇一)

沿革 改正||昭一六・一二勅一〇九五、一九・一

勅五二

廃止||昭二〇・三勅一一四

物価協議会設置制(昭一九・一勅五一)

沿革 廃止||昭二〇・三勅一一四

物価協議会規則(昭一九・一農商省令五)

沿革 廃止||昭二〇・四農商省令一六

戦時物価審議会官制(昭二〇・二勅六八)

沿革 廃止 昭一三・四勅二〇四

賃金委員会官制(昭一四・三勅二二九)

当分ノ内家屋ノ賃貸価格ノ改訂ヲ行ハザルノ件制定(昭一三・四勅二〇四)

沿革 改正 昭一四・一二勅八八六、一八・一一勅八五五、一九・五勅三二五

繊維製品販売価格取締規則(昭一三・六商省令三六)

賃金臨時措置調査委員会官制(昭一四・一一勅七六〇)

沿革 改正 昭一三・七商省令五六
廃止 昭一三・七商省令六八

地代家賃審査会官制(昭一四・一〇勅七一八)

物品販売価格取締規則(昭一三・七商省令五六)

沿革 改正 昭一五・一〇勅六七九

沿革 改正 昭一三・七商省令六八、一三・一二商省令一〇三

農産物等価格形成専門委員会官制(昭一五・四勅二〇二)

食糧管理委員会官制(昭一七・一〇勅六八九)

綿絲販売価格取締規則(昭一三・五商省令二四)

沿革 改正 昭一四・一商省令一

(二) 物価統制関係法規(1)

沿革 改正 昭一四・一商省令一

暴利ヲ目的トスル物品ノ売買取締ニ関スル件(昭一二・八商省令一〇、大六農商省令二〇改正)

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販売価格取締規則(昭一三・六商省令三一)

沿革 改正 昭一二・一〇商省令二六、一三・七商省令五九

皮革製品販売価格取締規則(昭一三・七商省令四四)

家屋ノ賃貸価格ノ改訂ニ関スル件(昭一二・三勅三九)

沿革 改正 昭一四・一商省令三

沿革 改正 昭一四・一商省令四

廃止 昭一四・一〇勅七〇三

毛絲販売価格取締規則(昭一三・八商省令七五)

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

物価調査規則(昭四・一一商省令一六)

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

沿革 廃止 昭一三・七商省令六八

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

人造絹絲販売価格取締規則(昭一三・七商省令六三)

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

毛絲販売価格取締規則(昭一三・八商省令七五)

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

物価調査規則(昭四・一一商省令一六)

沿革 改正 昭一四・一〇勅七〇三

沿革 改正 昭一四・七商省令三六

沿革 改正 昭一四・七商省令三六

国家総動員法(昭一三・四法五五)

沿革 改正 昭一四・三勅二二八

価格等統制令(昭一四・一〇勅七〇三)

沿革 改正 昭一五・一〇勅六七五、一六・八勅六七七、一六・八勅八四一、一七・六勅五六〇、一八・三勅三四三、一九・九勅五四四、二〇・五勅三〇七

価格等統制令施行規則(昭一四・一〇閣令一三)

賃金統制令施行規則(昭一四・四厚省令五)

沿革 改正 昭一五・六閣令七、一五・七閣令八、

沿革 改正 昭一五・一〇勅六七五、一六・八勅八四一、一七・六勅五六〇、一八・三勅三四三、一九・九勅五四四、二〇・五勅三〇七

物価に関する法令

物価に関する法令

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

物価統制関係法規(2)

沿革 改正 昭一五・一〇厚省令四六、一六・七
厚省令三七

農省令四二

沿革 廃止 昭一四・一〇勅七〇三

絹紡絲販売価格取締規則(昭一四・一〇商省令六三)

沿革 廃止 昭一四・一〇勅七〇三

暴利行為等取締規則(昭一四・一二商農省令)

沿革 改正 昭一五・六商農省令一、一六・七商
農省令一一、一八・八商農省令二

賃金臨時措置令(昭一四・一〇勅七〇五)
賃金臨時措置令施行規則(昭一四・一〇厚省令三四)
会社職員給与臨時措置令(昭一四・一〇勅七〇六)
地代家賃統制令(昭一四・一〇勅七〇四)

沿革 改正 昭一五・一〇勅六七八(新設)

地代家賃統制令施行規則(昭一五・一〇厚省令四七)

小作料統制令(昭一四・一二勅八二三)

臨時農地價格統制令(昭一六・一勅一〇九)

沿革 改正 昭一八・三勅三四四、一八・八勅六
八〇

米穀統制法(昭八・三法二四)

沿革 改正 昭一一・五法二三
廃止 昭一七・二法四〇

臨時農地價格統制令施行規則(昭一六・一農省令一〇)

株式價格統制令(昭一六・八勅八三四)

沿革 改正 昭一四・一商省令二、一四・五商省
令二二、一四・八商省令四二

沿革 (毎年公定) 昭八・一一農省令四〇四、八・
一二農省令四七一、九・一〇農省令四〇六、
一〇・一二農省令四二三、一一・一二農
省令四五三、一二・一二農省令四三〇、一

廢止 昭一四・一〇勅七〇三

農林水産物及農林水産業用品販売價格取締規則(昭一四・九

告四五三、一二・一二農省令四三〇、一

三・一二農省令四六五、一四・一一農省
令四〇七、一五・一二農省令六五八

七・一二農省令八一七、一八・一一農商
省令六、二〇・一二農省令七二

廢止 昭一六・九農省令六八九

精米ノ種類、銘柄及等級並最高販売價格(昭一四・一一農商
省令九)

米穀配給統制法(昭一四・四法八一)

沿革 廢止 昭一七・二法四〇

沿革 改正 昭一四・一二農省令一六及一九、一
五・七農省令二二及三一、一六・九農
省令六八七、一八・二農省令四二、一八・
七農省令四一八

米穀ノ最高販売價格ニ関スル件(昭一四・八農省令八)

米穀市場ニ於ケル最低價格及最高價格(昭一四・九農省三四
七)

沿革 廢止 昭一四・一一農省令四〇八

粗ノ種類、銘柄及等級並最高販売價格(昭一四・一二農商省
令一七)

米穀市場ニ於ケル最低價格及最高價格(昭一四・一一農省四
〇八)

沿革 改正 昭一六・二農省令五八

沿革 改正 昭一四・一二農省令二〇、一五・二
農省令二及三、一五・五農省令一三、
一五・六農省令二〇、一五・七農省令
三〇、一六・九農省令六八六、一八・一
農省令七、二〇・一二農省令七二

米穀(玄米)ノ種類、銘柄及等級並最高販売價格(昭一四・
八農省令四)

沿革 改正 昭一四・一〇農省令五、一四・一一
農省令八、一四・一二農省令一八及二
二、一五・六農省令一四、一六・九農
省令六八五、一七・一一農省令七五三、一

米穀ノ配給統制ニ関スル応急措置ニ関スル件(昭一四・一一
農省令六二)

米穀生産奨励金交付規則(昭一六・一二農省令九八)

一 物価に関する法令

資料 I (物価)

四四二

沿革 改正 昭一七・三農省令二四

食糧管理法(昭一七・二法四〇)

沿革 改正 昭一八・三法五三、一九・二法四

食糧管理法施行令(昭一七・六勅五九二)

沿革 改正 昭一七・一〇勅六八五、一八・九勅

七二三、一八・一〇勅七六六、一八・

一〇勅七九三、一八・一一勅八二三、

一八・一二勅九一四、一九・一〇勅五

八二、二〇・七勅四〇五

米麦買入価格(昭一七・七農告四六一)

米穀生産確保補給金交付規則(昭一八・七農省令四九)

昭和十八年産米穀ノ買入価格(昭一八・四農告二二一)

昭和十九年産米穀ノ買入価格(昭一九・四農商告五一)

昭和二十年産米穀ノ買入価格指定(昭二〇・四農商告二五二)

沿革 改正 昭二〇・一一農告四七

白米ノ小売価格指定(昭一四・一一農告三一四)

沿革 廃止 昭一七・一二農告八一五

精米ノ小売最高販売価格指定(昭一七・一二農告八一五)

沿革 改正 昭一八・七農告四一八

精麦販売価格指定(昭一五・二商・農告一)

沿革 改正 昭一五・二農・商告四)

大麦及稗麦販売価格指定(昭一五・二農・商告一五、一七、一

五・七農・商告二三、二四、三三、三

六、一五・一〇農告四八二、一六・六

農告三七七、一六・一二農告八八八

昭和十七年以降産ノ大麦、稗麦及小麦ノ最高販売価格指定(昭

一七・五農告三二四)

昭和十八年以降内地産ノ大麦等ノ最高販売価格指定(昭一

八・七農告四〇三)

内地産ノ大麦等最高販売価格指定(昭一九・六農商告七三

五)

沿革 改正 昭二〇・七農商告三四一

大麦、稗麦又ハ小麦ヲ原料トスル精麦ノ販売価格指定

沿革 廃止 昭二〇・七農商告三八三

大麦等最高販売価格指定(昭二〇・七農商告三八三)

昭和十八年産ノ大麦・稗麦及小麦ノ買入価格指定(昭一七・

一〇農告七二四)

沿革 改正 昭一八・六農告三二二、同七農告三

五九

昭和十九年産ノ大麦、稗麦及小麦ノ買入価格指定(昭一八・

一〇農告五九〇)

昭和二十年産ノ大麦・稗麦及小麦ノ買入価格指定(昭一九・

一〇農商告一一九七)

沿革 改正 昭二〇・四農商告二五三

さつまいも販売価格指定(昭一五・一二農告六三三)

沿革 改正 昭一六・四農告二三六

さつまいも最高販売価格指定(昭一六・六農告四三一)

沿革 改正 昭一六・八農告六一四

廃止 昭一六・九農告六七三

甘藷及馬鈴薯最高販売価格指定(昭一六・九農告六七三)

沿革 改正 昭一六・一〇農告七八六、一七・一

沿革 改正 昭一五・二商・農告一)

大麦及稗麦販売価格指定(昭一五・二農・商告一五、一七、一

五・七農・商告二三、二四、三三、三

六、一五・一〇農告四八二、一六・六

農告三七七、一六・一二農告八八八

昭和十七年以降産ノ大麦、稗麦及小麦ノ最高販売価格指定(昭

一七・五農告三二四)

昭和十八年以降内地産ノ大麦等ノ最高販売価格指定(昭一

八・七農告四〇三)

内地産ノ大麦等最高販売価格指定(昭一九・六農商告七三

五)

沿革 改正 昭二〇・七農商告三四一

大麦、稗麦又ハ小麦ヲ原料トスル精麦ノ販売価格指定

沿革 廃止 昭二〇・七農商告三八三

農告二八、一七・三農告一一五、一三

三、一七・六農告三七三、一七・七農

告四八九、一八・九農告四八一、一

八・一〇農告五四六、一九・五農商告

五四〇、一九・一〇農商告一一二〇、

二〇・四農商告二五四

甘藷及馬鈴薯ノ生産者最高販売価格指定(昭二〇・四農商告

二五四)

甘藷及馬鈴薯ノ販売業者最高販売価格指定(昭二〇・七農商

告三五〇)

蔬菜及果実販売価格指定(昭一五・八農商告一一)

沿革 廃止 昭一六・七農告四四三

蔬菜及果実類最高販売価格指定(昭一六・七農告四四三)

沿革 改正 昭一六・九農告六七四、六八三、一

六・一一農告八四四、八七一、一七・

五農告三二四、一七・六農告四三五、

四五六、一八・五農告二一九、一八・

六農告三〇一、一八・八農告四六〇、

一 物価に関する法令

四四三

一九・四農商告四三〇、一九・七農商告八一七、八六六、一九・八農商告九四一、九六一、九八四、九八七、一九・九農商告一〇九三、一〇九四、一九・一一農商告一二四〇、二〇・三農商告二〇九

硫酸アンモニア増産及配給統制法施行規則(昭一三・七商・農省令一)

硫酸アンモニア、過燐酸石灰及石灰窒素ノ販売価格指定(昭一四・八農・商告三)

沿革 改正 昭一五・一農告三〇

廃止 昭一五・八農告三五〇

硫酸アンモニア等販売価格指定(昭一五・八農告三五〇)

沿革 改正 昭一五・八農告四〇一、一六・一農告一一、一六・三農告一六一、一六・五農告二八七、一六・八農告六一三、一六・一二農告九四〇、一七・三農告

臨時配合肥料販売価格指定(昭一六・一農告二二)

臨時配合肥料販売価格指定(昭一六・八農告五五一)

一〇九、一七・六農告三七一、一七・八農告五三〇、一七・九農告五九四、一七・一〇農告六六二、一七・一二農告八三五、一八・一農告二二、一八・二農告六六、一八・四農告一五四、一八・八農告四二三、四六八、一八・九農告五〇二、一九・七農商告八〇一、二〇・一農商告三〇、三一、二〇・六農商告三二七、三四六、二〇・七農商告三四七

臨時配合肥料販売価格指定(昭一五・二農告八八)

沿革 改正 昭一五・七農告三二六、一五・八農告三五二

告三五二

臨時配合肥料販売価格指定(昭一六・一農告二二)

沿革 改正 昭一六・四農告二二二、一六・五農告三〇一

告三〇一

廃止 昭一六・八農告五五一

沿革 改正 昭一六・一二農告八八〇

三)

配合肥料販売価格指定(昭一五・一〇農告五一〇)

沿革 改正 昭二〇・八農商告四一三

沿革 廃止 昭一六・八農告五七五

醬油販売価格指定(昭一五・八農告四五二)

配合肥料販売価格指定(昭一六・八農告五七五)

沿革 改正 昭一五・八農告四八九、一七・一農告五三、一八・一一農商告六七、二〇・八農商告四一二

砂糖ノ販売価格指定(昭一四・四商告七一)

沿革 改正 昭一五・四商告一三二、一五・五商告二四四

肉類販売価格指定(昭一五・八農・商告三八)

沿革 改正 昭一六・五農告二九四

廃止 昭一六・一二農告八八一

廃止 昭一六・一〇農告七八二

砂糖ノ販売価格指定(昭一六・一二農告八八一)

肉類販売価格指定(昭一六・一〇農告七八二)

沿革 改正 昭一七・二農告九三、一八・三農告一四二、一八・一〇農告五三四、一九・四農商告四〇六、二〇・二農商告一一九

沿革 改正 昭一八・二農告三六、一八・九農告五三三、二〇・三農商告一四八、二〇・四農商告二五〇、二〇・七農商告三七四

味噌販売価格指定(昭一五・八農告四四九)

沿革 改正 昭一五・八農告四八八、一六・二農告一一〇、一七・一農告五二

(五) 物価統制関係法規(4)

味噌及味噌加工品ノ最高販売価格指定(昭一八・九農告五一)

綿糸販売価格取締規則(昭一三・五商省令二四)

綿糸販売価格取締規則ニ依ル綿糸ノ種類及最高価格(昭一三・五商告一四二)

- 沿革 改正Ⅱ昭一三・五商告一五一、一三・六商告一五九、一六四、一六六、一三・七商告一八八、二〇〇、一三・八商告二三二、二五五、一三・一〇商告三七、一三・一一商告三三五、一三・一二商告三六三、三七四、一四・一商告七、一六、一七、一四・二商告二八、三七、一四・三商告四九、六一、一四・四商告七六、七九、一四・五商告一二一、一四・六商告一三〇、一四〇、一四・七商告一五一、一六四、一四・八商告一七六、一九四

綿糸ノ種類及最高価格ニ関スル件(昭一四・八商告一九六)

- 沿革 改正Ⅱ昭一四・八商告二二二、一四・九商告二三六、二五二、二五四、一四・一〇商告二八五、二九九、一四・一一商

絹紡糸ノ種類及最高価格指定(昭一四・一〇商告二六七)

- 告三二二、三二八、一四・一二商告三四一、三五八、三七五、一五・一商告六、一三、一五・二商告四九、一五・三商告一〇六、一五・四商告一八七、一五・五商告二〇〇、一五・六商告二六一、一五・七商告三三三、三五一、三八六、一五・八商告四六四、一五・九商告五〇一、一五・一〇商告五七二、一五・一二商告八四六、一六・七商告六三二、一六・一二商告一二〇一、一七・一商告六八、一七・二商告一九六、一七・四商告四〇六、一七・七商告八一八、一七・一〇商告一一三四、一八・一商告七、一八・七商告七一、一八・八商告八三〇、一八・一〇商告一〇三八、一九・三農商告三七〇、一九・八農商告九九〇

- 沿革 改正Ⅱ昭一五・八商告四五七、一六・二商告一四七、一七・七商告八二五

絹糸ノ販売価格指定(昭一五・三商告八一)

- 沿革 改正Ⅱ昭一七・五商告六〇五、一七・一二商告一三二三

昭和十四生絲年度ニ於ケル標準売渡価格及標準買入価格(昭一四・一農告三一)

昭和十五年生絲年度産生絲ノ標準売渡価格(昭一五・五農告二三二)

昭和十五年生絲年度ニ於ケル標準買入価格(昭一五・一農告四九)

昭和十六年生絲年度標準売渡価格(昭一六・三農告一二一)
 生絲最高販売価格指定(昭一六・七農告五〇九)
 沿革 改正Ⅱ昭一六・一〇農告八一、一八・五農告二九二

人造絹糸ノ種類及最高価格ニ関スル件(昭一三・七商告一九九)

- 沿革 改正Ⅱ昭一四・三商告四一、一四・五商告

ステープルファイバー及ステープルファイバーノ種類及最高価格ニ関スル件(昭一三・六商告一六〇)

- 沿革 改正Ⅱ昭一三・八商告二二八、二四〇、一三・九商告二五七、一三・一〇商告三一四、一三・一二商告三五九、一四・一商告一、一四・二商告二一、一四・三商告四〇、一四・四商告六六、一四・五商告一〇〇、一四・六商告一二

三、一四・七商告一四七、一六五、一四・八商告一七七、一四・九商告二一六、一四・一〇商告二六四、一四・一一商告三〇七、一四・一二商告三七一、一五・一商告一四、一五・二商告五〇、一五・三商告七二、一五・四商告一二三、一五・五商告二〇七、一五・六商告二五八、一五・八商告四二三、一五・九商告五五五、五七〇、一五・一一商告七〇一、一五・一二商告七七二、一六・二商告一二四、一六・四商告三〇八、三二四、一六・六商告五三〇、一六・七商告六〇四、一六・八商告七〇五、一六・九商告七九八、一七〇、一六・一〇商告九四九、一六・一一商告一〇五〇、一六・一二商告一二三六、一七・一商告三四、一七・三商告二七四、一七・五商告五〇九、

一七・六商告六四八、一七・九商告一〇三四、一八・二商告一二八、一八・一〇商告一〇三九、一九・八農商告九九一

(六) 物価統制関係法規(5)

特殊鋼販売価格指定(昭一五・四商告一二九)

沿革 廃止 昭一七・八商告九〇三

普通圧延鋼材及其ノ半製品最高販売価格指定(昭一六・七商告五八一)

沿革 改正 昭一七・一商告一〇二、一七・三商告二七三、一七・四商告四一九、一七・七商告七四四、八〇一、一七・九商告九九二、一七・一〇商告一一〇七、一八・二商告九一、一八・三商告一九二、一八・六商告五二一、五三三、一八・七商告八〇五、一八・一〇商告九

八八、一九・一軍告四〇、一九・二軍告一〇五、一九・一〇軍告六七三、二〇・八軍告二八九

廃止 昭一九・四軍告二二二
石炭ノ生産業者指定会社ニ販売スル場合ノ価格指定(昭一五・九商告五七一)

銑鉄ノ最高販売価格指定(昭一七・一商告四三)

沿革 改正 昭一六・一二商告一三五八

沿革 改正 昭一八・三商告二六一、一八・一〇商告九八七、一九・七軍告四五二、一九・九軍告六〇五

沿革 改正 昭一七・四商告三五六
活性炭最高販売価格指定(昭一六・八商告六九六)

石炭増産奨励金交付規則(昭一五・五商省令二七)

南洋材販売価格指定(昭一四・一〇商告二七八)

無煙粉炭販売価格指定(昭一五・九商告五一七)

沿革 廃止 昭一五・九農告五三一

石炭(最高)販売価格指定(昭一五・一一商告七〇八)

南洋材及米材販売価格指定(昭一五・九農告五三一)

沿革 廃止 昭一五・一一商告七〇八
沿革 改正 昭一六・二農告六七二
木材販売価格指定(昭一五・一二農告六七二)
沿革 改正 昭一六・六農告三六〇
沿革 改正 昭一六・二農告七四、八八、一六・二農告四〇九、一六・一〇農告七七二、一六・一二農告九二四、一七・二農告九七、一七・四農告二〇七

木材最高販売価格指定(昭一六・五農告二六四)

沿革 改正 昭一九・七農商告八三〇

沿革 改正 昭一六・一二農告九二六、一七・四

農告二二六、一七・六農告四三一、一

セメントノ販売価格指定(昭一五・三商告九四)

七・七農告五二二、一七・一一農告七

沿革 改正 昭一五・四商告一五〇、一六・四商告

六四、一八・七農告三八六、一九・七

三七〇、一六・七商告六三五、一七・

農商告八二四、八二六、二〇・三農商

七商告七九四、一八・一商告六九、一

告二〇一、二〇・八農商告四〇九

八・四商告三五四、一八・八商告八五

坑木用材及パルプ用材販売価格指定(昭一六・五農告三三

〇、一八・一〇商告九三八、一九・四

三)

沿革 改正 昭一六・七農告四三五、一六・一二

軍告二六一、二六二、一九・五軍告三

農告八七九、一七・二農告七五、一

四七、一九・八軍告五三七、一九・一

七・六農告三六七、一八・二農告三七、

アルミニウム板最高販売価格指定(昭一六・一一商告一〇九

一八・七農告三六五、一八・一〇農告

二)

五三八、五四〇、一九・九農商告一〇

沿革 改正 昭一六・一二商告一三〇八、一八・

一六、一〇三六

七商告七〇九

用材規格規程等ニ依リ生産セラレタル木材ノ販売価格指定

ボーキサイトノ最高販売価格指定(昭一七・一二商告一三五

(昭一八・九農告五〇八)

一)

造船用材ノ最高販売価格指定等(昭一九・三農商告三七三)

(七) 輸出入統制関係法規

輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件(昭一二・九法九

省令一、一八・一一大東、農商省令一

二)

臨時輸出入許可規則(昭一二・一〇商省令二三)

沿革 改正 昭一二・一一商省令二九、一二・一

二・商省令三三、一三・三商省令七、

一三・七商省令四七、一三・八商省令

七六、一四・一一商省令七〇、一五・

三商省令一二、一五・五商省令三〇、

一五・八商省令五八、一五・一一商省

令九二、一六・三商省令一六、一六・

四商省令二四

廢止 昭一六・六商・農省令九

貿易統制令(昭一六・五勅五八一)

貿易統制令施行規則(昭一六・六商・農省令九)

沿革 改正 昭一六・七商・農省令一〇、一六・

一 物価に関する法令

二 物価に関する主要法令

(一) 物価関係機関主要法規

(1) 物価委員会令

昭和十三年四月二一日
勅令第二七六号

- 第一条 物価委員会ハ中央物価委員会及地方物価委員会トス
- 中央物価委員会ハ商工大臣、地方物価委員会ハ地方長官ノ監督ニ属ス
- 委員会ハ物価ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 委員会ハ前項ノ事項ニ付關係行政庁ニ建議スルコトヲ得
- 第二条 中央物価委員会ハ商工省ニ之ヲ置ク
- 地方物価委員会ハ道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス
- 第三条 委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四条 会長ハ会務ヲ総理ス
- 会長事故アルトキハ中央物価委員会ニ在リテハ商工大臣ノ

指名スル委員、地方物価委員会ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 中央物価委員会ノ委員ハ二十五人以内トス

第六条 中央物価委員会ノ会長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

中央物価委員会ノ委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七条 中央物価委員会ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 中央物価委員会ニ書記ヲ置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九条 商工大臣ハ物価ニ関スル特別ノ事項ニ付中央物価委員会ノ諮問ニ応ゼシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得

第十条 各専門委員会ハ委員長一人及専門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一条 委員長ハ中央物価委員会委員ノ中ヨリ、専門委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

第十二条 本令ニ定ムルモノノ外物価委員会ニ関シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物価委員会令中改正

昭和十三年六月二一日
勅令第四三一号

第五条中「二十五人以内」ヲ「三十人以内」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物価委員会令中改正

昭和十四年二月二八日
勅令第三六号

第三条ニ左ノ一項ヲ加フ

中央物価委員会ニハ特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アル

トキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五条中「三十人以内」ヲ「五十人以内」ニ改ム

第六条第一項中「商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ「商工大臣ノ

二 物価に関する主要法令

指名スル委員、地方物価委員会ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 中央物価委員会ノ委員ハ二十五人以内トス

第六条 中央物価委員会ノ会長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

中央物価委員会ノ委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七条 中央物価委員会ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 中央物価委員会ニ書記ヲ置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九条 商工大臣ハ物価ニ関スル特別ノ事項ニ付中央物価委員会ノ諮問ニ応ゼシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得

第十条 各専門委員会ハ委員長一人及専門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一条 委員長ハ中央物価委員会委員ノ中ヨリ、専門委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」ニ改メ同条第二項中「中央物価委員会ノ委員」ノ下ニ「及臨時委員」ヲ加フ

第十一条中「中央物価委員会委員」ヲ「中央物価委員会ノ委員又ハ臨時委員」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 物価調査委員会令

昭和十三年八月九日
勅令第五八二号

第一条 物価調査委員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ物価統制ニ関シ必要ナル事項ノ実地調査ニ従事スルモノトス

第二条 物価調査委員ノ定数ハ地方長官調査地区毎ニ之ヲ定ム

前項ノ調査地区ハ地方長官之ヲ定ム

第三条 物価調査委員ハ地方長官之ヲ選任ス

物価調査委員ハ名誉職トス

物価調査委員ノ任期ハ一年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ

於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四条 第二条ノ調査地区毎ニ物価調査委員会ヲ置ク

物価調査委員会ハ地方長官ノ監督ニ属シ物価調査委員ノ職務ノ聯絡ヲ図ル

物価調査委員会ハ物価調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

地方長官必要アリト認ムルトキハ関係市町村長、商工会議所役員其ノ他適當ナル者ヲシテ物価調査委員会ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得

関係各庁官吏ハ物価調査委員会ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

第五条 物価調査委員ハ其ノ職務ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 物価対策審議会官制

昭和一五年三月三〇日
勅令 第一〇〇号

第一条 物価対策審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮

問ニ応ジテ物価ニ関スル重要対策ニ付調査審議ス

物価対策審議会ハ物価ニ関スル重要対策ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 物価対策審議会ハ会長一人及委員二十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 会長ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、企画院總裁及学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 関係各大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第六条 物価対策審議会ニ幹事ヲ置ク内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ命ヲ承ケ會議事項ニ付調査及立案ヲ掌ル

第七条 物価対策審議会ノ庶務ハ企画院之ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物価対策審議会官制中改正

昭和一六年五月一三日
勅令 第五五一号

第二条中「及委員二十人以上」ヲ「、副会長二人及委員三十人以上」ニ改ム

第三条第二項ヲ左ノ如ク改ム

副会長ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ國務大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条第二項ヲ左ノ如ク改ム

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル副会長其ノ職務ヲ代理ス

第五条ヲ削リ第六条ヲ第五条トシ同条第一項中「及学識経験アル者」ヲ削リ同条第二項中「会長」ヲ「会長及副会長」ニ改ム

二 物価に関する主要法令

第七条ヲ第六条トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(4) 価格形成委員会官制

昭和一五年三月三〇日
勅令 第一〇一号

第一条 価格形成委員会ハ価格形成中央委員会及価格形成地

方委員会トス

価格形成中央委員会ハ商工大臣、価格形成地方委員会ハ地方長官ノ監督ニ属ス

価格形成中央委員会ハ関係各大臣ノ諮問ニ応ジ、価格形成地方委員会ハ地方長官ノ諮問ニ応ジ価格形成ニ関スル事項ヲ調査審議ス

委員会ハ前項ノ事項ニ付關係行政庁ニ建議スルコトヲ得

第二条 価格形成中央委員会ハ商工省ニ之ヲ置ク

価格形成地方委員会ハ道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス

第三条 委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 価格形成中央委員会ノ会長ハ商工大臣、価格形成地方委員会ノ会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 価格形成中央委員会ノ委員ハ五十人以内トス

価格形成地方委員会ノ委員ノ定数ハ商工大臣之ヲ定ム

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 価格形成中央委員会ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ

奏請ニ依リ關係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣

ニ於テ之ヲ命ズ

価格形成地方委員会ノ委員及臨時委員ハ關係各庁高等官及

学識経験アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

第七条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ価格形成中央委員会ニ在リテハ商工大

臣ノ指名スル委員、価格形成地方委員会ニ在リテハ地方長

官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八条 商工大臣ハ必要ニ依リ価格形成中央委員会ニ部ヲ置

キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク会長又ハ会長ノ指名スル委員之ニ当ル

部ニ属スベキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

価格形成中央委員会ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ

委員会ノ決議ト為スコトヲ得

第九条 委員会ニ幹事ヲ置ク価格形成中央委員会ノ幹事ハ商

工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ価格形成地方委員

会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 委員会ニ書記ヲ置ク価格形成中央委員会ノ書記ハ商

工大臣之ヲ命シ価格形成地方委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ

命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一条 商工大臣ハ価格形成ニ関スル特別ノ事項ニ付価格

形成中央委員会ノ諮問ニ応セシムル為専門委員会ヲ置クコ

トヲ得

農林水産物及農林水産業専用物品ノ価格形成ニ関スル特別

ノ事項ニ付テハ農産物等価格形成専門委員会ヲ以テ前項ノ

専門委員会トス

地方長官ハ価格形成ニ関スル特別ノ事項ニ付価格形成地方

委員会ノ諮問ニ応セシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得

第十二条 各専門委員会ハ委員長一人及専門委員若干人ヲ以

テ之ヲ組織ス

第十三条 委員長ハ第十一条第一項ノ専門委員会ニ在リテハ

価格形成中央委員会ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ商工大臣

之ヲ命シ同条第三項ノ専門委員会ニ在リテハ価格形成地方

委員会ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

専門委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ第十一条第一項ノ専門

委員会ニ在リテハ商工大臣之ヲ命シ同条第三項ノ専門委員

会ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物価委員会令ハ之ヲ廃止ス

価格形成委員会官制中改正

昭和一六年一月二二日
勅令第一〇九五号

第五条第一項中「五十人以内」ヲ「五十五人以内」ニ改ム

附則

二 物価に関する主要法令

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

価格形成委員会官制中改正 (抄)

昭和一九年一月二七日
勅令第五二二号

第八条ノ二 農商大臣ハ価格形成ニ関スル専門ノ事項ヲ調査

審議セシムル為専門委員ヲ置キ価格形成ニ関スル事項ヲ分

掌スル価格形成中央委員会ノ部ニ属セシムルコトヲ得

地方長官ハ価格形成ニ関スル専門ノ事項ヲ調査セシムル為

価格形成地方委員会ニ専門委員ヲ置クコトヲ得

専門委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ第一項ノ専門委員ニ在

リテハ農商大臣之ヲ命シ前項ノ専門委員ニ在リテハ地方長

官之ヲ命ズ

第十一条乃至第十三条ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(5) 物価協議会設置制

昭和一九年一月二七日
勅令第五一五号

第一条 物価ニ関スル関係各庁事務ノ円滑ナル連絡ヲ図ル為
農商省ニ物価協議会ヲ置ク

第二条 物価協議会ハ会長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス会
長ハ農商次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ農商大臣ノ奏請ニ依リ
関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三条 物価協議会ニ幹事ヲ置ク農商大臣ノ奏請ニ依リ関係
各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ
庶務ヲ整理ス

第四条 本令ニ規定スルモノノ外物価協議会ニ関シ必要ナル
事項ハ農商大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(6) 戦時物価審議会官制

昭和二〇年二月一七日
勅令第六八号

第一条 戦時物価審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮
問ニ応ジテ戦時物価政策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
戦時物価審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スル

第二条 戦時物価審議会ハ隨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコト
ヲ得

第三条 会長ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ副会長ハ内閣総
理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理
ス

第五条 國務大臣ハ隨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコト
ヲ得

第六条 戦時物価審議会ニ専門ノ事項ヲ調査セシムル為専門
委員ヲ置クコトヲ得

専門委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中
ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ハ当該専門ノ事項ニ関スル調査終了シタルトキハ
退任ス

第七条 戦時物価審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ綜合計画局長官ヲ以テ之ニ充ツ会長及副会長ノ指
揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ
内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 戦時物価審議会ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 物価統制関係主要法規

(1) 暴利ヲ目的トスル物品ノ売買取締

二 関スル件

昭和二二年八月三日
商工省令第一〇号

二 物価に關する主要法令

- 第一条 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ
売惜ヲ為シ若ハ為サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品
ヲ販売シ若ハ販売セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又
ハ地方長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行為ヲ為スベカラザル旨ヲ
戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ売買ニ付条件ヲ附
スルコトヲ得
- 一 金屬及其ノ原料
 - 二 黒鉛、硼砂、石棉及雲母
 - 三 機械器具及其ノ部分品
 - 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
 - 五 電線及電柱
 - 六 電極
 - 七 研磨材料
 - 八 耐火煉瓦
 - 九 硝子
 - 十 石油及其ノ容器
 - 十一 石炭、コークス及木炭
 - 十二 棉花、羊毛、麻及ステールファイバー

資 料 I (物価)

四六〇

- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 医薬其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 パルプ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麦及小麦粉
- 二十五 砂糖
- 二十六 建築材料
- 第二條 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ処分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販売業者ニ対シ其ノ販売価格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ
- 第三條 第一條ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麦及建築

材料タル木材ニ付商工業者及其ノ団体以外ノ者ニ対シ前二條ノ処分ヲ為ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、売惜若ハ販売ヲ為シ又ハ戒告ニ付シタル条件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ販売価格ノ表示ヲ為サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ為シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

暴利ヲ目的トスル物品ノ売買取締ニ関スル件中改正

昭和二年一月二十六日
商工省令第二六号

第三條中「及建築材料タル木材」ヲ「、木材及農畜水産物タル飲食料品」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

暴利ヲ目的トスル物品ノ売買取締ニ関スル件中改正

昭和十三年七月十四日
商工省令第五九号

- 第一條 第一号、第二号、第十一号乃至第十三号、第十五号、第十九号、第二十五号及第二十六号ヲ左ノ如ク改ム
- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品
- 十一 石炭、コークス、煉炭及木炭
- 十二 棉花、麻、ステールファイバー及羊毛其ノ他ノ獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク) 並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十五 紙及其ノ製品
- 十九 油脂及其ノ製品並ニ調製薰香類
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
- 二十六 セメント、瓦、砂及砂利
- 同条ニ左ノ一号ヲ加フ
- 二十七 木材

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ売惜ヲ為シ若ハ為サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販売シ若ハ販売セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同シ)ハ期間ヲ定メテ其ノ行為ヲ為スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付条件ヲ附スルコトヲ得不当ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販売ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ亦同ジ

- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品

二 物価に関する主要法令

四六一

資 料 I (物価)

- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並ニ硝子及其ノ製品
- 九 セルロイド及其ノ製品
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及薪炭
- 十二 棉花、麻、ステープルファイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク) 並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム) 及其ノ製品
- 十四 被服及身辺用細貨類
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料
- 十七 工業藥品及農業用薬剤
- 十八 医薬其ノ他ノ衛生材料

四六二

- 十九 油、脂、蠟及其ノ製品並ニ調製薰香類
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 パルプ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麦及小麦粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
- 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其ノ他ノ土木建築材料
- 二十七 木竹類及其ノ製品
- 二十八 燐寸
- 二十九 氷
- 第一条ノ二 物品ノ販売ヲ為ス者ハ其ノ価格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ掲示シ其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二条 商工大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ第一条ニ掲グル物品ノ販売ヲ為ス者ニ対シ業務ニ関スル

報告ヲ為サシムルコトアルベシ

第二条ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販売ヲ為ス者ニ対シ価格ノ表示ニ関シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ価格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ

四条ノ罰金刑又ハ前条ノ科料刑ニ改ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 国家総動員法(抄録)

昭和十三年三月三十一日 法律第五九号

第三条中「第一条ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麦、木材及農畜水産物タル飲食料品」ヲ「薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、飼料、麦、木竹類及其ノ製品、農畜水産物タル飲食料品並ニ氷」ニ、「前二条」ヲ「第一条、第二条又ハ前条」ニ改ム

第四条第二項ヲ削ル

第四条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

- 一 第一条ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲ為サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ為シタル者
- 二 第二条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

三 第二条ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五条中「前条」ヲ「前二条」ニ、「前条ノ罰金刑」ヲ「第

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為メノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第六条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第九条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ為シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

二 物価に関する主要法令

第十九条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ価格、運送賃、保管料、保険料、賃賃料又ハ加工賃ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十六条 政府ハ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ一定ノ利益ヲ保証シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ対シ総動員物資ノ生産若ハ修理ヲ為サシメ又ハ国家総動員上必要ナル設備ヲ為サシムルコトヲ得

第三十一条 政府ハ国家総動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

(3) 価格等統制令

昭和十四年一月一六日
勅令第七〇三号

第一条 国家総動員法(昭和十三年勅令第三百十七号)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第十九条ノ規定

ニ基キ価格、運送賃、保管料、損害保険料、賃賃料又ハ加工賃(以下価格等ト称ス)ニ関シ必要ナル命令ヲ為スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 価格等ハ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト称ス)ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 注文生産品ノ価格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
- 二 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
- 三 運送賃又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
- 四 保管料、損害保険料又ハ賃賃料ニ付支払者ガ履行遅滞ニ在ルモノ

前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ価格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ為シタル契約ア

ル場合ハ其ノ契約額(同シ事情ノ下ニ於テ数種ノ契約額アリタル場合ハ其ノ最高額)、偶々指定期日ニ為シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ為シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第三条 商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前条第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官庁ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其構成員(構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同シ)ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

行政官庁必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地区内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ変更アリタルトキハ前項ノ額ハ当該変更額ニ変更

二 物価に関する主要法令

セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル処分ハ此等ノ処分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前項第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四条 行政官庁ハ指定期日ニ於ケル額(前項第一項若ハ第二項又ハ第二十条ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク)ガ著シク不当ト認メラルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五条 前三條ノ規定ハ有価証券ノ價格及賃賃料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六条 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ処分ハ処分

実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二条第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 前条ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官庁閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等(有価証券ノ価格及賃貸料ヲ除ク以下同シ)ノ額ヲ指定シタルトキハ、第二条乃至第四条ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ指定ハ指定実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二条第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第八条 支払条件、引渡条件其ノ他ノ契約条件ノ変更(第六条ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタルモノヲ除ク)ニシテ支払者ニ不利益ト為ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス

第九条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二条、第六条又ハ

第七条ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ
第十条 主務大臣必要ト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原価ニ関シ計算ヲナサシムルコトヲ得

第十一条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ依リ生産、販売、運送、保管、賃貸、損害保険若ハ加工ニ関シ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、販売所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿ノ書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証券ヲ携帯セシムベシ

第十二条 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

- 一 取引所又ハ日本米穀株式会社若ハ朝鮮米穀市場株式會社ノ開設スル米穀市場ニ於ケル売買取引ノ價格
- 二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送賃
- 三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三条 本令ハ契約ノ当事者ニシテ營利ヲ目的トシテ当該

契約ヲ為スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ当該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ属スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第十五条 本令ノ施行ニ関スル主務大臣ハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 農林水産物ノ生産者及其ノ組織スル法人ノ販売スル場合ノ農林水産物ノ價格並ニ農林水産物専用物品ノ價格ニ関スル事項ニ付テハ農林大臣

二 酒造税法ノ酒類並ニ酒精及酒精含有飲料ノ酒類及酒精含有飲料ノ價格ニ関スル事項ニ付テハ農工大臣及大藏大臣

三 医薬品ノ價格ニ関スル事項ニ付テハ農工大臣及厚生大臣

四 運送賃並ニ運送ニ直接關聯スル保管料及賃貸料ニ関スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテハ鉄道大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ通信大臣

五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貸料、家畜ノ賃貸料、

二 物価に関する主要法令

農林水産物ノ保管ヲ目的トスル倉庫(倉庫營業者及商工業者ノ組織スル法人ノ営ム倉庫ヲ除ク)ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林水産物及農林水産業専用物品ノ加工賃ニ関スル事項ニ付テハ農林大臣

六 船舶ノ價格及賃貸料ニ関スル事項ニ付テハ通信大臣但シ総噸數二十噸未満ノ漁船ノ売買價格及賃貸料ニ関スル事項ニ付テハ農林大臣及通信大臣

七 兵器、彈藥、艦船ニ関シテ軍機保護上必要アルモノニ関スル第二条ニ規定スル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣

八 前各号ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

九 第六条ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ関スル事項ニ付テハ前各号ニ拘ラズ当該法令ニ於ケル主務大臣第十六条 前条第七号ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ台湾ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ庁令トス

附則

第十七条 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台湾、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八条 第二条乃至第四条ノ規定ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第十九条 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廃止ス

(略)

左ニ掲グル規定ハ之ヲ削除ス

(略)

前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第二十条 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、台湾總督、樺太庁長官又ハ南洋庁長官ノ指定シタル日ニ於ケル販売価格ハ之ヲ第二条ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

(略)

第二十一条 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、台湾總督、樺太庁長官、南洋庁長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、台湾總督府州知事若ハ庁長又ハ南洋庁支庁長ノ為シタル販売価格指定又ハ許可ハ第二条第一項但書又ハ第七条第一項ノ規定ニ依リ各相当ノ行政官庁ノ為シタル価格ノ額ノ指定又ハ許可ト見做ス但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

(略)

(4) 賃金臨時措置令(抄)

昭和十四年一月一六日 勅令第七〇五号

第一条 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六条ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ関スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第三条 本令ニ於テ賃金ト称スルハ賃金、給料、手当、賞与其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ対償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ(以下略ス)

第四条 事業ノ為ニ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト称ス)ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト称ス)ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二十一条 本令実施ニ関スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮問

ニ応ズル為賃金臨時措置調査委員会ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(5) 地代家賃統制令(抄)

昭和十四年一月一六日 勅令第七〇四号

第一条 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ

二 物価に關する主要法令

三 前二号ニ該当セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃

第四条 地方長官前条第一号但書、第二号又ハ第三号ノ地代又ハ家賃ガ著シク不当ナリト認ムルトキハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ前条ノ適用ニ付テハ之ヲ同条各号ニ掲グル地代又ハ家賃ト看做ス

第五条 地方長官前二条ノ規定ニ依リ許可又ハ命令ヲ為サントスルトキハ地代家賃審査会ノ議ヲ経ベシ
地代家賃審査会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第十一条 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス(以下略ス)

資 料 Ⅱ

統 計

統計目次

通貨編

第一表	各年末正貨在高調（明治三十六年～昭和十五年）	2—3
第二表	銀行券，紙幣及補助貨幣流通高調（大正一年～昭和二十年十月）	4—10
第三表	兌換銀行券發行高及正貨，保證準備高調（大正一年～昭和十六年三月）	11—14
第四表	兌換銀行券保證準備在高調（大正一年～昭和十六年三月）	15—18
第五表	兌換銀行券準備内訳調（昭和十六年四月～昭和十七年四月）	19
第六表	日本銀行券發行保證内訳調（昭和十七年五月～昭和二十年十月）	20—21
第七表	日本銀行券發行高種類別調（年末，年平均）（大正七年～昭和十九年）	22—23
第八表	兌換銀行券（日本銀行券）發行情形（大正一年～昭和二十年十二月）	24—29
第九表	品質別補助貨幣發行高調（大正八年～昭和二十年）	30
第十表	品質別補助貨幣流通高調（大正八年～昭和十一年）	31

物價編

第一表	日本銀行調東京卸売物價指數（大正八年～昭和二十年）	32—33
第二表	商品別物價調 (1)（昭和一年～昭和二十年）	34—35
第三表	商品別物價調 (2)（昭和一年～昭和二十年）	36—37

通貨編

第一表 各 年 末 正 貨

各 年 末	政 府 所 有			日 本
	小 額 紙 幣 準 備	そ の 他	合 計	正 貨 準 備
明治 36		6,191	6,191	116,962
37		624	624	79,904
38		363,349	363,349	115,595
39		291,961	291,961	147,202
40		237,035	237,035	161,742
41		165,923	165,923	169,504
42		144,304	144,304	217,843
43		201,519	201,591	222,382
44		112,668	112,668	229,154
大正 1		82,094	82,094	247,023
2		90,982	90,982	224,365
3		49,402	49,402	218,237
4		153,423	153,423	248,417
5		261,814	261,814	410,519
6	9,597	376,572	386,169	649,618
7	77,443	777,125	854,568	712,925
8	126,219	924,574	1,050,794	951,976
9	178,471	708,517	886,989	1,246,688
10	161,238	629,669	790,908	1,245,574
11	150,810	516,147	666,958	1,063,886
12	68,000	457,482	525,482	1,057,471
13	25,887	398,642	424,529	1,059,024
14	17,500	325,120	342,620	1,056,998
昭和 1	14,492	268,857	283,349	1,058,131
2	13,188	178,758	191,947	1,062,737
3	12,486	102,725	115,212	1,061,636
4		220,618	220,618	1,072,273
5		122,394	122,394	825,998
6		83,666	83,666	469,549
7		128,024	128,024	425,068
8		68,333	68,333	425,069
9		26,824	26,824	466,338
10		25,561	25,561	504,065
11		26,473	26,473	548,342
12		86,660	86,660	801,002
13		78,729	78,729	501,287
14		83,190	83,190	501,287
15		62,692	62,692	501,287

備考：大蔵省理財局各議会「議会参考書」による。 千円未満切捨， 以下各表

在 高 調

(単位 千円)

銀 行 所 有		総 計	内 訳	
正 貨 準 備 外	合 計		在 外 正 貨	内 地 正 貨
16,039	133,001	139,193	18,793	120,400
16,415	96,320	96,945	70,517	26,427
231	115,826	479,176	442,411	36,764
55,593	202,795	494,757	440,923	53,834
46,416	208,158	445,193	400,631	44,562
56,181	225,685	391,609	329,768	61,840
83,795	301,639	445,943	329,263	116,680
48,025	270,407	471,999	336,872	135,126
22,263	251,417	364,085	231,231	132,854
21,632	268,655	350,750	214,714	136,035
61,143	285,509	376,492	246,175	130,316
73,479	291,716	341,119	212,609	128,509
114,241	362,659	516,082	379,297	136,785
42,111	452,630	714,444	486,940	227,504
69,049	718,668	1,104,837	643,492	461,345
20,176	733,102	1,587,670	1,135,068	452,602
42,378	994,354	2,045,148	1,343,099	702,048
44,947	1,291,636	2,178,625	1,062,326	1,116,298
43,962	1,289,536	2,080,444	855,125	1,225,319
99,347	1,163,234	1,830,192	615,483	1,214,709
69,855	1,127,327	1,652,810	444,499	1,208,311
17,531	1,076,555	1,501,084	325,669	1,175,415
13,053	1,070,052	1,412,673	257,233	1,155,439
15,983	1,074,115	1,357,465	230,352	1,127,112
18,807	1,081,544	1,273,492	186,109	1,087,383
22,496	1,084,133	1,199,345	114,317	1,085,027
50,330	1,122,603	1,343,222	255,007	1,088,214
11,286	837,284	959,679	133,660	826,018
4,072	473,622	557,289	87,738	469,550
1,345	426,413	554,438	111,702	442,735
1,514	426,583	494,917	37,632	457,285
1,673	468,011	494,836	28,496	466,339
1,822	505,887	531,449	27,383	504,066
1,969	550,311	576,784	28,441	548,343
2,124	803,126	889,786	27,913	861,873
2,272	503,559	582,288	22,997	559,291
1,584	502,871	586,061	27,044	559,017
796	502,083	564,775	3,002	561,773

同じ。

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調 (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小 額 紙 幣	計	補 助 貨 幣	合 計
	発行高	*銀行券準備 充当高	差 引 流 通 高					
大正								
1	448,921	5,084	443,837	45,965	489,802	—	—	—
2	426,388	5,485	420,903	44,478	465,382	—	—	—
3	385,589	5,023	380,565	36,098	416,664	133,443	550,107	—
4	430,138	9,362	420,775	51,998	472,774	132,328	605,102	—
5	601,224	14,381	586,842	72,078	658,921	135,273	794,195	—
6	831,371	*34,777	796,594	100,877	19,825	917,297	144,193	1,061,490
7	1,144,739	*57,451	1,087,287	157,631	91,210	1,336,129	159,907	1,496,037
8	1,555,100	39,642	1,515,458	213,253	145,300	1,874,012	152,879	2,026,891
9	1,439,240	38,792	1,400,448	154,283	200,000	1,759,732	不明	—
10	1,546,545	25,974	1,520,570	177,224	216,500	1,914,295	不明	—
11	1,558,402	20,811	1,537,590	134,758	158,577	1,830,956	不明	—
12	1,703,596	27,596	1,676,000	149,936	68,000	1,893,936	270,370	2,164,306
13	1,662,315	36,416	1,625,898	180,379	25,887	1,832,164	298,916	2,131,080
14	1,631,783	32,577	1,599,206	173,727	17,500	1,790,433	307,427	2,097,860
15.	11,387,764	36,538	1,351,225	159,864	17,200	1,528,290	—	—
	21,293,005	27,055	1,265,950	143,595	16,900	1,426,446	—	—
	31,276,349	23,067	1,253,281	138,865	16,599	1,408,746	—	—
	41,246,063	19,401	1,226,662	129,810	16,248	1,372,720	—	—
	51,193,279	16,202	1,177,076	122,297	15,947	1,315,320	—	—
	61,388,010	19,276	1,368,733	124,870	15,696	1,509,301	—	—
	71,264,561	13,344	1,251,216	116,306	15,445	1,382,968	—	—
	81,256,897	14,513	1,242,383	117,307	15,295	1,374,986	—	—
	91,246,197	15,432	1,230,764	118,632	15,044	1,364,440	—	—
	101,287,906	22,540	1,265,366	125,707	14,893	1,405,967	—	—
	111,283,026	26,092	1,256,933	144,796	14,643	1,416,373	—	—
	121,569,708	28,062	1,541,645	159,576	14,492	1,715,714	312,588	2,028,302
昭和								
2.	11,420,149	25,828	1,394,320	155,802	14,342	1,564,465	—	—
	21,259,166	21,186	1,237,979	144,804	14,241	1,397,026	—	—
	31,355,036	28,723	1,326,313	143,031	14,141	1,483,486	—	—
	42,037,060	28,306	2,008,753	165,712	13,991	2,188,457	—	—
	51,426,912	20,590	1,406,322	135,111	13,840	1,555,274	—	—
	61,464,608	21,426	1,443,181	132,524	13,690	1,589,395	—	—
	71,332,562	15,733	1,316,828	124,841	13,589	1,455,259	—	—
	81,287,672	15,435	1,272,237	121,285	13,489	1,407,012	—	—
	91,270,304	16,104	1,254,199	122,180	13,389	1,389,769	—	—
	101,337,672	25,671	1,312,001	134,875	13,289	1,460,165	—	—
	111,337,816	44,898	1,292,918	154,911	13,188	1,461,018	—	—
	121,682,392	41,729	1,640,663	178,129	13,188	1,831,981	316,201	2,148,182

* 銀行券準備充当高は、鮮銀券、台銀券発行について、その準備にあてられた兌換銀行券の高である。 ※ 小 額 紙 幣 準備充当高を含む。

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調 (続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小 額 紙 幣	計	補 助 貨 幣	合 計
	発行高	銀行券準備 充当高	差 引 流 通 高					
昭和								
3.								
1	1,424,595	48,230	1,376,365	161,822	13,088	1,551,275	—	—
2	1,330,420	45,824	1,284,596	157,211	12,988	1,454,795	—	—
3	1,354,782	40,439	1,314,342	152,713	12,988	1,480,044	—	—
4	1,362,638	41,493	1,321,145	154,471	12,887	1,488,504	—	—
5	1,299,982	45,468	1,254,513	150,948	12,787	1,418,250	—	—
6	1,462,655	44,364	1,418,290	149,690	12,787	1,580,770	—	—
7	1,330,997	29,830	1,301,167	139,176	12,687	1,453,030	—	—
8	1,371,854	28,693	1,343,161	141,236	12,687	1,497,085	—	—
9	1,308,196	32,581	1,275,615	140,017	12,586	1,428,219	—	—
10	1,396,988	40,324	1,356,663	145,523	12,586	1,514,773	—	—
11	1,398,307	61,704	1,327,602	167,266	12,486	1,507,356	—	—
12	1,739,096	73,199	1,665,896	187,617	12,486	1,866,540	333,410	2,199,951
4.								
1	1,457,799	59,734	1,398,065	170,686	12,386	1,581,138	—	—
2	1,358,444	47,173	1,311,270	153,566	12,386	1,477,223	—	—
3	1,353,985	47,561	1,306,424	154,892	12,386	1,473,703	—	—
4	1,364,194	43,997	1,320,197	152,219	12,285	1,484,702	—	—
5	1,305,759	30,285	1,275,473	138,383	12,285	1,426,143	—	—
6	1,462,119	36,753	1,425,365	147,437	12,185	1,584,988	—	—
7	1,344,747	23,226	1,321,521	134,305	12,185	1,468,012	—	—
8	1,334,279	25,217	1,309,061	134,646	12,185	1,453,893	—	—
9	1,312,103	28,097	1,284,005	134,344	12,185	1,433,536	—	—
10	1,384,647	34,767	1,349,879	141,439	12,085	1,503,404	—	—
11	1,346,290	53,308	1,292,981	159,579	12,085	1,464,646	—	—
12	1,641,851	50,451	1,591,400	167,313	12,085	1,771,428	351,039	2,122,467
5.								
1	1,443,821	45,177	1,398,644	150,248	11,980	1,560,872	352,928	1,913,801
2	1,294,914	38,752	1,256,161	142,530	11,980	1,410,672	349,122	1,759,795
3	1,287,300	33,504	1,253,795	139,033	11,980	1,404,809	344,325	1,749,134
4	1,263,156	27,594	1,235,561	134,442	11,980	1,381,984	338,214	1,720,199
5	1,186,258	18,370	1,167,888	125,261	11,880	1,305,030	333,992	1,639,023
6	1,291,261	19,677	1,271,584	126,271	11,880	1,409,736	330,898	1,740,634
7	1,181,737	11,299	1,170,437	117,086	11,880	1,299,404	329,960	1,629,365
8	1,165,424	12,091	1,153,332	114,964	11,780	1,280,077	330,001	1,610,078
9	1,124,903	12,615	1,112,287	110,804	11,780	1,234,872	328,444	1,563,316
10	1,183,721	11,912	1,171,809	109,361	11,780	1,292,950	326,218	1,619,169
11	1,191,337	20,109	1,171,228	119,509	11,780	1,302,517	324,009	1,626,527
12	1,436,295	22,404	1,413,890	130,518	11,680	1,556,089	333,116	1,889,206
6.								
1	1,213,445	18,491	1,194,954	120,590	11,680	1,327,224	331,895	1,659,119
2	1,188,374	19,158	1,169,215	118,669	11,680	1,299,565	330,625	1,630,191

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調(続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小額 紙幣	計	補助 貨幣	合計
	発行高	銀行券準備 充当高	差引 流通高					
6. 3	1,169,077	17,059	1,152,018	119,383	11,680	1,283,081	325,961	1,609,042
4	1,146,505	15,084	1,131,420	119,795	11,680	1,262,896	321,696	1,584,592
5	1,077,759	11,649	1,066,109	112,654	11,580	1,190,344	316,947	1,507,291
6	1,161,434	12,106	1,149,327	112,060	11,580	1,272,968	314,574	1,587,542
7	1,087,039	10,388	1,076,650	108,596	11,580	1,196,826	314,059	1,510,886
8	1,097,099	11,176	1,085,922	107,367	11,580	1,204,870	316,779	1,521,649
9	1,053,707	12,164	1,041,543	107,743	11,580	1,160,866	315,229	1,476,096
10	1,093,169	13,932	1,079,237	110,731	11,580	1,201,548	314,494	1,516,042
11	1,102,204	17,186	1,085,018	125,519	11,480	1,222,018	315,248	1,537,267
12	1,330,575	18,520	1,312,054	145,324	11,480	1,468,858	329,667	1,798,526
7. 1	1,186,966	16,118	1,170,847	135,467	11,480	1,317,794	330,110	1,647,904
2	1,111,151	13,400	1,097,751	122,837	11,480	1,232,068	327,034	1,559,102
3	1,138,050	12,808	1,125,242	122,273	11,480	1,258,996	322,539	1,581,535
4	1,127,707	13,107	1,114,599	121,562	11,480	1,247,641	318,900	1,566,542
5	1,058,569	10,652	1,047,917	113,273	11,480	1,172,670	315,461	1,488,131
6	1,120,013	12,005	1,108,008	118,596	11,380	1,237,984	311,340	1,549,325
7	1,057,481	10,238	1,047,243	113,871	11,380	1,172,494	310,853	1,483,347
8	1,072,761	12,330	1,060,430	120,991	11,380	1,192,801	314,193	1,506,995
9	1,075,232	17,258	1,057,973	122,705	11,380	1,192,059	314,117	1,506,176
10	1,139,926	22,010	1,117,916	130,480	11,380	1,259,776	316,859	1,576,636
11	1,154,657	37,900	1,116,756	154,946	11,380	1,283,083	321,680	1,604,763
12	1,426,158	52,539	1,373,619	177,242	11,380	1,562,241	343,435	1,905,676
8. 1	1,243,837	38,688	1,205,149	156,593	11,260	1,373,002	346,435	1,719,437
2	1,156,013	38,518	1,117,494	151,724	11,260	1,280,479	343,313	1,623,792
3	1,170,857	37,483	1,133,373	150,165	11,260	1,294,798	339,055	1,633,854
4	1,179,886	42,273	1,137,612	151,410	11,260	1,300,282	337,120	1,637,403
5	1,125,795	34,854	1,090,941	145,103	11,260	1,247,305	334,163	1,581,468
6	1,269,878	39,152	1,230,726	152,830	11,260	1,394,816	333,267	1,728,084
7	1,184,336	34,206	1,150,129	146,711	11,260	1,308,101	334,357	1,642,459
8	1,231,136	36,928	1,194,208	149,936	11,260	1,355,404	341,509	1,696,914
9	1,184,408	44,216	1,140,191	157,355	11,260	1,308,807	343,934	1,652,742
10	1,231,524	46,364	1,185,159	161,755	11,260	1,358,174	345,919	1,704,093
11	1,240,095	60,164	1,179,931	179,009	11,260	1,370,201	348,339	1,718,540
12	1,544,797	74,329	1,470,467	197,169	11,260	1,678,897	372,112	2,051,010
9. 1	1,323,963	62,945	1,261,018	183,879	11,160	1,456,057	371,442	1,827,499
2	1,280,169	61,982	1,218,186	178,264	11,160	1,407,611	371,241	1,778,853
3	1,270,600	57,429	1,213,170	176,483	11,160	1,400,814	366,162	1,766,976
4	1,290,709	59,411	1,231,297	182,094	11,160	1,424,551	363,265	1,787,817

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調(続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小額 紙幣	計	補助 貨幣	合計
	発行高	銀行券準備 充当高	差引 流通高					
昭和								
9. 5	1,221,296	50,474	1,170,822	168,019	11,160	1,350,002	359,471	1,709,474
6	1,294,504	51,123	1,243,381	173,491	11,160	1,428,033	357,947	1,785,981
7	1,241,429	48,218	1,193,210	173,234	11,160	1,377,604	357,633	1,735,237
8	1,232,996	51,779	1,181,217	178,327	11,160	1,370,704	363,688	1,734,393
9	1,223,466	56,782	1,166,684	184,430	11,160	1,362,274	362,961	1,725,236
10	1,289,502	67,127	1,222,375	197,379	11,160	1,430,914	363,581	1,794,495
11	1,318,665	99,622	1,219,042	226,885	11,160	1,457,088	366,099	1,823,187
12	1,627,349	89,160	1,538,188	255,111	11,160	1,804,460	389,704	2,194,164
10. 1	1,449,147	102,281	1,364,866	237,789	11,160	1,595,816	389,928	1,985,744
2	1,327,417	91,956	1,235,461	221,314	11,160	1,467,935	384,922	1,852,858
3	1,334,071	87,036	1,247,034	216,054	11,160	1,474,249	380,684	1,854,934
4	1,354,970	95,344	1,259,625	215,981	11,160	1,486,767	377,176	1,863,944
5	1,280,854	79,234	1,201,619	201,954	11,160	1,414,733	374,430	1,789,164
6	1,376,245	78,328	1,297,917	206,169	11,160	1,515,646	374,373	1,890,019
7	1,305,692	71,525	1,234,167	199,647	11,160	1,444,974	374,871	1,819,846
8	1,296,296	65,545	1,230,750	201,792	11,160	1,443,703	378,535	1,822,238
9	1,322,003	79,255	1,242,747	212,779	11,160	1,466,687	377,445	1,844,132
10	1,390,428	85,568	1,304,860	233,112	11,160	1,549,132	378,816	1,927,949
11	1,442,778	138,882	1,303,896	269,643	11,040	1,584,580	381,040	1,965,620
12	1,766,555	158,685	1,607,870	290,968	11,040	1,909,878	407,118	2,316,996
11. 1	1,480,977	124,718	1,356,259	251,531	11,040	1,618,830	406,403	2,025,234
2	1,657,008	113,067	1,543,941	235,219	11,040	1,790,200	400,732	2,190,933
3	1,428,037	105,688	1,322,349	229,901	11,040	1,563,290	395,020	1,958,310
4	1,437,642	109,091	1,328,550	232,980	11,040	1,572,571	392,865	1,965,436
5	1,371,255	92,867	1,278,387	221,559	11,040	1,510,987	388,872	1,899,860
6	1,490,781	90,697	1,400,083	223,348	11,040	1,634,472	387,400	2,021,872
7	1,400,677	74,697	1,325,979	215,587	10,990	1,552,556	386,037	1,938,594
8	1,474,770	74,090	1,400,679	216,923	10,990	1,628,593	392,213	2,020,807
9	1,423,325	83,721	1,339,603	220,468	10,990	1,571,062	392,856	1,963,918
10	1,452,967	76,239	1,376,727	225,681	10,990	1,613,399	395,119	2,008,518
11	1,503,986	126,729	1,377,256	263,272	10,990	1,651,518	398,671	2,050,190
12	1,865,703	109,220	1,756,482	289,791	10,990	2,057,264	427,780	2,485,044
12. 1	1,586,001	87,905	1,498,096	267,822	10,990	1,776,909	426,143	2,203,052
2	1,528,617	76,474	1,452,143	246,550	10,990	1,709,683	422,312	2,131,996
3	1,569,296	83,891	1,485,404	241,614	10,965	1,737,984	417,448	2,155,432
4	1,592,548	73,535	1,519,013	243,375	10,965	1,773,353	416,157	2,189,511
5	1,515,144	93,167	1,421,977	229,159	10,965	1,662,101	414,041	2,076,143
6	1,640,832	58,175	1,582,657	226,956	10,965	1,820,578	414,782	2,235,361

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調(続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小 額 紙 幣	計	補 助 貨 幣	合 計	
	発行高	銀行券準 備充当高	差 引 流 通 高						
昭和									
12.	7	1,579,961	65,158	1,514,803	235,256	10,965	1,761,024	417,218	2,178,243
	8	1,660,103	69,840	1,590,262	263,312	10,965	1,864,539	426,067	2,290,606
	9	1,708,657	118,286	1,590,370	284,090	10,965	1,885,426	428,773	2,314,199
	10	1,786,644	149,127	1,637,517	314,316	10,965	1,962,798	429,861	2,392,659
	11	1,877,736	192,282	1,685,453	360,588	10,965	2,057,007	435,653	2,492,660
	12	2,305,070	224,515	2,080,555	391,534	10,965	2,483,054	471,643	2,954,698
13.	1	2,049,107	199,828	1,849,279	382,213	10,965	2,242,458	472,894	2,715,352
	2	1,929,700	193,819	1,735,881	361,389	10,965	2,108,235	466,879	2,575,114
	3	1,950,559	183,212	1,767,347	356,774	10,935	2,135,056	463,185	2,598,242
	4	1,986,291	197,687	1,788,604	359,825	10,935	2,159,365	462,140	2,621,505
	5	1,955,257	196,139	1,759,118	354,207	10,935	2,124,260	460,083	2,584,343
	6	2,074,125	192,707	1,881,417	359,637	10,917	2,251,972	451,447	2,703,420
	7	2,042,876	204,323	1,838,552	370,389	18,308	2,227,250	452,828	2,680,078
	8	2,071,104	215,961	1,855,143	375,292	25,191	2,255,626	455,415	2,711,042
	9	2,094,976	219,534	1,875,441	381,291	32,809	2,289,542	452,123	2,741,665
	10	2,182,801	234,887	1,947,914	392,015	42,356	2,382,286	450,277	2,832,563
	11	2,278,900	273,974	2,004,925	437,064	52,367	2,494,358	448,170	2,942,529
	12	2,754,923	280,789	2,474,134	461,996	88,838	3,024,969	452,595	3,477,565
14.	1	2,384,872	269,826	2,115,046	437,101	91,112	2,643,260	446,641	3,089,902
	2	2,389,107	261,563	2,127,543	425,484	98,059	2,651,087	441,382	3,092,470
	3	2,401,069	251,980	2,149,088	416,363	103,187	2,668,640	432,842	3,101,482
	4	2,413,089	264,911	2,148,178	424,122	113,714	2,686,015	423,175	3,109,190
	5	2,286,117	180,537	2,105,639	419,841	123,085	2,648,566	413,086	3,061,653
	6	2,522,616	182,332	2,340,284	431,675	137,947	2,909,907	405,873	3,315,781
	7	2,476,287	198,455	2,286,831	440,002	149,289	2,876,124	403,089	3,279,213
	8	2,579,936	208,215	2,371,720	452,387	169,675	2,993,783	398,233	3,392,016
	9	2,633,862	228,064	2,405,798	472,803	177,863	3,056,465	393,462	3,449,927
	10	2,806,100	252,030	2,554,070	496,290	187,955	3,238,336	390,688	3,629,005
	11	2,946,115	274,498	2,671,617	544,261	202,615	3,418,493	388,363	3,806,857
	12	3,679,030	285,337	3,393,693	615,155	248,766	4,257,614	396,598	4,654,213
15.	1	3,277,702	296,886	2,980,816	593,643	251,283	3,825,743	394,903	4,220,646
	2	3,177,447	276,487	2,900,960	591,375	247,357	3,739,693	393,445	4,133,139
	3	3,311,183	287,240	3,023,943	608,451	246,493	3,878,888	390,144	4,269,032
	4	3,460,635	318,366	3,142,268	623,081	251,675	4,017,025	391,265	4,408,291
	5	3,405,725	304,309	3,101,416	597,141	257,592	3,956,150	387,609	4,343,759
	6	3,597,152	216,862	3,380,289	614,559	270,823	4,265,671	387,736	4,653,407
	7	3,493,502	226,840	3,266,662	598,609	281,270	4,146,541	389,271	4,535,812
	8	3,532,627	255,884	3,276,742	624,351	295,677	4,196,771	392,815	4,589,587

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調(続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小 額 紙 幣	計	補 助 貨 幣	合 計	
	発行高	銀行券準 備充当高	差 引 流 通 高						
昭和									
15.	9	3,604,702	290,987	3,313,714	635,518	298,795	4,248,127	393,171	4,641,299
	10	3,735,363	284,720	3,450,643	641,259	304,562	4,396,465	394,820	4,791,286
	11	3,874,403	303,919	3,570,483	676,571	315,815	4,562,870	397,585	4,960,456
	12	4,777,429	324,543	4,452,885	780,218	360,347	5,593,451	406,763	6,000,215
16.	1	4,184,760	265,547	3,919,212	730,147	358,382	5,007,743	407,527	5,415,270
	2	4,123,555	272,515	3,851,039	723,251	354,410	4,928,701	406,731	5,335,433
	3	4,229,021	286,078	3,942,943	720,712	352,039	5,015,745	407,110	5,422,855
			(182,600)						
	4	4,085,428	64,442	4,020,985	721,508	353,586	5,096,080	409,749	5,505,829
	5	3,962,699	57,270	3,905,429	697,801	354,371	4,957,602	411,625	5,369,227
	6	4,247,048	49,798	4,197,250	707,135	362,760	5,269,147	414,228	5,681,375
	7	4,332,702	51,597	4,281,145	710,313	373,533	5,364,952	417,065	5,782,017
	8	4,566,152	52,220	4,513,931	750,884	391,074	5,655,890	421,414	6,077,305
	9	4,619,322	48,770	4,570,552	771,289	397,081	5,738,923	422,991	6,161,915
	10	4,742,822	50,979	4,691,843	775,775	405,706	5,873,325	428,348	6,301,673
	11	4,902,871	54,009	4,848,862	831,646	417,887	6,098,596	432,570	6,531,166
	12	5,978,816	54,069	5,924,746	994,451	464,974	7,384,172	442,570	7,826,743
17.	1	5,256,191	57,518	5,198,673	942,649	460,109	6,601,432	444,276	7,045,709
	2	5,263,446	61,988	5,201,458	934,400	455,981	6,591,839	443,159	7,034,999
	3	5,305,839	65,186	5,240,652	914,525	451,784	6,606,963	442,306	7,049,270
	4	5,352,548	67,612	5,284,935	920,970	449,766	6,655,672	442,168	7,097,841
	5	5,276,244	74,793	5,201,451	—	448,552	—	**449,030	—
	6	5,545,131	78,148	5,466,983	—	456,485	—	450,989	—
	7	5,431,376	82,526	5,348,850	—	461,144	—	452,238	—
	8	5,510,345	84,781	5,425,564	—	472,037	—	455,499	—
	9	5,527,635	73,654	5,453,981	—	476,996	—	456,679	—
	10	5,702,287	74,488	5,627,799	—	483,384	—	457,508	—
	11	5,912,227	75,441	5,836,786	—	494,440	—	461,411	—
	12	7,148,685	78,247	7,070,438	1,197,921	546,201	8,814,561	459,731	9,274,293
18.	1	6,513,824	80,144	6,433,680	—	546,451	—	428,040	—
	2	6,565,700	85,909	6,479,791	—	543,020	—	401,824	—
	3	6,822,828	89,795	6,733,033	—	541,596	—	389,512	—
	4	6,974,911	89,133	6,885,778	—	541,841	—	379,886	—
	5	6,967,491	85,675	6,881,816	—	543,051	—	376,936	—
	6	6,363,875	84,096	6,279,779	—	551,708	—	372,971	—
	7	6,323,028	91,747	6,231,281	—	557,180	—	372,127	—
	8	6,476,841	86,928	6,389,913	—	568,556	—	374,269	—
	9	6,672,830	81,643	6,591,187	—	579,533	—	374,692	—
	10	6,057,981	91,931	5,966,050	—	588,113	—	374,515	—

* 16.4 以降鮮銀券、台銀券の発行準備に日本銀行預金に加えられたので、銀行券準備充当の減額が可能となつた。カッコ内は日本銀行預金高

** 17.5 以降は日本銀行『戦時中金融統計要覧』による。

第三表 兌換銀行券発行高及正貨、保証準備高調 (単位 千円)

	発行高	正貨準備			保証準備
		金貨	金地金	計	
大正 1	448,921	106,447	140,575	247,023	201,898
2	426,388	102,568	121,796	224,365	202,022
3	385,589	97,247	120,989	218,237	167,352
4	430,138	86,819	161,598	248,417	181,720
5	601,224	96,915	313,603	410,519	190,705
6	831,371	637,006	512,611	649,618	181,753
7	1,144,739	201,149	511,776	712,925	431,813
8	1,555,100	237,752	714,223	951,976	603,124
9	1,439,240	248,839	997,848	1,246,688	192,551
10	1,546,545	249,581	995,992	1,245,574	300,971
11	1,558,402	183,413	880,473	1,063,886	494,515
12	1,703,596	183,498	873,973	1,057,471	646,124
13	1,662,315	250,455	808,568	1,059,024	603,291
14	1,631,783	250,428	806,569	1,056,998	514,785
大正 15. 1	1,387,764	250,426	806,569	1,056,996	330,767
2	1,293,005	250,425	806,703	1,057,128	235,877
3	1,267,349	250,423	806,703	1,057,126	219,222
4	1,246,063	251,427	806,703	1,058,130	187,932
5	1,193,279	251,423	806,703	1,058,127	135,152
6	1,388,010	251,422	806,703	1,058,125	329,884
7	1,264,561	251,418	806,705	1,058,123	206,437
8	1,256,897	251,417	806,705	1,058,122	198,774
9	1,246,197	251,417	806,707	1,058,125	188,072
10	1,287,906	251,417	806,712	1,058,130	229,776
11	1,283,026	251,416	806,714	1,058,131	224,894
12	1,569,708	251,414	806,716	1,058,131	511,576
昭和 2. 1	1,420,149	251,414	806,718	1,058,132	362,016
2	1,259,166	251,412	806,719	1,058,132	201,034
3	1,355,036	251,411	806,721	1,058,132	296,903
4	2,037,060	251,409	811,305	1,062,715	974,344
5	1,426,912	251,408	811,306	1,062,715	364,197
6	1,464,604	251,407	811,306	1,062,713	401,890
7	1,332,562	251,406	811,306	1,062,712	269,849
8	1,287,672	252,920	809,794	1,062,714	224,958
9	1,270,304	252,919	809,801	1,062,721	207,582
10	1,337,672	252,919	809,806	1,062,726	274,946
11	1,337,816	252,919	809,812	1,062,731	275,085
12	1,682,390	252,918	809,818	1,062,737	619,653
3. 1	1,424,595	252,917	809,819	1,062,737	362,858
2	1,330,420	252,919	809,819	1,062,736	267,684
3	1,354,782	252,916	809,819	1,062,735	292,046
4	1,362,638	252,916	809,819	1,062,735	299,903
5	1,299,982	252,918	809,819	1,062,737	237,244
6	1,462,655	252,919	809,819	1,062,738	399,916
7	1,330,997	252,918	809,819	1,062,737	268,259
8	1,371,854	252,917	809,819	1,062,736	309,117
9	1,308,196	252,917	809,819	1,062,736	245,460
10	1,396,988	252,916	809,819	1,062,735	334,253
11	1,389,307	252,917	809,819	1,062,736	326,570
12	1,739,096	252,816	808,820	1,061,636	677,459

第二表 銀行券、紙幣及補助貨幣流通高調 (続き) (単位 千円)

	日本銀行兌換券			朝鮮 台湾 銀行券	小額 紙幣	計	補助 貨幣	合計
	発行高	銀行券準備 補充当高	差引 流通高					
昭和 18. 11	8,474,148	97,422	8,376,726	—	602,648	—	374,601	—
12	10,266,161	81,618	10,184,543	1,882,331	653,783	12,720,658	378,827	13,099,486
19. 1	9,716,810	84,083	9,632,727	—	654,135	—	374,893	—
2	10,179,557	65,862	10,113,695	—	653,379	—	369,092	—
3	10,992,098	64,485	10,927,613	—	657,176	—	352,876	—
4	11,417,546	86,157	11,331,389	—	673,046	—	369,703	—
5	11,635,420	96,757	11,538,663	—	677,408	—	368,510	—
6	12,323,189	74,558	12,248,631	—	693,504	—	375,744	—
7	12,657,826	64,198	12,593,628	—	708,553	—	375,961	—
8	13,182,924	68,647	13,114,277	—	723,316	—	364,452	—
9	13,727,258	71,274	13,655,984	—	736,738	—	348,375	—
10	14,428,605	71,488	14,357,117	—	755,434	—	383,247	—
11	15,256,837	64,330	15,192,507	—	770,207	—	386,168	—
12	17,745,992	17,084	17,728,908	3,931,773	811,239	22,471,922	384,891	22,856,313
20. 1	17,113,927	19,809	17,094,118	4,091,377	826,430	22,011,926	380,315	22,392,242
2	17,840,819	19,814	17,821,005	4,337,348	840,490	22,998,844	361,063	23,359,908
3	20,525,803	33,573	20,492,230	4,595,427	848,039	25,935,697	338,729	26,274,427
4	22,129,028	—	—	4,911,183	851,181	—	336,309	—
5	23,207,129	—	—	5,256,899	850,565	—	321,866	—
6	26,181,131	—	—	—	857,882	—	307,866	—
7	28,456,262	—	—	5,750,926	868,435	—	313,085	—
8	42,300,101	—	—	10,272,014	877,501	(53,449,617)	320,772	(53,770,390)
9	41,426,128	—	—	—	881,073	42,307,201	318,609	42,625,811
10	43,188,416	—	—	—	882,744	44,071,160	328,275	44,399,436
11	47,748,891	—	—	—	882,743	48,631,634	313,772	48,945,407
12	55,440,720	—	—	—	896,496	56,337,217	322,293	56,659,510

日本銀行券は、日本銀行『戦時中の金融統計要覧』および発券局調の計数による。

大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

朝鮮銀行券、台湾銀行券は『金融事項参考書』による。

小額紙幣は『金融事項参考書』、理財局総務課所蔵資料による。

補助貨幣は『金融事項参考書』、理財局『議会参考書』による。

20年9月以降は鮮銀券、台銀券を除いた計算である。同8月は準備充当金を除かない合計額なのでカツコをつけた。

第三表 兌換銀行券発行高及正貨、保証準備高調(続き) (単位 千円)

	発行高	正貨準備			保証準備
		正貨	金地金	計	
昭和 4. 1	1,457,799	252,917	809,119	1,062,036	395,763
2	1,358,444	252,916	808,820	1,061,736	296,708
3	1,353,985	252,915	811,319	1,064,234	289,751
4	1,364,194	252,915	811,319	1,064,234	299,960
5	1,305,759	252,915	811,319	1,064,234	241,525
6	1,462,119	252,915	811,319	1,064,234	397,885
7	1,344,747	252,914	808,820	1,061,734	283,012
8	1,334,279	252,914	808,822	1,061,736	272,542
9	1,312,103	252,914	808,822	1,061,736	250,366
10	1,384,647	252,913	809,575	1,062,488	322,159
11	1,346,290	252,914	811,403	1,064,317	281,972
12	1,641,851	252,913	819,359	1,072,273	569,578
5. 1	1,443,821	209,359	833,628	1,042,988	400,833
2	1,294,914	135,581	821,510	957,091	337,822
3	1,287,300	121,782	787,093	908,875	378,425
4	1,263,156	132,499	756,847	889,346	373,809
5	1,186,258	139,835	730,765	890,601	315,657
6	1,291,261	163,748	707,618	871,366	419,894
7	1,181,737	170,890	711,205	882,096	299,640
8	1,165,424	150,980	716,908	867,889	297,535
9	1,124,903	149,987	715,138	865,126	259,776
10	1,183,721	175,142	655,280	830,423	353,298
11	1,191,337	—	—	820,106	371,231
12	1,436,295	220,750	605,248	825,998	610,297
6. 1	1,213,445	247,227	584,976	832,204	381,240
2	1,188,374	264,618	571,627	836,242	352,131
3	1,169,077	259,377	573,970	833,347	335,730
4	1,146,505	264,661	575,449	840,111	306,393
5	1,077,759	278,478	568,940	847,419	230,339
6	1,161,434	275,991	575,731	851,723	309,710
7	1,087,039	288,052	538,433	826,485	260,554
8	1,097,099	288,052	526,702	814,754	282,344
9	1,053,707	287,886	530,448	818,335	235,372
10	1,093,169	282,748	403,324	686,073	407,096
11	1,102,204	271,115	271,600	542,716	559,487
12	1,330,575	239,567	229,982	469,549	861,025
7. 1	1,186,966	228,612	201,940	430,553	756,413
2	1,111,151	230,412	200,148	430,563	640,591
3	1,138,050	230,414	199,148	429,562	708,488
4	1,127,707	230,415	198,648	429,063	698,643
5	1,058,569	230,416	198,648	429,065	629,504
6	1,120,013	230,417	198,648	429,065	690,948
7	1,057,481	230,418	198,648	429,066	628,415
8	1,072,761	230,418	198,648	429,066	643,694
9	1,075,232	230,418	198,648	429,067	646,165
10	1,139,926	230,418	198,648	429,067	710,859
11	1,154,657	230,419	198,648	429,067	726,589
12	1,426,158	230,419	194,649	425,068	1,001,090

第三表 兌換銀行券発行高及正貨、保証準備高調(続き) (単位 千円)

	発行高	正貨準備			保証準備
		金貨	金地金	計	
昭和 8. 1	1,243,837	230,419	194,649	425,068	818,769
2	1,156,013	230,419	194,649	425,068	730,944
3	1,170,857	230,419	194,649	425,068	745,788
4	1,179,886	230,419	194,649	425,068	754,817
5	1,125,795	230,419	194,649	425,069	700,726
6	1,269,878	230,419	194,649	425,069	844,809
7	1,184,336	230,420	194,649	425,069	759,267
8	1,231,136	230,420	194,649	425,069	806,067
9	1,184,408	230,420	194,649	425,069	759,339
10	1,231,524	230,420	194,649	425,069	806,454
11	1,240,095	230,420	194,649	425,069	815,026
12	1,544,797	230,420	194,649	425,069	1,119,728
9. 1	1,323,963	230,420	194,649	425,069	898,894
2	1,280,169	230,420	194,649	425,069	855,099
3	1,270,600	230,420	194,649	425,069	845,530
4	1,290,709	230,420	198,254	428,675	862,034
5	1,221,296	230,420	222,554	452,975	768,321
6	1,294,504	230,420	225,083	455,504	839,000
7	1,241,429	230,420	226,513	456,933	784,496
8	1,232,996	230,420	228,096	458,516	774,480
9	1,223,466	230,420	229,607	460,028	763,438
10	1,289,502	230,420	231,825	462,246	827,256
11	1,318,665	230,420	233,914	464,335	854,330
12	1,627,349	230,420	235,917	466,338	1,161,010
10. 1	1,449,147	230,420	237,993	468,413	980,734
2	1,327,417	230,420	240,186	470,606	856,811
3	1,334,071	230,421	241,600	472,021	862,049
4	1,354,970	230,421	243,765	474,187	880,783
5	1,280,854	230,421	247,459	477,881	802,972
6	1,376,245	230,422	251,594	482,016	894,228
7	1,305,692	230,422	255,417	485,840	819,852
8	1,296,296	230,422	259,248	489,670	806,625
9	1,322,003	230,422	262,197	492,620	829,383
10	1,390,428	230,422	265,351	495,773	894,654
11	1,442,778	230,422	269,315	499,737	943,040
12	1,766,555	230,422	273,642	504,065	1,262,490
11. 1	1,480,977	230,422	276,571	506,994	973,983
2	1,657,008	230,422	280,111	510,533	1,146,474
3	1,428,037	230,422	282,172	512,595	915,441
4	1,437,642	230,422	285,079	515,502	922,139
5	1,371,255	230,422	289,511	519,934	851,320
6	1,490,781	230,422	293,680	524,103	966,678
7	1,400,677	230,422	298,759	529,182	871,494
8	1,474,770	230,426	302,735	533,161	941,609
9	1,423,325	230,426	306,181	536,607	886,717
10	1,452,967	230,426	309,769	540,195	912,771
11	1,503,986	230,426	313,900	544,326	959,660
12	1,865,703	230,426	317,916	548,342	1,317,360

第三表 兌換銀行券発行高及正貨、保証準備高調(続き) (単位 千円)

	発行高	正貨準備			保証準備
		金貨	金地	金計	
昭和 12. 1	1,586,001	230,426	322,149	552,575	1,033,426
2	1,528,617	230,426	325,627	556,054	972,563
3	1,569,296	230,426	309,856	540,282	1,029,013
4	1,592,548	230,426	313,228	543,654	1,048,894
5	1,515,144	230,426	305,525	535,952	979,192
6	1,640,832	230,426	294,081	524,508	1,116,323
7	1,579,961	230,426	258,009	488,436	1,091,524
8	1,660,103	595,883	205,116	801,000	856,102
9	1,708,657	602,183	198,818	801,001	907,656
10	1,786,644	602,183	198,818	801,001	985,643
11	1,877,736	602,183	198,818	801,001	1,076,734
12	2,305,070	611,558	189,443	801,002	1,504,068
13. 1	2,049,107	611,558	189,443	801,002	1,248,105
2	1,929,700	611,558	189,443	801,002	1,128,698
3	1,950,559	611,559	189,443	801,002	1,149,556
4	1,986,291	611,561	189,443	801,005	1,185,286
5	1,955,257	661,790	189,443	801,233	1,154,023
6	2,074,125	611,842	189,443	801,286	1,272,838
7	2,042,876	449,404	51,882	501,286	1,541,590
8	2,071,104	449,404	51,882	501,286	1,569,818
9	2,094,976	449,404	51,882	501,286	1,593,689
10	2,182,801	449,404	51,882	501,286	1,681,515
11	2,278,900	449,404	51,882	501,287	1,777,613
12	2,754,923	449,404	51,882	501,287	2,253,636
14. 1	2,384,872	449,404	51,882	501,287	1,883,585
2	2,389,107	449,404	51,882	501,287	1,887,820
3	2,401,069	415,269	86,017	501,287	1,899,782
4	2,413,089	415,269	86,017	501,287	1,911,802
5	2,286,177	415,269	86,017	501,287	1,784,890
6	2,522,616	415,269	86,017	501,287	2,021,329
7	2,476,287	415,269	86,017	501,287	1,975,000
8	2,579,936	364,066	137,220	501,287	2,078,648
9	2,633,862	364,066	137,220	501,287	2,132,575
10	2,806,100	364,066	137,220	501,287	2,304,813
11	2,946,115	193,390	307,896	501,287	2,444,828
12	3,679,030	193,390	307,896	501,287	3,177,743
15. 1	3,277,702	193,390	307,896	501,287	2,776,415
2	3,177,447	193,390	307,896	501,287	2,676,159
3	3,311,183	193,390	307,896	501,287	2,809,896
4	3,460,635	193,390	307,896	501,287	2,959,348
5	3,405,725	193,390	307,896	501,287	2,904,438
6	3,597,152	193,390	307,896	501,287	3,095,865
7	3,493,502	193,390	307,896	501,287	2,992,215
8	3,532,627	193,390	307,896	501,287	3,031,340
9	3,604,702	193,390	307,896	501,287	3,103,415
10	3,735,363	193,390	307,896	501,287	3,234,076
11	3,874,403	193,390	307,896	501,287	3,373,116
12	4,777,429	193,390	307,896	501,287	4,276,142
16. 1	4,184,760	193,390	307,896	501,287	3,683,473
2	4,123,555	193,390	307,896	501,287	3,622,267
3	4,229,021	154,600	346,686	501,287	3,727,734

備考：大蔵省理財局、各議会『議会参考書』による。

第四表 兌換銀行券保証準備在高調(各月末) (単位 千円)

	諸公債証券	政府証券	諸証券	商業手形	合計
大正* 1	76,854	25,980	58,549	40,513	201,898
2	39,683	22,000	92,839	47,500	202,022
3	49,822	22,000	77,629	17,900	167,352
* 4	25,413	22,000	119,795	14,511	181,720
5	15,300	22,000	153,405	0	190,705
6	18,900	22,000	140,853	0	181,753
7	18,600	22,000	337,861	53,352	431,813
8	48,444	22,000	252,241	280,438	603,124
9	70,012	22,000	43,641	56,897	192,551
10	47,358	22,000	62,156	169,456	300,971
11	0	36,300	212,003	246,211	494,515
12	126,482	22,000	205,607	292,034	646,124
13	123,740	22,000	182,705	274,845	603,291
14	48,320	22,000	253,992	250,472	574,785
大正 15. 1	29,840	22,000	181,267	97,660	330,767
2	0	22,000	147,029	66,847	235,877
3	0	22,000	98,822	98,400	219,222
4	0	22,000	58,635	107,297	187,932
5	0	22,000	15,685	97,466	135,152
6	58,880	22,000	52,748	196,255	329,884
7	39,048	22,000	53,689	91,699	206,437
8	82,696	22,000	46,332	47,745	198,774
9	66,048	22,000	50,583	49,440	188,072
10	97,840	22,000	58,981	50,955	229,776
11	83,920	22,000	68,530	50,444	224,894
12	134,480	22,000	82,000	273,095	511,576
昭和 2. 1	149,352	22,000	76,641	114,023	362,016
2	29,120	22,000	61,315	88,598	201,034
3	79,488	22,000	53,620	141,795	296,903
4	183,470	22,000	24,617	744,256	974,344
5	127,824	22,000	24,700	189,673	364,197
6	110,010	22,000	38,337	231,542	401,890
7	73,660	22,000	27,645	146,543	269,849
8	18,456	22,000	25,775	158,727	224,958
9	57,032	22,000	24,700	103,850	207,582
10	56,680	22,000	24,700	171,566	274,946
11	52,179	22,000	46,754	154,151	275,085
12	116,431	22,000	95,118	386,602	619,653
3. 1	85,750	22,000	37,822	217,285	362,858
2	66,672	22,000	34,241	144,770	267,684
3	58,097	22,000	34,200	177,749	292,046
4	58,022	22,000	31,856	188,024	299,903
5	5,393	22,000	32,925	176,926	237,244
6	126,600	22,000	24,700	226,616	399,916
7	78,375	22,000	24,700	143,183	268,259
8	77,315	22,000	40,278	169,524	309,117
9	68,000	22,000	44,456	111,003	245,460
10	75,920	22,000	53,706	182,626	334,253
11	75,920	22,000	24,700	203,950	326,570
12	75,920	22,000	58,205	521,334	677,459

* 鉄道証券、大蔵省証券は諸公債証券に加算計上。

第四表 兌換銀行券保証準備在高調 (各月末) (続き) (単位 千円)

	諸公債証券	政府証券	諸証券	商業手形	合計
昭和 4. 1	61,120	22,000	31,219	272,468	386,807
2	56,720	22,000	24,700	193,288	296,708
3	55,600	22,000	33,272	178,879	289,751
4	55,600	22,000	24,700	197,660	299,960
5	95,922	22,000	24,700	98,903	241,525
6	90,623	22,000	24,700	260,561	397,885
7	80,223	22,000	24,700	156,089	283,012
8	68,850	22,000	24,700	156,992	272,542
9	54,400	22,000	24,700	149,266	250,366
10	75,400	22,000	24,700	200,159	322,159
11	75,400	22,000	24,700	159,872	281,972
12	139,804	22,000	54,733	353,040	569,578
5. 1	101,880	22,000	35,590	241,362	400,833
2	100,143	22,000	24,700	190,979	337,822
3	100,143	22,000	31,193	225,088	378,425
4	65,188	22,000	35,659	250,962	373,809
5	65,188	22,000	37,987	190,481	315,657
6	65,188	22,000	28,293	304,413	419,894
7	65,188	22,000	37,194	175,258	299,640
8	65,188	22,000	36,440	173,906	297,535
9	74,958	22,000	24,700	138,118	259,776
10	74,958	22,000	39,809	216,531	353,298
11	74,958	22,000	52,626	221,647	371,231
12	114,862	22,000	87,002	386,431	610,297
6. 1	90,142	22,000	24,700	244,398	381,240
2	90,142	22,000	24,700	215,289	352,131
3	105,142	22,000	37,775	170,812	335,730
4	105,142	22,000	38,521	140,730	306,393
5	108,511	22,000	38,058	61,770	230,339
6	96,796	22,000	36,384	154,530	309,710
7	96,796	22,000	38,467	103,291	260,554
8	96,796	22,000	26,673	136,875	282,344
9	70,626	22,000	37,706	105,040	235,372
10	61,026	22,000	84,060	240,009	407,096
11	61,026	22,000	69,081	407,380	559,487
12	158,831	22,000	107,459	572,734	861,025
7. 1	100,599	22,000	128,702	505,110	756,413
2	100,599	22,000	142,710	415,281	680,591
3	101,210	36,963	150,566	419,747	708,488
4	108,763	44,542	129,607	415,730	698,643
5	108,763	94,542	81,263	344,935	629,504
6	125,688	94,542	111,587	359,129	690,948
7	106,658	94,542	84,332	342,882	628,415
8	106,674	94,542	99,721	342,757	643,694
9	155,406	94,542	71,070	325,146	645,165
0	250,406	94,542	76,343	289,568	710,859
11	240,906	44,542	54,699	386,441	726,589
12	495,311	44,542	164,371	296,865	1,001,090

第四表 兌換銀行券保証準備在高調 (各月末) (続き) (単位 千円)

	諸公債証券	政府証券	諸証券	商業手形	合計
昭和 8. 1	407,051	22,000	130,626	259,091	818,769
2	396,586	22,000	92,052	220,306	730,944
3	376,213	22,000	54,670	292,904	745,788
4	354,713	22,000	54,666	323,437	754,817
5	311,153	22,000	54,697	312,875	700,726
6	384,910	22,000	163,266	274,633	844,809
7	358,965	22,000	94,658	283,643	759,267
8	278,815	22,000	162,153	343,098	806,067
9	238,768	22,000	160,115	338,456	759,339
10	312,394	22,000	153,884	318,176	806,454
11	316,394	22,000	152,557	324,074	815,026
12	575,074	22,000	173,594	349,059	1,119,728
9. 1	414,944	22,000	142,008	319,941	898,894
2	394,024	22,000	148,436	290,639	855,099
3	344,539	22,000	160,476	318,514	845,530
4	400,328	22,000	127,323	312,382	862,034
5	263,204	45,158	151,855	308,103	768,321
6	386,280	50,797	149,841	252,080	839,000
7	263,139	53,056	149,939	318,361	784,496
8	233,674	54,061	159,204	327,536	774,480
9	220,685	56,717	157,975	328,061	763,438
10	265,715	59,320	163,625	338,594	827,256
11	267,795	61,444	184,716	340,374	854,330
12	567,020	64,765	189,698	339,526	1,161,010
10. 1	419,028	65,520	169,599	326,585	980,734
2	305,005	69,422	180,927	301,455	856,811
3	276,055	72,262	188,702	325,030	862,049
4	431,005	72,982	129,852	246,942	880,783
5	307,158	76,028	146,850	272,935	802,972
6	441,958	83,410	119,512	249,346	894,228
7	339,808	87,222	144,841	247,980	819,852
8	274,208	92,570	178,241	261,604	806,625
9	203,530	97,319	178,109	350,422	829,383
10	274,558	100,870	177,037	342,188	894,654
11	297,991	104,274	189,673	351,100	943,040
12	627,068	111,891	205,560	317,970	1,262,490
11. 1	393,523	116,405	189,413	274,641	973,983
2	332,710	121,277	206,985	485,502	1,146,474
3	251,574	124,669	231,191	328,006	915,441
4	293,090	126,437	185,528	317,083	922,139
5	341,492	130,409	132,872	246,545	851,320
6	413,976	140,580	147,536	264,590	966,678
7	365,307	141,181	109,707	248,297	871,494
8	402,889	152,607	128,047	258,064	941,609
9	317,814	160,500	137,297	271,015	886,717
10	308,314	165,152	157,874	281,430	912,771
11	363,414	168,534	191,467	236,243	959,660
12	704,399	181,854	183,824	247,282	1,317,360

第四表 兌換銀行券保証準備在高調（各月末）（続き）（単位 千円）

	諸公債証券	政府証券	諸証券	商業手形	合計
昭和 12. 1	448,825	181,854	189,065	213,681	1,033,426
2	454,080	188,942	140,809	188,730	972,563
3	473,492	167,752	139,991	247,857	1,029,013
4	465,315	170,420	118,315	294,842	1,048,894
5	606,227	154,079	106,421	212,463	979,192
6	708,552	137,504	75,359	194,907	1,116,323
7	676,520	87,261	106,514	221,229	1,091,524
8	507,771	0	174,671	176,660	859,102
9	439,081	0	210,353	258,220	907,656
10	554,921	0	197,137	233,583	985,643
11	560,541	0	221,180	295,012	1,076,734
12	1,095,458	0	187,828	220,781	1,504,068
13. 1	936,413	0	157,522	154,169	1,248,105
2	875,025	0	110,052	143,620	1,128,698
3	937,265	0	54,697	157,593	1,149,556
4	949,974	0	81,541	153,769	1,185,286
5	886,896	0	57,287	209,839	1,154,023
6	1,042,937	0	46,281	183,619	1,272,838
7	1,016,412	0	350,266	174,911	1,541,590
8	967,048	0	378,219	224,549	1,569,818
9	1,007,633	0	353,250	232,805	1,593,689
10	1,088,543	0	365,224	227,747	1,681,515
11	1,251,803	0	370,708	155,100	1,777,613
12	1,690,911	0	375,507	187,217	2,253,636
14. 1	1,376,107	0	364,721	142,756	1,883,585
2	1,368,408	0	370,234	149,177	1,887,820
3	1,414,088	0	362,922	122,771	1,899,782
4	1,417,271	0	339,700	154,830	1,911,802
5	1,277,594	0	353,461	153,833	1,784,890
6	1,466,241	0	383,142	171,945	2,021,329
7	1,408,241	0	397,549	169,209	1,975,000
8	1,503,337	0	405,217	170,094	2,078,648
9	1,533,199	0	434,305	165,070	2,132,575
10	1,661,069	0	471,611	172,133	2,304,813
11	1,736,199	0	531,142	177,486	2,444,828
12	2,211,371	0	579,477	386,894	3,177,743
15. 1	1,963,061	0	599,642	213,711	2,776,415
2	1,926,624	0	571,177	178,357	2,676,159
3	1,991,254	0	514,968	303,673	2,809,896
4	2,275,441	0	431,421	252,485	2,959,348
5	2,268,361	0	418,949	217,127	2,904,438
6	2,208,724	0	436,745	450,394	3,095,865
7	2,131,552	0	449,091	411,570	2,992,215
8	2,201,345	0	456,572	373,422	3,031,340
9	2,238,368	0	459,875	405,171	3,103,415
10	2,552,606	0	486,779	194,690	3,234,076
11	2,611,542	0	481,748	279,824	3,373,116
12	3,430,983	0	467,783	377,375	4,276,142
16. 1	3,119,940	0	382,455	181,077	3,683,473
2	2,999,580	0	372,867	249,819	3,622,267
3	3,137,786	0	354,776	235,172	3,727,734

備考：大蔵省銀行局，各議会『議会参考書』および日本銀行発券局調による。

第五表 兌換銀行券準備内訳調（単位 千円）

	金貨	金地金	公債	証券	手形	合計
昭和 16. 4	154,600	238,691	3,058,042	462,704	171,388	4,085,428
5	141,670	276,300	2,926,240	437,982	180,505	3,962,699
6	141,670	293,137	3,187,576	421,149	203,513	4,247,048
7	141,670	309,967	3,265,128	404,331	211,604	4,332,702
8	141,670	309,967	3,511,328	410,972	192,213	4,566,152
9	89,951	361,687	3,485,625	414,448	267,610	4,619,322
10	89,951	361,687	3,509,525	433,759	347,899	4,742,822
11	89,951	361,687	3,630,425	429,957	390,849	4,902,871
12	89,951	361,687	4,577,372	426,182	523,622	5,978,816
17. 1	89,951	361,687	4,060,681	407,960	335,911	5,256,191
2	89,951	377,572	4,140,081	332,465	323,376	5,263,446
3	64,091	420,251	4,342,081	240,654	238,761	5,305,839
4	64,091	437,196	4,512,821	168,650	169,788	5,352,548

備考：日本銀行発券局所蔵資料による。

第六表 日本銀行券

	手形	貸付金	証券	地金銀
昭和 17. 5	126,447	50,788	139,700	501,287
6	18,955	126,188	139,700	501,287
7	21,286	242,603	139,700	501,287
8	66,545	279,312	139,700	501,287
9	16,906	204,742	139,700	501,287
10	33,408	322,391	139,700	501,287
11	62,455	458,784	139,700	501,287
12	54,146	1,393,629	19,700	515,409
18. 1	41,577	1,125,598	19,700	530,465
2	37,703	1,111,470	19,700	545,476
3	20,522	627,244	19,700	555,476
4	27,968	587,538	19,700	565,039
5	22,659	49,149	19,700	539,333
6	46,991	1,106,343	19,700	549,339
7	51,646	1,074,512	19,700	526,718
8	51,646	1,430,537	19,700	526,718
9	7,548	1,769,999	19,700	526,718
10	7,548	1,811,819	19,700	526,718
11	7,548	2,248,919	19,700	514,718
12	7,495	2,842,143	19,700	501,287
19. 1	7,495	2,625,589	19,700	501,287
2	7,495	2,834,472	19,700	501,287
3	7,495	2,695,044	19,700	501,287
4	7,495	2,935,275	19,700	501,287
5	7,495	2,955,462	19,700	501,287
6	7,495	3,522,780	19,700	501,287
7	7,448	3,817,879	19,700	501,287
8	7,448	4,407,070	19,700	501,287
9	7,448	4,768,563	19,700	501,287
10	7,448	6,125,076	19,700	501,287
11	7,448	7,573,533	19,700	501,287
12	7,400	7,742,116	19,700	501,287
20. 1	7,400	8,478,174	19,700	501,287
2	7,400	9,499,110	19,700	501,287
3	7,400	12,162,375	19,700	501,287
4	7,400	14,017,915	19,700	501,287
5	7,400	15,116,352	19,700	501,287
6	7,353	19,299,625	19,700	501,287
7	7,353	21,391,145	19,700	501,287
8	7,353	32,325,421	19,700	501,287
9	7,353	28,878,332	19,700	501,287
10	7,353	31,514,587	19,700	501,287
11	7,353	31,725,487	19,700	501,287
12	7,353	37,828,829	19,700	501,287

備考：日本銀行発券局所蔵資料による。

発行保証内訳調

(単位 千円)

小計	政府貸上金	国債	小計	発行高
818,223		4,458,021	4,458,021	5,276,244
786,131		4,759,000	4,759,000	5,545,131
818,876		4,612,500	4,612,500	5,431,376
900,845		4,609,500	4,609,500	5,510,345
776,635		4,751,000	4,751,000	5,527,635
910,787		4,791,500	4,791,500	5,702,287
1,076,227		4,836,000	4,836,000	5,912,227
1,982,885		5,165,800	5,165,800	7,148,685
1,717,724		4,796,100	4,796,100	6,513,824
1,714,350		4,851,350	4,851,350	6,565,700
1,222,943		5,599,885	5,599,885	6,822,828
1,200,246		5,774,665	5,774,665	6,974,911
1,073,191		5,894,300	5,894,300	6,967,491
1,722,375		5,641,500	5,641,500	7,363,875
1,672,578		5,650,450	5,650,450	7,323,028
2,028,603		5,448,238	5,448,238	7,476,841
2,323,967		5,348,862	5,348,862	7,672,830
2,365,786		5,692,194	5,692,194	8,057,981
2,790,886		5,683,262	5,683,262	8,474,148
3,370,626		6,895,585	6,895,535	10,266,161
3,154,072		6,562,738	6,562,738	9,716,810
3,362,955		6,816,601	6,816,601	10,179,557
3,223,527		7,768,571	7,768,571	10,992,098
3,463,758	18,000	7,935,787	7,953,787	11,417,546
3,483,945	118,100	8,033,374	8,151,474	11,635,420
4,051,263	149,500	8,122,425	8,271,925	12,323,189
4,346,314	177,400	8,134,111	8,311,511	12,657,826
4,935,505	852,400	7,395,019	8,247,419	13,182,924
5,296,999	1,067,400	7,362,854	8,430,254	13,727,258
6,653,512	852,400	6,922,693	7,775,093	14,428,605
8,101,968	398,400	6,756,469	7,154,869	15,256,837
8,270,504	956,400	8,519,087	9,475,487	17,745,992
9,006,562	512,400	7,594,964	8,107,364	17,113,927
10,027,498	608,400	7,204,921	7,813,321	17,840,819
12,671,062	754,400	7,100,340	7,854,740	20,525,803
14,526,602	815,400	6,787,025	7,602,425	22,129,028
15,625,040	830,400	6,751,688	7,582,088	23,207,129
19,808,265	925,400	5,447,465	6,372,865	26,181,131
21,899,785	1,250,400	5,306,076	6,556,476	28,456,262
32,834,061	1,250,400	8,215,639	9,466,039	42,300,101
29,386,972	4,790,400	7,248,755	12,039,155	41,426,128
32,023,227	2,540,400	8,624,788	11,165,188	43,188,416
32,234,127	8,980,400	6,534,363	15,514,763	47,748,891
38,337,469	11,220,400	5,882,851	17,103,251	55,440,720

第七表 日本銀行券発行高

	1 円	5 円	10円	20円	100円
(年末発行高)					
大正 7	48,767	292,072	562,353	85,444	156,101
8	53,462	336,835	720,617	216,266	227,919
9	54,368	319,246	677,886	164,382	223,355
10	52,209	320,016	773,339	181,995	218,984
11	51,237	305,784	811,857	170,525	218,996
12	49,817	302,405	876,707	204,387	270,279
13	46,895	278,674	908,610	177,377	250,756
14	45,100	260,316	907,180	172,221	246,965
昭和 1	43,383	245,193	905,577	140,796	234,757
2	41,192	242,286	961,947	139,305	297,552
3	41,168	245,857	1,010,761	127,614	313,657
4	40,826	232,648	986,455	104,550	277,349
5	39,625	213,628	890,316	57,296	235,411
6	38,337	201,438	841,503	42,653	206,627
7	37,811	210,027	882,320	41,013	254,972
8	37,984	222,543	948,503	41,481	294,271
9	38,616	230,527	998,689	36,882	322,621
10	39,335	238,882	1,061,213	35,789	391,324
11	40,461	251,515	1,164,537	35,401	373,777
12	43,216	279,874	1,391,738	33,778	556,454
13	48,650	314,261	1,658,790	34,319	698,892
14	55,548	349,947	2,200,680	61,875	1,010,971
15	61,169	390,136	2,824,426	85,319	1,416,370
16	62,952	457,987	3,645,373	91,872	1,720,624
17	61,886	514,104	4,354,724	92,132	2,125,831
18	56,884	626,985	5,934,068	117,699	3,530,517
19	57,065	810,946	9,173,898	208,192	7,487,276
20	69,514	1,054,217	13,534,136	278,004	30,239,179
(年間平均発行高)					
昭和12	40,794	215,700	933,347	22,155	323,401
13	44,303	245,849	1,127,557	22,061	480,154
14	50,932	267,443	1,413,600	28,201	615,897
15	57,396	311,871	1,916,589	49,050	1,001,383
16	61,528	358,340	2,499,867	63,432	1,192,977
17	61,870	422,469	3,205,241	71,561	1,494,972
18	58,725	501,965	4,201,667	82,960	2,224,478
19	56,591	656,375	6,626,089	143,875	4,566,927

備考：日本銀行発券局調。

種類別調 (年末、年平均)

(単位 千円)

200円	1000円	小計	5 銭	10 銭	小計	合計
		1,144,739				1,144,739
		1,555,100				1,555,100
		1,439,240				1,439,240
		1,546,545				1,546,545
		1,558,402				1,558,402
		1,703,596				1,703,596
		1,662,315				1,662,315
		1,631,783				1,631,783
		1,569,708				1,569,708
106		1,682,390				1,682,390
38		1,739,096				1,739,096
21		1,641,851				1,641,851
17		1,436,295				1,436,295
		1,330,575				1,330,575
15		1,426,158				1,426,158
13		1,544,797				1,544,797
12		1,627,349				1,627,349
11		1,766,555				1,766,555
10		1,865,703				1,865,703
10		2,305,070				2,305,070
8		2,754,923				2,754,923
8		3,679,030				3,679,030
6		4,777,429				4,777,429
6		5,978,816				5,978,816
6		7,148,685				7,148,685
6		10,266,161				10,266,161
6		17,745,992	2,749	5,847	8,596	17,754,589
6,842,360	3,353,740	55,440,720	1,380	51,185	52,566	55,493,287
		1,535,408				1,535,408
9		1,919,935				1,919,935
8		2,376,083				2,376,083
7		3,336,297				3,336,297
6		4,176,151				4,176,151
6		5,256,121				5,256,121
6		7,069,803				7,069,803
6		12,050,423	1,066	2,278	3,445	12,053,868

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形

(単位 千円)

年 月	年月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高
大正 1	448,921	449,568	308,825	348,348
2	426,388	430,022	300,777	335,910
3	385,589	392,782	281,436	308,499
4	430,138	436,281	271,475	308,686
5	601,224	610,539	312,270	386,847
6	831,371	831,371	417,654	544,604
7	1,144,739	1,144,739	613,391	747,976
8	1,555,100	1,563,831	777,798	979,693
9	1,439,240	1,555,100	1,027,294	1,192,183
10	1,546,545	1,559,862	979,732	1,117,526
11	1,558,402	1,590,692	1,042,816	1,175,322
12	1,703,596	1,703,596	1,052,157	1,242,335
13	1,662,315	1,703,596	1,140,644	1,260,002
14	1,631,783	1,668,787	1,070,486	1,228,002
15. 1	1,387,764	1,631,783	1,227,586	1,329,851
2	1,293,005	1,375,248	1,177,881	1,258,495
3	1,276,349	1,282,627	1,094,981	1,152,543
4	1,246,063	1,252,144	1,113,084	1,150,713
5	1,193,279	1,236,060	1,040,795	1,101,667
6	1,388,010	1,388,010	1,103,280	1,187,242
7	1,264,561	1,356,139	1,148,287	1,197,372
8	1,256,897	1,264,561	1,103,201	1,163,434
9	1,246,197	1,247,688	1,067,885	1,123,016
10	1,287,906	1,287,906	1,130,211	1,173,810
11	1,283,026	1,283,026	1,089,660	1,147,741
12	1,569,708	1,601,923	1,147,592	1,278,760
平均		1,631,783	1,040,795	1,188,547
昭和 2. 1	1,420,149	1,569,708	1,178,766	1,285,021
2	1,259,166	1,404,278	1,109,895	1,194,804
3	1,355,036	1,408,761	1,088,036	1,197,439
4	2,037,060	2,659,543	1,199,629	1,621,127
5	1,426,912	2,037,060	1,336,940	1,553,401
6	1,464,608	1,464,604	1,266,915	1,335,770
7	1,332,562	1,438,974	1,210,243	1,278,337
8	1,287,672	1,317,496	1,155,251	1,214,376
9	1,270,304	1,270,304	1,108,439	1,161,470
10	1,337,672	1,337,672	1,175,467	1,220,178
11	1,337,816	1,337,816	1,141,952	1,202,314
12	1,682,392	1,708,432	1,213,599	1,366,379
平均		2,659,543	1,088,036	1,303,134
3. 1	1,424,595	1,682,390	1,300,745	1,406,066
2	1,330,420	1,394,019	1,190,680	1,243,295
3	1,354,782	1,354,782	1,155,459	1,215,293
4	1,362,638	1,362,638	1,174,183	1,237,916
5	1,299,982	1,336,430	1,138,733	1,198,354
6	1,462,655	1,462,655	1,200,036	1,279,859
7	1,330,997	1,462,655	1,196,961	1,263,678
8	1,371,854	1,371,854	1,167,184	1,227,758
9	1,308,196	1,358,802	1,141,762	1,209,763
10	1,396,988	1,396,988	1,228,551	1,267,283
11	1,389,307	1,389,307	1,201,326	1,259,280
12	1,739,096	1,773,718	1,255,193	1,411,777
平均		1,773,718	1,138,733	1,268,734

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形（続き）

(単位 千円)

年 月	月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高
昭和 4. 1	1,457,799	1,739,096	1,266,425	1,396,022
2	1,358,444	1,437,710	1,202,429	1,304,176
3	1,353,985	1,353,985	1,159,663	1,221,313
4	1,364,194	1,364,194	1,187,345	1,248,659
5	1,305,759	1,347,804	1,131,379	1,197,476
6	1,462,119	1,462,119	1,203,937	1,286,863
7	1,344,747	1,448,892	1,207,665	1,275,224
8	1,334,279	1,334,279	1,186,504	1,239,286
9	1,312,103	1,334,279	1,122,963	1,191,906
10	1,384,647	1,384,647	1,203,706	1,261,052
11	1,346,290	1,346,290	1,172,298	1,227,897
12	1,641,851	1,695,788	1,218,897	1,363,315
平均		1,739,096	1,122,963	1,267,784
5. 1	1,443,821	1,641,851	1,229,508	1,350,811
2	1,294,914	1,406,118	1,136,546	1,212,118
3	1,287,300	1,287,300	1,102,875	1,164,119
4	1,263,156	1,265,315	1,107,441	1,160,161
5	1,186,258	1,234,960	1,032,373	1,094,626
6	1,291,261	1,291,261	1,080,128	1,140,553
8	1,181,737	1,258,602	1,052,135	1,107,161
7	1,165,424	1,165,424	1,016,101	1,064,217
9	1,124,903	1,169,763	968,496	1,044,578
10	1,183,721	1,183,721	1,012,823	1,057,433
11	1,191,337	1,191,337	1,015,964	1,076,887
12	1,436,295	1,503,609	1,081,414	1,205,723
平均		1,641,851	968,496	1,139,648
6. 1	1,213,445	1,436,295	1,067,323	1,177,999
2	1,188,374	1,213,445	1,079,118	1,119,571
3	1,169,077	1,188,374	987,895	1,052,246
4	1,146,505	1,146,505	1,011,523	1,056,015
5	1,077,759	1,122,281	949,804	1,004,333
6	1,161,434	1,162,437	958,908	1,019,884
7	1,087,039	1,131,224	976,871	1,023,957
8	1,097,099	1,097,099	939,225	994,429
9	1,053,707	1,073,627	904,999	962,852
10	1,093,169	1,093,169	968,568	1,001,588
11	1,102,204	1,102,204	934,643	993,624
12	1,330,575	1,400,496	993,735	1,125,362
平均		1,436,295	904,999	1,044,100
7. 1	1,186,966	1,330,575	1,020,253	1,114,085
2	1,111,151	1,189,255	974,859	1,057,207
3	1,138,050	1,246,895	997,137	1,074,691
4	1,127,707	1,127,707	980,579	1,037,219
5	1,058,569	1,157,911	936,266	996,372
6	1,120,013	1,126,839	931,563	992,073
7	1,057,481	1,096,045	950,655	998,607
8	1,072,761	1,072,761	947,171	984,401
9	1,075,232	1,075,232	913,524	970,025
10	1,139,926	1,139,926	1,008,051	1,040,333
11	1,154,657	1,154,657	982,937	1,036,158
12	1,426,158	1,478,846	1,060,429	1,189,035
平均		1,478,846	913,524	1,041,111

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形（続き） (単位 千円)

年 月	月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高
昭和8. 1	1,243,837	1,426,158	1,109,082	1,203,783
2	1,156,013	1,206,295	1,002,461	1,065,905
3	1,170,857	1,170,857	997,197	1,053,621
4	1,179,886	1,179,886	1,023,706	1,082,671
5	1,125,795	1,171,864	973,868	1,037,119
6	1,269,878	1,269,878	1,017,200	1,105,002
7	1,184,336	1,258,238	1,068,970	1,125,215
8	1,231,136	1,231,136	1,031,452	1,084,028
9	1,184,408	1,222,115	1,016,389	1,086,882
10	1,231,524	1,231,524	1,098,350	1,131,331
11	1,240,095	1,240,095	1,047,717	1,112,985
12	1,544,797	1,598,025	1,140,282	1,277,736
平均		1,598,025	973,868	1,114,437
9. 1	1,323,963	1,544,797	1,142,293	1,259,404
2	1,280,169	1,300,554	1,149,943	1,208,102
3	1,270,600	1,270,600	1,081,830	1,145,738
4	1,290,709	1,290,709	1,118,524	1,178,979
5	1,221,296	1,264,415	1,064,613	1,131,193
6	1,294,504	1,295,493	1,067,280	1,144,836
7	1,241,429	1,294,504	1,081,748	1,145,914
8	1,232,996	1,232,996	1,086,087	1,141,696
9	1,223,466	1,223,466	1,038,364	1,109,759
10	1,289,502	1,289,502	1,720,288	1,160,685
11	1,318,665	1,318,665	1,102,190	1,169,456
12	1,627,349	1,668,801	1,195,439	1,345,730
平均		1,668,801	1,038,364	1,178,518
10. 1	1,449,147	1,627,349	1,210,169	1,336,332
2	1,327,417	1,425,477	1,147,597	1,238,387
3	1,334,071	1,334,071	1,135,555	1,203,563
4	1,354,970	1,354,970	1,155,088	1,227,095
5	1,280,854	1,330,005	1,106,246	1,175,664
6	1,376,245	1,376,245	1,120,641	1,208,900
7	1,305,692	1,365,550	1,133,559	1,206,961
8	1,296,296	1,296,296	1,136,115	1,192,555
9	1,322,003	1,322,003	1,106,315	1,179,023
10	1,390,428	1,390,428	1,225,529	1,262,348
11	1,442,778	1,442,778	1,197,859	1,273,993
12	1,766,555	1,837,611	1,301,151	1,461,682
平均		1,837,611	1,106,246	1,247,555
11. 1	1,480,977	1,766,555	1,340,931	1,452,973
2	1,657,008	1,657,008	1,201,855	1,315,001
3	1,428,037	1,657,008	1,220,401	1,322,135
4	1,437,642	1,437,642	1,245,650	1,306,655
5	1,371,255	1,416,830	1,185,042	1,264,564
6	1,490,781	1,493,358	1,198,787	1,295,674
7	1,400,677	1,464,787	1,238,831	1,309,674
8	1,474,770	1,474,770	1,221,479	1,298,531
9	1,423,325	1,433,489	1,172,105	1,274,744
10	1,452,967	1,452,967	1,283,092	1,332,332
11	1,503,986	1,503,986	1,261,093	1,344,886
12	1,865,703	1,965,190	1,382,501	1,562,175
平均		1,965,190	1,185,042	1,340,458

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形（続き） (単位 千円)

年 月	月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高
昭和12. 1	1,586,001	1,865,703	1,413,267	1,525,907
2	1,528,617	1,580,477	1,363,095	1,461,389
3	1,569,296	1,569,296	1,329,618	1,404,742
4	1,592,548	1,592,548	1,365,013	1,444,371
5	1,515,144	1,561,452	1,318,908	1,406,527
6	1,640,832	1,656,450	1,359,332	1,452,451
7	1,579,961	1,606,724	1,412,586	1,472,209
8	1,660,103	1,660,103	1,418,091	1,501,013
9	1,708,657	1,708,657	1,428,363	1,515,312
10	1,786,644	1,787,112	1,557,110	1,623,804
11	1,877,736	1,877,736	1,579,915	1,671,700
12	2,305,070	2,399,078	1,723,924	1,936,446
平均		2,399,018	1,318,908	1,535,408
13. 1	2,049,107	2,305,070	1,769,871	1,926,803
2	1,929,700	2,000,141	1,670,956	1,784,830
3	1,950,559	1,952,679	1,671,874	1,765,163
4	1,986,291	1,986,291	1,713,285	1,805,198
5	1,955,257	1,986,291	1,683,450	1,790,173
6	2,074,125	2,076,201	1,756,828	1,856,119
7	2,042,876	2,043,555	1,818,911	1,906,800
8	2,071,104	2,071,104	1,818,659	1,920,457
9	2,094,976	2,094,976	1,814,367	1,909,083
10	2,182,801	2,182,801	1,917,292	1,997,936
11	2,278,900	2,278,900	1,925,267	2,025,949
12	2,754,923	2,858,608	2,095,816	2,334,940
平均		2,858,608	1,670,956	1,919,935
14. 1	2,384,872	2,754,923	2,103,871	2,295,583
2	2,389,107	2,389,107	2,166,330	2,233,812
3	2,401,069	2,401,069	2,057,186	2,178,090
4	2,413,089	2,413,089	2,091,755	2,214,947
5	2,286,177	2,342,799	1,963,599	2,090,757
6	2,522,616	2,522,616	2,059,615	2,206,964
7	2,476,287	2,490,161	2,158,748	2,286,696
8	2,579,936	2,595,062	2,217,376	2,333,986
9	2,633,862	2,633,862	2,236,995	2,358,781
10	2,806,100	2,806,100	2,451,531	2,549,531
11	2,946,115	2,946,115	2,514,114	2,642,628
12	3,679,030	3,817,752	2,789,044	3,104,837
平均		3,817,752	1,963,599	2,376,083
15. 1	3,277,702	3,679,030	2,883,686	3,133,012
2	3,177,447	3,254,529	2,895,532	3,051,385
3	3,311,183	3,311,183	2,888,528	3,013,774
4	3,460,635	3,460,635	3,062,661	3,206,848
5	3,405,725	3,414,764	3,066,804	3,189,734
6	3,597,152	3,597,152	3,159,888	3,316,538
7	3,493,502	3,602,996	3,149,323	3,306,040
8	3,532,627	3,532,627	3,239,852	3,329,070
9	3,604,702	3,604,702	3,152,593	3,303,886
10	3,735,363	3,753,412	3,436,588	3,529,332
11	3,874,403	3,874,403	3,416,512	3,549,658
12	4,777,429	4,930,139	3,762,648	4,088,929
平均		4,930,139	2,883,686	3,336,297

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形（続き） (単位 千円)

年 月	月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高	
昭和16.	1	4,184,760	4,777,429	3,885,790	4,164,951
	2	4,123,555	4,129,644	3,847,531	3,950,561
	3	4,229,021	4,229,021	3,792,354	3,947,625
	4	4,085,428	4,085,428	3,648,027	3,802,863
	5	3,962,699	4,018,351	3,557,614	3,724,569
	6	4,247,048	4,247,048	3,628,596	3,805,845
	7	4,332,702	4,332,702	3,841,406	3,979,250
	8	4,566,152	4,566,152	4,089,590	4,210,250
	9	4,619,322	4,619,322	4,152,042	4,333,861
	10	4,742,822	4,742,822	4,325,796	4,439,682
	11	4,902,871	4,902,871	4,376,490	4,546,112
	12	5,978,816	6,231,796	4,713,502	5,179,450
	平均		6,231,796	3,557,614	4,176,151
17.	1	5,256,191	5,258,989	4,890,642	5,230,284
	2	5,263,446	5,263,446	4,865,664	5,014,897
	3	5,305,839	5,305,839	4,763,830	4,967,115
	4	5,352,548	5,352,548	4,898,570	5,074,291
	5	5,276,244	5,276,244	4,825,326	5,010,583
	6	5,545,131	5,545,605	4,921,220	5,098,488
	7	5,431,376	5,476,875	5,051,581	5,206,768
	8	5,510,345	5,510,345	5,069,223	5,221,320
	9	5,527,635	5,527,635	4,995,227	5,188,928
	10	5,702,287	5,702,287	5,213,871	5,352,648
	11	5,912,227	5,912,227	5,290,130	5,497,264
	12	7,148,685	7,447,587	5,683,130	6,182,188
	平均		7,447,587	4,763,830	5,256,121
18.	1	6,513,824	7,148,685	6,057,345	6,387,677
	2	6,565,700	6,565,700	6,002,110	6,228,252
	3	6,822,828	6,822,828	6,135,585	6,354,008
	4	6,974,911	6,974,911	6,410,537	6,611,102
	5	6,967,491	6,967,491	6,390,508	6,627,146
	6	7,363,875	7,400,374	6,577,725	6,805,368
	7	7,323,028	7,331,667	6,840,436	7,026,977
	8	7,476,841	7,476,841	6,980,172	7,138,003
	9	7,672,830	7,685,065	6,957,915	7,186,953
	10	8,057,981	8,057,981	7,383,328	7,576,803
	11	8,474,148	8,474,148	7,654,979	7,896,358
	12	10,266,161	10,489,672	8,271,938	8,924,664
	平均		10,489,672	6,002,110	7,069,803
19.	1	9,716,810	10,266,161	9,071,394	9,487,998
	2	10,179,557	10,179,557	9,287,814	9,505,280
	3	10,992,098	10,992,098	9,895,008	10,184,978
	4	11,417,546	11,417,546	10,598,509	10,844,163
	5	11,635,420	11,640,516	10,837,421	11,115,743
	6	12,323,189	12,323,189	11,230,963	11,555,467
	7	12,657,826	12,657,826	11,899,467	12,148,978
	8	13,182,924	13,182,924	12,348,532	12,573,533
	9	13,727,258	13,727,253	12,781,624	13,063,792
	10	14,428,605	14,428,605	13,447,696	13,720,025
	11	15,256,837	15,256,837	14,115,809	14,390,065
	12	17,745,992	17,871,692	15,171,749	15,904,170
	平均		17,871,692	9,071,394	12,050,423

第八表 兌換銀行券（日本銀行券）発行情形（続き） (単位 千円)

年 月	月末発行高	最高発行高	最低発行高	平均発行高	
昭和20.	1	17,113,927	17,745,992	16,308,706	16,838,779
	2	17,840,819	17,840,819	16,803,345	17,028,063
	3	20,525,803	20,525,803	17,674,928	18,501,973
	4	22,129,028	22,129,028	20,525,803	21,077,491
	5	23,207,129	23,207,129	21,971,304	22,288,530
	6	26,181,131	26,181,131	23,255,728	24,242,725
	7	28,456,262	28,456,262	26,181,131	27,191,340
	8	42,300,101	42,372,897	28,549,016	33,496,580
	9	41,426,128	42,973,409	41,426,128	42,051,276
	10	43,188,416	43,188,416	41,494,933	41,974,669
	11	47,748,891	47,748,891	43,232,903	45,034,463
	12	55,440,720	55,440,720	48,005,060	50,802,637
	平均		55,440,720	16,308,706	30,117,529

備考：月末発行高，最高発行高，最低発行高は，16年6月までは大蔵省理財局『金融事項参考書』による。16年7月以降と，平均発行高は日本銀行発券局調による。

第九表 品質別補助貨幣発行高調(年度別)

(単位 千円)

年度	銀貨	白銅貨	青銅貨	ニッケル貨	アルミニウム青銅貨	黄銅貨	アルミニウム貨	錫貨	錫鉛貨	計
大正 8	7,595	3,240	1,930							12,765
9		9,900	2,880							12,780
10		13,100	2,500							15,600
11	47,200	30,000	2,800							80,000
12	88,000	12,000	1,000							101,000
13	45,000	2,000	770							47,770
14	20,000	6,000								26,000
15	10,000	5,000	140							15,140
昭和 2	10,000	3,750	125							13,875
3	11,800	4,000	30							15,830
4	4,000	1,000								5,000
5	1,000		50							1,050
6		1,700	250							1,950
7	1,800	500	540							2,840
8	23,000		200	5,000						28,200
9	10,000		1,000	4,500						15,500
10	15,000		2,000	6,000						23,000
11	13,000		1,600	6,000						20,600
12	36,000		1,200	6,720						43,920
13			500		9,620	1,136	864			12,120
14					16,500		5,100			21,600
15							57,100			57,100
16							76,970			76,970
17							103,310			103,310
18							81,800	3,000	230	85,030
19							45,500	15,665		61,165
20							12,425	4,750	400	17,575

備考：造幣局，各年度『造幣局長年報書』による。発行高とは製造高中日本銀行引渡分である。

第十表 品質別補助貨幣流通高調(発行時差引)

(単位 千円)

各年末	旧補助銀貨	(1) 新補助銀貨	(2) 新補助銀貨	大7.11改鑄分白銅貨	銅及青銅貨	ニッケル貨	計
大正 8	24,395	106,614	21,795	12,013	14,209		179,027
9	24,395	106,614	21,795	19,861	17,019		189,685
10	24,395	106,614	21,795	32,699	19,544		205,047
11	24,299	106,593	55,555	56,872	22,072		265,394
12	19,860	98,428	130,750	76,921	23,402		349,362
13	19,345	86,041	170,010	78,606	24,287		378,290
14	19,302	75,184	193,914	81,763	24,305		394,469
15	19,302	68,731	210,200	83,631	23,293		405,158
昭和 2	19,302	68,621	210,200	85,346	22,967		406,438
3	18,372	60,894	229,496	88,322	22,967		420,053
4	18,183	59,082	235,780	89,138	22,728		424,912
5	18,021	56,226	236,000	89,138	22,762		422,148
6	17,858	50,389	235,808	88,708	22,896		415,661
7	17,286	46,345	237,608	89,936	22,946		414,123
8	17,173	44,055	258,295	89,936	23,152	2,097	434,710
9	17,042	39,981	267,955	89,467	22,702	7,540	444,688
10	16,792	37,860	278,589	88,949	24,354	11,929	458,475
11	16,612	30,980	289,289	88,203	25,152	21,500	471,738

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

補助銀貨(2)は大正7年改正以降のもの。

物価編 第一表 日本銀行調東京卸売

月別 年別	1	2	3	4	5	6
大正 8	135.8	134.9	130.8	131.0	136.0	144.4
9	194.6	202.7	208.0	194.3	175.9	160.2
10	130.0	126.1	123.7	122.8	123.4	124.2
11	132.8	131.8	129.8	127.8	125.7	127.6
12	119.2	124.2	126.7	126.9	128.8	127.9
13	136.4	134.4	133.1	133.7	132.6	129.0
14	138.2	135.9	132.2	130.5	129.0	129.3
{大正15 昭和1	124.3	121.9	119.3	116.8	114.7	114.8
昭和 2	109.7	110.9	110.8	110.1	110.6	111.1
3	109.6	109.5	109.5	109.8	111.0	109.3
4	111.4	110.6	110.6	110.1	109.0	108.4
5	98.5	97.7	95.8	94.3	92.6	88.6
6	78.5	79.1	79.8	78.2	75.0	74.2
7	79.1	80.5	79.8	76.0	74.0	73.0
8	99.4	94.6	93.0	92.1	93.8	96.2
9	93.2	94.6	94.1	94.6	95.3	96.5
10	99.5	99.6	98.2	97.4	97.9	96.4
11	101.0	99.9	100.3	100.9	100.6	101.8
12	123.2	121.7	126.6	131.0	127.5	125.9
13	129.6	131.7	132.8	130.3	131.5	134.3
14	136.8	139.6	139.8	140.6	142.3	142.3
15	169.4	167.4	164.5	165.8	164.4	162.3
16	165.6	167.7	171.1	172.2	173.1	176.4
17	188.9	189.3	189.8	190.8	190.9	191.1
18	195.5	197.2	198.0	202.7	202.9	204.7
19	216.9	218.1	219.3	227.0	227.1	230.4
20	247.9	253.4	268.4	311.6	316.1	318.3

備考：日本銀行調，昭和5年以前は旧明治33年10月基準指数と戦前基準指数（昭和5年以前は旧明治33年10月基準指数と戦前基準指数にリンクすることによったもの。

物価指数 (昭和9~11年平均=100)

7	8	9	10	11	12	平均
156.3	158.7	162.8	172.2	181.0	187.4	152.6
154.8	152.1	149.1	145.9	143.1	133.0	167.8
127.0	128.9	133.7	141.7	138.5	135.4	129.6
130.1	126.3	124.8	123.2	121.6	118.2	126.7
124.3	123.1	136.0	136.9	135.9	136.2	128.9
126.4	129.5	133.5	137.8	138.7	138.1	133.6
128.3	129.5	130.1	129.6	127.9	125.3	130.5
115.6	114.4	113.5	112.7	111.0	109.7	115.7
109.8	108.4	109.3	109.9	109.0	108.7	109.9
109.1	110.0	112.4	112.3	112.0	112.4	110.6
107.4	106.8	106.4	105.7	103.2	100.2	107.5
86.4	85.9	83.8	80.5	79.3	78.6	88.5
76.2	74.4	72.1	69.0	69.2	72.4	74.8
74.8	82.7	89.1	89.5	96.0	101.1	83.0
95.8	95.5	97.2	96.0	94.8	92.3	95.1
96.7	98.8	99.5	100.9	99.3	99.2	97.0
96.5	98.0	101.0	104.5	103.0	101.0	99.4
103.9	105.1	104.8	104.4	107.3	113.5	103.6
126.1	124.0	126.0	124.9	125.5	127.4	125.8
134.3	133.0	133.0	133.4	134.0	134.7	132.7
142.8	143.7	152.0	154.8	158.2	165.9	146.6
160.8	160.9	162.1	163.1	163.8	164.9	164.1
178.2	177.2	179.4	180.0	182.0	186.3	175.8
190.2	192.7	193.0	192.3	192.8	192.9	191.2
206.2	207.5	208.1	207.8	211.2	213.6	204.6
232.8	233.5	242.5	244.4	245.0	246.1	231.9
326.2	336.0	367.8	377.4	405.5	674.8	350.3

9~11年=100) との昭和6年平均指数の比率によって，明治33年10月基準指数を

第二表 商品別物価

商品別 年別	(1) 銑鉄物用 (1 ton)	(2) 鋼中板 (100 kg)	(3) 丸鋼 (100 kg)	(4) 銅地金 (100 kg)	(5) アルミニウム (100 kg)	(6) 石炭 (九州炭塊) (1 ton)
昭和 1	—	11.06	9.76	82.68	—	22.51
2	—	11.49	8.85	78.32	—	23.04
3	—	11.41	10.67	88.22	—	22.63
4	—	12.22	9.74	98.32	—	22.47
5	—	(8.87)	7.06	74.32	—	20.77
6	38.22	6.55	5.82	53.60	92.25	17.19
7	36.61	9.30	6.62	64.65	149.69	15.52
3	47.42	14.05	9.67	77.78	187.14	18.22
9	49.58	14.46	9.93	73.06	172.28	20.07
10	53.79	11.16	9.14	76.39	165.53	20.91
11	54.49	11.57	9.63	89.31	165.42	21.24
12	79.19	28.68	21.79	142.25	223.06	23.74
13	88.63	25.62	21.31	128.89	{ * 400.00 * 240.00	{ 27.60 23.21
14	89.00	22.28	19.23	109.42	225.00	23.19
15	89.00	21.80	18.90	135.00	210.00	{ 23.49 24.22
16	89.67	23.05	18.90	150.00	219.33	25.04
17	143.01	24.30	18.90	180.00	224.00	25.61
18	144.50	24.30	18.90	180.00	230.42	{ 25.70 25.30
19	144.50	24.30	18.90	180.00	293.33	24.74
20	201.63	(24.30)	(18.90)	(180.00)	410.00	(24.55)

- 1) 1.1~8.12 釜石1号, 9.1~17.1 釜石3号, 17.2 以降鑄物用2号。
- 2) 1.1~5.5 板鉄4尺×8尺×1分, 5.6~20.7 普通厚鋼板4.5mm×4'×8,
- 3) 1.1~20.7 丸鋼小型ベース 19mm×32mm, 20年は7月までの平均値。
- 4) 電気銅及び上型銅。20年は7月までの平均値。
- 5) 6.1~13.10 米国産, 13.11~20.12 国産99.5%~99.7%, 13年*は13.7から
- 6) 1.1~13.7 田川炭塊, 13.9~15.10 九北一級塊, 15.11~18.3 第一種甲号塊三
20年は7月までの平均値。
- 7) 1.1~13.8 三池炭粉, 13.9~15.10 九北一級粉, 15.11~18.3 第一種甲号粉三
20年は7月までの平均値。
- 8) 6.1~13.9 ガスコークス(東京)大玉, 13.10~19.9 東京ガス副産の報告による。19.
- 9) 6.1~15.3 輸入物, 15.4~18.3 B重油, 日石, 陸上, 18.4~20.12 1号重油,
- 10) 自動車用揮発油。
- 11) 1.1~18.9 浅野セメント, 18.10 以降普通ポルトランド・セメント。
- 12) 1.1~7.12 大角マーチャントブル, 8.1~大角コンモン。
- 13) 1.1~9.12 秋田並四分, 上並印, 10.1~17.3 並印, 17.4~18.8 並四分一等。

調 (1)

(単位 円) (各年平均価格)

(7) 石炭 (九州炭粉) (1 ton)	(8) コークス (1 ton)	(9) 重油 (1 ton) (15.4以降 1 kl.)	(10) 揮発油 (36l. 20.1以降 1 ton)	(11) セメント(浅野) (6.4以降) (1 ton)	(12) 米 松 (石)	(13) 杉 板 (枚)
26.50	—	—	—	6.15	8.52	0.22
26.50	—	—	—	5.58	8.49	0.21
26.11	—	—	—	5.75	8.11	0.20
25.23	—	—	—	5.44	8.22	0.21
25.24	—	—	—	3.29	6.53	0.15
25.33	28.67	34.04	4.82	{ 3.68 23.42	6.14	0.17
25.73	25.00	34.04	4.85	24.60	6.92	0.18
24.89	28.25	45.83	4.87	24.38	7.76	0.20
24.92	30.33	45.00	4.03	23.40	9.09	0.19
24.92	32.00	48.46	4.74	21.80	8.71	0.15
25.19	32.00	50.75	5.29	20.94	9.31	0.16
27.76	38.00	64.00	6.37	20.80	16.54	0.17
{ 31.47 21.80	48.15	74.00	7.13	23.00	20.47	0.21
21.78	42.00	64.25	7.30	24.00	20.10	0.30
{ 21.82 22.82	42.00	{ 63.00 74.96	7.44	25.17	22.41	—
23.64	42.00	77.38	7.36	25.20	23.90	0.39
24.21	42.00	82.44	10.70	27.80	23.90	{ 0.39 0.40
24.30	45.75	{ 82.44 80.78	10.60	31.80	23.90	0.40
{ 23.90 23.34	{ 64.50 68.38	83.83	10.83	39.80	23.90	—
(23.15)	95.57	86.00	305.96	68.33	—	—

5年は6月の価格, 20年は7月までの平均値。

の米国産統制価格, *は13.11からの国産統制価格。
級, 18.4~20.11 第一種甲号塊二級一号, 調査方法変更年は各方法による平均値,
級, 18.4~20.11 第一種甲号粉二級一号, 調査方法変更年は各方法による平均値,
10~20.12 ガスコークス塊(京浜地区駅着扱), 調査方法変更年は各方法による平均値。
調査方法変更年は各方法による平均値。

第三表 商品別物価

商品別 年別	(1) 内地米 (石 150 kg)	(2) 大 麦 (俵・15貫)	(3) 小 麦 (国内産) (60 kg)	(4) 大 豆 (国内産) (60 kg)	(5) 味 噌 (10 貫)	(6) 醬 油 (18 l 入10樽) (20.1~1斗)
昭和 1	37.57	5.03	8.66	8.61	8.85	55.96
2	35.08	4.76	7.83	8.42	8.50	59.17
3	30.77	5.91	7.66	8.31	7.47	55.38
4	28.92	5.70	7.52	8.51	7.28	53.81
5	25.31	4.23	6.01	6.40	6.63	48.06
6	18.37	3.61	4.19	4.77	5.25	43.71
7	21.10	3.26	6.65	6.06	5.66	46.13
8	21.36	3.76	6.36	7.09	6.10	45.22
9	25.94	5.08	6.12	6.51	6.23	40.83
10	29.59	5.03	7.10	8.41	7.00	41.67
11	30.44	5.24	8.72	8.80	7.25	44.83
12	32.15	6.55	9.46	9.13	7.58	49.39
13	34.17	7.81	10.34	8.72	7.78	50.00
14	37.13	8.83	12.61	11.88	8.02	50.00
15	43.20	8.86	12.77	16.35	{ 8.40 8.60	{ 50.00 53.60
16	43.35	8.85	12.74	15.23	8.30	53.60
17	43.26	9.16	12.63	15.24	8.30	53.60
18	45.02	10.33	{ 12.55 14.64	16.07	8.95	56.03
19	47.27	11.94	14.84	20.14	10.65	82.70
20	49.56	12.32	14.99	21.92	13.24	7.34

- 1) 1.1~11.12 深川正米各等平均, 12.1より深川標準米各等平均, 16.11より内
- 2) 1.1~5.12 埼玉三等, 6.1~ 茨城三等, 20.1より食糧営団に対する政府払下
- 3) 1.1~18.6 茨城三等, 18.7より三等平均, 20.1より食糧営団に対する政府払
- 4) 北海道小粒二等。
- 5) 1.1~15.5 仙合一等。15.6~ 米味噌上等。
- 6) 1.1~15.8 キッコーマン, 15.9~ 醸造品。
- 7) 1.1~18.3 白糖標準物二号品, 18.4~ 分蜜白糖。
- 8) 6.1~18.10 東北産白炭二等, 18.11~ 白炭堅。
- 9) 1.1~2.5 矢島格, 2.6~3.9 羽子板格, 3.10~7.1 最優格。7.2~18.5 白,
- 10) 三原ビス 120d. 一等品。
- 11) 1.1~3.8 左二十手赤王子, 3.9~19.8 左二十手赤富士, 19.9~20番手。
- 12) 1.1~14.1メリヤス純毛糸 zc. $\frac{2}{32}$, 14.2~18.12メリヤス純毛糸 zc. 輸出向,

調 (2)

(単位 円) (各年平均価格)

(7) 砂 糖 (60 kg)	(8) 木 炭 (白炭) (1 俵)	(9) 生 絲 (60kg 18.6 以降 10貫)	(10) 人絹絲 (国内向) (100 ポンド)	(11) 綿 絲 (国内向) (細・400ポンド)	(12) 毛 糸 (1 ポンド)
24.16	1.05	1,620.49	—	233.31	2.86
24.30	1.11	1,369.93	—	220.11	2.85
21.88	0.97	{ 1,302.29 1,368.03	—	{ 232.90 240.78	2.80
22.19	0.94	1,317.55	—	229.96	2.51
20.15	0.67	865.02	—	145.96	1.73
17.96	0.62	596.33	—	128.60	1.46
19.58	0.52	{ 649.32 703.30	—	153.56	1.42
20.43	0.70	761.07	—	211.62	1.79
20.34	0.76	534.34	—	220.59	2.08
20.71	0.73	716.93	—	212.72	1.83
20.79	0.90	770.45	61.88	216.34	2.32
22.30	1.03	829.85	76.28	261.28	2.78
23.34	1.38	749.79	83.67	216.49	3.13
24.33	1.53	1,349.98	89.75	229.19	{ 3.17 2.25
25.49	1.87	1,508.08	88.50	288.56	3.15
26.02	2.10	1,490.46	91.00	314.48	3.83
27.85	2.10	1,525.32	96.00	377.50	3.92
{ 27.85 31.89	{ 2.10 2.24	{ 1,577.72 1,000.00	96.00	389.72	4.75
35.78	2.51	1,092.17	117.86	455.33	—
53.33	5.27	2,151.00	—	618.14	2.38

地米各等平均, 20.1より玄米の食糧営団に対する政府の払下平準価格。
平準価格。
下平準価格。

18.6~中一等。

20.1~国内向單純毛。

昭和三十一年六月三十日 発行

昭和財政史 第九卷 通貨・物価

定価 一、三〇〇円

編者 大蔵省昭和財政史編集室

東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行者兼 印刷者 宮 川 三 郎

東京都品川区上大崎長者九二八四

印刷所 東洋経済新報社印刷工場

東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行所 東洋経済新報社

電話日本橋(24)代表四二二一
振替口座東京六五一八

落丁・乱丁本はお取替え致します

監修者のことば

大内 兵衛
青木 得三

この『昭和財政史』は昭和初年から終戦の昭和二十年に至る期間の財政、すなわち明治、大正の時代において創設育成せられ一応原形をととのえていた財政が、太平洋戦争によって崩壊するに至るまでの財政の歴史である。くわしくいえば、これは、財政機関、会計制度、歳計、臨時軍事費、租税、国債、借入金、専売・国営企業、国有財産・営繕、通貨・物価、金融、預金部資金・国家投資、国際金融・貿易、地方財政および旧外地財政等財政の諸部門についてのおのおの沿革、発展の経過を述べ、かつまた、それを系統的に総合しようとしたものである。その記述は大蔵省所属の根本資料によっている。この点がこの財政史の最大の特色である。全部は十五巻より成る。成稿にしたがって順次刊行する予定である。

終戦後まもなく大蔵省部内に昭和財政史編集の議がおこり、たまたま、われわれは、その事業の委嘱をうけた。考えて見れば、明治初年以降同三十五年までの財政事歴につ

いては、大蔵省事務関係者の手になる『明治財政史』（全十五巻）がある。また、それ以後大正末年までの財政事蹟については、大蔵省が編集のスタッフをもって編集した『明治大正財政史』（全二十巻）がある。それぞれ官庁歴史の尤であることは人の知るところである。われわれのこの『昭和財政史』は、右二つの伝統をつぐものである。

この意味で、この『昭和財政史』は、前の二つの『財政史』と合せて、維新以後八十年間の国運消長の過程を財政の面から語るであろう。これが大蔵省当局者のわれわれに対する希望であった。われわれもまた、もちろんこの意図を尊重した。しかし昭和以来の財政は、国の政治と国民経済の推移とに關して、それ以前の財政に比しては一層重要な關係をもち、またこの期間においては、日本の運命は、有史以来未曾有に悲劇的なものとして終った。そこで、この期間の財政史の編集、記述もまた前二史における方針とは同一ではありえず、当然に、とくに右の二つの特色を示すために多くの注意を払った。それは、従来のいわゆる官庁の事務記録の域を脱して、いわゆる「歴史の問題」のためにも役だつものとなったと思う。いかえれば、これは官庁の資料に基づいて作った財政史ではあるが、一般の人にも親しまれうる財政史であることを願って編集をし、そういう野心をいだいて記述の筆をとった。

昭和財政史

第一卷 総説	大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎	第十卷 物価	教育大学教授 大島 清
第二卷 財政機関	大蔵省大臣官房調査課 山村 勝郎	第十一卷 金融(上)	教育大学教授 大島 清
第三卷 歳計	大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎	第十二卷 金融(下)	法政大学教授 宇佐美誠次郎
第四卷 臨時軍事費	法政大学教授 宇佐美誠次郎	第十三卷 国家投資	立教大学教授 藤田 武夫
第五卷 租税	立教大学教授 藤田 武夫	第十四卷 国際金融・貿易	教育大学教授 大島 清
第六卷 国債	山梨大学助教授 藤崎 憲二	第十五卷 地方財政	立教大学教授 藤田 武夫
第七卷 専売・国営企業	大蔵省大臣官房調査課 川上 秀正	第十六卷 旧外地	元台湾総督府 嶺田 丘造
第八卷 国有財産・営繕	山梨大学助教授 藤崎 憲二	第十七卷 朝鮮	元朝鮮総督府 水田 直昌
第九卷 通貨	大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎	第十八卷 南洋	元南洋庁長官 北島 謙次郎
		第十九卷 関東	元関東州長官 高瀬 武寧
		第二十卷 年度	大蔵省大臣官房調査課 山村 勝郎